

# 入会林野の解体過程に関する研究

中 川 恒 治\*

信州大学農学部 生物生産科学

## 目 次

### 第1章 研究の課題と方法

- 【1】 研究の目的…………… (2)
  - (1) はじめに
  - (2) 入会諸論と問題の所在
  - (3) 研究の目的
- 【2】 先行研究の概観…………… (6)
  - (1) 「入会」に関する法制史的背景
  - (2) 入会研究の主たる系譜
  - (3) 入会研究の主たる論点
- 【3】 研究の課題と方法…………… (29)
  - (1) 分析視角と研究の課題
  - (2) 分析装置と研究の方法

### 第2章 入会林野の分布と特徴—統計的概観—

- 【1】 はじめに…………… (35)
- 【2】 全国的統計と概観…………… (35)
  - (1) 全国統計と入会林野の存在状況
  - (2) 全国の入会林野整備事業の推移
  - (3) 未整備入会林野集団
- 【3】 長野県下の入会林野…………… (44)
  - (1) 長野県下の入会林野整備の実施過程
  - (2) 長野県下の未整備入会林野集団
- 【4】 生産森林組合…………… (48)
  - (1) 全国の生産森林組合
  - (2) 長野県下の生産森林組合
- 【5】 長野県入会林野の位置づけ  
—統計分析の試み—…………… (52)

### 第3章 入会林野利用の変遷と入会林野の解体過程

—長野県駒ヶ根市中山区を事例として—

- 【1】 はじめに…………… (56)
  - (1) 課題と方法
  - (2) 事例研究の対象選択
- 【2】 対象地域の概況と入会林野の特徴…………… (57)
  - (1) 長野県駒ヶ根市の概況
  - (2) 駒ヶ根市中沢地区の概況
  - (3) 中沢地区部落有林野の歴史的概況

(4) 中沢地区中山区の概況

【3】 中山区における入会林野利用の変遷と入

会林野の解体過程…………… (62)

- (1) 残存入会林野
- (2) 中山区入会林野の解体過程
- (3) 小 括

添付 別掲史料と表 (史料-(ア), 史料-(イ), 史料-(ウ), 表-A, 表-B)

### 第4章 入会林野の課題と入会林野の解体過程

—長野県下の入会林野と地縁団体法人化—

- 【1】 第4章の課題と方法…………… (82)
- 【2】 入会林野の問題と近代化法…………… (82)
  - (1) 「入会林野の問題」とは何か
  - (2) 入会林野の問題解決の方向
  - (3) 「近代化法」による「入会林野の問題」解決
  - (4) 入会林野近代化の問題点
  - (5) 入会林野整備後の問題点
- 【3】 長野県下における入会林野整備事業の展  
開…………… (86)
  - (1) 入会林野整備の実施概況
  - (2) 現在の近代化未整備入会林野
- 【4】 長野県下の地縁法人…………… (88)
  - (1) 地縁団体の法人化
  - (2) 地縁団体の設立・認可状況
- 【5】 地縁法人と入会集団が重複する場合…………… (89)
  - (1) 地縁法人と入会集団の重複
  - (2) 調査対象地縁法人の概況
  - (3) 調査対象地縁法人と入会林野との関係
  - (4) 地縁法人と入会林野に関する類型
  - (5) 地縁団体と森林管理組織との関係
- 【6】 入会林野整備事業の課題と地縁団体法人  
化…………… (96)
  - (1) 入会林野整備事業の課題
  - (2) 近代化整備事業の課題と地縁法人

### 第5章 研究の総括 …………… (107)

- 参考文献一覧 …………… (112)
- あとがき …………… (115)
- Summary (英文要約) …………… (115)

\*岐阜大学大学院連合農学研究科

## 要 旨

本研究は、入会権に基づく森林の所有・保有・管理等の主体である入会集団と、その入会権に係る入会林野について、その今日的役割や意義を再評価しようというテーマのもとで、その入会林野利用の変遷を対象とし、法社会学上の「入会権の解体」概念を批判的に継承・再構成した「入会林野利用の解体過程」について、理論的並びに実証的に明らかにすることを目的とした。研究の課題は、①現時点における入会林野の全国的な空間分布の把握と特性の分析、②「入会林野の解体過程」に関する歴史的並びに今日的検討、③「入会林野の再編」に関する今日的動向の把握と検討、④全国的規模での入会林野の今日的類型化の検討。の4点とした。

諸先行研究の成果から「入会林野の利用形態が生産様式および社会関係に伴って変貌する」という実態認識を抽出した。その「利用形態の変貌」の指標は、法社会学研究において整理された「入会権の解体」の内容を基礎とする。しかし、この概念のみでは実態としての入会林野の消滅が捕捉しきれないため、第1章で新たに「入会林野の解体過程」として「入会林野利用形態の変貌と消滅」と「入会林野利用形態の変貌と存続」の両者を明瞭に区別する概念の再構成を行った。第2章では、本研究の課題①及び④に係わり統計的概観および多変量解析（主成分分析）を行った。また、入会集団の経営体としての評価や検討という点に関して、入会集団を「近代化」したもの・しないものに分け、それぞれに対して公的資料等の利用と具体的な対象設定により可能な限りの接近を試みた。第3章では、入会的活動の肯定的側面の今日的表現形態の発見・評価、たとえば、現代の林業をめぐる経済的環境・採算性が悪化している状況下にもかかわらず育林活動が継続して行われている事例を対象とした。これらは本研究の課題②に関わり、長野県下の実態調査結果に従って述べた。そして、第4章では、入会集団と地縁団体・部落会等の関係における「部落法人化問題」が1991年に「再び」法的に可能となったため、本研究の課題③に関わり、長野県下の実態分析に基づき論じた。

本研究によって明らかになったことは、主として以下の3点である。

①入会林野及び入会林野集団の概況について、近代化法以後に整備された生産森林組合の経営不振の問題を生じていること、他方、現時点の未整備集団は現状維持の意思が強く、近代化整備事業の不振を生む原因となっていること。また、長野県下の未整備集団は全国に比して利用形態および入会権の態様の関係において未分化的様相を呈していること。②実態調査では、長野県駒ヶ根市中山区を設定し、入会林野の解体過程が詳細に明らかになったこと。また、この集落で今日まで入会権者の共同賦役により人工林の手入れが続いているが、このような入会集団は地域資源管理の担い手として重要な役割を果たしており、入会林野の現代的存在意義を見いだすことができること。③入会権公権論・私権論の対立の現代的な現れと見なすことのできる入会集団と地縁団体法人化に関し、入会集団をして地縁法人化という出口を求めさせている点で入会林野の解体過程と整備事業におけるあらたな関係性が存在すること。

以上、本研究は歴史的な資料に基づく調査・分析、集落単位のアナケート調査、聞き取り調査、統計的分析等及び、施策に関する最新の動向把握を含め様々な手段にて理論的・実証的に研究の目的および課題に接近した。それらを統合した実態把握・分析の視角として「入会林野の解体過程」は有効であるといえる。

今後は、海外研究との交流が入会研究の重要課題であると考えられる。

## 第1章 研究の課題と方法

### 【1】 研究の目的

#### (1) はじめに

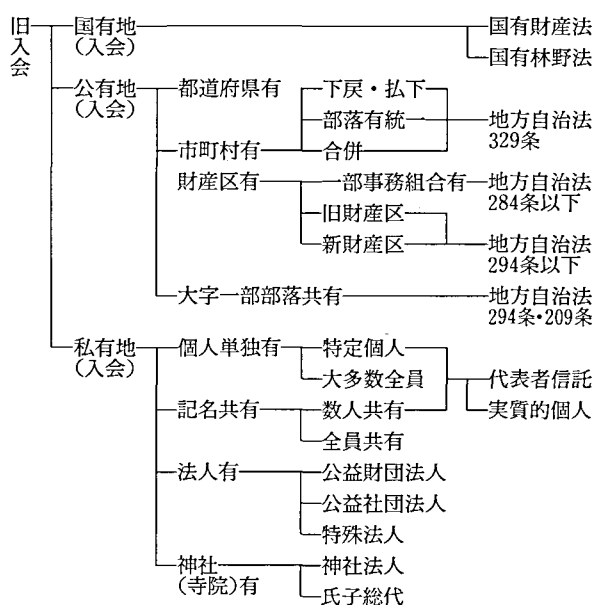
「入会林野」という語は、一般には、あまり馴染みがあるものではない。地方によって、その意味する内容についての呼び方が異なることも多く、その言葉から、入会であることを推測することが困難な場合もある。しかし、それらの異なる呼称によって指し示されるところの内容は、地域の違いを越えて、共通する行動様式として理解される。つまり、集落に残された古文書に記されている「苜敷 山ノ口明ヶ」に代表され

るものである。例えば、過去において、ある土地で農業用の肥料として草を採る場合に、その土地では特定地域の住民のみの利用しか許されなかったこと、あるいは、その草を採る場所や時期、草の種類、道具などについての規制がその住民相互間に存在した、といったこと等である。

このような土地利用の様式を一般化して表せば、次のような説明が可能であろう。すなわち、集団（概して地縁・血縁的結合による）として土地を所有・保有（時として所有・保有の意識無く）して様々に利用し、その所有・保有や利用のしかたを決定する慣習規制（その個々の内容は地域によって千差万別である）が、

過去から継続して存在すること。そしてその対象が入会林野である。

わが国の法律及び裁判所での判例によれば、以上のような事実が確認されれば、原則として土地所有名義がどのようなものであってもその名義に対して法的拘束力を負わないでよいことになっている<sup>(1)</sup>。したがって、今日においても、個人有、社寺有、区有、部落有、財産区有、慣行共有、市町村有、国有などの形式で分類される林野の一部または全部として存在し続けているのが事実である。また、そのために図1-1に示すような法的根拠に基づく所有なのか、入会林野であるのかの判断は、実態を調査しなければ分からないものとなっている。



注：渡辺洋三「慣習法と国家法」『入会と法』法社会学研究2，東大出版会(1972)，197頁を参考に作成。

図1-1 入会権と地盤所有権

一方、現在のがわが国における森林・林業に関する一般的状況は、どの様なものとされているであろうか。まず客観的事実としては、国土の67%をしめる森林のうち人工林面積は1千万haを越えていること、その8割は保育、間伐等の積極的な管理が必要とされる35年生以下のものであることである<sup>(2)</sup>。しかし、このような森林の維持・管理に携わる人々、すなわち担い手は、高齢化や人口数の減少が問題となっているため、戦後の植林木が経済的有用性を発揮できるかが懸念されている。つまり、歴史的に山林への依存度の高い山間地域においては、就業構造の変化による再生産構造の再編や過疎化の進行による人口構成の変化によって山林への関わりが弱まり、要間伐人工林にとって必要なはずの手入れが行われがたい状況となっている。また、国内と比較して材価の低い外材への依存が定着化して

きたため、国産材の需用が低迷していることが国内林業の不振に拍車をかけるといえる。そうした現況の背景にあるのは、林業経営体サイドからみれば、まず国有林の独立採算制のもとでの赤字経営と人減らしによる活動の停滞、そして民有林における個人所有の小規模、分散性であろう。これらについては、現在までに国有林論、中小林家論として林業経済の研究者のあいだで多くの議論がなされているので、あえてここで細かく繰り返す必要は無いであろう。

しかし、国有林のように官僚の支配に服するわけでもなく、むしろ歴史的には下げ戻し運動などによって闘ってきた側面を有し、また、小規模・零細性を地域という纏まりの中で克服できる資源としてのいわゆる「入会林野」については、系統的な実態把握や研究・議論が継続して行われてきたとはいいたい面があったといえる。「入会」は、現象としての事実関係が錯綜していたり、実証研究を進める上での史料の収集が困難であるか手間取るために研究に時間がかかること、短期間で何らかの結論を得ることが困難なことが特にその理由として挙げられる。また、その内容の見通しの利きにくさがゆえに「入会=前近代的・封建的な遺制」であるという先入観から逃れられず、取り扱うに値しないという風潮が形成されたことなどの影響も多く見聞される事実である。

しかし、この後者の「入会=前近代的・封建的な遺制」であるとする点について次のように指摘する研究者が存在する。

すなわち、中尾英俊(1984)は林業経済誌の論文のなかで(『入会林野利用と生産森林組合』, No.423), 入会林野整備事業(近代化)の結果としての生産森林組合での定款と規約の二重性とその原因である入会慣習について法律的観点から論じた後、以下のように述べている。

「しかしながら入会慣習にもとづく行為規範をすべて否定すべきではない。…(中略)…もともと入会慣習=入会集団の規範は発生的には封建的=前近代的性格のものであったが、しかし入会地の利用変化、商品経済の発展に伴い、入会慣習も変化しそれなりに近代的性格をもつに至っているのである。こんにち、社会一般の規範が近代的であって、入会慣習のみ前近代的と考えるのは入会林野の現状を全く知らぬ者のみであろう。」<sup>(3)</sup>

本研究は、その根底において以上のような認識・立場と軌を一にするものである。そして、既存の概念に拘束されることなく、評価すべ

きは評価し、批判すべきは批判すべきとする立場に立ちつつ、入会林野を研究の対象として取り上げ、その今日の役割や意義を再評価しようと試みることは、今日のわが国の森林・林業・環境を捉える上で必要かつ有意義な作業である。

## (2) 入会諸論と問題の所在

周知の通り、入会林野を対象とする研究は、過去、多くの社会科学的学問分野において、その学問における主張の正当性または根拠付けなどのために取り上げられてきた。たとえば、法学、歴史学、社会学、経済史学、林政学、林業経済学、法社会学、民俗学、等である。このように、多くの研究分野及び研究者が扱ってきたために、その議論の関連性や成果の位置づけ等の把握・整理が一筋縄ではいかないのが現状である。したがって、本研究の課題を明瞭にしてゆくためにも、本論を進めるまえに、入会林野に関する研究全般について、概括的・鳥瞰図的に簡略に示すことにする。

入会林野あるいは一般に「入会」は、

- A：明治以降の近代国家形成のための基盤づくりに係る入会林野整理についての林政学上の問題
- B：学問的研究の発端である法学関係者による、入会権の権利に関する法律上の性格規定の問題と、その系譜を引く法社会学者による実態研究
- C：農業利用上（牧畜産業）の振興に係わっての農業経済学上の問題
- D：林業・山村問題に関する研究をする林業経済学者によるもの
- E：入会林野経営の適正組織について、当事者とA、B、Dが一体となって研究・議論がされているもの
- F：1990年代にはいり、経済学の一部で「コモンズ」の概念によって入会林野を照射し「定常系社会」の環境保全能力に関する今日的評価を行おうとするもの等

のような各学問分野における問題意識において扱われてきている。(時系列的には、A→Fの流れ、趨勢である。)

またそれらを研究の内容からみれば、

- a：入会権そのものについての評価・考察
- b：入会権を構成する入会集団の性格についての評価・考察
- c：入会林野近代化法の評価・批判
- d：生産森林組合の設立を含めた入会林野経営主体(共同体)の組織化に関する評価・考察

e：「入会」的地域資源利用の合理性に関する評価・考察

などが主だったものとして挙げられる。

いずれにしてもこのような研究がなされてきたことには、一般に次のような背景があったといえよう。

まず第一に、明治期以降のわが国が、中央集権的国家管理体制の拡充と生産諸手段の私有化に基づく資本主義的生産様式の進展に伴う生産諸関係の変質及び生産諸力の発展を指向し、それを諸政策・諸法令等において具現化していったこと。第二に、その具現化に際して、入会地および利用主体に対しては、それらが、法律・政策・制度といった外部からの権力的解体圧力として作用したこと。そして、第三に、入会利用主体の内部においては、農林業の生産様式の変化が現象化してきたこと、が挙げられる。

このため、「入会地」を議論の種として取り上げると、自ずから制度論、権利論、法律論、経済史学、経済学、社会学、共同体論、農林業問題などの様々な領域に係わらざるを得ないといえる。それゆえ、各学問分野がその個別領域の範囲内において入会林野を分析しようとしても、その視角設定の如何によっては、分析すべき内容がその研究領域の範疇には収まらないという問題が生じる可能性が含まれていることになる。すなわち、そこに研究の限界が生じることになる。近年において、入会研究が活発化しなかった最大の理由は、この学問における縄張り意識的自己限定にあったと推察されるのである。

したがって、入会林野を取り扱った研究においては、過去に行われたような各学問分野の既存の枠組みを前提とする文脈の中に入会林野から導き出された内容を位置づけてゆくという研究方法を取るのであれば、基準とする学問分野を設定する必要が存在するが、それでは過去の研究の繰り返し・延長にすぎないものになってしまう。そこで、本研究では、各学問分野において見いだされるある程度の共通的な枠組みをあらかじめ抽出・検証し、その枠組に基づく研究課題の設定により研究を進めるという、過去の研究にはない方法論を取るものである。したがって、このような問題意識・方法論を取ることで本研究の特色である。

ところで、このような問題意識に近似していると考えられるものに、K.マルクスの「資本主義的生産に先行する諸形態」が挙げられる。そのなかで、マルクスは、生産力の発展と Gemeinwesen(共同体)の解体との関係についての認識を示していた(特にP.46,47, 国民文庫, 大月書店)<sup>(4)</sup>。より具体的には「ヴェラ＝

ザスーリッチへの手紙」(同書所収)において、農業共同体の構成員の生産手段の私的占有が動産的富の漸次的蓄積になり、それが経済的・社会的平等の解体作用をもち、共同体内部の利害衝突をうみ、その衝突が耕地の私有財産への転化、私有財産の共同体的付属物の森林、牧地、荒蕪地まで私的占有にいたらせると述べている<sup>(5)</sup>。そして、「農村共同体」はその構造上の形態からしてまったく異なった歴史的環境のもとで、「農業共同体」のなかに含まれている私有の要素が集团的要素のうちかつか、後者が前者のうちかつかのどちらかを選ぶことができることを示唆した。このような「モデル」は、動的把握における歴史的変化の方向性(法則性)を扱っている点で各学問領域を横断的に扱う指標・分析装置として指し示すといえよう。

しかし、このような認識、あるいは「共同体」に関する歴史的展開モデルが、「わが国の入会林野の来歴」にそのまま重ね合わせて理解することが可能かどうかについて、今日までに十分に明らかにされているとは言い難い。そのため、本研究では、魅力的ではあるが以上のような歴史的展開モデルを事象の説明として用いることはしないことを、ここにあらかじめ述べておくことにする。

それでは、どのような枠組みを抽出・設定すべきであろうか。

### (3) 研究の目的

わが国において、川島武宜を中心とする法社会学の研究グループが、先のマルクスの汎(超)歴史的とも見なすことが可能なあいまいさを残す提示とは異なって、1960年代後半を中心とする具体的な実態調査の積み重ねの結果として「入会権の解体」という概念を提唱した。要するに、「数村入会は一村単独入会へ、古典的入会林野利用はその他の利用形態へ解体している現象が存在すること、それは従来の研究では見いだされなかった現象であること」を指摘したものである<sup>(6)</sup>。

ただし、この理論の提唱者の川島武宜が、以下のように述べていることは、見過ごせない重要な点である。すなわち、

「(「総有入会権の解体」と題しているが) …ここで問題にしているのは「総有利用」の解体である。すなわち、入会権の古典的且つ典型的な利用形態である「集团的個別利用」(いわゆる「入会稼」)から、多かれ少なかれ個人主義的な利用形態たる「分割利用」・「直轄利用」—徳川時代に見られた「古典的」な直轄利用ではなく、商品生

産を目的とし或いは地代収取を目的として行われる直轄経営ないし「契約利用」—へと、多かれ少なかれ程度の差はあるが、移行する傾向が広汎に進行しつつある、という事実を指摘し、「その意味するところは「古典的利用型態たる入会稼を内容とする入会権の型態変化」である」、「…それは、多かれ少なかれ入会の総有的権利関係そのものの解体の要因でもある…」

(この時点では)「入会権というものを、種々の総有的利用型態を含む統一的権利として理論構成することに踏みきることができないで、いわば中途半端な段階に在った。入会権をそのような統一的権利として動的に把握することは、Otto von Gierkeの理論を経由した上で、後に『注釈民法(7)』(1968)の入会権の後注においてはじめて明確な形で主張することができたのである」、「本稿そのものは…当時においては、入会権の従来の常識を破るものであった」<sup>(7)</sup>

(下線強調は、中川による)、あるいは、「…「入会権の解体」という用語のみならず、そのような用語のもとに論じてきた内容は、われわれ以前にはなかった…」

「わたしは、「解体消滅」を論じてきたのではなく、古典的な集团的個別利用型態(入会稼)が、直轄利用(「契約利用」を含む)型態や分割利用型態に転化する傾向、また、それは入会団体の総手(Gesamthand)的権利関係における何らかのしかたと何らかの程度での個人主義的要素の発生ないし増大という変化—それゆえ、わたしはしばしば「解体過程」ということばを用いてきた—の傾向が、社会現象として看取されることを指摘したのであって、「入会権が消滅する」といったことはなく、むしろ逆に、そのような「変化」にもかかわらず総手的規制が根強く存続していることを強調してきたのであった」<sup>(8)</sup>

(下線強調は中川による)

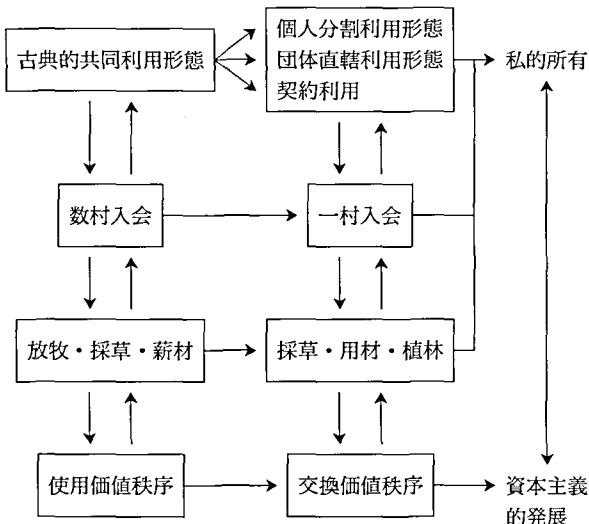
つまり、「入会権の解体」は、提唱者自身もすぐにはその本来の意味する内容にたどり着いてはいないことが明らかである。そしてそれゆえに、川島自身が振り返っているとおり、この「解体」の意味が時に「消滅」の意味に理解され、誤解と混乱を生じさせた。したがって、この場合の川島「解体論」による「解体」とは、当初より一貫して入会林野利用型態の近代の変容の意味に理解すべきであることがわかる。

一方、同研究グループのメンバーでもあった中尾英

俊は、後に、この川島「解体」論の概念をさらに展開したとみなせる見解を述べている。すなわち、「入会林野に資本や労働が投下されれば入会権は必然的に解体変化をとげ、所有権や地上権等の近代的な権利に転化せざるを得ない」(林業経済, No.215, 1966)<sup>9)</sup>、あるいは、「入会林野に対する資本制生産経済の浸透は、必然的に古典的入会権の変容をもたらし、さらには入会権の変化・解体をもたらす。前近代的な入会権は次第に個人的な林野の所有権および利用権へと分解せられて近代市民法秩序への転換・変質への道をだどるにいたる。したがって入会権はいずれ解体し、消滅すべき運命にあるといえる。しかしながら、現実に入会権が農山村に住む人々に生活権の役割を果たしていることを考えれば、直ちに入会権の解体・消滅を肯定することはできない」(中尾英俊, 1965, 林野法の研究, 初版, 101. 勁草書房, 東京.) である。この中尾「解体論」は、歴史法則的な意味合いにおける「入会林野の消滅」を射程におくものといえる(但し、このこと自体を実証した研究はない)。

このように「入会権の解体」という概念には、川島「解体論」と中尾「解体論」と形容し得るニュアンスの異なった意味合いが存在することが分かる(入会権の存続の認識と保護という点では共通するが)。

しかし、この両者を総合化した場合の「入会権の解体」は、単なる法律上の権利論としてだけでなく、入会林野に関する利用形態の変化を指標とする構造的変化を示すために適した表現であるという点で、現存する入会林野を対象として分析する場合に、一定の尺度を与えるものであるといえる(図1-2参照)。



注: 渡辺洋三(1972)「入会と法」, 川島武宜「著作集」第8巻10頁を参考に作成。

図1-2 「入会権の解体」の概念モデル

つまり、入会林野という現象における変化を一定のタイム・スパンで捉え、その変化には不可逆的ともいえるべきある一定の方向性が存在することを示したがゆえに普遍性が存在する。そして、その普遍性ゆえに各学問領域を横断する説明力を有するといえる。

したがって本研究では入会林野に関して、今までの入会研究のなかで必ずしもその意義が明確化されていなかった「入会権の解体」を、現象に対する理論的説明の根拠とするものである。ただし、この概念が示されてから今日まで多くの時間が経過しており、その間に何らの批判・検討・対論の提置等も成されていないのみならず、以後の公的調査や研究において暗黙の前提となつてはいるが、この「入会権の解体」における川島「解体論」的意味合いを強調する場合と、中尾「解体論」的意味合いを強調する場合とが存在することを明瞭に意識しているものではない。

そこで本研究では、このような総合的意味合いの「入会権の解体論」に関し、現代の事例に基づいて、特に入会林野が消滅する場合を実態として明確に把握できる形での「入会林野の解体過程」として再定義・概念の再構成をおこなった。そして、その入会林野の変化を測定する尺度としての有用性を検討することを含みつつ、いわゆる「林野3法案(1996年5月国会通過)」<sup>10)</sup>を成立させたわが国の今日的状況下における入会林野の存在意義を検討することを目的とするものである。

以下、本研究論文では上述の立場に依拠し、本章では「入会」がなぜ問題となるのかについての背景に若干ふれた後、過去の研究の論点の概要を示し、本研究の課題と方法を述べる。

## 【2】 先行研究の概観

### (1) 「入会」に関する法制史的背景

#### ① 「近代化法」以前の法令・政策等

入会林野が幕藩体制下における存在様式のままではなく、わが国の幕藩体制の崩壊と近代化の動きと共に様々なインパクトが、法令や政策等を通じて加えられていくことになる。

例えば、中尾英俊による1968年の研究(林業経済誌, No.236)によると、明治30年以降昭和42年までの入会林野に関する判例100件についての分析から、次のようなことを明らかにしている。すなわち、明治期には入会集団と入会集団の間での数村入会地の帰属、入会権の存否についての争いが多かったが、大正、昭和期

には入会集団と土地所有者・管理者との紛争が部落有林野統一、国有林野特別経営事業の展開のために多くなった。戦後においては入会林野利用の商品化に伴って入会権者が固定化し、村落共同体の規制も弱まったために集団内部の紛争が増加した<sup>(11)</sup>。また、戒能通孝は、著書「入会の研究」(1943)において、入会における権利関係の錯綜の要因として明治22年の町村制改革を挙げ、それが入会地所、用益形態の諸変動をもたらしたものと指摘した<sup>(12)</sup>(P.233)。また戒能は、同書において、入会とは本来土地への支配・進退を意味するのみで確固たる所有の概念はなく、明治政府の「地券発行」(M.5)、「官民有区分」(M.7)政策以来、入会地にたいする所有意識が明確化していったとも指摘している<sup>(13)</sup>。

いずれにしても、入会地とは近世以前より、農民経済の個別再生産構造を支える自然の生産力に依存した物質的基盤であった。それゆえに、幕藩体制下においても租税徴収の物質的基盤としての重要な役割を果たし、結果として封建体制を補完する役割を担っていたといえる。そして、その自然条件的制約を主たる根拠とする「荊敷山の口明け」に代表されるような入会地利用者間の自律的慣習規制(村落共同体規制)が存在し、それが明治政府の上からの近代化政策によって変更を余儀なくされた側面があり、中尾の指摘したような以後の問題を引き起こす要因になったことは事実である。

明治期以降のこのような意味をもつ入会に関係する主な法令を整理すると、詳しくは後掲の表1-1のようになるが、ここで、その主なものについて示す。

- ① 明治5年地券発行
- ② 明治7年官民有区分
- ③ 明治22年の町村制改革
- ④ 明治29年民法入会権規定(263条 共有の性質を有する入会権, 294条 共有の性質を有しない入会権, どちらも地方の慣習に従うと定めている)
- ⑤ 明治30年森林法
- ⑥ 明治32年国有土地森林原野下戻法
- ⑦ 明治43年部落有林野整理統一事業
- ⑧ 大正9年公有林野官行造林法
- ⑨ 昭和22年地方自治法(旧慣使用権, 財産区の規定)
- ⑩ 昭和26年森林法改正(生産森林組合制度創設)
- ⑪ 昭和28年町村合併促進法(新財産区の成立)
- ⑫ 昭和31年公有林野等官行造林法
- ⑬ 同年森林開発公団法

- ⑭ 昭和33年分収林特別措置法
- ⑮ 昭和39年林業基本法(入会林野近代化を明言)
- ⑯ 昭和41年入会林野近代化法等がある(後掲表1-1を参照)。

これら、②から⑯の意図する目的別内容を分類すると、次のように整理できる。

- (ア)地盤所有名義の確定：①, ②, ③, ⑥, ⑦, ⑨, ⑪, ⑯
- (イ)地盤の公的所有への編入：②, ③, ⑤, ⑦
- (ウ)慣習的権利の保護……④, ⑨, ⑯
- (エ)造林資金の導入……⑧, ⑫, ⑬, ⑭, ⑮, ⑯
- (オ)慣習的権利の近代化……⑮, ⑯
- (カ)生産組織の近代化……⑩, ⑮, ⑯

もっとも関わりの大きいのが(ア)「地盤所有の確定」であり、古くから今日に至るまでほぼ一貫して取り上げられている。入会林野は、それほど単純には所有の「確定」が進まない性格であることが分かる。つぎに、(イ)「公的所有への編入」と(エ)「造林資金の導入」である。後者は、戦後からにおいて重点がおかれたことが分かる。また、の「近代化法」は、以前の政策・施策・法令にはなかった「近代化」を扱った点で、画期的であったといえよう。

全体的な趨勢としては、(ア)から(カ)へと重点が移行している。

それでは、以上のような明治期以降の政策・法令の奥に歴史貫通的に見通せるのは一体何であろうか。

それは、戦後入会研究の中心的人物の一人である法社会学者の川島武宜が、「所有権法の理論」(1987)のなかで、

「総有」とは、Genossenschaft 的団体の内部的法的秩序により、団体とその構成員とに共同に属するところの団体的所有である、

「あらゆる物を交換価値の担い手たらしめることを理想とする近代社会は、総有を個人法的所有へ転換することを必然的ならしめた、

「わが国においても政府当局の指令・推奨に基づいて明治以来大正年間にかけて多くの入会地が分割された」(p.183)<sup>(14)</sup>

と述べているような、「ゲルマン法的所有(総有)である入会地のローマ法的所有(個人法的所有)への転換」である。

それは、明治・大正年間にかぎらずに、それ以降の戦後においても、昭和41年法律第126号「入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律」を一つの山場として形成しつつ、今日までその枠組みが基軸

となってきた。

そして、それらの歴史的な経過の累積が原因となって、今日の現実の「入会」権利関係の複雑性・多様性が生じているのである。

この意味で、入会林野研究は、時代を経るごとに複雑化する現象を相手にしていくという宿命のようなものを背負わざるを得ないといえるであろう。そして、まさにこの一点によって、入会研究を扱う場合には、その現象を理解する上で、多かれ少なかれ対象とする入会林野の歴史的経過を辿ることが研究の方法として必要である、ということがいえる。

## ② 「近代化法」の成立経過と評価

わが国の林政史において、林業生産を構成する労働力、生産手段や生産要素の結合関係、流通過程への対応など、政策課題としてのいわゆる構造問題が、時々登場する。例えば、明治40年代の公有林野対策期や、昭和初期の外材輸入期、戦時体制下、および戦後の農地改革期などである。このような構造問題を政策課題化する本格的な展開は1960年代後半に現れた。その背景には、高度経済成長の実現と産業構造の再編のなかで、山村の過疎化および山村の主要たる林業の荒廃化がもたらされる、という危機的状況があった。

そのような状況下において、昭和35年「農林漁業基本問題調査会答申」を受け、同39年「林業基本法」が制定された。同法は林業経営の近代化、林業生産力の増大を通じて、産業としての林業の構造形成を推進することとし、これを受けて、林業構造改善事業が昭和39年から実施に入った。この事業は、今日の時点では、森林の多面的利用、山村定住化の事業など、「より広汎化する傾向」<sup>(15)</sup>を示している。

入会林野は、先述のとおり、明治40年代の公有林野整備（入会権統一）、戦後では昭和22年「地方自治法」への移行、同28年「新市町村合併促進法」などによって解体を余儀なくされてきてはいたが、近代化法施行前においてなお200万 ha にのぼるといわれていた。

そこで、基本法林政に伴う「入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律」が昭和41年に制定・公布され、その近代化路線の具体化を引き受ける「入会林野整備事業」が開始された。それにより登記手続きの特例措置と税制上の恩典が与えられ、入会林野の個別私権化、協業化（法人化）が推進された<sup>(16)</sup>。

ここで、「近代化法」の性格をより明らかにするために、このような成立経過と評価について、もう少し詳しく整理を行っておこう。

まず、高須徹明（1966）は「従来の伝統的な入会林

野問題と、この林業基本法によって提示された新たな問題意識の相異を重視する必要がある」<sup>(17)</sup>と、「近代化法」の上部法にあたる林業基本法を評価している。すなわち、伝統的な入会林野問題では、「入会林野の失われた使命」が放置・荒廃の原因となり、治山・治水上においても問題のある存在である式の「森林資源の造成充実・国土保全的」発想なのに対し、基本法で求めているのは、「入会林野の近代化」そのものではなく「林業経営の発展」であり「小規模経営の拡大」であって、「入会林野の近代化は、いわばこのような目的に対する一つ的手段にすぎない」<sup>(18)</sup>ものとする。

では、このような「林業基本法」および「入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（通称「近代化法」）」の成立には、どのような経過・背景が存在したのであろうか。

戦後に入って、昭和26年にわが国森林法が全面改正され、森林組合制度中に施設森林組合とならんで生産森林組合という森林所有者の協業経営組織<sup>(19)</sup>（いわゆる「施設組合」ではない、「生産組合」の性格<sup>(20)</sup>）が作られ、入会権者の制度活用も期待されていた。しかし、入会林野における所有名義の混乱等により、「生産森林組合の設立はきわめて低調」であった<sup>(21)</sup>。その後、昭和31年の公有林野官行造林法の一部改正によって入会林野もこの適用対象に加えられたが、部落名義や記名共有名義の入会林野は、国が所有を確証することが困難な場合が少なくなく、たとえそれができても、登記名義人と一致しないときは地上権登記ができないので契約が不可能なこと、官行造林契約は国と土地所有者との間で結ばれる建前であったので、地役の性質を有する入会権の存在する林野においては、地盤所有名義人と入会権者とのあいだで話が付かない限り、同法の適用が不可能であったこと等により、「入会林野にたいする官行造林の実績は、期待を遙かに下回った」<sup>(22)</sup>。そして、昭和33年分収造林特別措置法が制定された。しかし、森林開発公団法が原則として入会林野を対象としなかったことに加え、民間資本も権利関係が複雑で地上権登記等の困難な入会林野を敬遠せざるを得なかったこと等により、「この法律にもとづく入会林野の造林実績もごく少なく、昭和33年から同37年にかけての5年間に約1万 haにとどまった」<sup>(23)</sup>。その間、林野庁は入会林野問題に本格的に取り組むため、昭和30年に公有林野調査会（当時は、入会林野であるいわゆる部落有林野を、公有林野と呼ぶことが多かった）を発足させ、昭和34年には、この調査結果<sup>(24)</sup>にもとづいて林野庁長官の諮問機関として部落



有林野対策協議会が設置された。同協議会では、①部落有林野における林業的利用と農業的利用をどのように調整するか、②部落有林野の利用は個人分割の方向に進むべきか協業の方向に進むべきか、③部落有林野の権利関係についてどのような措置をとるべきか、という林野庁長官の諮問に答えるべく2年間の審議がおこなわれた。またその一方で、ほぼこれと同じ時期の昭和34年7月に内閣総理大臣から農林漁業基本問題調査会にたいして「農林漁業に関する基本的施策の確立に関し貴会の意見を求める」という諮問がなされ、この調査会においても農林業政策全体の中での入会林野問題の位置づけ・方向性が審議されることとなった。さらに、これにやや遅れて、農林大臣から中央森林審議会にたいし、林業振興に関する基本的施策についての諮問がおこなわれた。そして、これら3つの答申は、昭和35年から36年にかけて相ついで提出されたが、基本認識において、①農林業経営は構造改善施策の推進

により経営規模を拡大し、経営を近代化していく必要があるが、入会林野は規模拡大の有力な手段として活用すべきものである、②このような方向に入会林野を活用するためには、なによりもまず権利関係の整理と近代化をはかる必要がある<sup>(25)</sup>、とする点は共通していた。

このようにして、政府は、昭和39年7月に林業政策の目標とそれを達成するために必要な基本的施策を示した林業基本法を制定し、その中に入会林野の近代化を明瞭に規定したのであった。その第12条には、

「国は、林業経営を近代化してその健全な発展を図るため、…小規模林業経営の規模の拡大に資する方策として、…入会権に係る林野についての権利関係の近代化等必要な施策を講ずるものとする」

と銘記されている。

表1-1 入会林野等関連法令通達年表

整理番号	発令官署 法令番号	発令年月日	西暦	法令表題等(注 釈)
1	太政官布告 第543号	明治 2. 6.17	1869	・ 版籍奉還ノ請ヲ聴ス 藩体制の解体として版籍奉還が行われ、近代社会へと乗り出した。
2	民部省達 第637号	2. 7.10	1869	・ 府県官林総反別を録上セシム 官林の地籍調査で明治政府の官林調査はこれよりはじまる。
3	大蔵省達 第25号	5. 2.24	1872	・ 地所売買譲渡ニ付地券渡方規則 地所売買譲渡の際に地券を土地の所有者に交付することになる。これにより私的所有権の確認が行われた。
4	大蔵省達 第85号	5. 7. 4	1872	・ 地券渡方規則ノ第十三則の取扱方ヲ定ム 売買譲渡に伴う交付ではなくて全国一般に行われることに改められた。
5	大蔵省 第126号	5. 9. 4	1872	・ 地券渡方規則追加 村持ちの山林、数村入会の山野が公有地とされた。
6	太政官布告 第120号	7.11. 7	1874	・ 地所名称區別改正法 俗に言う官民有区分法である。地所を官有地と民有地に区別し、さらに民有地は第一種、第二種、第三種に区分され、入会林野は第二種となった。
7	地租改正事務局 達 3号	8. 6.22	1875	・ 山林原野池溝等慣行を以て民有の確証ト視認ス 入会林野は証拠書類がなくとも長年の慣行があつて近隣の群村が保証するならば、民有に編入してもよいとされた。
8	大蔵卿訓令 主秘第10号	18. 2.18	1885	・ 地押調査挙行の件 土地の現況を明確にしようとしたもので、明治18年に着手し明治27、8年ごろ完了した。しかし、財政事情、測量技術等から正しい地籍図はできなかった。
9	法律第1号	19. 8. 1	1886	・ 登記法 不動産取引の公示制度が改善され、土地取引の保護が法的に強化される。
10	法律第1号	21. 4.25	1888	・ (旧) 町村制(明22施行) 我が国における近代的な地方自治制度の確立の第一歩といわれ、旧来の村とは基本的に異なる新しい村を作り出した。旧村持林野は登記法を利用して個人や共有名義、社寺名義にうつされたものもある。また、町村制83条では旧慣使用を認めており、町村内の一部に財産所有主体となり得る特別の公法人を認め、「区有財産」「町村一部有財産」という形の通称旧財産区の制度を創設した。(第144条)
11	法律第13号	22. 3.23	1889	・ 地券を廃す 土地台帳規則制定により廃される。
12	勅令第39号	22. 3.23	1889	・ 土地台帳規則 地券台帳を改め、全国一定の様式による台帳に調整する。
13	法律第89号	22. 4.28	1889	・ 民法(明22施行) 入会権は、物権の一つとして、第263条(共有の性質を有する入会権)と第294条(共有の性質を有しない入会権)の2箇条を定め、ともに地方の慣習に従うこととされている。なお、入会権は権利の性質から民法第177条に係わらず登記を必要としないとされている。

14	法律第99条	32. 4. 27	1899	・国有土地森林原野下戻法 入会地は大半、民有地として下げ戻された。
15	法律第85号	32. 3. 23	1899	・(旧)国有林野法 地元住民と直接関係のあった国有林野は、委託林制度、部分林制度となった。
16	農商務内務次官 第4972号	43. 10	1910	・公有林野整理開発ニ関スル件 自治の円満と財政の安固をさせるための部落有林野を市町村に統一するように指導する。いわゆるこれが部落有林野整理統一事業。
17	法律第7号	大正 9. 7. 27	1920	・公有林野官行造林法 市町村と国が分収契約を結び、国が積極的に造林を行うことによって、森林資源の開発と市町村の基本財産の造成を図る目的で制定された。部落有、記名共有等の入会林野は所有名義だけを市町村に移して官行造林契約を結んだ事例もあった。
18	山林局長通牒 山第2313号	昭和 14. 4. 1	1939	・公有林野整理統一ニ関スル件 森林法の改正とともに、この政策は従来のごとく積極的には進めないということで、実質的に終止符が打たれた。
19	政令第15号	22. 5. 3	1947	・町内部落会等解散 いわゆるマッカーサー政令で、部落会の解散に伴い部落有財産は町村有、記名共有、個人有に変わったものが多い。
20	法律第67号	22. 4. 17	1947	・地方自治法 旧慣による公有財産の使用は第238条の6に規定され、財産区に関することは第4章第294条から第297号に規定された。
21	法律第249号	26. 6. 26	1951	・森林法 森林の区分として「公有林野」の用語が消えて「民有林」一本に包含された。また、一方では協同組合理念を基礎とし、他方では零細林業経営者の現物出資による所有・経営・労働の一致による「完全協業」を理想とする生産森林組合制度が創設された。
22	法律第258号	28. 9. 1	1953	・町村合併促進法 町村合併が全国的に進められ、28年には9895あった市町村が、33年には3663と約3分の1に縮小した。ここで問題となったのは、旧町村有林野の処理で、地方自治法で財産区となったものと町村制下に設けられた旧財産区の二種類となった。また、これを機会に従来の入会林野が、生産森林組合等の協業法人となったもの、個人に分割解体したのもあった。
23	法律第13号	31. 3. 17	1956	・公有林野官行造林法の一部改正 部落有、記名共有等の入会林野も法律の適用を受けることとなり、題名が公有林野等官行造林法と改正された。ところが、土地所有者の確認が困難、登記簿上の所有名義人と一致していない等により、実績は期待を遙かに下回った。ただし、入会林野のように複雑な権利関係のある入会林野は、原則として対象とされていない。
24	法律第85号	31. 4. 27	1956	・森林開発公団法 森林資源の豊富な地理的条件の悪い地域を開発するため、また、水源涵養の森林造成等を行うため公団が作られた。
25	法律第57号	33. 4. 15	1958	・分収造林特別措置法 民間資本や技術導入の措置を定めたが、入会林野は権利関係の複雑さ、特に登記上の混乱のため成果が上がらなかった。
26	法律第88号	36. 5. 19	1961	・公有林野等官行造林法を廃止する法律 これにより新たな官行造林が行われないこととなり、これ以後は森林開発公団が23に基づく造林者または費用提供者として引き継ぐことになる。
27	法律第161号	39. 7. 9	1964	・林業基本法 林業政策の基本方向を示すために制定された。第12条には「国は…入会権に係る林野について権利関係の近代化等必要な施策を講ずるものとする」と宣言している。
28	法律第126号	41. 7. 9	1966	・入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律 農林業上の利用を増進するために、入会林野又は旧慣使用林野である土地に係る権利関係の近代化を助長するための措置を定めた法律。

注：「いりあいりんや」第23号（公有林野全国協議会発行）を参考に作成。

## (2) 入会研究の主たる系譜

### ① 学問的展開の端緒と諸学問への波及

入会権の法的側面に関する研究は、『徳川時代に於ける村の人格』、『明治初年の入会権』などの「1912年以降に発表された中田 薫の論文によって基礎が築かれた」<sup>(26)</sup>といわれている。

中田はそれら論文において徳川時代と明治初年の史料および裁判所の判決における理論的分析をおこなった。それは、西洋の法史学に基づいた「西洋中世の

「総有」(Gesamteigentum)ならびに「実在的総合人」(reale Gesamtperson)に関する理論の正確な理解に立脚した画期的なもの<sup>(27)</sup>であった。

一方、入会権に関する法律学的研究、特に判例の研究は、中田以後長い間なされていなかったが、その後の1920年代末に末広巖太郎が『物権法』において、「オイゲン・エアリーヒのいわゆる「生ける法」("das lebende Recht")という新しい理論的関心ないし興味に基づいて」<sup>(28)</sup>入会判例の研究を多くおこなった。

さらに、末広の影響下にあった戒能通孝は『入会の

研究』において、「封建社会における物支配の独自の理論」<sup>(29)</sup>から出発し、明治初年の入会判決の分析を通して中田の理論に対する「新しい問題提起」<sup>(30)</sup>を示した。それ以後は長い間組織的研究がおこなわれなかった。

このような学問的問題提起の地盤の上に、第一に新たに入会権の「歴史学的研究」<sup>(31)</sup>(主として、文書史料による中田の方法論の継承でもある)が展開され、第二に、末広の問題意識の継承でもある入会権の「生ける法」研究が展開した。これらの研究では、法史学的研究(石井良助、福島正夫ら)、農業史的研究・林業史的研究(川瀬善太郎、植村恒三郎、佐藤百喜、古島敏雄、遠藤治一郎、近藤康男ら)、民俗学のおよび社会学的研究(柳田国男、有賀喜左衛門、磯田進、住谷一彦ら)、近世・近代の林野入会の歴史的研究(平沢清人、原田敏丸、西川善介、北条浩ら)、経済史学(大塚久雄、中村吉治ら)等が挙げられる。また、戦後は、民法学者による実態調査を中心とした法社会学的研究(川島武宜、渡辺洋三、潮見俊隆、中尾英俊、黒木三郎ら)が中心的役割を果たした<sup>(32)</sup>。

これらの研究の積み上げにより、法律学者の従来の入会権のイメージないし理論が「幕末ないし明治初期に存在していた入会権の基本的な型態たる「入会稼ぎ」(いわば古典的形態)に関するにすぎないもの」<sup>(33)</sup>であったことが明らかにされていくのである。

中でも特に、問題意識の焦点を入会権にあてた多くの民法学者の実態調査により、

- ① 明治以後そのような基本的型態は大きく変化したこと
- ② それらの変化した型態の「原型」はすでに徳川時代に存在していたこと

が明らかにされた。

また、「入会地は荒廃している」という多くの法学者の断定は、「少なくとも、1920年代以降は「神話」にすぎず」<sup>(34)</sup>、事実においては、明治以後入会地における造林が広範に進行しており、入会の原型たる単村入会地については、そのような概括的断定は誤りであり、また、数村入会地においても、広範に造林が進められて今日におよんでいることが明らかにされた。

それでは、このように入会研究の基盤を構成した入会権の歴史的研究・「生ける法」研究と法律学的研究との関係はどのようなものであろうか。

川島武宜の整理<sup>(35)</sup>によれば、以下の点が挙げられる。

- ①民法学者による「生ける法」の調査によって把握さ

れた内容は、民法263、294条の「各地方の慣習」そのもの、つまり、第一順位の「法源」に他ならない。

②「古典的利用形態」以外の利用形態は、かつて、入会権消滅の根拠とされたことがあった。すなわち、入会の利用形態と入会権の利用形態を峻別すべきであった。

つまり、「入会集団の共同体規制もとの利用」が確認されれば、「入会権存在の明白な証拠」になる。

③法律学の通説は、「各地方の慣習」とは関係ない、矛盾する「理論」が述べられている。すなわち、「入会的利用は個々の入会権者に属し、入会財産の管理所分は入会権の団体に属する」などは、中田以来定着した認識である入会集団の「実在的総合人」としての性格に反する説明である。

④憲法上は行政権と司法権は「分立」して相互に独立のものとしていたが、現実には、政治的力関係の結果、行政権(特に内務省)が優越を主張した。この入会林野にはあたかも「司法権優越の原則」が存在しないかのような明治以来の伝統によって、司法上の権利たる入会権と行政との関わりについては、きわめて錯雑した事実関係が作り出されている。具体的には、「部落」=入会集団と「財産区」・「行政区」・「部落会」とは、制度上は明らかに区別されているにもかかわらず、現実の行政においては、それを実質的な社会的実体ないし基礎とするものとされたきたので、それらとの区別は、外見上必ずしも明確ではなくなっている。

⑤入会権の、現実の社会的事実の次元における現象に即して「法的」に構成されるべきである。例えば、

- ・入会地の処分は、個々の入会権者の全員の同意を要する、
- ・慣習的合意形成の方法「総寄り合い」における論議と投票「全員一致」

などの慣習規範がそれにあたる。

つまり、<「生ける法」=「地方の慣習」=「法源」>であり、したがって、集団とある特定の物質的結合の関係を固定的に理解するのではなく、集団と物質的結合の関係における構造そのものを動的に理解しなければ、入会権の本質は見えてこないということである。

「このように、「全員一致」という慣習規範一つを採ってみても、近代法の観念や原則を前提としてただ観念的に当該慣習規範を理解し、現実の慣習秩序の全体の中でその規範がもつ意義や権能を考慮しないならば、入会権という特殊の慣習法上の権利の処理を誤る危険性があることは、明らか

であると私は考えるのである。』<sup>(36)</sup>

⑥民法典には、入会権については慣習法を第一順位の「法源」とする旨の規定があるのであるから、入会権に関する慣習は、イギリス法における、いわゆる“common law”あるいは“common custom of the realm”と同じ或いは類似の性質の「法源」であり、その探求は、同性質の根拠を有し、且つ同性質の思考に依る作業である。

したがって、歴史的・「生ける法」研究と法律学的研究は、入会権に関しては、車輪の両軸の関係にあるといえる。

こうした入会に関する研究上の方法論は、現在までの入会に関する諸研究にまで波及し、多大な影響を与えているのである<sup>(37)</sup>。つまり、入会研究が現実から遊離した硬質の観念論的法学的入会「権」研究のみに陥ることなく、歴史的・実態的・判例的な手法を「生ける法」の名の下に取り入れることができたことが、諸学問分野の入会研究を広く参入させることにつながったといえよう。

## ② 各学問分野における研究の論点

以上に示したような研究の大筋の流れが存在するが、本研究は、その支流である各学問分野に関する内容を逐一記述することを直接目的とするものではない。しかし、過去の入会林野に係った議論がどのようなものであったかをここで示しておくことは、後に本研究の課題の設定をまとめて示すのに必要であると考え、その要点を簡潔に示しておく。なお、研究の画期は、便宜上、八尋宣子(1989)にならう、戦前の研究、戦後第一期の研究(戦後改革から高度経済成長)、戦後第二期の研究(低成長期への移行と共同体再評価)のように区分した<sup>(38)</sup>。

### (ア) 戦前の入会研究

#### a) 法学

官有地入会の法的規定に関する立場から分類するならば、以下のような論者がそれぞれの見解を展開した。官有地入会権否認・公権論者：川瀬善太郎<sup>(39)</sup>、ほか林

政学者、佐藤百喜<sup>(40)</sup>、中田薫<sup>(41)</sup>

官有地入会権否認・私権論者：我妻栄<sup>(42)</sup>、石田文次郎<sup>(43)</sup>、ほか戦前の民法者<sup>(44)</sup>

官有地入会権是認・私権論者：末広巖太郎<sup>(45)</sup>、奈良正路<sup>(46)</sup>、戒能通孝<sup>(47)</sup>

#### b) 林政学

1890年代後半(明治30年代)木材需要の増加に伴って林業政策が開始され、積極的な造林事業が展開される。対象は圧倒的に旧村持林野であったため、戦前の

林政学は、入会問題をさけては通れなかった。したがって、主として公有林野政策(部落有林野整理統一)との関連において議論が展開された。

川瀬善太郎<sup>(48)</sup>、植村恒三郎<sup>(49)</sup>、菌部一郎<sup>(50)</sup>、島田錦蔵<sup>(51)</sup>

### (イ) 戦後改革から高度成長期の入会研究

#### c) 農業経済学

戦前の農業経済学研究では、平地農村での米の生産構造、生産力と地主制及びその日本資本主義への規定性といった問題が主要なテーマであり、入会地にかかわる研究はマイナーなものであった。

その中でも農山村集落の構造と機能を中心とした古島敏雄<sup>(52)</sup>、近藤康男<sup>(53)</sup>が挙げられる。

#### d) 林業経済学

1950年代後半から、林業地代論争の展開、日本資本主義が「発展」する中で林業の生産構造が封建的なものを払拭し、どのように資本主義化していくかという点が問題とされ、入会林野問題もそれと関連して議論されたのが特徴である。

岡村明達<sup>(54)</sup>、船越昭治<sup>(55)</sup>、森田学<sup>(56)</sup>、有木純善<sup>(57)</sup>、筒井迪夫<sup>(58)</sup>

#### e) 法社会学

入会林野の利用形態の変化は、入会権が消滅したこととの証拠といえるかどうかの見極めが必要となった(「入会権の解体」)。また、「入会林野近代化法」の評価についての議論が必要になった。

川島武宜<sup>(59)</sup>、渡辺洋三<sup>(60)</sup>、中尾英俊<sup>(61)</sup>

### (ウ) 低成長期の入会研究

研究的にも、近代化に対する批判、アジア的生産様式への注目、農村での「ムラ」の再評価、都市コミュニティ論等、70年代後半から80年代前半にかけて、共同体再評価の議論が様々な視角と問題意識を持ってなされた。入会林野についても同様で、「高度成長期」の「封建遺制としての無用の長物」という位置づけが変化した。

#### c) 農業経済学

高度成長期=研究はほとんどなし。

低成長期になって、政策的にも、地域農政期にはいり、「ムラ」論が議論されるなかで注目される。たとえば、

・反近代・超歴史的なものとして捉えるもの。玉城哲<sup>(62)</sup>、堀越久甫<sup>(63)</sup>

・あくまで歴史的な段階として捉え、それを今日的なものとして捉えるもの。

磯部俊彦<sup>(64)</sup>、田中洋介<sup>(65)</sup>、田代洋一<sup>(66)</sup>、八尋宣子<sup>(67)</sup>

#### d) 林業経済学

戦後第一期における林業経済学での入会研究は、林業の利用の推進とそこでの生産関係の「近代化」という視点がおかれた。そのため、地域の中から入会林野のみをとりだして検討する傾向が多かった。しかし、低成長期、特に80年代に入ると、入会林野を地域内の有効な土地資源として捉え、農林家経営の補完のため、あるいは雇用創出の場として位置づけようとする議論が多くなるのが特徴である。これは、農林業の危機的な状況が進化し、山村における定住条件の悪化が問題となったこと、及び拡大造林政策の転換、そして先に見た共同体再評価論が議論されるという状況を背景にしている。

橋本玲子<sup>(68)</sup>、船越昭治<sup>(69)</sup>

以上(ア)～(ウ)のような整理の結果、八尋自身は次のような入会林野に関する「分析視角」が存在することを示した<sup>(70)</sup>。すなわち、日本資本主義論（農民層分解論、共同体論）の見解の相違を基軸として、

- ①「資本主義の発展に伴って農民層が二極分解傾向をとり、土地所有構造もそれに適合的な形で再編されていくとするものである。そこでの入会林野の問題は解体。消滅は単なるタイムラグの問題として処理され、いかにスムーズにそれを進めるかが課題となる」
- ②「日本資本主義の急速な発展の中で生じた弊害に対して、反近代、脱工業化といった立場から「農」や「共同体」への懐古という超歴史的な共同体を再評価するものである。入会地もその存在自体が共同社会への基盤として取り扱われることになる」
- ③「日本資本主義の蓄積構造の特殊性の中で現実的に「ムラ」や入会地の果たしている機能の評価と課題を明らかにしようとするものである。つまり、戦前においては反封建的土地所有を基底としてしか資本は展開しえなかったし、戦後の賃金の格差構造のその底辺に農山村を位置づけることで強蓄積をすすめたため、農民層の二極分解がスムーズに行われず、兼業農家の増加と滞留、そして全体としてのパイの縮小という事態の進行のなかで、入会林野を今日的に位置づけるものである」。

本研究は、このような分析視角が存在することを承認するものである。しかし、本研究は、これらのどの分析視角にも依らない。なぜならば、「日本資本主義論」は未だに「論」であって、学説に多数派・少数派は存在しても、一般に市民権を得たものが存在しないと考えられるからである。したがって、その「論」に関して、本研究の内容が何らかの形で後に判断材料を提供することは可能性なきにしもあらずであるが、そ

のことをもって当研究の本義とするものではない。

すなわち、研究の分析視角として上述のような内容を承認し、自らをそのどれかの立場に組み入れて研究を展開する立場も存在しようが、逆に、いったん白紙に戻し、そこから理論的枠組みを整理しつつ独自の立場を仮説的に展開し、その自己検証を以て研究の本義とする立場も存在するであろう。例えば、近年の研究において八尋が前者を取っているのに対し、本研究は後者の立場を取るものである。

### (3) 入会研究の主たる論点

#### ① 団体的原理と個人的原理

明治22年の市制・町村制施行以前の村は、行政上の単位であると共に、閉鎖的な生活共同体をなして、他とは、風俗、習慣、宗旨、氏神を異にし、はなはなだしい場合には、他村民と結婚をせず、それぞれにおいて、田畑、山林、秣場、石砂土取場、池沼、藪沼、墓地等の共有地を所有し、さらに村によっては、社倉、郷倉等と称して、災害用、相互扶助のための糠等を積み立てていたことは、よく知られている。

当時は、現在のごとく個々の構成員を離れた別個独立の抽象的な権利主体である法人としての村の概念が確立されておらず、村といってもゲルマン法的ないわゆる実在的総合人の性格を有するものであった。実在的総合人とは多数人の結合よりなる団体であって、その個々の構成員の増減変更に影響なく団体としての同一性を保つことは法人と同様であるが、法人のように構成員と遊離した別個の存在を持つものでなく、構成員の総体が一つの団体として、認められるものである。すなわち、十人からなる団体を法人とするときは、十人とは別個の独立の人格を認めるものであるが、実在的総合人はこの十人の団結をそのまま独立の一体とみるものである。したがって、団体としての権利義務についてみると、法人の場合は、団体員と全く無関係に、もっぱら抽象的な法人に帰属するものであるのに、実在的総合人の場合は、その権利義務の処分、管理等の行政的ともいえる権能は十人の全体に、利用等の私法的ともいえる権能は各構成員にというように、全体と構成員に分かれて帰属するのである。したがって、当時の法律思想においては、「一村所有」とは「一村人民共有」と同様に解されていた。

このような共同体による共同所有形態を総有といっている。そして入会林野は、この総有の典型的なものである（もっとも、近代的な所有というより、占有的な縄張り範囲的な意味合いの強いものであるが）。総

有は物の使用価値に重点が置かれていた自然経済の時代にふさわしい前近代的な所有形態である。あらゆる物を商品として、交換価値の担い手として考える資本主義社会では、このような団体的所有形態は物の自由な交換を妨げるので一物一権主義、一人一権主義の個人法的所有形態へ転換することが必要となってくる。

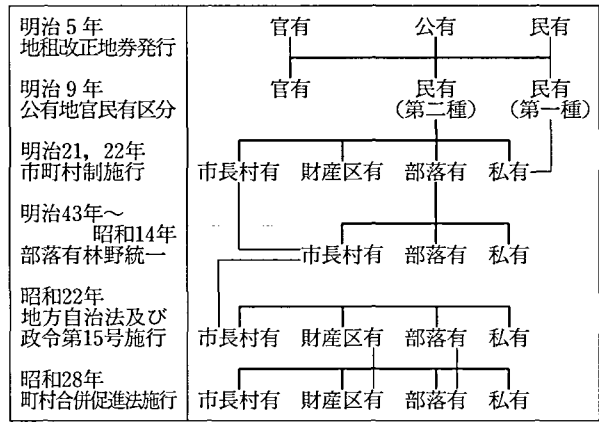
この従来の団体的原理にたつ入会権が、明治中期に国策としての外国法の継受によって、個人的原理にたつローマ法体系の中に混乱のまま組み込まれていったのが、入会権公権論・私権論の紛争を招くにいたった最大の原因である。

すなわち、明治初年に地租改正および官民有区分が行われた際に官有地（国有地）編入を免れた入会地は、大部分が民有地第二種として民有地に編入されたが、これが現在の公有林野のもとである。（後掲 図1-3 参照）

しかし、その際、政府が地券を交付した際の名受、すなわち入会山林原野の所有名義のつけ方が、申請者次第であって確定した基準といえるものがなかったし、また当時の村が、前述のように抽象的な法人格を有するものではなく、住民総体と同様で、村の所有地村民総体で所有するのと同様で考えられていたから、同じ入会地も、①村民全体の名義によるもの、②個人代表者の名義によるもの（名主、総代等の家柄のもの単独または数名の連記等。極端な場合は、架空の人名で名受けしたものもある）、③村の名義によるもの等各種のものが現れた。この所有者名の相違が後年入会地の権利関係の実態に相違をもたらす一つの原因となっている。

特に、今日においても、地域によっては、入会権である実態を「共有」と呼び習わしていることがあり、非常に紛らわしい場合がある。

それでは、こうした「入会権」と「共有」の違いについて、現在の法律学によって、どのような説明が与えられているのであろうか。



注：『公有林野の実態とその問題点』（1959, 公有林野調査会）2頁、図1 公有林野の系図より引用。

図1-3 入会地区分の変遷

一般社会においては、「種々の原因により、二人以上の者が一個の物を共同所有する場合がしばしば存在する。このような場合における各人の権利は、他の共同所有者との関係でも、第三者との関係でも、単独所有場合とは自ずから異なった性質を帯びることは明白なことである。そこで民法では、これをひろく「共有」（広義）と呼び、特殊な取り扱いを定めている<sup>(71)</sup>。

学説は、通常では、表1-2のとおり、3つの型態を区別している。

かつては、入会地（主要な物は、山林原野）の利用形態の特徴との関係から入会権の特質を理解しようとする見解も有力であった。しかし、今日の判例と学説の多数は、その入会権の特質を次のようなものとして捉えている。すなわち、「村落共同体などが慣習に基づいて山林原野等を経済的に支配する権利」である。

したがって、山林原野等の支配の具体的な内容（利用形態）ではなく、山林原野等の支配の構造から、すなわち「入会権＝総有」の立場から、民法の入会権規定を見直すと、「共有の性質を有する入会権」は「共同所有の総有的な特殊型態」であり、「共有の性質を有せざる入会権」は、「共同利用の総有的な特殊型態（特殊な用益物件の純総有）」であると、学問的な表現と理解がなされるのである<sup>(72)</sup>。

表1-2 共同所有（広義の共有）3型態

	共有	合有	総有
人的共同関係	×	○	○
持分の有無	○	○	△
持分処分の自由	○	△	×
分割請求権	○	×	×
具体例	民法294条以下 個人主義的な共同所有 狭義の共有)	組合財産 一定の共同目的による団体的拘束 共同の目的の遂行のために各共同所有者の管理技能が制約される	入会財産 構成員の変動に係わらず存続する村落共同体等集団の存在がまず前提となり、目的物の管理処分等の権利はこの集団に総体として帰属する

注：原田純孝：『民法物権』，有斐閣，(1987)，物権法編 第4章 各種の物権，「共有」，151頁を参照。

しかし、この総有の具体的な内容は個々に相違し、つまり、入会林野に関するルールがある集団では当たり前のことが、別の集団では当たり前でなかったり、同一集団であっても、その時々状況によって、ルールが変化するようなことがあり、一括した規定が不可能なものとなっている。このため、「入会権＝総有」という一般化はなされても、個別地域的な具体的な内容の段階では、人によって、理解・解釈が異なるケースが存在する。

そして、入会権＝総有であることを主たる理由として、現在まで不動産登記法による規定により、入会権は登記不可能な権利であるとされている。すなわち、入会権の権利の主体である入会集団は、いわゆる「権利能力無き社団」に分類されるのである。またその一方で、「入会権」は国家法たる民法によって規定された明らかな私有財産権であり、これを保護するために「入会権は、登記されなくとも第三者に対する対抗力を有する」（地盤所有権の帰属とは関係なく成立する権利）とされている。これは、第三者による「入会権の証明」が現地調査あるいは現地史料の提示によるしか方法がないことを意味する。

このように、入会林野（入会集団、入会権を含めた）に関する性格規定は、個人的原理のみに帰着させることが困難であると同時に、団体的原理のみに帰着させることも困難であるという難しさを有していることが分かる。それゆえに、「入会権」を何らかの権利（個人的原理に則るものか団体的原理に則るものかを問わず、また内発的なものか外発的なものかを問わず）に転化させるには困難が伴うことが、以上のような原理的考察から容易に推測されるのである。

また、このような事態を抽象的文脈において解釈しようとするならば、次のような相反する立場が存在するといえるであろう。

1. 入会は、本質的に団体的原理と個人的原理の両者によって生ずる矛盾が止揚されたものとして現れたものである
2. 入会は、本質的に団体的原理か個人的原理に解消することが不可能な（近代合理主義社会に移行できない未分化な）時代遅れの現象である

このような入会の存在解釈における二つの方向性は、理念的には全く相容れないもの（二律背反的命題）として認められ得るであろう。しかし、現実の個々の実態（現象）においてもこのどちらかであると言い切れるものなのであろうか。むしろ、そのような方向性のどちらか一方において捉えようとする自体に無理

があるのではないだろうか。

過去、明らかにこのどちらか一方に関する思想的立場に立脚した入会研究を行ったものは散見されるが、その研究の内容において直接この議論を扱ったものは存在しないといえる。

本研究は、このような入会に関する理念態について、上述のどちらかの立場に帰着させようとするを目的とするものではなく、かつ現実態の構造分析のみを行うことを目的とするものでもない。すなわち、本研究では、入会林野に関する実態を対象として設定し、まずは可能な限りその歴史的経過（現実的な背景・状況）を明らかにする。またそのことを通して、上述の二者のどちらかに帰着させて理解しようとするのが可能かどうか必然的に検証されるものとなる。

## ② 入会権公権論と入会権私権論

現行の「入会」の権利に関する法律上の規定には、私法たる民法にある入会権規定と、公法たる地方自治法上の旧慣使用権規定の2通りが、存在している。これらを「近代化法」第2条（定義）を中心に整理してみよう<sup>(73)</sup>。

### 入会権

：民法（明治29年法律第89号）の第263条、294条に規定する入会権

：第263条 共有の性質を有する入会権

（共有の入会権、地盤所有権者と入会集団と一致する場合）

：第294条 共有の性質を有せざる入会権

（地役の入会権、地盤所有権者が入会集団と一致しない場合、しかし、この入会権が優先して保護される）

どちらも「各地方の慣習にしたがう」ため、画一的に定められない

### 入会林野

：入会権の目的となっている土地で主として木竹の生育に供され、又は採草若しくは家畜の放牧の目的に供されるもの、つまり、入会集団の規制の下に、その構成員が使用または収益を行っている山林原野を意味する

### 入会林野整備

：入会林野である土地についてその農林業上の利益を推進するため、入会権を消滅させること及びこれに伴い入会権者以外の権利を設定し移転し、又は消滅させること、この場合、整備は入会集団が行う

### 旧慣使用権

：地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の6第

## 1 項に規定する権利

：第238条 旧来の慣行により市町村の住民中特に公有財産を使用する者があるときは、その旧慣によるもの、つまり、市町村や財産区の所有する山のうち、その市町村の住民の一部だけで旧来の慣行によって使用することが認められている権利で、法律上は、単なる使用権であり、それ以外の権能はない

## 旧慣使用林野

：旧慣使用権の目的となっている土地で主として木竹の生育に供され、又は採草若しくは家畜の放牧の目的に供されるもの、つまり、市町村、新財産区の所有財産で旧慣使用権の目的となっている土地ですべてが旧慣使用林野となるわけではない

## 旧慣使用者

：旧慣使用林野につき旧慣使用権を有する者で当該市町村の住民であることが要件

## 旧慣使用林野整備

：旧慣使用林野である土地について、その農林業上の利用を増進するため、旧慣使用林野を消滅させること及びこれに伴い旧慣使用権以外の権利を設定し、又は移転することで、その整備は市町村長が行う

要するに、入会権は私法上の権利で、入会林野は入会慣習の事実を根拠としてその登記名義に関係せずに、入会権利者集団の私的財産所有に属することを認めるものである。これに対し、旧慣使用権は、その入会林野の名義上の所有者が公的なものである場合、特に地方公共団体である場合には、わが国の現行の法体系上、地方公共団体に関する規定である地方自治法の適用が不可避であるために存在する規定であると一般には理解されている。つまり、入会権では、その権利に係る土地が公的なものであってとしても、その土地は入会林野としての私的財産であると認められるのであるが、旧慣使用権の場合は、これを排除するものではない、ということである。すなわち、入会権＝旧慣使用権ではなく、あくまで別個に考えるべきものなのである。したがって、旧慣使用権による整備を行うにあたっては、その対象に入会権に係わっていないか慎重な判断が必要とされる<sup>(74)</sup>。

結局、対象が何であるかにかかわらず、その指示する実態はおなじであり、法技術上の問題でしかない。

しかし、入会権に関する法律上の当時までの集大成であったといえる「近代化法」のこうした内容が作られるまでの展開は、けっして単純なものではなかった。

その混乱の経過は、「明治21年の末の全国町村数71,314は、明治22年末には15,820」に減少させた、明

治22年の市制・町村制（ドイツ各邦の町村制の規定を参照してつくったといわれている<sup>(75)</sup>）、町村大合併が全国で進展したことに端を発する。

つまり、合併にあたっては、旧村の村持山を新村村に引き継ぐことになったケースが多かったわけだが、基本的に自然村に帰属する性格の入会地を、「上から」人工的に行政村を形成するにあたって、それが何らの問題なく行われることは、ほぼあり得ないことであった。なぜならば、当時は、入会山は、肥料源、飼料源、食料源、家屋の普請源などとして、農業経営・農民の日常生活を可能とするための住民と密接な関係にあるものであったからである。したがって、「多くの旧村持山が新村村に引き継がれなかったし、引き継がれた場合もその市町村有林野に対する特定住民の使用収益を保護する必要」<sup>(76)</sup>があった。尚、前者に対応する制度がいわゆる財産区（現地方自治法238条の6）の制度となる。

また、ここに、現在の地方自治法上の「地縁団体」と入会集団を母体とする地方の自治組織「区」や「財産区」との関係に関する問題である「入会地と地方制度の関わり」の端緒が存在するのである。

その後、明治29年に公布、31年から施行された現行民法は、入会権についての規定を設け、「共有の性質を有するもの(263条)と共有の性質を有せざるもの(294条)」の二条のみで規定し、その内容を明らかにせずただ「慣習にまかせる」というものとなった。その制定の際、民法制定準備として入会権の条項について審査をした法典調査会の会議において次のような議論が交わされた。

「入会権の8～9分までは町村制の規定が、すでに慣習を旧慣使用権として認めている。その外にどういいう入会権があるか」「入会権は公共の利益のために設けられた権利であり、これを私有のものとして勝手次第にすることには反対である」という意見が強硬に主張された。これに対し梅謙次郎起草委員等から「入会権ノ目的物タル土地ガ公有ノモノデアラカラ夫レ等ハ民法ニ於イテ規定スル考エモナシ無論規定シテハナラヌコデアリマス」。しかし、私有地に対する入会もあり、民法において、この規定を設けないと、入会権が「共有デ何時デモ分割スルコトガ出来ルトシタラ大変」という考えが述べられ、削除説は少数の差で敗れ、結局現行の簡単な規定に落ち着いたという経過がある<sup>(77)</sup>。



つまり、他の物権とは異なり、1.前民法的な物的支配秩序たる入会権の内容を民法の近代的所有権法秩序の中に正面から規定することは種々の困難があったこと、2.土地についての近代的所有権の一般的成立を前提とする以上、入会権についてもその土地所有秩序との最小限の形式的整合性（地盤の所有権を伴うのか伴わないのかの区分け）を図る必要があったこと、から現行民法263条・294条のような規定のしかたがなされたのである<sup>(78)</sup>。

その背景について、西川善介は「林野所有と村の構造」(1957)のなかで、当時の議論や論者の主張をとらえ、次のような整理を行っている<sup>(79)</sup>。

- ①入会権論争は明治23年旧民法公布をきっかけにして始まっている
- ②旧民法以前には林学者川瀬善太郎がドイツ林学の林役権を一步すすめて官有地での入会慣行を研究しているが、それはのちの民法の「共有の性質を有せざる＝地役権的入会権」に類似するもので、「共有の性質を有する入会権」については考慮されていなかった
- ③旧民法実施延期派、小町屋純の「入会地国有論」では現実の共有山野についてのみ論じ、旧民法で共有権をローマ法体系にならって規定しようとしたことへの批判といった政治的意図も存するが、収益の事実に着目して入会権の分類を試みたことは卓見である
- ④明治29年民法入会権規定までの法学者と大審院の論争では、法学者の解釈論は抽象論のうちに「入会権」公権論への通路を準備したのに対し、大審院の解釈論は入会慣行についての正しい洞察が含まれている
- ⑤民法学者の多数が認めていない「入会権」公権論は法的根拠を明治21年市町村制の公布に持ち、後の部落有林野統一政策の理論的武器になった

要するに、入会私権論とは、その権利主体が村落的共同体という私法人的性格を有する存在にあるから民法上の規定において取り扱われるべきであり、登記に関わらずその慣習が優先するので、公有地（市町村、国有地）上の現実関係にもこの入会権規定が適用されるべきだとするものである。これに対し、入会公権論では、地盤所有が事実上公有地にあるのだから、権利の主体はあくまで公有地所有者にある「公権」であるとする解釈である。そして、実際には、特に戦前においては、市制・町村制の公法関係の紛争は行政裁判所が判断し、司法裁判所は民事関係の紛争についてのみ管轄していたことから、行政裁判所は、終始、公有地に対する入会権は市制・町村制に基づく住民としての地位に伴う公権であると判示した。一方、司法裁判所

は、市制・町村制に関する判断権はなく、もっぱら、民法等の規定に基づいて判断していたのであるが、その領域の棲み分けが破られたのが次の出来事であった。すなわち、

「大審院は、明治39年にいたり、民法上の入会権は、その山林原野が他の町村の所有に属すると自己の住する町村の所有たるを問わず、これを取得すべきものであると判示し（大判明39.2.5民録12輯171頁）、公権論に立つ政府および行政裁判所と司法裁判所の見解が分裂するという事態をひきおこした」

という「国家意志の不統一」という、ある種の二律背反的矛盾が存在し始めたのである。

しかし、このことは、それ以後の入会権の私法性が基調となった入会訴訟における最高裁の判例等への影響が大ききものとなり、後に現在の「入会林野近代化法」や入会林野整備事業の進め方の基本の方向性の基準を与えるものとなっていることからすれば、画期的な出来事であったといえる。

こうした展開の結果、今日ではもはや「入会権は公権」であるとした主張は存在しなくなった。しかし、次のような主張は存在する。

「土地は工事で大量生産される消費財ではない。水・空気などと同様、天が与えた公共財である。現代においては、世界的に土地の使用に対する公的コントロールが増大しているが、土地の問題は、きわめて重要な政策問題である。したがって、入会権の問題も国土の土地政策の一環として総合的にかつ未来指向的に考えるべきもの」<sup>(80)</sup>

つまり、入会林野を国家的土地政策の一環として把握する場合には、その「公権性」（ここでその意味するところを現代の言葉で言い直せば、「公共性」あるいは「公益性」に相当するであろう）的側面を有していることは、忘れてはならない視点である。すなわち、住居するものの自由と責任の問題が、私有財産としての入会林野（所有・保有および管理・処分等の自由）と公共の福祉の実現としての森林環境の整備（育林作業の継続等の責任）として存在する、ということである。

### ③ 入会権の解体

上述の内容に代表される経過を経て、近年では入会私権論の立場に立つ法社会学者のグループによる、主に地盤所有主体との関係（公有地、国有地、私有地への入会）からの事例分析を集積した研究（『入会権の解体～』（1959～68））がなされた。

その「序論」では、次のように述べられている。

「われわれの調査で明らかになったように、入会権の権利としての実態は明治以後広汎に且つ深刻に変化してきている。その変化は、一言で言うならば、入会権の解体である」<sup>(81)</sup>

つまり、この研究の結果が「入会権の解体」という現象の発見であるとする。

そして、具体的には、

「入会権の古典的形態たる「総有」は解体し、より個別的な権利形態へと移行してきた。おおざっぱに言うならば、数村落…(中略)…が「総有」するところの「数村入会」の多くは、一村落単独の入会に分解しており、また「一村入会」は、(中略)種々の個別的権利に分解している」<sup>(82)</sup>

ということである。

では、ここでいう「分解」の結果、「入会権が入会権でなくなった」といっているのであろうか。

この点についての「誤解・混乱」については、本章の【1】節に示したとおりであるが、ここで、同書「序説(p.15)」により、やや長くなるが引用して、この用語の意味を著者の文脈にしたがって確認しておく。

すなわち、

「入会権は封建社会の古典的形態としては、入会集団の統制のもとに個別的権利者たる農民が地盤の区域をきめないで共同で林野を利用する権利形態として存在した。民法学上、典型的な総有として法的構成されているこの権利形態のことを、われわれは本書で、古典的形態ないし共同利用形態と呼んでいる。この古典的形態の解体過程にあらわれる一つの形態は、各個別権利者の直接利用を禁止して入会集団(部落)が入会山を直轄支配する形態で、これをわれわれは直轄利用形態ないし俗称、留山と呼ぶことにする。解体過程にあらわれる今一つの形態は、各個別権利者が地盤の区域をきめて、その区域内で多かれ少なかれ排他的に分割利用する形態で、これをわれわれは分割利用形態ないし俗称、割山と呼ぶことにする。これらのほかに、権利者たる非権利者たるを問わず、個人が契約にもとづいて利用する形態もある(契約利用形態)」<sup>(83)</sup>

これら、二つの引用文を総合すると、そのいわんとすることは、次のような点に集約される。

- ①入会権の古典的形態は「総有」である
- ②この「総有」である入会権において、古典的利用形

態は「解体」する(=古典的利用形態とはいえないものになる)

- ③解体過程(=「総有」で無くなるまでの間)ではより個別的な権利形態に分解する(がしかし、入会権が消滅したのではなく、入会権としての根拠は維持されたままである)

ところで、この研究メンバーのひとりでもある中尾英俊の著書「入会林野の法律問題」(1969)では、入会私権論を前提として、入会権、入会林野利用の形態など判例にもとづいて「入会」についての具体的な整理がなされている。つまり、

「入会権とは

- ①一定の地域に住む者だけが部落の慣習(おきて)にしたがってこれをもつことができる権利
- ②個人がもつ権利ではなく「世帯」(または世帯主)がもつ権利
- ③個人の権利ではないから相続されない
- ④自由に他人に売ったり譲ったりすることはできない

とし、これは、「民法の共有規定のなかの「実在的総合人」(村落共同体的集団、部落のこと)による「総有」に属する」としている。また、入会権はその総有地にたいする共同体的統制がなくなった時、すなわち近代的所有権、地上権等に転化し、消滅すると言明している<sup>(84)</sup>。

また、入会林野の利用目的と利用形態の関係について、

ア) 自給経済的利用に対応する形態

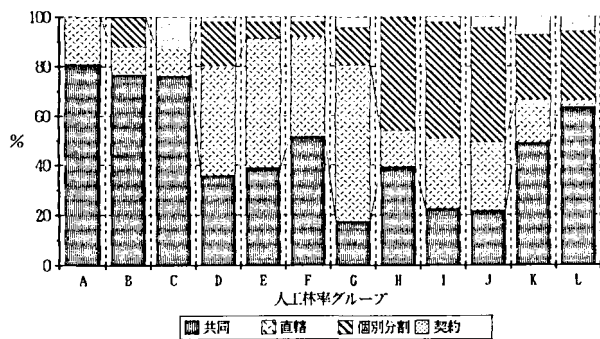
- a: 古典的共同利用(放牧、草刈、薪取り、シダ、萱、きのこ取り、稀に薪炭原木や石材取りなど)

イ) 貨幣経済的利用に対応する形態

- b: 団体直轄利用(製炭用材の採取、部落共同造林など) = 留山
- c: 個人分割利用(個人植栽、採草(乾し草取り)、農作物の作付けなど) = 割山
- d: 契約利用(契約造林、部落外の者に対する貸付け利用(採草、放牧)など)

に分類している。そしてこれらは実際には互いに入り組んでいる場合が通常であり、入会林野において貨幣経済的な利用、人工的な利用が行われるに伴い、古典的共同利用は次第に他の利用形態に変化せざるをえないと指摘している<sup>(85)(86)</sup>。

つまり、林野利用において利用形態の変化をもたらす要因は、貨幣経済対応目的による資本と労働の投下



(注) 長野県昭和54年度入会林野等整備未認可実態調査表により作成、入会林野整備事業未認可集団200例を人工林率によって区分した(例、A人工林率100%、B90%、…以下10%毎に区分、…L人工林率0%)<sup>(87)</sup>

図1-4 入会林野の利用形態別面積（割合）

だということである。

このように中尾英俊は、「入会権の解体」及びその解体過程における入会権の分解結果＝解体過程における段階としての利用形態の区分について、さらにその経済的要因を加味しつつ述べているのである。

しかし、この点はより詳細な実証研究が必要であろうと思われる。というのは、長野県入会関係資料を集約したところ、上図のような結果が得られたためである。(図1-4参照)。

ここで、先に示した、「入会権の解体に関するモデル」(図1-2)を当てはめると、どの様に解釈できるであろうか。

先のモデルによれば、人工林率の高い集団ほど労働力や資本が投下されていることは疑いもない事実である。したがって、その結果、総有における私権化の傾向が強まり、直轄、個人分割、契約形態の面積が高くなるはずである。

しかし、図1-4によれば、貨幣経済対応目的＝交換価値実現要求度が高い人工林率が80%以上の集団(A, B, C)では、共同利用形態の面積が直轄形態の面積より圧倒的に大きいということを表しており、それと矛盾するように見える。

この理由としては、

①中尾は利用形態は実際は重複していることもあり得ると述べており、上図はその重層性を含んだまま示していると考えられる。

すなわち、林業をめぐる外的環境が比較的好条件の場合は、入会林野において、交換価値実現のための人工林化が進展して、人工林率が80%以上を示すようになったが、その後の林業をめぐる外的環境が悪化し、人工林化に係る意欲が減退したために、現状としては、林木以外の森林生産物に関する共同利用の形態の比重が相対的に増大している、というこ

とである。

②県関係資料の内容が入会林野整備事業の未認可の集団のみであるため、集計の性質上、実際の場合より偏ったものである

③利用形態と利用目的の関係には別な要素が規定因子としてあると考えられる。

以上のように、法社会学者を中心とする研究者によって、その社会経済的説明も加えた「入会権の解体論」がしめされたが、現実の実態に関するデータを多量に積み重ねた場合には、その説明力が不足する点が存在することが分かった。この意味で、先の図1-2に示した「入会権の解体に関するモデル」では、不十分である。したがって、この点に関する研究の補足が必要であるといえ、本研究の第2章においてさらに数値的な分析を、第3章で実態分析を行うなかで、この点に触れることにする。

④「部落会」と「部落」＝入会団体との関係について

戦後、行政法上の「町内会・部落会等」の組織と入会集団との関係あるいは区別に関する問題が、裁判上あるいは裁判外の紛争において登場するようになった。

そこで、入会権をめぐる私法上の問題に関連して、川島武宜(『公法の理論』所収、1977年)<sup>(88)</sup>によって、問題提起がなされ、法律上の試論が提起された。

本研究は、法律学に関する専門的研究ではないので、これ以後、どのような法律学的議論が展開されたかを追求することは行わないが、1991年(平成3年)に地方自治法の一部改正により、「町内会・部落会等」が法人格を有することが認められるまで、少なくとも入会に関して、このような問題意識に基づく研究は寡聞にして聞かれないのである。

しかし、近年には、この法律改正を発端として、このような視点による分析が必要となっている事態も存在するため、ここで、川島の論点を確認しておく。

まずその要点は、以下のように述べられている。

「行政法と民法との接点にあるものとして市制・町村制上の制度である「部落会」をとり上げ」、「本稿は、1943年の市制・町村制の改正で創設された「部落会」の制度をとおして、それまでの国の地方政策の中であいまいにされてきた「部落」一すなわち入会集団一の実体が改めて浮き彫りにされたこと、しかも同時にまた、「部落」の実体がこの「部落会」制度によって別の形であいまいにされたことを指摘した」<sup>(89)</sup>。

「町内会」「部落会」は、1943年に改正された市制・町村制によって法律上の組織・団体となった。しかし、1947年2月占領軍総司令部の命令によって、同年5月3日公布の政令第15号「町内会、部落会またはその連合会等に関する解散、就職禁止に関する件」(通称「禁止政令」)によって解散させられた。その後、そのような団体・組織とは同じではないが、それと似たような形で市町村行政の末端的役割を担いつつ存続してきた。そして、このような組織・団体は、「非常にしばしば入会集団と、その地域基盤を同じくしており、したがってまた「部落会等」の組織が入会集団の組織に影響を与え、そうしてこれらの事実は、入会集団の私法上の権利義務関係を不明確・不安定にするに至っている」<sup>(90)</sup>。

その改正町村制の内容の要点は、「部落会」に焦点をあててまとめると、次のようになる。

#### ①部落会の法制化

1943年改正法では、社会的事実として「部落会等」が存在していたことを前提としているにも係わらず、「部落会等」がいかなる組織ないしは団体であるかを規定していない<sup>(91)</sup>であった。それは、たとえば、1938年の農村自治制度改正要綱の地方局(内務省)案をめぐる地方制度調査会第二特別委員会において、地方局の見解が「部落ハ普通一般ニ行ワルル觀念ニ依レリ、ソノ大体ヲ言エバ町村内ニ於イテ住民ガ一団トナリテ社会生活一般ノ事項ニ付相互密接ナル交渉ヲ有シ一ノ自然的共同団体ヲ為セル聚落ヲ指シ多クノ場合大字ガコレニ当ルベキモ必ズシモ大字、小字ノ名称ニ捉ワルルコト無ク事実ト一般ノ觀念ニ基ヅキテ判断シタルモノナリ」<sup>(92)</sup>というものであったことが示しているように、大字、小字とよばれる自然村的部落団体かつ総有主体である入会集団を含む「既存の住民組織の多様性と、それを一義的に定義することの困難性」<sup>(93)</sup>が理由であったといえる。

#### ②「部落会等」の構成員

「改正町村制には、「部落会等」の構成員が誰であるかを明らかにしていない。それは、それ以前の行政指導の結果として成立していた社会組織を前提しているからである。

「それ以前の行政指導は、当該地域住民の全部を「戸」(世帯)単位で「部落会等」の構成員とすべきものとしていた。すなわち、1940年9月11日の内務省訓令第17号「部落会町内会等整備要領」は、「隣保団結ノ精神ニ基キ市町村内住民ヲ組織結合シ万民翼賛ノ本旨ニ則リ地方共同の任務

ヲ遂行セシムル為左ノ要領ニヨリ部落会町内会等ヲ整備セントス」る目的で「部落会…ハ地域内全戸ヲ以テ組織スルコト」(同第二の一の(三))を要求していたのである<sup>(94)</sup>。

#### ③財産主体性(法人格)

この改正法の制定までは、制度上の行政組織の外部において単なる行政指導により組織されていた「事実上の団体」であった「部落会等」が、法律上の制度として、いわば政府によって公認されたのみならず、その財産主体性が法律上承認された点で、「この改正法は画期的なもの」<sup>(95)</sup>であった。

#### ④部落会に対する中央権力の統制

「あえて過剰に単純化して図式的に説明するなら…(中略)…、政府は、地域住民を慣行上統括する地域集団—すなわち『部落』—の地域を「区」として町村の組織の中に取り込み、その地域集団の慣行上の集會によって選出された者を町村長が区長に任命するものとして、『部落』集団を町村長および区長の指揮監督下におくことによって『部落』の住民を間接に統治するという制度を発足させるに至った(それが1938年の「農村自治改正要綱」および「市制改正要綱」である)。これは、『部落』の代表者を町村吏員たる区長に任命することによって町村長の指揮下におく、という一種の間接統治方式であり、ここに『部落』=入会集団と行政区との間接的且つ非公式の関連を生じたわけである。」<sup>(96)(97)</sup>

要するに、川島によれば、こうした公法人たる「部落会等」を、私有財産たる総有財産の主体である入会集団=「部落」(川島は『部落』と表現)にかぶせ、そこに生じたあいまいさに乗じて公権力によるその統制が目論まれたのであり、この事態は、「憲法の保証する国民の基本的権利にかかわるのであって、このことに責任を有する行政官・裁判官・および全法律家が肝に銘じておくべきこと」<sup>(98)</sup>とするものであったのである。

これは、先述の通り、戦後マッカーサー令により、解散させられた。しかし、この「部落会等の法人化」が1991年に「再び」法的に可能となったのである。

ただし、上述の川島の意見を鵜呑みし、短絡的な拘子定規の先入観で片づけることはしてはならないことは明白である。したがって、現代は当時の状況・社会構造・経済環境等とは大きく異なるという点から、先に川島が指摘した内容と今日のものがどのように等しく、どのように異なっているかについて慎重に吟味

する必要があるであろう。

このような「部落法人化問題」は、本研究の目的の一つである入会集団の今日的存在意義を考察する上で欠くべからざる要件であると考え、本研究の課題として第4章にて実態分析を行うものである。

#### ⑤ 林業経済学と入会林野問題

林業経済学での入会研究は、主として林業生産力の発展とかかわる経済学的視点から、

- イ) 林野所有の形成と林政、
- ロ) 入会林野利用主体としての共同体の評価、
- ハ) 入会林野近代化法政策の検討・批判

といった内容に要約することができよう。

ここでは、上記イ)～ハ)の点に関する船越昭治の包括的問題提起（林業経済学分野では最新の議論である、『林業経済研究』, No.116, 1989)<sup>(99)</sup>を概括してみよう。

すなわち、船越氏は同論文のなか（「3.入会問題の所在」）で、

①林業経済学研究の対象としての入会問題の今日的課題は、林野をめぐる人間と地域資源をきり結ぶ関係についての原理的な知恵とその可能性の存在にあるとし、②似田具香門、永田恵十郎氏の、地域資源の権利調整、利用、管理主体の自覚的な結合といった指摘をうけてそれを入会林野に当てはめるべきだと述べている。そして、③入会林野の存在意義を「住民主体の自覚的な結合の観点から、地域社会の核たる可能性を有しているし、また、地域にとっても数少ない纏まった土地空間なのである」とし、④さらに残された共同体的林野（政策からは近代化されないもの）への対処の仕方として、その背後にある個別分散的な農民的土地所有・経営や、土地経営から切離された賃労・サラリーマン世帯があってその多様な生きる要求を最大公約数的に装置化しつつ組織保持が図られているから、その実態に即した有効な政策支援手段が必要であると述べている。したがって目下の問題は⑤現在の形態のもとでも活動的な入会林野系譜の集団林野をどう正当に評価し、どう育成していくかにおいて、そのために⑥実態の解明に研究の目が注がれるべきだ、と指摘している。

要するに、入会林野を活用可能な潜在能力をもつ地域資源ととらえ、その具体的方策を探求するための前段階的研究として実態解明に関する調査の必要性を示したのである。

このような問題意識は、本研究の目的とも密接に関わるものでもある。というのも、上述の他、同誌において笠原六郎が「入会は近代法的市民法秩序の中核である所有権になじまない、山村における封建制の温床

となっている、集約な土地利用(造林)を阻害している元凶などの理由で入会を一方的に悪とし、入会林野は消滅させなければならない前近代的封建的法秩序であると短絡してしまわないこと」<sup>(100)</sup>と述べているように、また、本章で示した中尾英俊の見解にもあるように、入会といえども否定的側面だけではない。

したがって、そのことをより明らかにすることが入会研究の今日的課題の1つとなりうるものである。すなわち入会的活動の肯定的側面の今日的表現形態の発見・評価、たとえば、現代の林業をめぐる経済的環境・採算性が悪化している状況下にもかかわらず、育林活動が継続して行われている事例の検討等が為されるべきであろう。

#### ⑥ 入会林野経営と適正組織論

前述のような入会地経営主体の評価に関する立場は、「近代化法」の趣旨を媒介として、大きくは次のように、3通りに分けられる。すなわち、

①一律に「近代化」する必要性は存在しない（ケース・バイ・ケース論）

②一律に「近代化」すべきである（入会消滅論）

③当面はそのまま残しておく、今後それをベースに新たな形態を望む（有木純善が中日本入会林野研究会の報告コメントで整理に用いたもの<sup>(101)</sup>として入会温存論なる言い方があるが、温存論は第三者に対しては旧態依然の認定という意味に受け取られかねないので、有木自身の趣旨を汲めば、「入会变態論」と呼ぶべきであろう。）

ここで、それぞれを代表すると思われる論者を示せば、①に関しては半田良一である。一貫して近代化による生産森林組合について論じている<sup>(102)</sup>（中日本入会研究会報及び「林野入会権」, 一粒社, 1989参照、ただし、半田は、近年では、③の立場からの提案を示す<sup>(103)</sup>というような柔軟性も見せている。）②では笠原（六郎）であろう。入会をもとに「複層的所有」を考案している<sup>(104)</sup>。また、船越昭治はに属する面（地域資源の自律的共同体管理）とに属する面（入会法人の指定）をしめした<sup>(105)</sup>。

いずれにしても、昭和41年制定のいわゆる「入会林野近代化法」が契機となって以上のような主張がなされている。先に本章中でも述べたように、この法律は、農林業の発展のために入会林野所有の近代化（所有者と利用者の名義の一致）を目的とするもので、要するにゲルマン法的総有のローマ法的私有への転化を助長する法律である。しかし、それぞれ近代化後の経営体には、一長一短がある。主には、生産森林組合で、協

同論理による結合の主旨があるにもかかわらず、母胎が慣習の共同体であるため、外面近代的経営組織・内面慣習の組織の矛盾があり、それが混乱の要因となる場合が多いことが指摘されている。他に、この矛盾を意識しつつ地域的な入会林野系譜の集団とその活動内容について具体的に展開した研究として、八尋宣子の「入会林野利用と集落構造」<sup>(106)</sup>がある。

本研究では、こうした「近代化法によって生み出された経営体の評価・検討」という課題に関しては、公的資料の利用と具体的な対象設定により、可能な限りの接近を試みる。

#### ⑦ 入会林野の類型化について

上述のような今後の入会林野における適正組織あるいは経営のあり方について考察・分析をおこなう場合、まず入会林野の現状について知らねばならない。

そこで、等しく入会権に基づく入会林野利用であったとしても、今後の望むべき展開方向との関わりにおいて、それぞれの入会林野（集団）の間に本質的な相違が存在するか否かを明らかにする必要がある。

このような場合に、自然・人文・社会の分野をとわず、科学的研究を行う際に多く用いられる次のような手法がある。それは、特定の指標にしたがって多くの事例をいくつかのグループに分類し、それらグループの代表的・典型事例の比較、考察・分析によって、外観上は同質であるサンプルの本質的な違いを、あるいは外観上は異なっているも本質的には同質であること等を明らかにする「グルーピング」あるいは「類型化」と呼ばれるものである。

入会林野に関するこうした「類型化」分析の典型は、本研究の理論上のたたき台として本稿で重ねて検討しているように、「入会権の解体」であろう。

一方、その他の入会に関する先行研究において、これ以外の類型化を試みているものもあるが、その後に研究者間での検証によって磨かれたとは言い難い。

しかし、本研究の射程を明確にする上で重要であると考えられるので、ここで若干の整理をしておく。

「入会権の解体」を除く入会林野の類型に関する視角は、基本的には次の2点が存在するといえる。第1は、山村における地域資源の生産力展開と社会構造との桎梏を捉えるために、山村を類型化し、そのもとで入会林野を位置づける（入会林野を山村類型の指標とする）もの、第2に、入会林野における農林業生産に伴う地代形成の過程および階層性などの経済的性格から入会林野を位置づけるもの、である。

まず第一の場合であるが、総括的な分析として林野

庁林政部調査課企画による「日本林業の分析」の山村の社会構造の分析に属する部分である「山村社会の構造」が挙げられる<sup>(107)</sup>。この場合は、「林野の存在がその村落の社会構造上の規定要因として作用している場合を、すべて山村という概念に含めて考察の対象とした」<sup>(108)</sup>分析である。このなかで、「山村の社会構造を規定する第一次的要因は、林野の存在であり、林野の所有および利用の諸形態によってその村の社会構造がことなつた類型をしめす」<sup>(109)</sup>視点から、①国有林野地帯の山村、②公有林野の比重の多い山村、③部落有林野が大きな比重をしめている山村、④私有林型に分けている。

さらに③の部落有林高比重型では、(イ)部落有林野の所有じたいの中には階層性の進行要因は存在せず、どちらかといえば停滞的・安定的な、もっとも古い村落構造を残している類型、(ロ)部落内の階層分解が進行し、部落有林野の存在じたいが階層分解を促進させるモメントとなっている、部落有林野分割利用型の類型、(ハ)部落の上層が直轄利用形態のイニシアチブをとったところが多いが、部落有林野の存在は、階層分解をもたらしながら、しかも他方では階層分解を決定的に進行させることを阻止している部落有林野を基盤とした村落共同体規制がつよく、それゆえその基盤を支えている、部落有林野直轄利用型の類型、の3とおりに分ける必要があるとしている<sup>(110)</sup>。

これは、林野所有・利用の観点からの山村の区分としては、かなりオーソドックスなものであり、これ自体に異論をとなえる研究者はいないといえるであろう。しかし、このような「類型化」は、入会林野そのものを研究・分析の対象とした場合には、次の3点において不十分といわざるを得ない。すなわち、1.入会権はそれ自体のもつ性格上、基本的に所有形態が何であろうが存在しうることから、「所有」による区分は「地役の性質を有する入会権」か「共有の性質を有する入会権」かを判別する際の参考にしかならない、2.著者の潮見は、この報告以前に「入会権の解体」の中心的執筆者の一人であったことから、部落有林野の叙述における「入会権の解体」の引用・参考が多く、新規な点が上記類型③(イ)～(ハ)以外には指摘されていない、3.上記③(イ)～(ハ)についても、「序章」において総括的に提示されているのみで、本論において詳しい実証的展開が為されていない、である<sup>(111)</sup>。

次に、入会林野の経済過程を中心とする類型視角を明示しているのが、古島敏雄編『日本林野制度の研究』(1955)、「第二章 部落有林野の諸形態（森山広

一)」<sup>(112)</sup>である。このなかで、「部落有林野のように所有形態のはっきりしない土地所有について、そこに地代を無媒介的に適用するのは、現実の実態を反映しないといえるかもしれない」が、「生産と結びついた土地所有のあるところ、やはり地代という運動と無関係ではあり得ない」ので、「部落有林野の所有、あるいは利用に結びついた生産の内容を反映した意味での」「地代」を「基礎指標」として、「非常に多様な型態としてあらわれている」部落有林野の類型化を「試み」る<sup>(113)</sup>としている。そして「部落有林野の類型」<sup>(114)</sup>を、

- I 共同体的部落有林野—A 共同体的（総有的）部落有林野
  - B 共同体的経営の部落有林野
- II 地主的・農民的部落有林野—未分化・割山・持分・放牧
- III 資産的部落有林野—劣等地
- IV 経営的共有林—林業経営の発生

とした。

ここで注意すべきなのは、筆者森山も述べているとおり、ここでいう「地代」が林業経済論における「林業地代論」等で議論されている「地代」とは、ニュアンスが異なっている点である。森山が「地代」という語によって類型の基礎とすることの意図は、要するに「自給的農業生産が大きな位置をしめ立木商品化の条件を欠いている部落有林野と、用材生産が主要な林業経営をして持分の集中がある私有林に近い共有林とを同じ平面のものとして取り扱っては、具体的な理解に混乱を伴うことはまぬがれない」<sup>(115)</sup>ためである。つまり、等しく入会林野であるといってもその内実には商品生産における生産様式および生産力に「発展段階的」相異があり、それを、その存在目的や存在理由で区別すべきことを主張しているのである。

結局、この考え方自体は、「入会権の解体」と同質のものであるといわざるを得ない。なぜなら、入会権の解体の場合は、先に述べたように、利用形態上自給経済的利用の「古典的」型態が、商品経済の滲透によって「直轄、割山、契約」型態等に分解していることを明らかにしたのに対し、森山類型も、自給型から商品生産型までの各段階があるとしているからである。その際に、各段階を、部落有林野の存在目的・存在理由の観点から区分している点はユニークさが存在するといえる。ただし、「解体論」の主眼が入会林野の存在根拠である「共同体的規制は一貫して存続している」とする実態論的視点が一貫しているのに対し、森山類型では、この部分が捨象されている点が大きく異

なるといえよう。また、実際に森山類型によって現実の入会林野を区分してゆくことを想定した場合、その指標は、具体的にどのようなものとなるのであろうか。林野の利用と所有のあり方にその主体の特質が表現されているという観点からいえば、森山類型においても、実際の作業実行上は、入会権に基づく「利用形態」を無視することは不可能であることは明白であり、よって、結局は「入会権解体」論の利用形態類型に帰着することになる。

以上、入会林野の類型化について、第一の類型視角（入会林野を山村の類型化の指標とする）の場合では、部落有林野に関して「入会権の解体」の利用形態類型に「階層分解」の視点を付加した独自性がみられるが、実証的説明力が不足していること、第二の類型視角では、森山による「部落有林野類型」は、その経済的な存在理由・目的から行おうとする点で独自性が見られるが、「地代」を強調する根拠はあまりなく、利用形態類型に帰着すること、が明らかとなった。

したがって、本研究では、上記のような「類型化」の実証的比較検証そのものを研究の射程におくことはせず、(ア)入会林野そのものを中心的研究対象とする、(イ)入会林野の即時的規定因子の「共同体的慣習規範」が存在するという視点が一貫している、(ウ)林野は所有と利用に特質が現れる、(エ)一定の時間的長さの中で動的に変化を把握できる、の4点を理由として、利用形態を指標とする入会林野の類型化を主として用いるものとする。(上述の類型化の有用性を全面的に否定しているのではないので、本研究における叙述の都合上必要があれば、補足的に上記類型的説明を用いる場合もありうる。)

#### ⑧ 1990年代における研究の動向

わが国の入会林野に関する研究は、直接には、東日本・中日本・西日本の各入会林野研究会において、各地の入会林野を対象とする任意の報告が、主に現場的視点から毎年数件続けられている程度であり、先に述べたとおり、理論的あるいは学問的視点からの議論は、1989年度林業経済学会シンポジウムを最後に、以後の空白を生じているといっても過言ではない。

しかし、その一方において、1990年の前後に、入会林野に関するいくつかの研究書が発表されるにおよんでいる。1つは、社会学的視点から「集落」に関する今日的展開を解明しようとするもの、1つは、経済学的視点から「コモンズ」の意義を再確認しようとするものである。また、その中で、わが国内部を対象とする研究に加えて、視野を日本国内にとどめていない研

究も存在する。

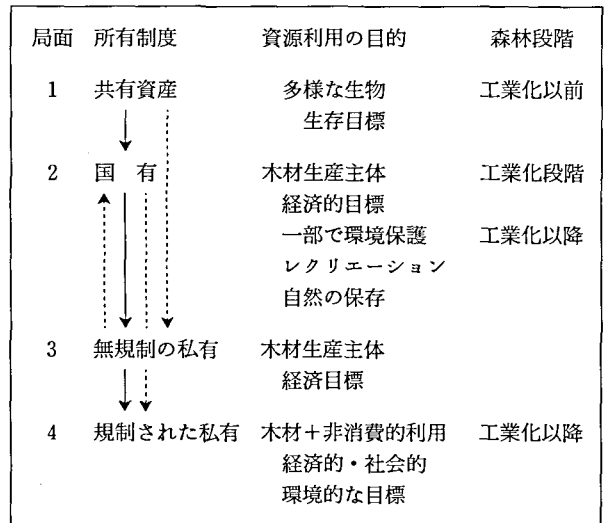
本研究では、こうしたより新しい論文・研究を視野に入れ、新たな動向を確認しつつ本研究の課題と射程をより明確にしたいと考え、以下に若干のまとめを行うこととする。

(ア)わが国の入会林野の国際的・世界史的立場の可能性について

わが国の入会林野は、現時点における世界史的・国際的視座からは、どのようなものとして捉えうるのであろうか。それには、A.メイサー(1990)が、国際的な847篇の文献に依拠してその成果を総括的にまとめた『世界の森林資源』のなかで述べた内容に即して検討するのがもっとも適切であろう。

メイサーは、「森林資源の利用は、資源がどのようにコントロールされているか、つまりどのように管理されているかに左右される」、「ほとんどの国々で、森林資源管理の支配的なパターンは歴史的に変化してきた」、「一般化していえば、規則的なひとつづきのパターンを世界各地で確認することができる」<sup>(116)</sup>とし、そのような「パターン」を独特の「森林段階区分」と関連させ、後掲の図1-5のようにモデル化した。そして、「単純で不完全ではあるが、このモデルはとまどうほど多様な所有と保有を整理して考える枠組みにはなるであろう。また、所有の制度と森林利用の目的との間に関連が見られ、所有の型と利用の型の組み合わせが森林資源利用の三段階（工業化以前、工業化段階、工業化以降）を区別する基礎になる」<sup>(117)</sup>とした。

この「三段階」の妥当性や区分の意義についてはともかくとして、「おそらく世界の森林資源の大部分は、近時にいたるまで原住民の共有資産になっていたであろう」<sup>(118)</sup>と、北アメリカ先住民、アマゾン先住民、ネパール、アフリカのガーナ、ヨーロッパの一部、インド、パプアニューギニア等における研究結果を例として挙げつつ、森林資源の原初的利用形態を「共有資産」とした。そして、その「共同体的所有は、商業伐採のような現代の森林開発方式はそぐわない。そのため、こうした開発が始まる前に、国有や私有に置きかえられることが多かった。さもなければ政府は慣習的な所有者と契約を結び、有用材の伐採権を得ることもできる。この種の権利がさらに企業に与えられることもあろう。」<sup>(119)</sup>と述べ、さらに、「共有的所有から国家管理への移行は（コンセッションによる私的利用であろうとなかろうと）突発的で破壊的なのがふつうである」、「しかし一般的にいって、共同体的管理は、所有の移行期のそれにくらべると森林資源の損耗率はは



注：A.メイサー『世界の森林資源』94頁図5-1より引用。（実線は所有のトレンド、破線は補助的なトレンド）

図1-5 森林所有、資源利用の目的および森林段階の展開モデル

るかに小さい。」と続けている。このようなことからメイサーは、「工業化」を指標とする段階論のなかで、価値中立的な立場から、森林資源の管理・利用における政策的関与の重要性を指摘しているといえる。

こうしたメイサー流の段階論にわが国の入会林野等の来歴を無批判に当てはめて云々することは避けるが、あえていえば、こうしたメイサーの視点に欠けているといえるのは、そこで例示されている「国家」の独立性がどの程度保証されているかということであろう。いいかえれば、メイサーは、「植民地」か「非植民地」か、といったその国家の歴史的背景あるいは国家間のパワー・ゲームのプロセスによる影響を捨象してしまっている。それはおそらく、その国家内部で繰り広げられている森林資源に対する政策的圧力が十分に統制されず破壊的であることを強調したかったためであろう。しかし、その政策的コントロールを行う場合に、その国家の独立性の内容・幅が歴史的に規定されてしまっており、他国との関係において何らかの経済的・政治的従属性が残存し、そこから抜け出せないでいる現実こそが問題なのではないのだろうか。

このような点から鑑みると、わが国の入会林野の来歴は、その歴史的背景においてそうした国々の場合と大きく異なる面があるといえる。一方、ではメイサーの提示は完全に否定し去るべきかといえ、そうとも言い切れない。なぜなら、前掲年表1-1を、その経時的变化においてメイサー式の段階論で読むことも可能であるためである。

このように、国際関係の視点から「共同体的資源利用」「入会」等を照射すると、その課題は、1.それぞ



れの国家が経た歴史的経験に即して森林資源利用の原初的型態の経時的展開を把握し、そこから世界史的法則性の有無を検証する必要があること、2.森林資源保全的立場から、ある国家において行われた経過・経験を他国においてシステムとして導入・輸出することが可能かどうかを検証すること、3.こうした検討をとおして、わが国の入会林野を世界的・国際的に位置づけること、が挙げられるであろう。

したがって、「入会林野」研究は、国際比較の実証研究を射程とする可能性を有しており、少なくとも以上の3点において今日的な研究の意義が存在する。そして、それらを可能とするには、メイサーが指摘したとおり、森林資源の所有・保有と利用および政策（施策）の関連と変化を、一定のタイム・スパンで実態的に把握するような分析装置を基軸として据えることが特に重要であるといえる。

(イ)「コモンズ」とわが国における「入会林野」の関係（環境問題と入会林野）

先のメイサーの熊崎訳には直接用いられてはいないが、世界史的視点からみて、世界各国にみられた（現在も見られる）、わが国の入会林野が想起されるような林野利用形態に、「コモンズ」という呼称を与えていることは、比較的一般的である。

研究としては、少し前では、経済人類学的視点から、大崎正治(1981)『「鎖国」の経済学』<sup>(120)</sup>、90年代に入って、地域経済・環境経済的視点から多辺田政弘(1990)『コモンズの経済学』<sup>(121)</sup>、一般経済学の分野で宇沢弘文・茂木愛一郎編(1994)『社会的共通資本 コモンズと都市』<sup>(122)</sup>、法学の分野で平松紘(1995)『イギリス環境法の基礎的研究—コモンズの史的変容とオープン・スペースの展開—』<sup>(123)</sup>が挙げられる。

この背景を端的に示すと、1972年、ローマクラブ報告書「成長の限界」、1972年6月、国連人間環境会議、1980年、米カーター大統領報告書「西暦2000年の地球」、1982年、国連環境計画（UNEP）ナイロビ会議「ナイロビ宣言」、1987年4月、環境と開発に関する世界委員会報告書「われら共有の未来」、1992年6月、ブラジル地球サミット「環境と開発に関するリオデジャネイロ宣言」「アジェンダ21」「気候変動に関する国際連合枠組み条約」「生物多様性に関する条約」など、国際的に地球環境への認識の高まりがあった。また、その間から今日までに、国際標準化機構による環境マネジメント規格の国際標準化をすすめるISO9000、ISO14000の各シリーズ化がすすみ、わが国においてもこの規格を取得する動きが表れてきている<sup>(124)</sup>。

要するに、環境問題は資源・人口・食糧・教育・民族・宗教問題等を含む南北問題を基軸とする経済問題が根底にあり、この解決こそ地球を守り、人類を守ることであり、とする認識の広まりを示すものといえよう。裏をかえせば、旧植民地が中心である発展途上国においては、まず経済的発展が優先課題となり、一方、旧宗主国が中心である先進国においては、環境問題への配慮を示さねば経済的発展が望めない状況が進行する一方、世界はますます狭くなり、この両者の関係がより密接になることで矛盾の拡大と深刻化が進んでいる。

そして、このような世界経済の構造的矛盾が地球環境における自然現象の異常性・頗行性に表れ、人類自らの存続を危ぶませていることに対する反省と打開のヒントを「コモンズ」に求めている点が、経済学にかかわる先の大崎、多辺田、宇沢らに共通した認識であるといえる。

たとえば、宇沢らは、社会的共通資本なる概念の一般化のための試行の途上ではあるとした上で「コモンズは、さまざまな形態をとるが、いずれも自然環境をそれぞれの置かれた社会的、経済的、法制的な諸条件のもとで、持続可能（sustainable）なかたちで管理、維持するための制度、組織であるということができよう。」と端的に述べている<sup>(125)</sup>。また、大崎は、現代のマルサス主義者がハーディンの「コモンズの悲劇」<sup>(126)</sup>を論拠としてマルサスと同様に「不公正は全面的滅亡よりましである」と悲劇を共同体のせいにし、これを回避するための統制的方法、とくに外部経済の内部化を私有財産制によって成し遂げようとすることを主張しているのに対し、「共同体（コモンズ）を敵視、否定したあとで、共同体でしか実現されない手段を要請してくることは、現代マルサス主義のはかなさを十二分に物語るものである。」<sup>(127)</sup>としている。

では、こうした議論に与するコモンズとは、一体いかなる定義が為されているのであろうか。

前掲大崎や、玉野井芳郎、エントロピー学派経済学の中村尚司らの影響のある多辺田は、「またぞろ共同体再評価論や復権論かと、簡単に切り捨てないでほしい」と断りつつ「環境と自然が共生しえたのはどうしてなのか。小規模な社会はなぜ豊かなのか。商品化されない部分を多く含んだ社会のほうがなぜ健全なのか。」という問題意識にたち、「もはや現在は、開発をどう進めるかという時代ではない。開発の後始末をどうするかということが問われるべきときなのである。」「根本治療は自然治癒力をもつコモンズの再生し

かないのである。」という認識において、「商品化という形で私的所有や私的管理に分割されない、また同時に、国や都道府県といった広域行政の公的管理に包摂されない、地域住民の「共」的管理(自治)による地域空間とその利用関係(社会関係)を、コモンズと呼ぶことにしたい」とする<sup>(128)</sup>。

この他、浅子・国則(宇沢ら『社会的共通資本』第3章「コモンズの経済学」)による整理が有用であろう<sup>(129)</sup>。このなかで、コモンズという概念は、人によってその使用方法が異なり、混乱が見られる場合が多いが、基本的には大きく分けて次のような場合がある、とする。すなわち、

定義①, open access あるいは free access (自由参入)が成立する資源(開放的資源,ハーディンの想定したのもこの種類にあたる)。これはさらに、

(ア)資源利用の新規参入を無制限に認める場合(特定の使用者を技術的に限定できない大気等のグローバル・コモンズ(global commons)もこれにあたる。)

(イ)コモンズ資源利用は一定の集団に限定されているが、その構成員は自由に利用できる場合(この場合は、open access towards input とよばれる)。

に分けられる。

定義②, 資源の利用が一定の集団に限られ、その資源の管理・利用についても、集団中である規律が定められ、利用に当って、種々の権利、権利義務関係がともなっている場合。

歴史的に各国に存在してきたコモンズはこのような第二の意味でのコモンズである場合がほとんどで、多くのフィールド・スタディーが蓄積され、これらの研究で明らかになったのは、「common property sys-

tem は、たんにその資産が共有されているだけでなく、いろいろな取り決め等を含んだ1つの制度(institution)であるという点」とする。また、この定義は、言い換えれば「(この場合の) common property resources は、地域のコミュニティによって所有され、管理・利用されている資源」であり、「コミュニティ外の人々に対して、その資源の利用が排除されるとともに、コミュニティ内の構成員にとっては、きめ細かな規約によって、その資源の利用が可能な枠組みが構築されている」一方、これまでの一部の立場は、私的所有でないものはすべて共有資産とし、「common property resources は、特定のグループによって集団的に保有されているものを意味するのではなく、私的財以外の全ての資産を指したり、特に所有形態が明らかでない財、あるいはその定義が技術的に困難な財を総称したこともあった」と、概念の混乱が存在することを指摘している。

さらに上記の定義に加え、「資源ストックを所有する権利と、資源ストックから生み出されるフローを利用する権利というように区分すれば、さらに複雑な property rights の構造ができあがる。歴史的なコモンズは、……複雑な property rights と社会的な権利義務関係が一体となって機能を発揮」しているとする。(以上、後掲表1-3参照)

一方、前掲平松は、コモンズを「共有、共有地、ときには共同所有地と表現することの誤りを認識した筆者なりの定義」として『オックスフォード・エコロジー辞典』<sup>(130)</sup>の定義をほぼ踏襲し「土地、空気、水などの主たる地球上の資源について、人々が共同してエクイタブルにアクセスもしくは使用でき、だれもがそれらを破壊することのできない社会制度」<sup>(131)</sup>とする。

また平松は、こうした定義からより広い社会的共通財の概念としての「オープンスペース」を展開・規定

表1-3 資源の保有に関する4つのレジーム

1. オープン・アクセス 資源 (res nullius)
全ての個人、団体が、自由に使用できる。使用できる権利は排他的でもなければ、譲渡可能でもない。使用权は共有であるが、全ての個人にとって open access である(したがって、誰の資産でもない)。Non property ともいう。
2. 公共(国)の資産 (res publica)
所有権は国にあり、管理も国が行っている。その使用权あるいはアクセス権は、明示的ではない。
3. コミュニカルな資源 (res communes)
資源の利用が特定できるグループによって管理されており、私有でもなければ政府所有でもない。誰がその資源を利用するか、誰がその資源の利用ができないか、あるいはどのようにしてその資源を利用するかについてのルールが存在する。
common property といわれるとともに、システムとしては、community-based resource management system ともいう。
4. 私的資産
個人は社会的に許容される範囲での使用权を有する。他の人々は、その使用を差し控える義務がある。

原注：以上の定義は、Berkes and Farvar (1989) および Bromley (1991) を編集したもの。

注：浅子・国則、前掲書、76頁、表1より引用。

表1-4 プロパティの制度（資源利用のレジューム）

	私的所有	コモンズ	オープン・アクセス	
			制限使用	無制限使用
グループ制限	1人	メンバーのみ	メンバーのみ	オープン
採取制限	個人の決定による制限	規則による制限	無制限	無制限

原注：C.G.Stevenson, Common Property Economics, p.58  
 注：平松紘「イギリス環境法の基礎研究」10頁より引用。

する要素として、このメンバーと資源使用に関するそれぞれの限定性・非限定性を指標として掲げている（表1-4参照）。

要するに、平松は、上記の分析装置を用い、「生きる法」視座からの法社会史的方法<sup>(132)</sup>によって、18世紀近代イングランド法（common law）の樹立（日本でいう地役の性質を有する入会権に相当）から、イギリス1967年の「市民アメニティ法」（Civic Amenities Act, 1967）を頂点とするまでの展開経過を丹念に辿ることにより、旧来のコモンズが都市近郊を主として、「アメニティ」の享受を目的とするオープン・アクセス権の確立した Open Space へと変容する過程を明らかにしているのである。いわば、川島らによる『入会権の解体』のイングランド編といった趣である（ただし、その内容は、今後の日本の入会地の活用を考える上で、非常に示唆に富んでいると思われる）。

(ウ)その他の研究

上記のような国際的視座との関わりは明確ではないが、最近(1996年時点)に、次のような、わが国の入会林野に関わった研究が表にされている。

- ①長谷川昭彦(1987)『地域の社会学—村の再編と振興—』<sup>(133)</sup>
- ②桐山良賢(1991)『入会権の評価と補償』<sup>(134)</sup>
- ③松木洋一(1992)『日本農林業の事業体分析』<sup>(135)</sup>
- ④大淵英雄(1993)『地方制度と生活意識』<sup>(136)</sup>

ここで、入会研究の動向の確認として、これらの内容について簡潔に触れておくことにする。

まず①長谷川は、「現代における地域問題は、客観的機能的連関性の発達がかえって心理的疎外状況を生み出すとことにある」、「この意味で、人間の連帯性を回復せしめる主体的な社会空間作りとしての地域社会計画が必要になる。ここに地域の主たる課題があると思う」<sup>(137)</sup>という問題意識および「地域の原型は農村」とする農村地域社会論的立場から、「農村の側から見た地域社会における基礎的社会関係の理論」をすすめる。この際、従来の「村落共同体論」の検討から、現代的な「都市との連関性をもった地域社会への展開プロセスを追っていく」<sup>(138)</sup>。この過程で長谷川は、従来の

「共同体論」の概念から「村落競合体」「村落複合体」という概念装置を設けている。その指標は、明治期以降の資本主義化の進展にともなう相対的過剰人口問題の発生という「封鎖社会の人口原理から開放体制の人口原理へと転換」<sup>(139)</sup>による、旧来の自然村的集落である「村落の封鎖性の崩壊」<sup>(140)</sup>である。ここで、長谷川は「競合体」への転化において入会林野の消滅を例示する<sup>(141)</sup>。

入会林野の歴史的展開を読み解くのに際して「人口問題」からアプローチする点に長谷川の独自性がある。しかし、あくまで「共同体論」の現代的展開が主眼であり、入会研究としてはこの点で、物足りなさが残るものである。

②桐山は、入会林野に係わった土地に対して、その入会権を解除する場合に、どのような評価と補償を行うべきかという問題について、設例をもうけて解説を加えている<sup>(142)</sup>。

複雑・多岐にわたる入会林野において、正当な理由によってこれを解消したい集団が存在しても、この評価や補償を算定することは実際問題としてかなりの困難がともなう。これを容易にするという意味からは、このようなケース・スタディの集約がおこなわれるべきであろう。しかし、それが無秩序な森林破壊をもたらさぬような枠組みも、一方において探求されるべきと考えられる。わが国の入会林野の解消に関するこのような具体的な作業レベルでの知識の体系化についてもまだまだ研究の余地・課題が存在するといえよう。

③松木は、「地域肉用牛生産振興先進事例調査研究(1982~84年度)」（中央畜産会・公益法人畜産総合対策推進指導事業）および「日本林業の土地問題（福島康記代表）」（1988~90年度文部省科学研究費総合研A）の当人執筆部分をまとめたものとして、前掲『日本農林業の事業体分析』（第9章 林野の入会的所有と集団経営）を著している。ただし、ここで扱われているのは、熊本県阿蘇郡と広島県比和町を例とした紹介記事的な叙述のみであり、単に、その地方に入会林野における牧野組合の展開を追っているにすぎない。こうした、入会林野における牧野利用の研究の発端として

はむしろ次のような研究史的展開があったことの方が重要である。

すなわち、戦後、新憲法体制下において、1954年に酪農振興のために草地を改良する目的で「草地資源調査会」が、農林省の『わが国における酪農業推進のためには、全国に放置されている広大な入会地を酪農＝放牧のために草地に転換する必要があり、それらの草地には入会権という慣習法上の権利による拘束をどのようにして処理するかという法律上の問題があるから、民法学者の協力が必要である』という考えから設置され、「草地に関する法制的、社会経済的諸関係とくに入会慣行等草地利用の実態を究明する」こととなった。そのことに対応して、農林省応用研究費「牧野の社会経済学的研究」(農政学(経済学班)主任に近藤康男、農業史(歴史学班主任)：古島敏夫、法社会学班主任：川島武宜、1955年)が学際的研究を目的とした共同研究プロジェクトとして発足する。その後、法社会学班は1954-55年に長野県北山村の牧野入会の研究をおこなった。これら、全体の成果は「牧野の社会経済学的研究」農林省部内資料〔農政研究資料・牧野総合第3号〕(1958)等として配布され、その後の1959年に近藤康男編「牧野の研究」(東大出版会)として公表された<sup>(143)</sup>。

この際の法社会学班がおこなった研究が、その後、牧野利用にとどまることなく入会林野利用全般にわたる全国的な展開の出発点になり、この主要メンバーが後に『入会権の解体Ⅰ～Ⅲ』(1959～1968)の筆者となり、さらにその後の入会研究に関与することとなるのである。したがって、その後の研究上の空白的な期間があるものの、今日のわれわれが比較的近年の研究に依拠した入会林野に関する議論をおこなうことの端緒としての評価を、牧野利用研究に与えることはあっても、松木のように「農林業事業体の分析」と称して入会林野を取り上げて置きながらその全体像に触れていないだけでなく、あるいは牧野利用に的を絞ったとしてもこの先駆的研究に全く触れていない点は、お粗末としか言いようがない。

本研究は「入会林野」を全般的(全国的、統一的)に扱おうとすることを主たる眼目とするため、牧野利用について詳細に述べることは副次的な事項としてこれを避け、牧野利用(阿蘇郡下)をあつかった実態論的研究では八尋宣子による『入会林野利用と集落構造に関する理論的並びに実証的研究』(1989)<sup>(144)</sup>が、松木に比べ、はるかに詳細かつ内容に富むものであることを断っておくにとどめる。

④大淵は、長野県諏訪市湖南・南真志野とその隣接、周辺村落をフィールドに、34年間の研究活動を続け、その成果を前掲書にまとめた。その内容は、副題「一明治期村落の共同意思形成について一」からは想定しにくいのが、要するに、村落生活上の実在的「共同性」が、外部からの支配装置としての機能を果たすような作為性を内部化してゆく過程を地方制度との関連から明らかにしようとするものである。これは、大淵の社会学的立場において、鈴木榮太郎<sup>(145)</sup>、有賀喜左衛門<sup>(146)</sup>の方法論に批判的検討を加えた上で、なされている<sup>(147)</sup>。問題意識の方向性は、先述の「入会権公権論・私権論」、つまり地方自治法と入会林野の関連の延長線上にあるといえる。したがって、大淵のこの研究によって、入会林野の主体であった「共同体」に対して、いかに地方自治制度がインパクトを与えたものであったかが、集落に存在する古文書・史料等を通じて、具体的に理解できる。

しかし、34年かけた研究であるので、いわゆる市町村史的資料価値が高い研究といえるが、一方、その間の大淵の問題意識が変化しなかったのかを疑わざるを得ず、ゆえに入会林野を扱った研究としての新規な視点の欠如を指摘せざるを得ないといえるものである。

以上、1990年代に入り、入会林野をめぐる、いくつかの研究がみられた。それらの潮流を俯瞰するとするならば、大きくは2とおりの流れがあるといえる。

まず、明治期以来のさまざまな入会研究の延長線上にある、(入会林野そのものを主題としているかにかかわらず)わが国内部での入会林野の問題を扱った研究、そして、世界史的(民俗学・人類学的研究で扱われたものを含む)フィールド・ワークの蓄積から抽出されうる「コモンズ」に係わる研究、である。

それらの研究から現時点で言うことは、その両者がいまだに統一的に扱われようとしていないことである。いいかえれば、両者を橋渡しするような共通の「尺度」が十分に議論されていないのである。しかし、先に示したように、今後の入会研究の目的が、環境問題の本質である世界のグローバル化の進展とその経済学的諸問題(いわゆる貧・病・争)の深刻化との関係におけるわが国の入会林野の位置づけ、評価にあることは明白であって、これを避けて通ることはできないであろう。つまり、すぐれてローカルな問題はよくグローバルな問題となるのである。

したがって、この場合に、わが国入会林野を歴史的・世界史的に特殊なものとして切り離して論じるのではなく、いわゆるコモンズとの関連から、すなわち、

日本の入会のもつ実態をより一層commonsの概念に関連させることを指向しつつ、その目的に接近することが試行されるべきであろう。

では、その際のより具体的・実践的課題は一体いかなるものとなるであろうか。

同じ入会林野に関する研究を扱っていても、そのアプローチは様々であった。しかし、どの場合でも個々の内容の相異を越えて、結局のところ、「入会林野利用の形態が、生産様式あるいは社会関係の変化にともなって変貌する」ということが、共通の認識、または研究の背景としての事実関係として看取されうるものであるといえよう。

【3】 研究の課題と方法

以上、本章においては、叙述の簡明を旨として、【1】節で入会に関する問題の所在と本研究の目的に触れ、【2】節で入会に関する内容について、(1)主たる制度の流れ(2)各学問分野ごとの研究展開の概要(3)より詳細な論点の提示、というように大から小へ、という順序で整理しながら、随時本研究の課題と方法を述べてきた。

ここで、あらためて本研究の課題と方法を一括してまとめておくことにする。

(1) 分析視角と研究の課題

入会研究についての概括的整理をふまえて、本研究課題を整理すると、以下のとおりである。

まず、本章において何度も触れてきた、法社会学における成果としての「入会権の解体」なる概念は、入会林野利用の原初的形態であるところの「入会稼ぎ」を中心とする古典的共同利用形態が、経済環境の変化や、法制度上の変化によって浸食され、やがて、その利用形態をより貨幣経済的利用に転化させてゆく現象を指し示すものであった(図1-6参照)。

すなわち、法社会学においては、入会林野利用型態の変化を捉えることを通じて、入会慣習の存続、すなわち入会権の存続を再発見したものと見える。

しかし、本研究は、入会「権」が存続し続けることの法学上の、あるいは法社会学上の法律論的議論をなすものではない。

現在までの入会林野の歴史的経過をたどるのであれば、実態として、必ずしも入会林野が存在し続けてはいないものがあるであろう。しかし、「入会権の解体」においては、このような入会林野が消滅する場合について、理論的帰結としての方向性には触れていても、実態については十分に捉えきれていないのである。

そこで、実態をより明瞭に把握するために、この「入会権の解体」に含まれている概念を再構成して「入会林野の解体過程」と捉えなおしたらどうなるであろうか。

まず、本研究では、多岐にわたる各種の先行研究における共通の認識が「入会林野利用の形態が生産様式および社会関係の変化に伴って変貌する」ということを承認する立場に立つものである。そして、この「変貌」には基本的なふたつのベクトルとして、入会林野がその利用形態を変貌させつつやがて入会林野自体を消滅させる場合、そして、入会林野がその利用形態を変貌させつつ入会林野を存続させていく場合である。このように、「入会林野の解体過程」という観点からみた場合は、入会林野の原初的利用型態が解体する場合には消滅と存続があり、この「存続」とはまた、「原初的ではないが存続している」ことから入会林野利用の「再編」と表現することができる。さらに、入会林野が「消滅」する場合は、この「再編」の究極の姿と捉えらるので、「入会林野の解体過程」とは「入会林野の消滅の場合を含む再編の過程」でもあるとできよう。ただし、このような入会林野の解体過程の実態は、あくまで「消滅」と「再編」があるので、本研究の実際の進行においては、次のように捉えるものとする。すなわち、「入会林野の解体過程」には、基本的に「解体→消滅」および「解体→再編」のベクトルが存在する、である。

そこで、このような「入会林野の解体過程」上に見いだせるベクトルについて、その歴史的並びに今日の現れはいかなるものであるかを、分析・検討して明らかにすることを本研究の目的とする。

その際に、各先行学問分野の枠組みに即したそれぞれの分析視角を演繹的に設定しうるが、「入会林野」の意味づけに広義性があることにより研究の限界も規

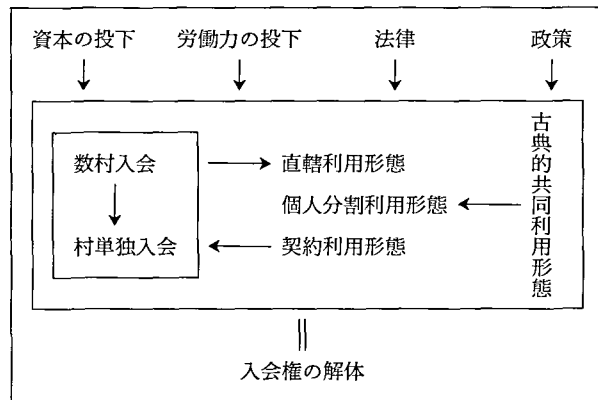


図1-6 入会権の解体

定してしまうため、これを避けること。また、近年の「コモンズ」論といった国際的視点から全く切り離されたものでない必要がある。

したがって、こうした点から本研究では、特定の学問分野の視角に依拠するのではなく、より客観的な分析をおこなうために、各種先駆研究の共通認識の立場から導き出せる「入会林野の解体過程」を分析視角とする。そして、それに係わる

- ①現時点における入会林野の全国的な空間的分布の把握と特性の分析
  - ②「入会林野の解体過程」に関する歴史的並びに今日的検討
  - ③「入会林野の再編」に関する今日的動向の把握と検討
  - ④全国的規模での入会林野の今日的類型化の検討
- の4点を研究の課題とする。

また、これらの課題へは、入会林野施策の具体化である「入会林野整備事業」の展開との関わりからの接近もおこなうものとする。

## (2) 分析装置と研究の方法

次に、「入会林野の利用形態が生産様式および社会関係の変化に伴って変貌する」ことを捉えるための分析装置が必要となる。そこで、そのために本研究では、「入会権の解体」で示された、入会林野利用形態の違い(古典的、直轄、個人分割、契約)を主たる指標として踏襲する。ただし、先に示したように、一般に若干の混乱が「解体」の語によって引き起こされている点がかがわれるので、ここで、確認と定義をおこなっておく。

まず、法社会学上の「入会権の解体」は、次のようなものである。

①「明治以来今日まで百年に及ぶ入会山の歴史は、一面において慣習的用益秩序そのものの内部的変貌の歴史であった」とともに、「多面において慣習的用益秩序と所有権秩序との相互の矛盾・対立、反撥と融合の諸過程の歴史でもあった」<sup>(148)</sup>。

この①については、本章にて「入会権の解体」の解体過程における「総有」の分解段階としての利用形態の相違を発生せしめる要因である経済的側面、すなわち、解体の契機としての入会林野にたいする資本と労働の投下について、②については本章にて「入会林野に関する法制史的背景」として述べたことに通じる。

したがって、「入会権の解体」は、入会研究をなす場合の基礎概念といってもよく、それゆえに入会林野

を題材とするどのような研究においても通用するという意味で、汎用性があるといえるものである。

ただし、入会権を強調するあまり、実態としての入会林野の消滅をとらえきれない側面を有するので、本研究では、この消滅の側面を事実として明瞭に捕捉するために、先に述べた「入会林野の解体過程」としての概念に再設定し、以下のような定義を行うものとする。

定義：「入会林野の解体過程」

「林野入会」とは、集団として林野を所有ないし保有し、その所有・保有および利用のしかたを規定する前提として、何らかの地縁結合的集団による規制が過去から継続して存在する現象を意味する。

その利用形態は、自給経済的対応目的の古典的共同利用形態を原型とし、その変化形態として貨幣経済対応目的の直轄利用形態、個人分割利用形態、契約利用形態に区分される。

そして、それらの利用形態は、その入会林野にたいする資本と労働の投下あるいは法律や政策(施策)の作用を契機として原型から展開する。これを「入会林野の解体過程」における「解体→再編」のベクトルと呼ぶ。

また、そのような利用形態の原型からの展開により、入会権が他の権利形態に完全に転化して入会林野が消滅する場合は、「入会林野の解体過程」における「解体→消滅」のベクトルと呼ぶ(したがって、この「消滅」は「再編」の究極の表現と見なすこともできるものである)。

以後、本研究では、以上の分析視角・分析装置に基づき、第2章では、本研究の課題①「現時点における入会林野の全国的な空間的分布の把握と特性の分析」について、また、課題④「全国的規模での入会林野の今日的類型化の検討」について、従来の研究では十分に用いられていなかった全国的なデータと統計的手法(多変量解析)の利用から、全国的な入会林野の動向や特徴について明らかにする。第3章では、課題②「入会林野の解体過程に関する歴史的並びに今日的検討」について長野県下での事例による分析をおこない、そして第4章では、課題③「入会林野の再編に関する今日的動向の把握と検討」を具体的な事例に則しておこなう。そして第5章にて、本研究の総括及び今後の課題について言及する。

## 注釈及び参考文献

- (1) 中尾英俊(1969)。入会林野の法律問題。初版 70～79。勁草書房、東京。このなかで、不動産登記法上は入会権は登記できないこと、大審院明治36年6月19日判決と大審院大正10年11月28日判決により、入会権は登記がなくともその権利を主張できることがいわれている。
- (2) 日本林業協会(1993)。適正な管理が必要な我が国の森林。林業の年次報告、6頁
- (3) 中尾英俊(1984)。入会林野利用と生産森林組合。林業経済 No.423、5頁。
- (4) K.マルクス、手島正毅訳(1963)。資本主義的生産に先行する諸形態。国民文庫版 特に46頁、47頁を参照。大月書店、東京。
- (5) K.マルクス「ヴェラ＝ザスーリッチへの手紙」、前掲所収 特に100頁を参照。
- (6) 川島武宜(1959)。序論。(川島武宜、潮見俊隆、渡辺洋三編)入会権の解体、初版 4～5頁。岩波書店、東京。を参照。
- (7) 川島武宜(1983)。解題。川島武宜著作集 第8巻、初版 326～328頁、岩波書店、東京；初出、同(1961)入会権の解体。日本法社会学会機関誌 法社会学の諸相、有斐閣。
- (8) 川島武宜、同前 解題 331頁；判例研究1 入会権の「解体消滅」—共有入会地の財産区財産への転化(1968)、法学協会雑誌 85巻3号。
- (9) 中尾英俊(1966)。「入会林野等に係わる権利関係の近代化の助長に関する法律」について。林業経済 No.215、9頁。
- (10) 林野3法案について。  
林野庁は、林業・木材産業の活性化を図るための法制度を整備すべく、「林業改善資金助成法及び林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案」、「林業労働力の確保の促進に関する法律案」及び「木材の安定供給の確保に関する特別措置法案」を国会に提出した。これは、平成3年の森林法改正の際に「森林の流域管理システム」という考え方を打ち出して以来、その実質的進展がみられないため、流域管理システム下での林業・木材産業の活性化を図る観点から、林業経営の基盤強化、林業事業者の育成等を通じた林業労働力の確保、木材産業の基盤強化、等を支援するための法的措置を川上から川下までの各段階において一体的に講じることとし、今回、関連3法案を提出したものである。以上、林野時報 1996、4、林野弘済会、東京。を参照。
- (11) 中尾英俊(1968)。入会林野に関する判決についての覚書。林業経済 No.236、23頁参照。
- (12) 戒能通孝(1943)。入会の研究、初版。日本評論社、東京。特に「第4章 村落生活と入会権」388頁以降を参照。
- (13) 戒能通孝、前掲書。特に第3章 明治初年に於ける地租改正と入会権 第1節 入会地官民所有区別の萌芽的諸現象、93頁を参照。
- (14) 川島武宜(1987)。所有権法の理論 初版。岩波書店、東京。特に「4 所有権主体の統一性」182～183頁を参照。
- (15) 船越昭治(1984)。資本主義の発展と林業・林政。(鈴木尚夫)現代林業経済論、初版 111頁。日本林業調査会、東京。
- (16) 船越昭治、前掲、112頁。
- (17) 高須儼明(1966)。入会林野問題とその近代化の方向。(高須儼明)入会林野近代化の指標、初版 18頁。日本林材新聞社、東京。
- (18) 高須儼明、同前。
- (19) 森林組合法(昭和53年、法律第36号)第1章総則、(目的)第1条「この法律は、森林所有者の共同組織の発達を促進することにより、森林所有者の経済的社会的地位の向上並びに森林の保続培養及び森林生産力の増進をはかり、もって国民経済の発展に資することを目的とする。
- (20) 和座一清(1989)。生産森林組合の特色。(武井正臣、熊谷開作、黒木三郎、中尾英俊)林野入会権、初版 158～162。一粒社、東京。これによれば、施設組合(一般の協同組合)は、それぞれ独立の事業体である組合員の事業の助成を図り、これに奉仕するもので、組合員は組合の販売、購買、信用、機械、倉庫等の事業ないし施設を利用する。これに対し生産組合では、その組合員がこれに加入することにより事業体としての独立性を失い、生産組合自体が法人格をもつ一つの企業体となる。生産森林組合は、この後者の性格を有するとされる。
- (21) 潮見俊隆(1968)。入会林野整備の方向。(川島武宜)入会権の解体、初版 586頁。岩波書店、東京。
- (22) 潮見俊隆、同前、586頁。
- (23) 潮見俊隆、同前、587頁。
- (24) 公有林野調査会(1959)。公有林野の実態とその問題点、初版。林野弘済会、東京。
- (25) 松岡勝定(1967)。入会林野近代化法制定の背景と経緯。(高須儼明、松岡勝定)入会林野近代化法の解説、初版 49頁。日本林業調査会、東京。
- (26) 川島武宜(1983)。入会権研究の現状と問題点。川島武宜著作集 第8巻、初版 291頁。岩波書店、東京。

- (27) 川島武宜, 同前, 入会権研究の現状と問題点 291頁。
- (28) 川島武宜, 同前, 291頁。
- (29) 川島武宜, 同前, 291頁。
- (30) 川島武宜, 同前, 291頁。
- (31) 川島武宜, 同前, 291頁。
- (32) 川島前掲, 同前, 原注(38)も参照のこと。
- (33) 川島武宜, 同前, 292頁。
- (34) 川島武宜, 同前, 293頁。
- (35) 川島武宜, 同前, 293～294頁。原注(40)も参照のこと。
- (36) 川島武宜, 同前, 297頁。
- (37) 入会林野研究会について  
1996年時点において, 全国には, 入会林野に係わる行政担当者, 入会林野の法律上の問題を扱ってきた法律関係者, 林業・林政を扱う研究者がそれぞれ同じ机を囲み, 意見交換や研究の成果を共有する場として, 西日本入会林野研究会, 中日本入会林野研究会, 東日本入会林野研究会があり, それぞれ1年に1度の集会和会報の発行をおこなっている。
- (38) 八尋宣子(1989)。入会林野利用と集落構造に関する理論的並びに実証的研究, 学位論文。九州大学農学部林政学教室。
- (39) 川瀬善太郎(1912)。公有林及共同林益, 初版。三浦書店, 東京。
- (40) 佐藤百喜(1978)。入会権公権論, 復刻版。お茶の水書房, 東京。  
原版は, 1933, 常磐書房, 東京。
- (41) 中田薫(1928)。明治初年の入会権, 国家学会雑誌 42, 2～5。同(1938)法制史論集, 初版。岩波書店, 東京。
- (42) 我妻栄(1930)。物権法, 初版。日本評論社, 東京。
- (43) 石田文次郎(1932)。物権法論, 初版。日本評論社, 東京。
- (44) 北条浩(1966)。入会権学説集 上・下, 初版。徳川林政史研究所, 東京。上下巻あわせて125人の法律学者の, 入会権に関する学説または説明・解釈の摘要である。
- (45) 末広巖太郎(1924)。物権法 下巻第1分冊, 初版。巖松堂書店, 東京。
- (46) 奈良正路(1934)。物権法新釈 第3分冊, 初版。法錚閣, 東京。
- (47) 戒能通孝(1947)。民法入門, 初版。巖松堂書店, 東京。
- (48) 川瀬善太郎(1912)。公有林及共同林益, 初版。三浦書店, 東京。
- (49) 植村恒三郎(1922)。本邦林野の入会関係と入会権, 初版。博文館, 東京。
- (50) 菌部一郎(1928)。林業, 社会経済体系第5編, 初版。日本評論社, 東京。
- (51) 島田錦蔵(1941)。森林組合論, 初版。岩波書店, 東京。
- (52) 古島敏雄(1955)。近世入会制度論, 初版。日本評論社, 東京。
- (53) 近藤康男編(1959)。牧野の研究, 初版。東京大学出版会, 東京。
- (54) 岡村明達(1983)。「林業資本主義化の諸問題—最近の林業近代化論批判—」, (森巖)昭和後期農業問題論集23 初版。農林漁業文化協会, 東京。初出は, 同(1957), 林業経済 No.104～106。
- (55) 船越昭治(1981)。日本林業・林政, 初版。農林統計協会, 東京。
- (56) 森田学。大平英輔(1966)。入会権の解体について。林業経済 No.210。を参照。
- (57) 有木純善(1963)。生産森林組合の成立と発展に関する試論。林業経済 No.176。
- (58) 筒井迪夫(1973)。林野共同体の研究, 初版。農林出版株式会社, 東京。
- (59) 川島武宜(1983)。著作集 第8巻 慣習法上の権利, 初版。岩波書店, 東京。
- (60) 渡辺洋三(1972)。法社会学研究2 入会と法, 初版。東京大学出版会, 東京。
- (61) 中尾英俊(1965)。林野法の研究, 初版。勁草書房, 東京。
- (62) 玉城哲(1978)。農村共同社会の経済構造。農業経済研究 49, 4。
- (63) 堀越久甫(1979)。「ムラ」の再評価—人間回復の手がかり。(玉城哲, 堀越久甫他) むらは現代に生かせるか, 初版。農林漁業文化協会, 東京。
- (64) 磯部俊彦(1985)。日本農業の土地問題, 初版。東京大学出版会, 東京。
- (65) 田中洋介(1986)。(田中洋介, 田代洋一, 磯部保志) 講座 日本の社会と農業8 初版。日本経済評論社, 東京。
- (66) 田代洋一(1986)。畜産的土地利用の展開。(陣内義人) 講座 日本の社会と農業7, 初版。日本経済評論社, 東京。
- (67) 八尋宣子, 前掲, 入会林野利用と集落構造に関する理論的並びに実証的研究。
- (68) 橋本玲子(1983)。山村における土地利用の課題。(鷺尾良司, 奥地正) 転換期の林業山村問題, 初版。新評論, 東京。
- (69) 船越昭治(1984)。入会林野近代化法以降の共同体的林野と林業生産。林業経済 No.432。



- (70) 八尋宣子, 前掲, 入会林野利用と集落構造に関する理論的並びに実証的研究, 1~4。
- (71) 原田純孝(1987)。所有権。(淡路剛久, 鎌田 薫, 原田, 生熊長幸) 民法 物権, 初版 150~152頁。有斐閣, 東京。を参照。
- (72) 原田純孝(1987), 前掲, 所有権。
- (73) (林野弘済会) 林野小六法, 昭和63年版, 51~55頁を参照。
- (74) 中尾英俊, 前掲, 入会林野の法律問題, 346~359頁を参照。
- (75) 佐藤百喜, 前掲, 入会権公権論 430~455頁,
- (76) 加藤富子(1978)。入会権公権論と私権論の関係。前掲, 佐藤百喜 入会権公権論, お茶の水書房版 所収の解説。地方自治研究資料センター所長。
- (77) 加藤富子, 前掲の孫引きである。原出典は, 中尾英俊「林野関係法」『日本近代法発達史』10巻。
- (78) 原田純孝, 前掲, 民法 物権を参照。
- (79) 西川善介(1957)。林野所有と村の構造, 初版 366頁以降。お茶の水書房, 東京。
- (80) 加藤富子, 前掲, 入会権公権論と私権論の関係。
- (81) 川島武宜ら, 前掲, 入会権の解体, 3頁を参照。
- (82) 川島武宜ら, 前掲, 入会権の解体, 4頁, 5頁を参照。
- (83) 川島武宜ら, 前掲, 入会権の解体, 15頁を参照。
- (84) 中尾英俊, 前掲, 入会林野の法律問題, 特に41頁以降を参照。
- (85) 中尾, 前掲, 入会林野の法律問題, 30頁を参照。
- (86) 中尾英俊(1966)。「入会林野等に係わる権利関係の近代化の助長に関する法律」について。林業経済 No.215, 特に9頁を参照。
- (87) 資料:「昭和54年度長野県入会林野等整備未認可実態調査表」。この資料は, 近代化法にもとづく入会林野の整備に着手はしたが, この当時には認可されていなかった集団216についての長野県の調査結果である(そのうちで, 現在までに認可されたのは16集団のみである)。
- (88) 川島武宜(1983)。「部落会」と「部落」=入会団体との関係について。前掲, 著作集8, 231~273頁。
- (89) 川島武宜(1983)。解題。前掲, 著作集8, 338~339頁。
- (90) 川島, 前掲,「部落会」と「部落」=入会団体との関係について。
- (91) 川島, 同前。
- (92) 川島, 同前。
- (93) 川島, 同前。
- (94) 川島, 同前。
- (95) 川島, 同前。
- (96) 川島, 同前。
- (97) 川島, 同全, 原注27を参照。
- (98) 川島, 同前, 266頁。
- (99) 船越昭治(1989)。入会林野の今日的課題—特に政策問題の視点から—。林業経済研究 No.116, 9~11頁。
- (100) 笠原六郎(1989)。入会林野政策の軌跡と入会の現代的意義。林業経済研究 No.116, 19頁。
- (101) 有木純善(1983)。「入会温存論」の登場について。中日本入会林野研究会報 4, 27~28頁。
- (102) 半田良一(1989)。入会林野整備後の経営形態—生産森林組合論を中心に—。前掲, (黒木ら) 林野入会権論。および同(1983)。巻頭言 私の生産森林組合論。中日本入会林野研究会報 4。 同(1984)。巻頭言 山村活性化と生産森林組合。同 5。 同(1985)。巻頭言 一つの生産森林組合肯定論。同 6。などを参照。
- (103) 半田良一(1995)。入会林野整備の新しい受け皿を求めて。中日本入会林野研究会報 15, 9~14。
- (104) 笠原六郎(1989)。前掲 林業経済研究 No.116のなかで「例示的にいえば, 古典的入会林野のように処分権は集団としての村にあるが, その意志決定は同一順位の権利者総員の合意を必要とし, 利用収益権は権利者個々に平等に行使され, それによって村民全体の生活が成り立つという, 分属された権利関係が同一の林地に重なり合って存在し, 公共の福祉が最大限に図られるという所有関係=副層的所有関係が適合するのではないかと思考する」20頁, とある。
- (105) 船越昭治, 前掲 林業経済研究 No.116, 10頁を参照。
- (106) 八尋宣子(1989)。入会林野と集落構造。林業経済研究 No.116。
- (107) 潮見俊隆編(1962)。日本林業の分析 山村社会の構造。林野庁林政部調査企画報告書。
- (108) 同前, 潮見俊隆, 序章。3頁。
- (109) 同前, 4頁。
- (110) 同前, 4~6頁。この他に, 「村落構造」, 「家族構造」, 「政治構造」の各角度から類型を抽出している。「村落構造」

では階層性の存在する村落と階層性がほとんど存在しない集落に分け、さらに前者では地頭型・山守型・同族型・親族型・講組型、後者では並列型・下降分解型・未分化型に区分している。「家族構造」では、家長型・無家長型・同族結合型・親族結合型を挙げ、「政治構造」では支配関係の貫徹の仕組みと機能から、公権力支配型・豪族豪士の支配型・資本支配型・上農支配型・仲間共同体型を示した(6~10頁参照)。この「仲間共同体型」とは、部落有林野高比重型において、村落民の行動原理が共同の利益の維持という要求によって作られた共同体規制である場合のことであり、原則として村落民の間に利益志向の分裂が存在しない(ただし、この場合でも相対的上下関係や矛盾は存在するし、一部の村落民が部落有林野の管理や共同体規制を利用して指導や支配を行うこともある)、ものとしている。このような詳細な抽出類型を分析装置とし、これらの組み合わせによって相当数の事例を、静態的かつ立体的に把握することができるという意味では、この報告書は比類なしといえるであろう。

- (111) 中尾英俊, 前掲 日本林業の分析 山村社会の構造。第二章 林野利用の諸形態 240頁。「本章では林野利用に伴う諸問題を、利用の権原と目的とに分けて考察するが、入会権による林野利用についてはすでに多くの研究もあり、かつ私たちが別にこれを発表している(川島武宜・潮見俊隆・渡辺洋三編『入会権の解体』), 入会権については概略を述べるにとどめ(第一節)」るものとしている。
- (112) 森山広一(1955)。部落有林野の諸形態。(古島敏雄)日本林野制度の研究 初版, 123頁以降。東京大学出版会, 東京。
- (113) 森山, 同前, 142~143頁より引用。
- (114) 森山, 同前, 144頁。
- (115) 森山, 同前, 144頁。
- (116) A.メイサー(1990)。世界の森林資源(熊崎実訳) 初版, 92頁。築地書館, 東京。
- (117) A.メイサー, 同前, 94頁。
- (118) A.メイサー, 同前, 94頁。
- (119) A.メイサー, 同前, 96頁。
- (120) 大崎正治(1981)。「鎖国」の経済学 初版, 144~148頁。JICC 出版局, 東京。
- (121) 多辺田政弘(1990)。コモンズの経済学 初版。学陽書房, 東京。
- (122) 宇沢弘文, 茂木愛一郎編(1994)。社会的共通資本 コモンズと都市 初版。東京大学出版会, 東京。
- (123) 平松紘(1995)。イギリス環境法の基礎的研究—コモンズの史的変容とオープン・スペースの展開— 初版。敬文堂, 東京。
- (124) 荒井直樹(1995)。環境マネジメント・監査入門 初版, 18~20, 91~94頁。日本規格協会, 東京。
- (125) 宇沢弘文ら, 前掲, 社会的共通資本 コモンズと都市, 4頁。
- (126) 「コモンズの悲劇」は,  
前掲, 大崎144頁, 宇沢ら72頁~74頁(浅子和美・國則守生, コモンズの経済理論), 平松5~6頁(イギリス環境法の基礎的課題), メイサー95頁(資源の管理と経営)に引用されている。  
元来は, 生物学者ガレット・ハーディンが人口増加問題の深刻さを論ずるために1968年サイエンス誌に寄稿した「The Tragedy of the Commons」と題する論文の中で使われた語のことで, 政治学者ロイド(1833)の議論を踏襲し, 共有牧草地における牧夫の効用最大化行動による過放牧が, その牧草地の疲弊を招き牧草地利用者の貧困を結果させること, すなわちコモンズの中での自由は構成員すべてに滅亡をもたらす(ただし, 構成員は利己的動機のみに基づいて行動する)と主張したことを指す(前掲浅子・國則参照)。  
浅子・國則は, このなかで, ハーディンが「悲劇」の根拠とした牧草地コモンズを例に取り, ゲーム理論アプローチによって, コモンズのサステナビリティの解析を行っている。その結果, ハーディンのいう「悲劇」は一律に生じるものではなく, 一般化は誤りであることを証明している。  
また, 平松も前掲書中でハーディンの歴史的知識の粗雑さを指摘し, この「悲劇」論のあいまいさへの注意を喚起している(前掲書5~6頁)。
- (127) 大崎正治(1981)『「鎖国」の経済学』「6 マルサス主義と進歩主義をこえて」145頁, 大崎自身の立場は, 同頁「環境問題に市場メカニズムを適用すると, それは水, 空気, 景観のエンクロージャーと有料化になる。それはなんと恐怖に満ちた世界であることか。」という表現に端的に示されているといえよう。
- (128) 多辺田政弘, 前掲「はじめに」参照。
- (129) 浅子・國則, 宇沢ら『社会的共通資本』第3章「コモンズの経済学」74~76頁
- (130) 平松紘, 前掲書。原注14) Michael Allaby, ed., The Concise Oxford Dictionary of Ecology, 1994.
- (131) 平松紘, 前掲, 「序章 イギリス環境法の基礎的課題」5頁。
- (132) 平松紘, 前掲, 「はしがき」参照。
- (133) 長谷川昭彦(1987)。地域の社会学-村の再編と振興- 初版。日本経済評論社, 東京。

- (134) 桐山良賢(1991)。入会権の評価と補償 初版。東京出版株式会社，東京。
- (135) 松木洋一(1992)。日本農林業の事業体分析 初版。日本経済評論社，東京。
- (136) 大淵英雄(1993)。地方制度と生活意識 再版。慶應通信株式会社，東京。
- (137) 長谷川昭彦，前掲，地域の社会学-村の再編と振興-，序を参照。
- (138) 長谷川，同前。
- (139) 長谷川，同前，104頁。
- (140) 長谷川，同前，97頁。
- (141) 長谷川，同前，94頁。
- (142) 桐山良賢(1991)『入会権の評価と補償』，東京出版，「入会型態と鑑定評価」241～287頁，このなかで，例1入会地の相続，例2直轄利用入会型態に関する評価，例3分割利用入会に関する評価，例4分割入会に関する評価，例5公有入会地の対策と評価，具体的設定に基づく試算と方法を示している。
- (143) 川島武宜，前掲，著作集8，「解題」315～319頁参照。
- (144) 八尋宣子，前掲，入会林野利用と集落構造に関する理論的並びに実証的研究。
- (145) 鈴木榮太郎著作集，未来社。詳細は，大淵英雄，前掲 地方制度と生活意識，434頁以降「主要文献一覧」を参照。
- (146) 有賀喜左衛門著作集，未来社，同上。
- (147) 大淵英雄，前掲，1～4頁「はしがき」および3～73頁「第1部 問題の所在」参照。
- (148) 川島武宜ら，前掲，入会権の解体，16頁を参照。

## 第2章 入会林野の分布と特徴—統計的概観—

### 【1】はじめに

本研究では，諸先行研究の成果から「入会林野の利用形態が生産様式および社会関係に伴って変貌する」という認識を抽出した。その「利用形態の変貌」は，法社会学研究において整理された「入会権の解体」の内容を指標とする。ただし，この概念では実態としての入会林野の消滅が捕捉しきれないため，本研究において新たに「入会林野の解体過程」として「入会林野利用型態の変貌（入会林野の解体）→消滅」と「入会林野利用形態の変貌（入会林野の解体）→存続=再編」の2つの方向性（ベクトル）をふくめた再定義をおこなった。本章では，このような分析視角に基づき，本研究の課題とした「現時点における入会林野の全国的な空間分布の把握と特性の分析」について，また「全国的規模での入会林野の今日的類型化の検討」について，従来の研究では十分に行われていなかった全国的なデータと統計的手法（多変量解析）の利用から，全国的な入会林野の動向や特徴について明らかにする。特に，後に第3章，第4章の事例研究のフィールドを長野県に置いているので，全国と長野県の対比を含める。また，長野県下における入会林野（あるいは入会集団）の諸特徴の把握も試みる。さらに，入会林野整備に関して，整備後の型態として生産森林組合の状況が問題とされるので，そのことについても触れる。

### 【2】全国的統計と概観

#### （1）全国統計と入会林野の存在状況

##### ①1955年農林省調査

1955年農林省統計調査部と林野庁の調査によると入会権の対象たる土地は1451千ヘクタールとされているが，地役の性質を有する入会権の存在する国有地，公有地等に関する数値は含まれていなかった<sup>(1)</sup>。

##### ②1960年農林業センサス

1960年世界農林業センサスの「調査目的」に次のように記されている。

「部落有林野における権利者の実態および山林経営の現況をあきらかにする基礎統計を作成することにより，入会権をめぐる複雑な生産主体を近代的な形に変え，ひいては生産力増強を図ろうとする部落有林対策に資するものである」<sup>(2)</sup>。

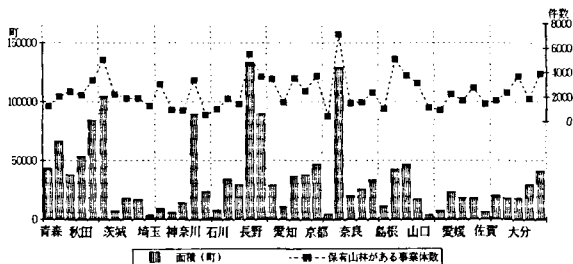
この1960年の農林業センサスでは，次の点において「入会権の調査について画期的な改良が行われた」<sup>(3)</sup>とされているものである。

すなわち，『第1に，それは入会権の特質をその主体（「事業体」）の特質に求めたという点において，また第2に，当該の土地利用について「入会」という用語が使われているか否かにかかわらず，また客体たる土地の所有名義者が「個人<単独あるいは共同>・団体・社寺・字・部落財産区等のどれ」であるか否か

表2-1 権利者数別事業体数と権利者数

	都府県	長野県
事業体数	110,430	5,643
権利者数(戸)	7,248,590	472,021

(注) 資料, 1960年世界農林業センサス(慣行共有編)。



(注) 資料, 1960年世界農林業センサス(慣行共有編)。

図2-1 都府県別慣行共有林の保有山林を有する事業体数と面積

にかかわりなく、また土地に対する支配がいわゆる「小柴・下草の採取」という「古典的」形態であるか否かにかかわりなく、さらに土地に対する支配の根拠が借入契約・分取契約・割地等である場合にも入会権の存在を否定することなく、「入会的利用」の存在を承認した、という点において右の調査方法は入会の基礎理論および「生ける法」研究を十分且つ正当に理解したものだ、ということが出来る<sup>(4)</sup>のである。

ここで、その「画期的」調査統計から、1960年時の入会林野の様相を見てみる。

(ア)総数

図2-1より長野県は全国でも慣行共有林の事業体数、面積ともにその数の多さで上位に位置することがわかる。また、全国、長野県での具体的な数値は表2-1の通り。

(イ)保有山林の利用形態別の全国の集計と長野県を比べてみる。この利用形態のうちの共同利用と直轄利用の区分は、「共同利用の山林とは、その山林の主産物を権利者に共同で採取や利用させている山林、すなわち入会って利用している山林のことである。なお、共同利用の仕方は、権利者が個人個人でも、区域や期日

表2-2 利用形態別事業体数・面積

	都府県	長野県
保有山林がある事業体総数	10,909	5,510
保有山林総面積(町)	159,737	133,466
共同利用の山林 事業体数	58,563	3,005
面積(町)	632,327	40,223
直轄利用の山林 事業体数	53,088	2,572
面積(町)	897,409	93,242

(注) 資料, 1960年世界農林業センサス(慣行共有編)。

をきめて共同で入会ってもかまわない。これに対し、直轄利用の山林とは上記の「共同利用」の山林以外のものであり、権利者に入会利用はさせず、慣行共有の事業体自身が直轄で利用しているもの、いわゆる直営林である。たとえば、事業体が直営で人工林造成をするとか、用材や薪炭材を業者や部落のものに払下げてその収入を権利者に分配するなどの利用の仕方をして

いる山林である」(「利用者のために」)、とされている。それぞれ、表2-2で上欄の総数に対する割合を求め

る。全都府県での割合は、共同利用の事業体数(53.2%)、直轄利用の事業体数(48.3%)であり、面積比では共同利用(43.2%)、直轄利用(56.8%)である。

長野県では、事業体数の割合は共同利用(54.5%)、直轄利用(46.7%)、面積比は共同利用(30.1%)、直轄利用(69.8%)となる。したがって長野県では全国よりも直轄利用の面積の割合が高いことがわかる(尚、端数調整のため合計は100%にはならない、以下同様)。また、事業体数の割合と面積の割合が全国と長野県では逆転している。つまり、長野県の直轄利用形態の事業体は、一定水準以上の利用面積を保有していることを示しているであろう(尚、1つの事業体で利用の仕方が1つとは限らないので、事業体数の割合の合計は100%にはならない)。また、言い方を替えれば、長野県では、直轄利用形態によって入会林野を支配する場合は一定水準以上の面積がなければ成り立たないことを示しているとも考えられる。

(ウ)樹林地の利用地種ではどうか。一般に、この当時は慣行共有林(入会林野)は人工林などの利用度が低く、荒らされているとの認識がもたれていた。

表2-3より、これも、割合で比較してみる。

都府県で、樹林地総数に対して人工林針葉樹の事業体数(57.8%)、天然林針葉樹の事業体数(25.4%)、面積では、人工林針葉樹(26.8%)、天然林針葉樹

表2-3 樹林地の利用地種別林業事業体数・面積

	都府県	長野県
樹林地 事業体総数	109,167	5,505
総面積(町)	1,571,639	133,415
人工林 事業体数	66,537	3,466
面積(町)	453,027	49,375
人工林針葉樹 事業体数	63,125	3,336
面積(町)	420,471	47,062
天然林針葉樹 事業体数	27,703	1,484
面積(町)	209,616	19,331

(注) 資料, 1960年世界農林業センサス(慣行共有編)。

(13.3%)である。

長野県では、事業体数比、面積比の順で、人工林針葉樹 (60.6%, 35.3%), 天然林針葉樹 (27.0%, 14.5%) である。

全国、長野県ともに同様の傾向を示している。人工林化をはかっている事業体はほぼ6割を占めているが、その面積は5割に満たない。この数字を低いとみるか、高いと見るかは意見がわかれるところであろうが、人工林針葉樹化の努力はなされているが、その実績がこの時点では上がっていないと見るのが妥当ではないだろうか。1960年代は、わが国では高度経済成長期にあり、全国の農山村から都市部へ労働力が流出した時期であるからである。

(エ)ここで、事業体数で、より具体的に人工林の比率を比較してみる。

表2-4より、都府県、長野県の順で、人工林なし (39.5%, 37.1%), 人工林率10%以下 (4.6%, 4.5%), 人工林率11~20% (4.1%, 4.5%), 人工林率21~40% (7.0%, 9.5%), 人工林率41~60% (6.0%, 9.0%), 61~80% (3.9%, 4.9%), 人工林率81%以上 (34.8%, 30.7%) である。

長野県では全国と比較すると、この当時では若干人工林化をしていない事業体が多い。しかし、全国でも長野県でも人工林化を8割以上しているものが、その人工林化をしていない事業体数と同様の割合で存在している。また、人工林率のどの階級も度数の頻度が同様であって、長野県と全国とが同じ割合としての傾向を示しているのは、やはり以前に何らかの形で意欲的に人工林化が目指されたことを示しているといえる。

(オ)樹林地の林令別面積はどうであろうか。

表2-5より総数に対する面積の比率を示せば、都府県、長野県の順で、伐採跡地 (1.9%, 2.4%), 10年生以下 (44.2%, 40.8%), 11~20年生 (23.2%, 21.8

表2-5 樹林地の林令別面積

	都府県	長野県
面積総数 (町)	1,571,639	133,415
伐採跡地面積 (町)	29,809	3,154
10年生以下の面積 (町)	694,021	54,394
11~20年生	364,002	29,060
21~30年生	211,467	19,614
31~40年生	119,639	11,655
41年生以上の面積 (町)	152,699	15,535

(注) 資料, 1960年世界農林業センサス (慣行共有編)。

%), 21~30年生 (13.5%, 14.7%), 31~40年生 (7.6%, 8.7%), 41年生以上 (9.7%, 11.6%) である。これによれば、人工林、天然林の区別をしていないので、総体的な「慣行共有」地、すなわち入会林野の様相がわかる。つまり、全国、長野県ともほぼ同様に、この当時より約10年前には何らかの伐採かまたは植林が行われた部分が大きく、約20年前、1940年までさかのぼれば、そのようなものが半数を越えていることになる。上記(ウ)及び(エ)の結果を考えれば、長野県を含む全国において1940年代に広く伐採等が行われ、その後人工植栽が進められたが、労働力等の減少等により停滞し、相対的に自然生長の非人工林 (天然林) の割合が高くなっていると考えられる。

(カ)ここで、「保有山林への労力投下」という項目をみしてみる。

事業体数では、都府県、長野県の順で、植林・手入れ (88.4%, 90.0%), 採取・その他 (22.3%, 26.4%) である。延べ人数では、同様に植林・手入れ (75.7%, 85.5%), 採取・その他 (24.3%, 14.5%) である。この数字を見た限りでは決して慣行共有林すなわち入会林野が粗放的な利用だとは言いきれないであろう。むしろ、人工林地にたいしては、権利者の関心は高いといえる (表2-6)。

表2-4 人工林比率別事業体数

	都府県	長野県
保有山林がある事業体総数	109,909	5,510
人工林なしの事業体数	43,372	2,044
人工林率10%以下の事業体数	5,336	247
11~20%	4,453	236
21~40%	7,655	522
41~60%	6,547	498
61~80%	4,322	269
人工林率81%以上の事業体数	38,197	1,694

(注) 資料, 1960年世界農林業センサス (慣行共有編)。

表2-6 保有山林への労力投下

	都府県	長野県
労力を投下した事業体総数	53,502	2,804
延べ人員総数 (人)	5,664,421	395,525
植林手入れをした事業体数	47,286	2,517
延べ人員 (人)	4,286,344	338,138
採取・その他の事業体数	11,924	738
延べ人員 (人)	1,378,077	57,387

(注) 1959年2月より1960年1月までの一年間の実績。資料, 1960年世界農林業センサス (慣行共有編)。

(キ)では、こうした「労力」はどのような形態で行われたのであろうか。ここで、「権利者の義務労力」とは、「保有山林の植林、手入れや伐出などのため、権利者全員が出役する義務があって働かせた労力であり、有償、無償はとわない」ものをさす(1960年世界農林業センサス「利用者のために」参照)。

総数に対する割合で見てみよう。事業体数では、都府県、長野県の順で、有償(11.2%, 23.5%), 無償(92.0%, 82.3%), 延べ人員では、同様に、有償(14.0%, 31.6%), 無償(85.0%, 68.4%)である。

長野県では、全国よりも事業体数、延べ人員とも有償の割合が2倍と高い比率であることが分かる。しかし、全体では、無償での労力の投下が高い。これは慣行共有林すなわち入会林野の歴史的背景、または、入会権であることの根拠である「慣習規範」からいえば、一般に無償の場合が通常であると考えられるが、この調査時点で長野県下はそうになっていない点が特徴的である。恐らく、共同賦役による労力の投下を行いたくても、過疎化の進行等により労力が得られず、そこで有償にて労力を集める必然性が全国に比較して高いことが理由として考えられる。

表2-7 保有山林へ投下した権利者の義務労力

	都府県	長野県
義務労力を使った事業体総数	37,965	1,960
延べ人員総数(人)	3,751,577	245,463
有償の義務労力 事業体数	4,244	461
延べ人員(人)	561,024	77,468
無償の義務労力 事業体数	34,917	1,614
延べ人員(人)	3,190,553	167,995

(注) 1959年2月より1960年1月までの一年間の実績。  
資料, 1960年世界農林業センサス(慣行共有編)。

#### (ク)小括

以上、1960年世界農林業センサス(慣行共有編)の主要な項目について、長野県と全国の様相を概観してみた。その結果、一般にイメージされやすい姿とはずれがあるように思われる。すなわち、慣行共有林=入会林野といえども人工林利用という貨幣経済対応目的の利用がなされていることがはっきりと見いだされるからである。このことは、入会林野すなわち放置あるいは荒廃林野と短絡する先入観念の排除を要求する事実を示しているといえよう。ただし、国有地・府県有地・市町村有地・財産区有地に対する入会権、および沖縄におけるすべての入会権が含まれていない。

#### ③1970年農林業センサス

新たに北海道について調査が行われ、そこでの事業

体総数149, その総面積6,659ヘクタールが全国総計中に含まれた<sup>(6)</sup>。また、この調査においては「財産区」(いわゆる「旧財産区」を意味するものとされる)に属する土地に対する「慣行共有」が調査されており<sup>(6)</sup>, その事業体総数1,899, その総面積227,775ヘクタールがその計量数としてカウントされている。しかし、1960年センサス同様に、入会権に係わるかどうかの認定をめぐる、民法学者系統では入会林野と認定されるが、自治省系統では否認されるような場合についての如く、意見が分かれるような複雑な権利関係のものは計量されていない<sup>(7)</sup>。

#### ④1980年農林業センサス<sup>(8)</sup>

(ア)概要 「慣行共有」は全国で6万1,638事業体があるが、その内訳は、会社0.1%, 社寺16.4%, 共同31.3%, 団体・組合6.9%, ムラ・旧市町村42.1%, 財産区3.2%である。次に1 ha以上の慣行共有林について権利者数、権利関係について見てみると、80年の権利者数を70年のそれと比較すると全国では、338万人から346万人と約2.4%増加している。また現在存在する慣行共有林について新しく権利者に慣れるかどうかの設問に対して「なれる」と回答した事業体数は、全体(1 ha以上の総事業体数3万9,274)のうち22%, 「条件付きでなれる」は38%, 「なれない」は40%となっており、新しく権利者となるには困難がともなうことを示している。転出時の権利については、「なくなる」が72%, 「残される」が28%となっており転出した場合には権利を失う場合が多く、権利者数減少の要因のひとつになっていると思われる。

(イ)事業体数 慣行共有の事業体数は6万1,638で、林家以外の林業事業体の中では共同について多い。地域別に見ると、北海道はその歴史的特殊性から最も少なく、都府県が大部分を占め、中国、九州、近畿、関東・東山がそれぞれ2割弱を占めている。山林保有規模別に見ると、小規模65%, 中規模27%, 大規模8%である。また、増加率('60~'80年)は、小が50%, 中で72%, 大が82%となっており、何れも減少している。これは、入会林野等の近代化事業推進によるところが大きく、規模のより小さいものの減少度合いが多きい。地域別に見ても全国の傾向とはほぼ同じである。

(ウ)保有山林 慣行共有の面積118万 haを地域別に見ると、東北、近畿が各々20%を占め、東山、東海と続く。規模別の変化('60~'80年)をみると、小は55%と半減し、中は74%, 大は76%と何れも減少している。80年における小・中・大の割合は、4%, 23%, 72%である。次に人工林率をみると、人工林の無い事

業体が21%，人工林率40%以上が58%である。会社の場合と比べると人工林の無い事業体は慣行共有の法が少なく，40%以上は慣行共有の方が大きい。

(エ)山林の保有と所有 保有の所有に対する割合は，事業体数では保有の方が大きく，面積では保有の方が少ない。貸借関係を見ると，事業体数では借入に係る割合が大きい。面積では他人に分取させている面積の多いことが主たる要因となって，保有が所有より少なくなっている。地域別に面積で保有が所有を上回っているのは，北陸と九州だけで，それ以外はいずれも下回っている。

⑤1990年農林業センサス<sup>(9)</sup>

林家以外の林業事業体の数と保有山林面積の推移を種類別にみると(表2-8①，②参照)，1980年に比べて事業体数は18.4%，保有山林面積では6.5%増加しており，これは総体としての林家の動向とは対照的に，総体としての林家以外の林業事業体の大きな特徴となっている。また，1960年センサス以来，林家の中でも農家林家の減少，非農家林家の増加が一貫して続き，1990年にはその傾向は一段と顕著になった。この林家の動向に対比しうる林業事業体の動きとしては，会社，共同，各種団体・組合の一貫した増加，慣行共有，地方公共団体の組合の一貫した減少であろう。

(2) 全国の入会林野整備事業の推移

1964年に法律第161号「林業基本法」が制定され，その中に次のような項目が設けられた。すなわち，

「第二章 林業生産の増進及び林業構造の改善  
(林業経営の健全な発展)

第十二条 国は，林業経営を近代化してその健全な発展を図るため，経営形態の整備，合理的な経営方法の導入，資本装備の増大等必要な施策を講ずるとともに，小規模林業経営の規模の拡大に資する方策として…

(中略)…入会権に係わる林野についての権利関係の近代化等必要な施策を講ずるものとする。』<sup>(10)</sup>

こうした，基本法の主旨をうけて，1966年法律第126号，「入会林野等に係わる権利関係の近代化の助長に関する法律」という助長法が制定された。この第一章総則の目的，第一条には，「この法律は，入会林野又は旧慣使用林野である土地の農林業上の利用を推進するため，これらの土地に係わる権利関係の近代化を助長するための措置を定め，もって農林業経営の健全な発展に資することを目的とする」<sup>(11)</sup>とあるように，あくまで，「農林業上の利用を推進」するためであり，「近代化を助長」するものである。この旧慣使用林野と入会林野のふたつの規定があることは，入会公権論

表2-8 林家以外の林業事業体数と保有面積の推移 (事業体, ha)

① 区 分	1960年		1970年	
	事業体数	保有面積	事業体数	保有面積
合計	287,559	5,134,129	291,662	56911,442
会社	3,203	720,497	11,441	1,033,441
社寺	20,212	73,422	30,995	139,331
共同	148,515	548,646	164,949	655,426
各種団体・組合	2,918	73,559	6,773	196,260
慣行共有	109,909	1,579,737	74,002	1,354,676
財産区	142	15,440	803	140,042
市区町村	2,421	1,033,638	2,501	1,004,572
地方公共団体組合	193	42,247	152	47,642
都道府県	46	1,046,943	46	1,120,052

② 区 分	1980年		1990年	
	事業体数	保有面積	事業体数	保有面積
合計	299,296	6,284,821	354,318	6,691,708
会社	28,099	1,374,880	43,937	1,520,293
社寺	30,643	117,321	33,628	152,598
共同	166,145	601,673	202,786	710,140
各種団体・組合	9,389	360,029	11,327	405,435
慣行共有	61,638	1,176,338	59,209	1,142,292
財産区	669	93,420	784	80,825
市区町村	2,519	1,198,911	2,470	1,127,381
地方公共団体組合	147	46,725	130	28,673
都道府県	47	1,315,534	47	1,524,0714

(注)「日本林業の生産構造」(赤羽武編)，1992年。118頁表より引用。

(自治省の主張)と入会私権論の折衷とみてよい。

いずれにしろ、その具体的な内容は、複雑な権利関係を整備し、実際の所有権者を登記上も正しく反映させること、このことで抵当権や地上権の設定・登記を容易にして、分収造林の契約あるいは融資の道を開くことができる、ということにつぎる。また、整備後の経営形態として、(イ)生産森林組合、組合員となる者から森林の現物出資を受け、主に組合員の労働力をもって森林の協業経営を行う協同組合をいう、(ロ)共有経営(共同利用)、権利者の共有地を記名共有の形で登記し、林地を維持経営する形態をいう、(ハ)個別経営(個人分割)、整備前に区域を決めて利用(分割利用)されていた入会林野を個人に分割されていた入会林野を個人に分割する利用形態をいう、の3通りを選択することができるのが特色であろう。

それでは、この入会林野整備の実績は全国及び長野県下ではどのようなものとなっているだろうか。以下にそれらの概要をみていくことにする。

①全国の入会林野等の整備状況

昭和41年の法制定時では、未整備入会林野は1万9,526件で、その面積は184万8,100haであった。それら入会林野は、後にみるような各整備事業により整備された。その結果、平成7年度末の時点で整備に着手したのは累計8,797件(面積77万9,023ha)であり、このうち登記完了したものが6,278件(面積54万8,266ha)である。したがって、事業の完遂率は71.4%(面積70.4%)である。また、整備事業によらずに自力で入会権を他の近代的権利に移行させた自主整備は過去29年間で3,428件(面積287,086ha)が存在する。これは、1966年当初の未整備入会集団19,526件の17.6%(面積では当初の15.5%で28万7千86ha)に相当する。よって、現時点では、いまだに都合7,301件(面積78万1,991ha)が依然入会林野として全国に存在しているのである。

(ア)入会林野等整備促進事業(第1期,昭和42~51年)

表2-9 整備事業の状況(第1期)

実施年度	①整備着手			
	登記完了		未完了	
	件数	面積 ha	件数	面積 ha
42	798	77,232	13	3,560
43	580	68,564	229	23,631
44	636	69,036	304	26,385
45	744	59,198	344	35,579
46	671	55,253	408	33,832
47	615	51,057	443	42,515

48	555	42,640	403	42,675
49	542	48,447	514	52,663
50	413	29,987	336	29,514
51	329	22,997	371	30,039
小計	5,883	524,411	3,365	320,398

(注)平成8年度林野庁業務資料より作成。

この第1期整備事業は、かなり意欲的に推進されたことが分かる。整備事業のみならず、自主整備も活発に行われ、両者の合計で8,649件(面積79万8,982ha)が整備された。これは面積で、当初の43.2%に相当する。

事業の完遂率は57%と着手の割には登記完了までこぎ着けた集団が少ないといえる。特に初期の数年には、かなり手当たり次第の感がある。

実施年度	②自主整備		③未整備入会林野	
	件数	面積 ha	件数	面積 ha
42	11	3,051	18,717	1,767,817
43	188	20,252	17,949	1,679,001
44	251	22,611	17,062	1,587,354
45	283	30,490	16,035	1,497,666
46	335	28,993	15,029	1,413,420
47	364	36,435	14,050	1,325,928
48	331	36,572	13,164	1,246,716
49	422	45,131	12,200	1,153,138
50	276	25,293	11,511	1,097,858
51	305	25,743	10,877	1,049,118
小計	2,766	274,571		

(イ)入会林野等高度利用促進対策事業(第2期,昭和52~61年)

表2-10 整備事業の状況(第2期)

実施年度	①整備着手			
	登記完了		未完了	
	件数	面積 ha	件数	面積 ha
52	342	35,473	299	32,412
53	310	32,492	243	21,793
54	278	26,836	220	20,619
55	309	31,015	244	20,617
56	226	19,841	215	15,515
57	223	18,862	285	22,200
58	197	16,197	211	12,495
59	170	14,573	183	13,289
60	154	13,221	152	10,902
61	131	9,258	169	13,140
小計	2,340	217,768	2,221	182,982

第1期に比べると、かなり勢いは落ちてきていることが分かる。第2期の小計で見ると、整備事業と自主整備の合計は、3,002件(面積23万283ha)で、第1期の34.7%(面積28.8%)と3分の1程度になって



いる。この時期の整備総計は、面積で当初の12.5%である。

事業の完遂率は95%で、この点は第1期事業よりも、事業対象が慎重に選別されていることがわかる。

実施年度	②自主整備		③未整備入会林野	
	件数	面積 ha	件数	面積 ha
52	397	7,509	10,138	1,006,136
53	265	5,006	9,563	968,638
54			9,285	941,802
55			8,976	910,787
56			8,750	890,946
57			8,527	872,084
58			8,330	85,887
59			8,160	841,314
60			8,006	828,093
61			7,875	818,835
小計	662	12,515		

(注) 平成8年度林野庁業務資料より作成。

(ウ)入会資源総合活用促進対策事業(第3期, 昭和62~平成7年)

表2-11 整備事業の状況(第3期)

実施年度	①整備着手			
			登記完了	
	件数	面積 ha	件数	面積 ha
62	112	10,630	125	8,142
63	97	6,671	109	5,773
元	83	5,343	102	7,066
2	72	3,884	73	4,044
3	62	3,803	63	5,295
4	40	1,985	62	3,418
5	39	1,850	66	5,211
6	37	1,291	41	3,255
7	32	1,387	51	2,687
小計	574	36,844	692	44,891

整備事業としてはかなり停滞の度を深めていることが伺われる。自主整備もゼロであり、整備事業も以前ほどのにぎわいを示すものとはなっていない。整備着手の件数と登記完了の件数を比べると、全体として登記完了の件数の方が多くなっている。したがって、第1期あるいは第2期の整備着手集団がずれ込んでいることが分かる。すなわち、かなり整備に時間がかかった集団が存在することから、入会林野整備の障害が存在することが読みとれる。

実施年度	②自主整備		③未整備入会林野	
	件数	面積 ha	件数	面積 ha
62			7,763	808,205
63			7,666	801,534

元			7,583	796,191
2			7,511	792,307
3			7,449	788,504
4			7,409	786,519
5			7,370	784,669
6			7,333	783,378
7			7,301	781,991
小計	0	0		

(注) 平成8年度林野庁業務資料より作成。

②全国の入会林野等整備後(登記完了)の型態

それでは次に、登記完了までこぎ着けた団体の、入会林野整備後の型態はどのようなものとなっているであろうか。

(ア)法人型態 生産森林組合および農事組合法人といった法人型態を取るものは、表2-12(1)のとおりである。まず生産森林組合であるが、平成7年度末までの累計で見ると、その設立件数(経営体数)は2,946で総計4,156(個別経営数は除く)のうち71%(面積

表2-12 入会林野等整備後(登記完了)の型態(1)

年度	①生産森林組合			②農事組合法人		
	経営体数	構成員	面積	経営体数	構成員	面積
42	8	3,010	3,355	0	0	0
43	107	9,032	13,937	1	16	129
44	183	19,794	14,983	2	89	86
45	206	17,202	19,722	3	132	378
46	196	15,435	18,991	2	66	22
47	243	21,240	21,369	4	294	350
48	213	15,634	26,242	9	645	629
49	290	27,765	33,748	5	207	213
50	176	18,182	15,659	11	958	211
51	190	11,844	20,448	10	355	557
52	145	12,856	17,510	5	376	1,152
53	114	10,027	11,426	2	91	49
54	97	8,476	10,361	4	402	316
55	92	8,662	10,641	2	109	80
56	102	8,284	7,498	5	314	234
57	137	12,202	12,704	2	124	90
58	84	6,451	5,654	9	454	346
59	43	4,105	3,592	3	388	119
60	50	4,969	4,564	2	58	42
61	64	4,485	5,653	2	45	79
62	50	3,317	3,706	1	61	87
63	27	1,790	1,162	3	232	74
元	33	2,470	2,795	1	26	18
2	27	1,749	1,545	0	0	0
3	16	2,053	2,312	0	0	0
4	15	1,278	943	0	0	0
5	18	1,116	1,069	1	41	75
6	11	743	1,041	0	0	0
7	9	899	768	1	34	7
計	2,946	255,076	293,398	90	5,517	5,343

(注) 平成8年度 林野庁林政部森林組合課資料。

では54%)を占める。1生産森林組合当たりの構成員数は86人であり、1人当たりの面積は1.2haである。農事組合法人は累計90経営体で総計に対する割合は2.2% (面積で1%)とかなり少ないが、ほぼ毎年確実に設立されていることから、農業的利用を中心とする入会林野が一定の割合で存在していたことがわかる。1農事組合法人当たりの構成員数は61人であり、1人当たりの面積は1haである。このような集団に対しても近代化の手がさしのべられている点は、評価すべきであろう。

(イ)非法人型態 生産森林組合および農事組合法人のような法人型態の生産組合の型態をとるもの以外には、共有経営 (いわゆる民法上の共有) と個人分割された個別経営がある。表2-12(2)によれば、共有経営は経営体数で累計1,120あり、総計に対して27% (面積で5.3%)を占めている。1共有経営体当たりの面積は、26haとなり、また1経営体当たり構成員数は38

表2-12 入会林野等整備後(登記完了)の型態(2)

年度	③共有経営			④個別経営	
	経営体数	構成員	面積	構成員	面積
42	1	246	14	87	191
43	46	1,637	778	6,431	8,787
44	38	1,983	1,500	6,589	9,816
45	38	1,293	1,882	8,201	13,597
46	50	1,779	2,192	8,377	12,627
47	53	2,140	2,142	10,583	18,654
48	56	4,302	1,699	10,177	14,105
49	5	879	1,512	10,186	17,190
50	99	2,145	683	7,596	12,961
51	51	2,969	1,042	6,623	7,992
52	61	2,774	1,224	6,868	12,526
53	63	2,810	2,172	4,692	8,146
54	30	1,139	680	4,945	9,262
55	48	1,647	900	6,356	8,996
56	62	1,793	1,163	4,434	6,620
57	62	2,541	1,945	6,285	7,461
58	57	1,384	948	4,239	5,547
59	41	1,510	997	4,294	8,581
60	31	1,179	688	4,756	5,608
61	32	1,663	986	4,008	6,422
62	23	757	453	2,872	3,896
63	24	1,092	872	2,344	3,665
元	15	487	377	2,598	3,876
2	17	792	562	1,468	1,937
3	17	389	326	1,751	2,657
4	54	596	405	1,085	2,070
5	17	351	591	2,214	3,476
6	14	235	346	1,455	1,868
7	15	487	242	1,441	1,670
計	1,120	42,999	29,321	142,955	220,204

(注)平成8年度林野庁林政部森林組合課資料。

人である。これは共有経営体構成員1人当たりで見ると、0.7haとなる。個別経営は面積で22万204haあり、整備完了総面積に対して40%を占めている。構成員数は14万2955人であるから、1人当たり平均1.5haの所有面積となる。

(ウ)全体の整備後の型態の総計は、表2-12(3)のとおりである。

全体としては、個別経営を除く1経営体当たりの構成員数は、生産森林組合(86人)、農事組合法人(61人)、共有経営(38人)の順で多く、1人当たりの面積で見ると個別経営(1.5ha)、生産森林組合(1.2ha)、農事組合法人(1ha)共有経営(0.7ha)の順で多くなっている。

整備後登記完了総面積に対する割合は生産森林組合(54%)、個別経営(40%)、共同経営(5%)、農事組合法人(1%)となっており、生産森林組合の整備事業にしめる役割の大きさがうかがえる。また、一方で

表2-12 入会林野等整備後(登記完了)の型態(3)

年度	総計		
	経営体数	構成員	面積
42	9	3,343	3,560
43	154	17,116	23,631
44	223	28,455	26,385
45	247	26,828	35,579
46	248	25,657	33,832
47	300	34,257	42,515
48	278	30,758	42,675
49	300	39,037	52,663
50	286	28,881	29,514
51	251	21,791	30,039
52	211	22,874	32,412
53	179	17,620	21,793
54	131	14,962	20,619
55	142	16,774	20,617
56	169	14,825	15,515
57	201	21,158	22,200
58	150	12,528	12,495
59	87	10,297	13,289
60	83	10,962	10,902
61	98	10,201	13,140
62	74	7,007	8,142
63	54	5,458	5,773
元	49	5,581	7,066
2	44	4,009	4,044
3	33	4,193	5,295
4	69	2,959	3,418
5	36	3,722	5,211
6	25	2,433	3,255
7	25	2,861	2,687
計	4,156	446,547	548,266

(注)平成8年度林野庁林政部森林組合課資料。

個別分割の割合も面積的に大きな位置を占めていることがわかる。

### (3) 未整備入会林野集団

以上にあるように、入会林野の解体過程における「解体→消滅」ベクトルに対する最終的かつ決定的とも言えるインパクトを提供してきたのが入会林野整備事業であった。しかし、第3期事業では、その進捗が悪く、何らかの改善が求められるところとなった。そこで林野庁は「今後における整備の目標、整備の手法、整備後の経営体のあり方、必要な施策等について、種々の観点から検討を行うため、平成3、4両年度において、未だに整備に着手していない入会林野等及び既往において整備に伴って設立された生産森林組合のすべてについて、その実態及び問題点等の調査を実施した」<sup>(12)</sup>。これは全国的な、しかも整備未着手の入会集団を主たる対象としている点および悉皆に近い調査である点で画期的なものといえ、また最も現時点に近い調査である。したがって、それらの結果の集約を以下に示し、全国的な未整備集団の概要を把握することにする。

入会林野集団の実態と入会林野整備に対する意向は次のとおりである。

#### ①入会集団の実態

北海道及び埼玉・山梨・徳島・沖縄の5道県は、該当するものがない旨の回答があったので、以下は42都府県についてのものである。

#### (ア) 集団数・面積・権利者数等

- ・入会林野集団数 4,997
- ・その所在する市町村数 1,009
- ・入会林野面積 土地台帳 33万6,381ha, 森林簿 58万1,732
- ・入会権利者数 49万9,441人

入会林野面積については、台帳面積は明らかであるが、これに対する森林簿面積が不明という集団がかなりあるため、一般的には森林簿面積が台帳面積よりも大きいといわれる<いわゆる縄延び>なかで、県ごとの集計結果において台帳面積が森林簿面積より大きく表れているものもあるので、入会林野面積に関する限り、森林簿面積に信頼はおけないといえる。

#### (イ) 入会林野の登記名義

これら入会林野の土地所有名義は、4,997集団につき5,459件となっている(すなわち、入会集団によっては2ヶ所以上の入会林野を擁していることが分かる)。そのうち、権利者代表の記名共有が最も多く

1,335件(24%)、次いで全員の記名共有1,049件(19%)及び個人名義244件(8%)である。これらの合計は2,808件で全体の51%となっている。一方、公共団体名義のものは、市町村840件(15%)、財産区474件(9%)、字(区)764件(14%)、計2,078(38%)となっている。

この登記名義と入会権者の関係をみると、位置していない集団が3,696集団あり、全体の74%を占めている。

#### (ウ) 入会集団の運営

入会林野の管理経営等に関して成分化された規約が集団に現存しているか否か、また、定期的な寄り合い(会合等)によって運営が為されているかどうかについては、「成文化された規約が無い」とするものが多く2,988(60%)を示し、寄り合いの定期的なものとは定期的でないものは約半々である。

#### (エ) 入会権の実態

それぞれの集団がもっている入会権について、1)権利者間に権利差があるかどうか、2)入会権の新規取得を認めているかどうか、3)入会権の譲渡を認めているかどうか、4)いわゆる離村失権のルールがあるか否か、の4項目についての調査結果を集団数についてみると、以下のとおりとなっている。

- 1) 権利差 「ない」3,271集団(65%)、「ある」625集団(13%)
- 2) 新規取得 「認めない」2,411集団(48%)、「認めている」1,722集団(34%)
- 3) 譲渡 「認めていない」3,194集団(64%)、「認めている」955集団(20%)
- 4) 離村失権 「すると定めている」3,028集団(61%)、「しない」1,158集団(23%)

尚、1)~4)を通じて「不明」と答えているものが、それぞれ1,101集団(22%)、864集団(16%)、808集団(16%)、811集団(16%)もあることは見逃してはならない点であろう。

入会権とは、ひとことで言うならば、「一定地域の住民が共同して使用収益する権利であるから、本来的には離村失権し、権利は各人平等で、権利の移動などは行われぬ筈と考えられるものにも拘わらずこの調査結果をみる限り、この本来の形がくずれつつある状況が見られ、入会権の変貌・解体の徴が著しいといえよう」<sup>(13)</sup>。

#### (オ) 入会林野利用の現況

全体の約3分の2は、入会林野の本来の形である共同利用になっている。また、人工林・天然林が大部分

(85%)で、農地等に利用されているものは極めて少ない。極く僅かではあるが、分収造林等集団以外の利用に供しているものがある。

#### 入会林野整備に関する集団の意向

上記4,997の入会集団に対して、アンケート方式により整備の意向を求めた結果をとりまとめたものであるが、4,776集団から回答が得られ、回答率は96%で、信頼度は高いとみてよい。

#### (ア)整備に対する意向

4,776集団の意向をとりまとめると、1)整備をしたい 1,116集団 (23%)、2)いまのままでよい 1,924集団 (40%)、3)いまのままで止むを得ない 1,736集団 (36%)となっている。

#### (イ)整備したい意向のある集団

整備したい意向があるのは1,116集団でその面積(台帳面積、以下同様)は76,784ha、その利用の主目的として、林業をあげているものが最も多く708集団(63%)、次いで農業と林業を考えているものは278集団(25%)で、農業のみ及びその他の利用を考えているものは極めて少なく130集団にすぎない。

#### (ウ)いまのままでよいとする集団

いまのままでよいという意向を持つ1,924集団が、その最も大きな理由としてあげている事項は、次のとおり。

1)すでに農林業上の有効利用がなされている(例えば、造林が進んでいる。牧野に一部利用されている等)1,101集団(57%)、2)集落のために現状のまま利用したい753集団(39%)、3)農林業以外に利用(計画を含む)している(例えば、スキー・キャンプ場などの利用)。

#### (エ)いまのままで止むを得ないとする集団

整備に取り掛かろうとしても、いろいろの事情により、やむを得ず現状のままとせざるを得ないとする1,736集団が、その最も大きな理由としてあげている事項は、次のとおり。

1.権利者全員の同意を得ることが困難624集団(36%)、2.整備の事務処理がむづかしく適任者がいない216集団(12%)、3.整備のための経費が捻出できない231集団(13%)、4.林業の現状からみて整備後の経営が不安である418集団(24%)、5.入会地の境界等現況が不明確になっている87集団(5%)、公簿類が不備である41集団(2%)、その他119集団(7%)。

これらを見ると、整備の業務に係わる事項(1.~3.)が、いまのままでやむを得ないとする最も大きな理由としてあげており、合わせて1,071集団(62%)に

達する。次いで、林業の現状からみて整備後の経営に不安を持つもの(4.)が418集団(24%)で、以下は物理的な問題(5,6.)をあげているにすぎず、整備をためらわせている原因が、近代化法の運用と事務手続きの煩雑さ及び林業の不振にあることを指摘している。

### 【3】長野県下の入会林野

#### (1) 長野県下の入会林野整備の実施過程

##### 入会整備事業の概況

第1期整備計画(S.42~51)では認可実績が192集団(面積26,745ha)で、第2期整備計画(S.52~61)では認可実績が123集団(14,908ha)であり、合計315集団(面積41,653ha)である。したがって、整備未着手は886集団(面積8,3864ha)である(但し、1960年センサスの数値を基数とする)。

このなかで整備対象となる入会林野(10ha以上)は総数1,201集団(面積125,517ha)である。

第3期整備計画(S.62~H.8)では、残数886集団のうち、約50%である440集団を10年で整備する計画であった。しかし実際は表2-13のとおり、進捗率では5%程度と、計画に対してはなほだ低調なものとなった。このなかで、実数の集計が済んでいる平成6年度末までの整備後利用形態についてみると、個人分割が189件で面積が15,174ha(全体の整備面積に対する割合は35.0%)、共同利用が153件で7,067ha(16.2%)、生産森林組合が160件で21,216ha(48.7%)となっている(端数切り捨てのため100%にはならない、又、重複する場合も含んでいる)。長野県下においても全国と同様の傾向(すなわち生産森林組合、個人分割、共同利用の順で整備面積が多くなっている)が認められる。

表2-13 第3期整備事業の実績

年度	62	63	元	2	3	4	5	6	7(見込み)
集団	1	2	6	4	3	1	3	1	2
面積	15	80	1,038	167	136	53	315	71	2,063

計 23集団(3,938ha)、進捗率は23/440 \* 100 = 5.23(%)

(注)長野県林務部林政課普及係業務資料。

#### ②入会整備事業の推移

県下の整備事業の推移の詳細は、表2-14のとおりである。主な特徴は、従前の態様において直轄利用形態のものが多く整備されていることがわかる(面積比で53%)。整備後の型態で生産森林組合が多く設立されるのは、特に1970年代中葉と1980年代初頭であることがわかる。

表2-14 長野県下の入会集団整備事業の推移

年度	面積ha	従前の態様				整備後の型態			
		利用形態別面積				利用形態別面積			
		共同	直轄	分割	契約	生森	農組	共同	個人
43	138	138	0	0	0	138		0	0
44	1675	667	856	152	0	751		677	247
45	3509	975	1113	1421	0	637		1416	1459
46	4286	936	1411	1936	13	979		1340	1969
47	4807	330	2754	1732	0	2107		691	2012
48	4147	299	3170	705	0	2771		698	705
49	2251	494	596	1161	0	596		494	1161
50	1704	99	1301	304	0	1301		99	304
51	4199	115	3357	725	0	3357		117	725
52	3924	216	1404	2304	0	1404		210	2304
53	1516	83	677	740	0	677		83	756
54	1174	91	567	516	0	567		91	515
55	1532	173	1025	334	0	1103		118	311
56	1680	79	1297	304	0	1296		80	303
57	2364	430	1516	418	0	1516		430	418
58	1740	35	1098	607	0	1131		2	607
59	559	29	525	5	0	525		29	5
60	73	37	36	0	0	36		37	0
61	347	27	302	18	0	239		90	18
62	15	0	0	15	0	0		0	15
63	80	0	80	0	0	80		0	0
元	1038	0	13	1025	0	0		13	1025
2	167	143	143	24	0	86		51	29
3	136	124	0	12	0	0	59	66	12
4	53	0	0	53	0	0		0	53
5	315	243	0	72	0	243		66	72
合計	43456	5763	23232	14583	13	21590	59	6382	15025

(注) 面積・従前の態様は長野県林務部業務資料より作成。整備後の型態は林業統計要覧各年度版より作成。

(2) 長野県下の未整備入会林野集団

ここで、長野県下の整備未着手入会林野集団（未整備入会林野集団）の状況について、平成5年度林野庁調査報告書中の「入会林野集団台帳」、「未整備集団アンケート調査」の結果を利用して概観する。

①入会林野集団台帳

表2-15 未整備入会集団数・林野面積等

集団数	439
入会林野面積	台帳 20,861ha 森林簿 27,947ha
市町村数	72
権利者数(人)	54,193

(注) 林野庁(1993), 入会林野等今後の整備に関する調査報告書より作成。

まず全体的には、入会林野整備事業に着手していない集団（整備対象となる10ha以上の面積を擁するもの）は、長野県下において439集団が確認された。それらの合計面積は2万861haで、1集団当たり平均で47.5haと、かなり規模の大きい集団が多いことがわかる。また、県下123市町村中の72町村に未整備集団が残っており、1市町村当たり6.1集団が存在する。権利者数は5万4,193人で、1集団当たり123人の権利者が存在する(表2-15)。

これらの集団の係わる入会林野の登記名義は、497件で、集団数より多く、1集団で複数の入会林野に係わっているケースが現在も存在していることがわかる。

表2-16 登記名義(件数)

市町村	57
財産区	14
字(区)	78
団体	15
社寺	23
会社	-
個人	24
記名共有 代表	192
全員	80
その他	14

計 497

内 個人・記名共有 296 (同左比60%)。

(注) 林野庁(1993), 入会林野等今後の整備に関する調査報告書より作成。

表2-17 登記名義と入会権者との関係(集団数)

登記名義と入会権者が一致	112
登記名義と入会権者が不一致	327
不明	-

計 439

(不一致の割合 74%)。

(注) 林野庁(1993), 入会林野等今後の整備に関する調査報告書より作成。

また、その登記名義の多い場合からみると、代表記名共有192件(39%)、全員記名共有80件(16%)、字(区)78件(16%)、市町村(11%)と続く(表2-16)。

そして、その登記名義と実際の入会権者との関係では、登記名義と入会権者が一致しない場合が、一致する場合の約3倍であり、全体の74%の集団を占める(表2-17)。

したがって、入会林野整備事業に未着手の集団では、何ら問題が無いとはいえず、特に登記名義と実質入会

権利者との齟齬という問題が存在していることがわかる。

一方、このような齟齬が存在しても、入会林野における入会権の存在確認は、「慣習」である入会集団の意思決定の存在の有無にあるので、入会林野に関する成分かされた規約あるいは定期的な寄り合い等で常時「慣習」が確認されてさえいれば、さしたる混乱は無いと考えられる。それでは、実際はどのようなのであろうか。

表2-18によると、入会林野集団の運営に係わる状況として、「規約書」が存在するのは165集団で、約6

表2-18 集団の運営に係る状況 (集団数)

集団数		439
規約書	有	165
	無	274 (比62%)
	不明	—
定期的寄り合い	有	288 (比66%)
	無	151
	不明	—

(注) 林野庁 (1993), 入会林野等今後の整備に関する調査報告書。より作成。

表2-19 入会権について (集団数)

集団数		439
権利差	有	24
	無	348 (比79%)
	不明	67
新規取得	認める	176
	対価 要	75
	否	74
	不明	27
	認めない	211 (比48%)
	不明	52
入会権の譲渡	認める	28
	対価 要	17
	否	8
	不明	3
	認めず	360 (比82%)
	不明	51
離村で権利を	失う	271 (比62%)
	補償 要	20
	否	208
	不明	43
	失わず	112
	不明	56

(注) 林野庁 (1993), 入会林野等今後の整備に関する調査報告書。より作成。

割の集団では「規約書」は存在しない。また、定期的寄り合いが行われているのは288集団で全体の7割弱である。この調査結果では両者の重複が不明であるが、未整備集団の平均像としては、「規約書」はないが、定期的寄り合いで随時確認が為されているので、名義を変更する緊急性はないということになるであろう。しかし、約3割の集団では定期的寄り合いもなく、場合によっては将来に不安を残すものも存在するであろうことは想像に難くない。よって、この結果から直ちに「入会整備の補助事業は不要」とする議論は成り立たないといえよう。

また、これら未整備集団の入会権の態様については、表2-19にあるとおり、おおよその姿としては、権利差は無く(平等入会)、新規取得を認めず、譲渡を認めず、離村失権の原則があり、その際の補償は為されない、となる。ただし、このなかで比較的緩やかなのは新規取得で、40%がこれを認める集団である。これは「入会権=完全に固定的な権利」と入会権を解することの危険性を示している。いいかえれば、新規に入会権者を認めてゆくことは、入会集団そのものが権利者人口の減少で消滅することが回避されるルールであり、入会林野集団の継続的な再生産につながるものであるといえる。

このような集団の調査時点での入会林野の利用形態は、表2-20のとおり「集団で利用」が898件で、そのうち共同利用形態が784件(87%)、直轄利用(留山)型態が70件(8%)、割地(個人分割)利用型態が44件(5%)、「集団外の利用」が38件で総計936件となっている。すなわち、集団数が439であるから、1集団当たり2つの利用形態が重複する勘定になる。この点も、「1入会集団につき1利用形態が対応」とする見方にたいする反証となっている。したがって、入会集団に関する実態調査を進める場合には、「どこの地籍」で「どの利用形態」かをすべて把握するようしなければならない。つまり、入会集団の入会権に係る入会林野は複数存在する可能性が高いということである。他方、同じ入会林野であっても、造林木に対する

表2-20 入会林野の利用形態 (件数)

集団で利用	共同	784 (内訳比87%)
	直轄	70 (8%)
割地		44 (5%)
	計	898
集団外の利用		38

(注) 林野庁 (1993), 入会林野等今後の整備に関する調査報告書。より作成。

権利は集団直轄管理・利用であるが、天然木や山菜・キノコ類については共同利用が許されているなど、重層的な利用形態も実際には存在する。このような実態も、この表2-20は示していると考えられる。

②入会集団アンケート調査結果

長野県下では整備未着手入会集団439に調査票を配布し、うち430集団から回答をえた。その概要は以下のとおりであった。

まず、入会林野整備事業が進められていることを「知っていた」と回答したのは188集団(44%)で「知らなかった」242集団(56%)より若干下回ったものとなっている。30年も続けられてきた割には、知名度が低いといえる。恐らくその理由には、入会集団内の世代交代が進んだこと、周囲に現時点で取り組んでいる集団が少ないこと、熱心に取り組んできた市町村職員がいなくなっていること等が考えられるであろう。

また、入会林野整備事業を知っていた集団188のう

表2-21 アンケート調査回答状況(集団数)

\*調査票配布数439集団, 回答数430集団(回答率98%)

入会林野整備が進められていることを		
知っていた	総数	188(比44%)
	役所から	166
	資料で	10
	その他	12
知らなかった		
		242

(注) 林野庁(1993), 入会林野等今後の整備に関する調査報告書。より作成。

表2-22 入会林野整備についての意向(集団数・台帳面積)

入会林野整備事業を			
知っていた	整備したい	集団数	41
		面積	2,372(ha)
	現状でよい	集団数	84
		面積	4,567
	現状で止むなし	集団数	63
		面積	3,477
知らなかった	整備したい	集団数	24
		面積	1,324
	現状でよい	集団数	109
		面積	5,279
	現状で止むなし	集団数	109
		面積	4,666

(注) 林野庁(1993), 入会林野等今後の整備に関する調査報告書。より作成。

ち、「整備したい」とするのは41集団(41/188\*100=22%)であり、「現状でよい」が84集団(45%),「現状で止むなし」が63集団(34%)となっている。他方、入会林野整備事業を知らなかった集団242のうち、「整備したい」は24集団(24/242\*100=10%),「現状でよい」が109集団(45%),「現状で止むなし」が109集団(45%)となっている。このように事前に補助事業の存在を知っていたものの方が「整備したい」の割合が多くなっているのが興味深い。

ところで、整備事業の認否を捨象すると「整備したい」は計65集団(15%),「現状でよい」が計193集団(45%),「現状で止むなし」が計172集団(40%)となる。この「止むなし」をどのように判断するかによって意味づけが異なってくるが、「止むなし」を本来は整備したいが、事実上は不可能とする集団であるとするならば、積極的または消極的整備の意欲の存在する集団が55%を占めることになる。つまり、2集団に1つは整備の意欲があると考えられることになる。しかし、「止むなし」を現実に整備が不可能なのであるから、実質的に現状維持とする集団と見なせば、このような「現状維持」集団が85%を占めることになる。

いまのままでよいとする集団は、表2-23のように、近代化法の目的である「農林業上の有効利用」が為されているとするものが、入会整備事業を知っていようが知っていまいが約半数を占めているので、整備事業の導入理由あるいは大儀がなく、現在のような内容の事業は不要であるのである。したがって、整備事業が今後進捗率を増す手だてを考えるならば、1つには「止むなし」とする集団の抱える整備の障害となる問題を排除する方策を組み込むことが重要となると考えられる。その際の障害は、表2-24に挙げられているとおりである。なかでも技術的に解決できないものとして「整備後の経営に不安」があり、これを指摘する入会集団が最も多いもののひとつとなっている。

表2-23 いまのままでよいとする集団数とその理由

回答肢	入会整備事業を知っていた集団	入会整備事業を知らなかった集団
すでに農林業上の有効利用がされている	46	53
農林業以外の利用がしたい	6	7
集落のために現状のまま利用したい	32	49
計	84	109

(注) 林野庁(1993), 入会林野等今後の整備に関する調査報告書。より作成。

表2-24 いまままで止むを得ないとする集団数とその理由

	入会整備事業を知っていた集団	入会整備事業を知らなかった集団
事務処理がむずかしく適任者がいない	15	26
全員の同意が得られない	17	24
整備費用の捻出が困難	14	22
整備後の林業経営に不安	16	30
入会地の現況が不明確	1	3
公簿類が不備である	—	1
その他	—	3
計	63	109

(注) 林野庁(1993), 入会林野等今後の整備に関する調査報告書。より作成。

#### 【4】 生産森林組合

##### (1) 全国の生産森林組合

まず、前節までと同様、最も新しい全国的な入会林野に係わる林野庁調査結果中の生産森林組合対象のアンケート調査から、全国の生産森林組合の現況を概観する。

詳細な面積等は、前節までの諸表にて示したので、ここでは省略する。

「入会林野等整備に伴い設立された生産森林組合の現況と経営改善についての意見」は以下のとおりであった。

##### ①生産森林組合の現況

茨城・埼玉・千葉・山梨・静岡・愛知及び沖縄の7県は、該当するものがない旨の回答があったので、以下は40都道府県における2,343組合についてのものである。

##### (ア)組合の組織・運営等

##### 1.組合員及び役員等

組合員は、2,343組合につき197,240人(うち、不在村者3,564人)で、年齢階層別には、60歳未満108,083人(55%), 60歳以上89,157人(45%)である。

主たる生業別では、農林業82,987人(42%), サラリーマン72,459人(37%), 自営・その他41,794人(21%)となっており、農林家が組合員の半数を割っている。

役員は、理事15,691人、監事5,101人であるが、常勤者はそれぞれ僅かに25人、7人にすぎない。また職員も215人(内常勤27人)で、職員をおいている組合は

全体の10%に及んでいない。

##### 2.組合への出資状況

2,343組合の払い込み出資金は、現金出資17億円、現物出資230億円、計247億円で、1組合当たり約1,054万円とすることができる。

##### 3.森林組合への加入状況及び総会等の開催状況

生産森林組合が当該地域の森林組合へ加入しているものは、72%に当る1,693組合、未加入のもの650組合(28%)となっており、加入している割合は比較的高い。

組合運営のための役員会・総会の開催状況は、定期的に開催している2,049組合(87%), 不定期だが開催している204組合(9%), ここ数年全く開催していない90組合(4%)となっている。

##### 4.組合員の常時従事義務の状況

生産森林組合においては組合員に対し、組合の事業に従事する義務が課せられているが、その実行状況は以下のようになっている。(これに対して回答のあったのは2,322組合であった。)

従事日数を定め、かつ実施しているもの1,133組合(49%), 年間平均2.1日/人、従事日数を定めていないが実施しているもの393組合(17%), 年間平均2.7日/人。つまり、常時従事義務が履行されているものは、1,526組合(66%), 年間平均2.2日/人となっており、34%にあたる796組合には従事の実績がみられない。

##### 5.組合員に対する従事報酬

回答のあった2,213組合のうち、支払っているのは322組合(15%)と極めて少なく、85%に当る1,891組合では支払われていない。

##### 6.組合の森林資源

組合が所有する森林の現況は、総数26万3千ha、うち人工林12万2千ha(46%) (内分収林50ha)、天然林13万1千ha(50%), その他1万ha(4%)となっており、1組合当たりでは112haの割合となっている。人工林のうち41%は分収林であり、これが人工林率(46%)を高めている理由のひとつであろうが、その内容をみると、スギが最も多く55%を占め、次いでヒノキ28%, マツ類14%を示しているが、これを林齢別にみると、40年未満が93%を示し、主伐期にほど近い状態にある。

##### (イ)組合の事業実績

##### 1.販売事業

組合の行っている主たる販売事業をみると、立木販売240組合、7億9千4百万円、素材生産81組合、1億6



千万円、食用きのこ類64組合、2千6百万円、その他の特用林産122組合、1億2千8百万円で、延べ計507組合、11億7百万円となっており、立木・素材合わせた木材収入が9億5千4百万円と収入額の全体の86%を占めている。

## 2. 組合が行っている森林レクリエーション事業

森林レクリエーション事業を組合自らが行っているものは極めて少なく、キャンプ場3、森林公園1、林間学校1、ふれあいの森事業1を数えるにすぎず、年間収入は2千百万円となっている。

## 3. 補助事業の導入状況

組合が各種の事業実施に当り導入した補助事業の主なものは、次のとおりで、森林資源の造成保育過程に必要な、間伐・造林・保育関係の事業が多く、これらは延べ501組合の63%に当る316組合が実施している。

間伐促進事業176組合、造林保育事業140組合、育成天然林整備事業6組合、森林総合整備事業67組合、林道作業道開設事業51組合、林業構造改善事業24組合、林産集落振興条件整備事業8組合、治山事業その他29組合、延べ計501組合。

## 4. 土地の貸付け

組合の土地を貸し付けて収益をあげている状況を見ると、送電線の敷地として貸し付けている組合が最も多く168組合、次いでスポーツ・レジャー用地として貸し付けているのが122組合に達し、その他資材置き場・各種施設用地・砕石場・牧場等農用地・通信塔・駐車場・建物用地などに貸し付けているものが232組合にも及んでおり、入会地の多様な利用がなされていることを窺わせる。

貸付料収入は、総額6億6千9百万円、うち送電線敷地2億2千2百万円、スポーツ・レジャー用地2億3千3百万円、その他2億1千4百万円となっている。

## (ウ) 組合の財務及び税務の状況

### 1. 収入及び損益と納税額

収入の総額は、約48億円、当期の利益224億円、損失4.8億円で、同期の納税額は6.8億円となっている。

### 2. 組合に収入がない場合の納税の対応

この状況を主な項目にとりまとめて回答を求めた結果、組合員から徴収871組合(49%)、出資金から充当129組合(7%)、銀行等から借入108組合(6%)、組合員が立替129組合(7%)、その他523組合(30%)、延べ計1,760組合となっている。

### ② 生産森林組合経営上の問題点及び改善要望事項

以上の実態をふまえて、組合の経営管理について問題となっている事項と改善(要望)について意見を求

めたが、その内容は以下のとおりである。

### (ア) 組合経営上の問題点

主な事項別にとりまとめると、納税が困難446組合(35%)、組合員の高齢化334組合(26%)、林業の不振135組合(10%)、農林業の魅力減少15組合、人件費の高騰15組合、事業資金の不足86組合(7%)、林道等基盤整備のおくれ40組合、会計経理の複雑45組合、組合脱退者の増加38組合、その他136組合、延べ計1,290組合となっている。

つまり、収入が確保できないのにも拘わらず納税しなければならぬという重税感をもつ組合が多く、これは前記の組合に収入がない場合の対応と表裏をなしているようである。さらに、高齢化を問題としていいるのが前記の年齢階層別組合員数にも表れており、雇用労力あるいは委託等に依ろうとしても、人件費が高く対応しがたく、手持ち資金はいうまでもなく借入金に依ろうとしても、組合財務の現状から容易でないことを訴えている。

それに加えて、長期にわたる材価の低迷から、林業の先行き不振感が拭えず、農林業の魅力を喪失して、組合を脱退しようとする動きとなって表れているようにみえる。

### (イ) 改善要望事項

先の組合経営上の問題点と対応して、以下の事項につき改善要望がなされているので、それらの内容について以下に示す。

課税の減免278組合(42%)、経営改善方策の強化132組合(20%)、分取造林の拡大・制度の改善19組合、社会補償制度の充実6組合、経営資金の拡充・貸付け条件の改善50組合(8%)、基盤整備の助成強化80組合(12%)、経理事務の簡素化10組合、組合の解散45組合(7%)、その他36組合、延べ計656組合。

### ③ 人工林資源の保続的活用と生産森林組合

ここで、1996年11月に行われた全国入会林野整備事業コンサルタント会議にて、福岡県コンサルタントの堺正紘(九州大学農学部)が、主に森林組合統計の1985年と1994年の比較によって、人工林資源の保続的活用における生産森林組合活動の役割と実態を明らかにしようとする報告を行った。上述のような生産森林組合の活動の実態をより鮮明に把握するために、以下にその概要を示すことにする。

### (ア) 生産森林組合の組合員

平成6年度では、不在村組合員が存在する組合が全体の27%を占める(昭和60年度は20.4%)。また外業に従事している組合員は41.9%であった。

したがって、生産森林組合の自営原則の基盤が崩れつつあるのではないか。

#### (イ)生産森林組合の経営森林

昭和60年度では、分取造林への土地提供を行っていた組合数は全体の40.6% (提供面積の割合は20.8%)であったが、平成6年度では45.6%の組合 (面積率24.5%)と割合が上昇している。このことから、生産森林組合の生産集団としての機能よりも土地管理・保有組合的性格が色濃くなってきていることが分かる。

生産森林組合の保有する人工林は、それを保有する組合が平成6年で97.2% (昭和60年96.4%)を占め、人工林率は48.5% (s.60,46.2%)、ヘクタール当たりの蓄積は55.8立米 (s.60) から95.2立米 (H.6)へと増大している。しかし、この蓄積は民有林平均で201.3立米である。ただし、齢級構成は民有林とあまり変わらないので、現況把握が過小に行われているおそれがある。いずれにしても、生森の人工林は面積・蓄積ともに増大しており、資源が充実してきていること (ストックの増大、長伐期大径材生産に有利な基盤が漸次形成の傾向)は確かであろう。

#### (ウ)生産森林組合の経営動向

s.60→H.6でみると、新植 (行った組合の割合12.0%→6.2%)、保育 (57.8%→46.5%)、主伐 (10.5%→2.1%)、間伐 (6.7%→3.4%)と軒並み減少している。すなわち、人工林の加齢とは対照的に主間伐が後退しており、資源の劣化のおそれが大きくなっている。また、これは同時に長伐期施業の制約要因ともなっている。

以上等により、現時点での生森の状況は、以下のよう

##### 1.森林保有体としての生森

入会林野系譜であることから、地域の纏まりを基盤としている意味で所有に安定性があり、まとまった規模として森林に広がりがある。また、人工林率が高く、ストックの形成が著しい。

##### 2.林業経営体としての生森

所有ではなく保有の割合が高まっていることから生産機能が低下している。

##### 3.生森制度の問題点

不在村組合員の増大をどうみるか。自営原則が相対的に弱まっている。連年収益をあげるための資源の構成が弱い。

## (2) 長野県下の生産森林組合

長野県下の生産森林組合に関する傾向は、上述の全

国的傾向とほぼ同様と考えて良いであろう。

### ①県下の生産森林組合と類型

ここで、近年で最も新しい県下の生産森林組合を総体的に扱おうとした研究報告 (沢沢雪朗, 1995)が存在するので、その内容に触れておくことにする。

沢沢 (長野県における生産森林組合の事例的考察, 中日本入会林野研究会会報 15, 3~8, 1995)は、160ある長野県下の生産森林組合を分析するために、平成3年の事業年度を対象とした森林組合一斉調査結果の中の、森林構成、組合員数、事業収支、森林施業、伐採量等12の要因をもちいて、主成分分析 (従来は、医学・心理学等で利用されていたが、近年のパーソナル・コンピュータの普及により、社会科学での利用も普及してきているデータの統計学的分析手法である多変量解析のひとつ、因子同士の関連をベクトル・行列計算により数値的に捉えるもので、目的変数・説明変数を設定しない、結果は平面の散布図として得られる)をおこなった。

その結果、多くの生産森林組合がある範囲に集中しており、生産森林組合の事業展開には著しい特徴を持つグループが存在していないことがわかり、全体的に停滞気味であるとする。しかし、全体の15%に当たる22~23組合では、若干の事業活動と保育管理が行われている。したがって、人工林資源が充実し、管理も十分に行っているが事業はそれほどでもない「資源型」、人工林資源も管理もそれほどでもないが事業が活発である「事業型」、その他を「現状維持型」と類型区分した。

これらの類型は、長野県下の生産森林組合に関する印象と一致し、比較的良好な現状を示しているものと考えられる。

### ②地域資源と生産森林組合

以上、長野県下の生産森林組合に関する統計及び統計的手法による研究報告について触れたが、ここでさらに生産森林組合の地域資源管理に関する実態と今後の課題について知るために行った調査の結果を示すことにする。

#### (ア)調査の目的と対象

民有林面積の約6割が「入会林野系譜」の森林であり、県北部の豪雪地帯であるS村<sup>(14)</sup>では、今後の村民生活のあり方を考える上でその果たすべき役割が期待される。そこで、貴重な地域資源と見なされるその森林管理の現状を現時点で把握し、有効利用の観点から若干の方向性を探るために実態に関する調査を行った。

調査対象としてS村内の「入会林野系譜」の森林管理主体である生産森林組合のうち、大規模面積を擁し、なおかつ特徴の著しいものを3集団選択し、対照として非生産森林組合を1集団選択した。さらに、現況から以下の形態を有する事業体を選定し、聞き取り調査をおこなった。表2-25はその調査対象の概況である。

(イ)調査結果

基本的に、森林の利用目的は、大別すると、

- ①人工林化による用材生産と、その販売による貨幣価値の実現
- ②天然広葉樹林下での特用林産物の採取・生産と、販売による貨幣価値の実現
- ③人工林植栽地(林床)での天然物採取・生産と、販売による貨幣価値の実現
- ④天然林・人工林下での自然休養的利用
- ⑤自然環境保全のための利用(保安林、景観など)

があると考えられる。(但し、実際はこれらが重層的に関係していることが多い)。

これらの観点からみるならば、調査対象の森林管理・利用主体で、分収契約がなされているものは、上記「利用目的①」が将来的に担保されているといえる。そこで当面の問題となるのが、契約終了までの「時間的空白」である。すなわち、契約期間が終了してフローが還流するまでの間、一体何がなされるべきなのであろうか。

このようにフロー還流までのストック形成に係わる事業等の空白を埋めるには、利用目的①や③をさらに追求するのか、あるいは、②を重点化するのか、手を着けずに④にシフトするのか、基軸となる方針を決定しておく必要がある。

また、入会林野系譜の森林管理主体は、一般的に、過去からの慣習が影響している。すなわち、出不足金を徴収する共同出役によって管理をすることが多い。こうした、現時点での方針と担い手に関する意向の調査結果を簡潔にまとめたのが表2-26である。

この結果によれば、森林資源の状況に関わりなく、どの主体も同様の考えであることがわかる。すなわち、上述の利用目的①のように、人工林化上を今後すすめ

てストックのさらなる形成につとめることはないとするのである。したがって、もし、それ以外の利用を行うのであれば、現時点では上述の利用目的②、③、④に重点をおくしかない訳である。したがって、人工林化のための植林や人工林地の育林に伴う共同出役の必要性は自ずから低下し、施業の実働の担い手は相対的に森林組合に移行することが予想される。よって、現時点でのS村での生森・慣行共有林の状況は、「静止的」であると形容できるであろう。

このような、現時点での「静止的」状況を切り開こうとするならば、どのような方向があるであろうか。入会林野系譜の森林利用・管理主体は、歴史的必然性(共有林からの収益を集落の共益費に充当することや、集落住民の生活物資調達に供するなど)から、集落の独立性・自己完結性が非常に高い。よって、この集落的自己完結性の流動化が、現在の「静止的」状況の打開には重要であると考えられる。そのためには、例えば、利用目的の②や④に合わせた形での集落間の協調・共同事業を展開する方向がありうる。特に、近年は、環境問題等が取り沙汰される中で、都市住民の森林接触要求が高まってきている背景も味方していると考えられるので、S村は、全国に先駆けた例となりうる可能性を有しているといえよう。また、一方で、共有林資源の個人分割を進め、個人財産化を方向づけ、やる気のある林業家を育てていくこともあり得るであろう。そのような方向性のもとに、具体化を進めるにあたってより重要なことは、このような事業体の組織化と運営に関して将来的な計画を策定・提示し、調整を行うべく、上部組織としての「村」と「森林組合」がリーダーシップを発揮することではないだろうか。そのためにまず成すべきことは、生森・共有林に関する意見調整機関を「村」または森林組合に設置し、相互の理解と意見交換を可能にし、共同事業の方向性を探ることであろう。(尚、長野県下には、ここで述べたような地域内での連絡会ではなく、より広域的な生産森林組合を中心とする連絡会議が組織されている例が、実際に存在する、長野県生産森林組合等団体有林連絡協議会。)

表2-25 調査対象団体の特徴

名称	面積 (ha)	人工林率	分収契約林率	利用形態上の特徴
A生森	337	37%	30%	直営天然林+分収人工林
B生森	203	86%	79%	分収人工林主体
C生森	649	6.3%	0%	直営天然林主体
D	367	13.6%	13.6%	共有天然林+分収人工林

(注) A, B, Cは近代化整備事業によるもの。Dは近代化整備を中止になったまま今日に至る。S村森林組合資料による。

表2-26 事例団体の方針と担い手

	A	B	C	D
人工林化の意向	なし	なし	なし	なし
共同出役の有無	有	なし	なし	なし

(注) 各責任者へのききとり調査による。但し、共同出役に関して、Aは慣行を残しつつも「さらなる仕事がある場合は森林組合へ委託する」考えである。

【5】長野県入会林野の位置づけ

—統計分析の試み—

以上、本研究の課題の1つとした「現時点における入会林野の全国的な空間分布の把握と特性の分析」について、従来の研究では十分ではなかった全国的なデータを用いて、全国および長野県下の入会林野および生産森林組合の動向や特徴について明らかにしてきた。

ここで、さらに全国の未整備集団の関係を相互に位置づけることを多変量解析（主成分分析）を用いて試みる。

尚、この「主成分分析」という手法は、通常、市場調査や市町村等の計画立案等の際に用いられるものである。まず種々の指標から主成分という指標に集約し、その指標を座標軸とする平面上に各サンプルを配置することで、全体のなかでの類似グループの有無の判別

に役立ち、また複雑多岐の指標を有するサンプルの類型を考える為の総合指標を作り上げるものである（例えば、様々な形態をもつ生物に関して、分類を行う際を想像すればわかりやすいであろう）<sup>(15)</sup>。

(ア)分析の手順 本研究においては、以下の手順によって、未整備集団の集約的指標に基づく各都道府県の位置付けを行った。

1.本章【2】節（3）項で示した内容、すなわち「平成5年度入会林野等の今後の整備に関する調査報告書（林野庁、1994）で扱われた各項目の都道府県別の集計（北海道・山梨・徳島・沖縄は該当無しなので除外）を用い、全体のサンプル数の違いを捨象するために各項目の割合を求めた（後掲表2-27）。

2.パーソナル・コンピュータ上で統計ソフトを利用し、計算を行わせて出力させた。（ここでは、変数の性格がそれぞれ異なるので、基準値を求めて行う解法である相関行列による主成分分析を行った。）

(イ)出力結果

[主成分分析]

合計・平均・標準偏差

件数 42

	合計	平均	標準偏差(n)	標準偏差(n-1)
個人記名共有率	2396	57.04761887	23.82870674	24.1175499
登記名義不一致率	3001	71.45237732	17.47953033	17.69141006
規約書無率	2582	61.47618866	16.88933563	17.09406281
定期寄合有率	2097	49.92856979	20.29590225	20.54192162
権利差無率	2537	60.40476227	19.84710503	20.08768463
新規取得不可率	2064	49.1428566	17.8212986	18.037323
離村失権率	2267	53.97618866	20.16183662	20.40623093
共同利用率	2793	66.5	26.94692802	21.20084
直轄利用率	705	16.7857151	16.77375412	16.97707939

相関行列

	個人記名共有率	登記名義不一致率	規約書無率	定期寄合有率	権利差無率	新規取得不可率	離村失権率	共同利用率	直轄利用率
個人記名共有率	1	-0.274609357	0.050999794	-0.043956589	-0.26978719	0.116940789	-0.5480183	0.05156513	-0.09177023
登記名義不一致率	-0.274609357	0.99999994	-0.03307062	-0.140042871	0.178463385	-0.172105715	0.4483605	-0.2271106	0.15722166
規約書無率	0.050999794	-0.033070624	1	-0.649761438	-0.27361393	-0.239436865	-0.3413215	0.16273242	-0.31640264
定期寄合有率	-0.043956589	-0.140042871	-0.64976144	1	0.302526712	0.317116141	0.37936336	0.01078087	0.213195547
権利差無率	-0.269787192	0.178463385	-0.27361393	0.302526712	1.000000119	0.116897993	0.58932096	0.08066589	0.047963899
新規取得不可率	0.116940789	-0.172105715	-0.23943686	0.317116141	0.116897993	1	-0.0808996	0.07487895	-0.03550073
離村失権率	-0.548018277	0.448360503	-0.3413215	0.379363358	0.589320958	-0.080899552	1	-0.0092741	0.077498458
共同利用率	0.051565126	-0.227110595	0.162732422	0.010780868	0.080665894	0.074878946	-0.0092741	0.99999994	-0.79680485
直轄利用率	-0.091770232	0.15722166	-0.31640264	0.213195547	0.047963899	-0.035500728	0.07749846	-0.7968048	1.000000119

固有値

主成分No	固有値	寄与率 (%)	累積 (%)
1	2.665717363	29.6190815	29.6190815
2	1.813867331	20.15408134	49.77316284
3	1.751515388	19.46128273	69.23444366

表2-27 主成分分析のための指標(%)

都道府県	個人記名共有率	登記名義不一致率	規約書無率	定期寄合有率	権利差無率	新規取得不可率	離村失権率	共同利用率	直轄利用率
青森	52	83	81	42	46	60	58	52	4
岩手	94	41	54	57	48	59	31	61	26
宮城	79	43	36	71	86	70	42	43	50
秋田	19	82	76	32	88	83	74	86	1
山形	49	85	44	66	79	54	80	70	4
福島	57	78	71	15	41	63	23	64	12
茨城	50	64	43	86	93	29	64	57	27
栃木	95	20	45	83	73	85	18	92	5
群馬	72	45	39	73	45	58	45	81	4
千葉	91	45	64	64	27	91	45	100	0
東京	100	86	79	14	29	29	14	96	0
神奈川	88	89	56	65	48	65	33	4	62
新潟	36	92	79	35	78	50	64	65	20
富山	75	39	87	26	35	48	17	53	0
石川	48	88	85	28	85	40	55	77	1
福井	78	58	90	12	59	49	39	76	3
長野	60	74	62	66	79	48	62	87	8
岐阜	43	62	54	49	61	53	54	71	14
静岡	14	66	62	46	34	49	55	37	31
愛知	39	87	35	66	82	34	89	57	12
三重	65	71	70	51	48	33	62	46	47
滋賀	30	75	75	36	72	40	64	66	19
京都	40	61	42	53	76	27	83	65	26
大阪	22	67	61	86	19	50	53	88	3
兵庫	41	84	44	55	63	32	84	64	25
奈良	23	71	67	70	86	49	79	39	41
和歌山	55	70	64	34	70	30	51	66	18
鳥取	39	58	66	38	54	43	70	57	29
島根	73	72	69	28	65	28	44	93	1
岡山	54	76	76	55	60	42	61	71	11
広島	56	79	39	59	73	60	60	68	17
山口	77	92	62	61	67	39	67	85	14
香川	19	48	96	16	40	20	20	95	5
愛媛	38	99	43	63	44	52	40	30	65
高知	87	84	59	25	38	33	42	47	22
福岡	63	86	40	63	59	68	73	86	10
佐賀	74	68	81	68	61	16	71	89	5
長崎	64	76	48	26	29	28	31	45	13
熊本	18	90	30	77	98	77	89	93	0
大分	47	91	57	43	77	64	70	47	38
宮崎	89	68	77	57	69	72	33	82	2
鹿児島	83	88	74	37	53	44	58	42	10

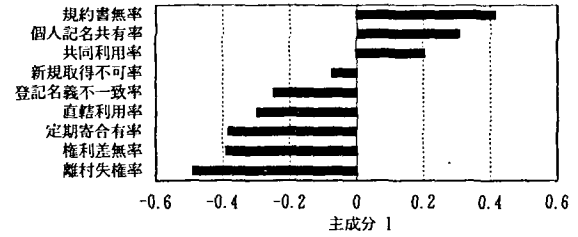
固有ベクトル

	主成分 1	主成分 2	主成分 3
個人記名共有率	0.305330306	0.07663323	0.399543047
登記名義不一致率	-0.24827851	-0.30514213	-0.356205374
規約書無率	0.414676517	-0.16981207	-0.334392816
定期寄合有率	-0.38193741	0.335098654	0.322304249
権利差無率	-0.39028826	0.236029491	-0.200724751
新規取得不可率	-0.07333696	0.355482221	0.345001429
離村失権率	-0.48876831	0.091090769	-0.342793703
共同利用率	0.204483733	0.583773911	-0.29965803
直轄利用率	-0.2981393	-0.47824824	0.362167984

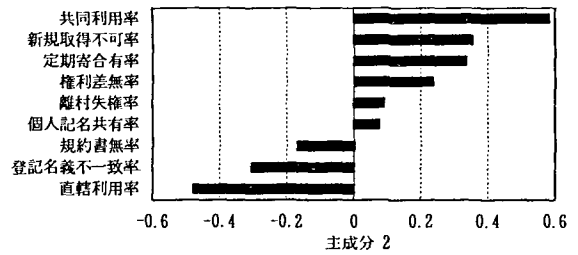
主成分得点

	主成分 1	主成分 2	主成分 3
青森	0.619106	-0.51491	-0.60625
岩手	1.118742	0.367218	2.455272
宮城	-1.43777	0.23292	3.150587
秋田	-0.63216	1.322948	-1.98499
山形	-1.76084	1.063475	-0.66436
福島	1.91052	-0.80469	0.045586
茨城	-2.16602	0.359552	0.433498
栃木	1.112083	3.439449	3.058384
群馬	0.428994	1.816327	1.578408
千葉	1.912392	2.556257	1.720088
東京	3.661628	-0.5339	-0.66283
神奈川	-0.98535	-2.82559	3.130618
新潟	-0.50851	-0.70236	-1.57747
富山	3.295248	-0.41207	0.761946
石川	0.544877	-0.05838	-2.2103
福井	2.571507	-0.03972	-0.7006
長野	-0.4813	1.266167	-0.5801
岐阜	-0.14478	0.463021	0.033674
静岡	-0.42779	-1.63324	0.288853
愛知	-2.59225	0.184549	-0.90353
三重	-0.31998	-1.87783	0.605626
滋賀	-0.27708	-0.58404	-1.40743
京都	-1.68314	-0.05477	-0.49194
大阪	0.210371	1.064981	-0.06714
兵庫	-1.76571	-0.48465	-0.74466
奈良	-2.45044	-0.85755	-0.12168
和歌山	0.288387	-0.59215	-0.68303
鳥取	-0.24868	-0.79531	-0.23162
島根	1.552952	0.375933	-1.23204
岡山	0.169308	0.023048	-0.78419
広島	-1.25553	0.661873	0.376674
山口	-0.4004	0.408009	-0.7193
香川	3.126364	-0.46183	-1.80283
愛媛	-1.87586	-2.70098	1.694111
高知	1.114684	-1.822	0.404022
福岡	-1.09061	1.362722	0.065682
佐賀	0.540106	0.595616	-1.24332
長崎	1.247761	-1.68644	0.430293
熊本	-3.15377	2.659957	-1.14367
大分	-1.70865	-1.01287	-0.00383
宮崎	1.349717	1.423364	0.575296
鹿児島	0.591786	-1.19213	-0.24152

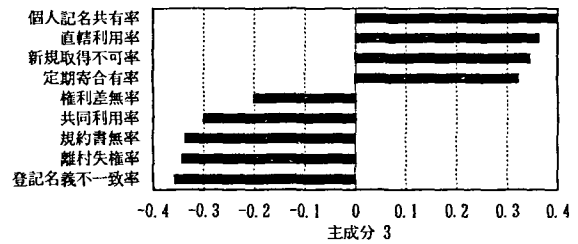
固有ベクトル



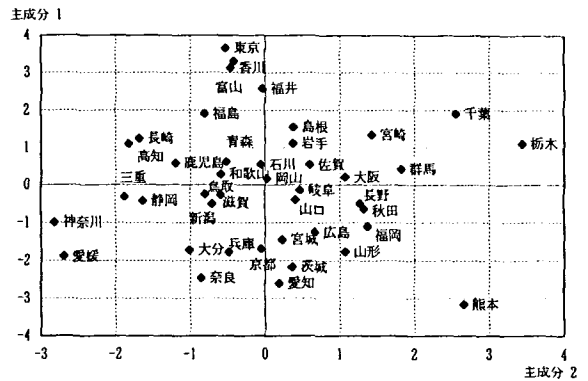
固有ベクトル



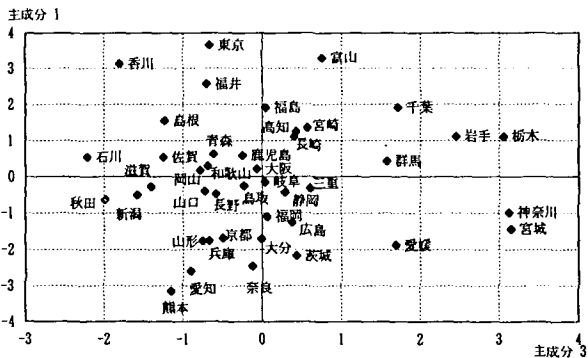
固有ベクトル



主成分得点



主成分得点



(ウ)結果の解釈

主成分分析では、各指標を一括して主成分ベクトルに集約するので、この集約された主成分の特徴を把握することが重要な作業となる。

まず、上記の出力結果で、標準偏差にゼロを含む項が存在しないことを確認し、固有値の値が主成分 No. 3まで1以上かつ、累積寄与率60%以上であることを確認した。したがって、この主成分分析における主成分は第3位まで採用すべきことが分かる。

次に主成分ごとの「固有ベクトル」の相関がグラフで示されている。3つともプラスとマイナスに分かれているので、どの主成分も相反する対称的な指標であることがわかる。

1.主成分1の解釈

まず、主成分1の固有ベクトルのグラフについてであるが、固有値のプラス側で、値の大きい順に、入会権の内容で「規約書が無い率」、入会林野の所有名義が「個人または記名共有である集団数の率」、入会林野の利用が「共同利用である率」となっている。またマイナス側で値の絶対値の大きい順に、「離村失権である率」、「入会権の権利差が無い率」、「定期的な寄り合いがある率」、「直轄利用である率」となっている。

これらから主成分1を軸としてプラス側に位置するほど、規約が成文化されておらず、登記名義が個人あるいは記名共有となっている割合が高い共同利用形態である。また、マイナス側へ位置するほど、定期的な寄り合いが無く、入会権の権利差があり（差等入会）、離村失権しない、直轄利用形態であるものである。

したがって、主成分1は、比較的古典的なあるいは典型的な入会集団と、差のある総手的ではない権利の固定化した、比較的近代的に変容した入会集団を示す軸「古典-近代入会集団軸」すなわち法社会学で指摘されたような「入会権の解体度」を表している。

2.主成分2の解釈

同様に、主成分2の固有ベクトルのグラフであるが、プラス側は、「共同利用率」が高い、入会権の「新規取得が認められない」、「定期的な寄り合いがある」、入会権の「権利差が無い」（平等入会）、「離村失権する」であり、マイナス側は、「直轄利用である」、「登記名義と入会権者が一致している」、「規約書がある」となっている。

これらから、主成分2を軸としてプラス側に位置するほど、共同利用率が高く、入会権の新規取得を認めず、定期的な寄り合いをもち、権利差が無く、離村失

権する。またマイナス側へ位置するほど、直轄利用形態率が高く、登記名義と入会権者が一致しており、規約書をもつ。

したがって、主成分2は、入会集団の利用形態が古典的共同利用形態か直轄形態かという「入会林野利用形態の違い」を表している。

3.主成分3の解釈

同様に、主成分3の固有ベクトルのグラフをみると、プラス側は、「個人記名共有率」、「直轄利用形態率」、「新規取得不可率」、「定期寄合ある率」となっており、マイナス側は、「登記名義不一致率」、「離村失権率」、「規約書無し率」、「共同利用率」、「権利差無し率」となっている。

これらから、主成分3を軸としてプラス側に位置するほど、入会林野が個人あるいは記名共有名義となっており、直轄利用形態で、入会権の新規取得を認めず、定期的な寄合を行っている。また、マイナス側へ位置するほど、登記名義と入会権者が一致しており、離村失権はなされず、規約書を持ち、共同利用形態の率が高く、権利差がある入会集団であることになる。

したがって、主成分3は、入会権者と所有名義の齟齬が大きい直轄利用形態で、入会権としては比較的古典性を有する集団と入会権者と所有名義の齟齬が小さく、共同利用形態が少ないもので、比較的近代性格の入会権を有する入会集団を弁別する指標となっている。これは「名義の齟齬度」を表している。

4.以上を総合すると、以下の概念図を得られる。

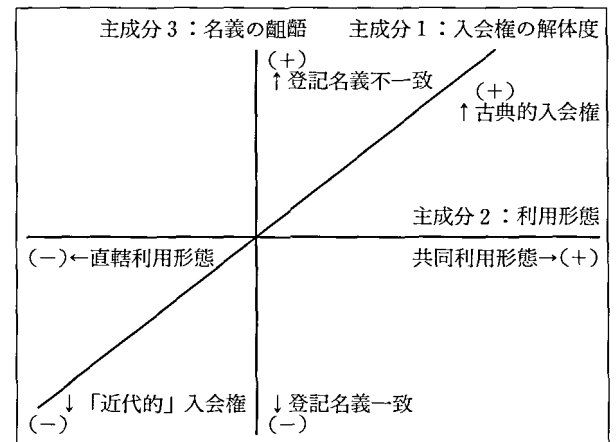


図2-2 各主成分の意味づけ（概念図）

(エ)長野県の全国での位置づけ（分析の結論）

以上の主成分に関する評価から、前掲の「主成分得点」の散布図をみると、長野県下の整備未着手入会集団は、全国の各都道府県の未整備入会林野集団との相対的比較関係において、主に共同利用形態をとり、入会権は古典性を克服しており、また登記名義の齟齬が

比較的小さい存在である。しかし、全体的にはグラフの中心付近に位置するので、際だった特徴を有するというよりも、どちらかといえば未分化型の入会集団であると形容することができるであろう。したがって、

長野県下にて入会林野及び入会集団についての実態調査を行う際は、事前の情報収集によってあらかじめ調査の目的にあった対象であるかを判断する必要性が、他の分化型の地域に比べて高いと考えられる。

#### 注釈及び参考文献

- (1) 川島武宜(1984)。入会研究の現状と問題, 川島武宜著作集 第8巻 初版。岩波書店, 東京。274~281頁参照。
- (2) 農林省統計調査部, 林業調査報告書—慣行共有編, 1960年世界農林業センサス, 1頁。参照。
- (3) 川島武宜, 前掲, 278頁。
- (4) 川島武宜, 前掲, 278~279頁。
- (5) 川島武宜, 前掲, 279頁。
- (6) 八尋宣子(1989)。入会林野利用と集落構造に関する理論的並びに実証的研究。学位論文。九州大学農学部林政学教室。によれば(55~56頁), 70年では60年・80年同様の林業統計による「慣行共有」面積とは別に, 公有林野及び国有林野中の「地元利用面積」について調査を行っている。また, 70年には林業調査以外に, 「農林業集落調査」において「農業集落がもっている林野面積」として, 「農業集落の所有(字・区・数戸共有・社寺有・組合有あるいは個人有などの名義の如何を問わず, 実質的に農業集落の所有であるもの)のほか, 所有ではないが, 明治以前からの慣習によって農業集落内の農家が共同で利用できる林野(いわゆる入会林野)を含む」面積について調査を行っているとして, 「そのため, この資料は60・80年センサスの「慣行共有」面積より入会林野面積を正確に捉えていると考えられる」として, 総括表を掲載している。本章では, 参照先として示すに留める。
- (7) 川島武宜。前掲。279頁参照。
- (8) 坂本一敏(1982)。林家以外の林業事業体, (森巖) 1980年世界農林業センサス分析 日本林業の構造 初版。農林統計協会, 東京。特に119~120頁を参照。
- (9) 餅田治之(1992)。林家以外の林業事業体, (赤羽武) 1990年世界農林業センサス分析 日本林業の生産構造 初版。農林統計協会, 東京。117~145頁を参照。
- (10) 林野弘済会。林野小六法 昭和63年版。8頁参照。
- (11) 林野弘済会, 前掲50~61頁参照。
- (12) 林野庁(1992, 1993, 1994)。入会林野等整備の今後のあり方に関する調査 報告書。各年度参照。この調査は, 公有林野全国協議会への委託調査である。
- (13) 林野庁, 前掲, 平成5年度 報告書。12頁。
- (14) 安達生恒(1981)。過疎地再生の道 初版。日本経済評論社, 東京。このS村については, 1977年当時の状況として, 特に第3章 過疎地の林業(103~163頁)に詳しく述べられている。
- (15) 本研究では, 特に以下の文献を参考とした。  
朝野熙彦(1996)。入門多変量解析の実際 初版。講談社, 東京。  
石村貞夫, 有馬哲(1987)。多変量解析の話 初版。東京図書, 東京。  
菅民夫(1996)。EXEL 多変量解析で行う統計分析の本 初版。株式会社エスミ, 東京。  
また, 使用した統計ソフトは, 株式会社エスミ, EXEL 多変量解析 ver. 3 である。

### 第3章 入会林野利用の変遷と入会林野の解体過程

—長野県駒ヶ根市中山区を事例として—

#### 【1】はじめに

##### (1) 課題と方法

先に第1章において明らかにしたとおり, 本研究は, まず「入会林野利用の形態が生産様式や社会関係等の変化にともなって変貌する」ということを認識する立

場に立つ。そしてこの「変貌」は, 「解体」→「消滅」, 「解体」→「再編」といった2つのベクトルを含んでいる。そこで, このベクトルの歴史的または現代的・今日的現れはどのようなものであるのかを明らかにし, その意義を考察することを本研究の目的とした。そこで次に, そのようなベクトルを検出する指標とするために「入会権の解体」を批判的に継承して分析装置と



した。但し、本研究では「入会権の解体」のように入会権自体に焦点を当てるものではないので、この点を区別して「入会林野の解体」もしくは「入会林野の解体過程」と表現した。また、本章において「入会林野の分解」という場合は、入会林野の解体過程のなかで、とくに入会林野が再編を伴いながら一部を消滅させたり、数村入会林野が一村単独入会林野になる現象を指して用いている。

本章では、このような分析装置に基づき、本研究の課題の1つとした「入会林野の解体過程に関する歴史的並びに今日的検討」に対応した具体的分析をおこなう。

## (2) 事例研究の対象選択

以上のように、本研究の目的、課題および方法からすれば、その事例対象は基本的には、全国のどのような入会林野をも対象にしうるものである。

しかし、過去になされた多くの事例分析が示すように、ただ単に課題に適した事例であるというだけでなく、調査の進行と成果の観点から、事前にある程度状況が分かること、客観的な事実を示す資料等が存在すること、調査にたいして協力的なことなど、きわめて現実的な視点から対象地は選定される。

こうした実践的な立場から、本研究の第2章で示したような長野県下を対象領域とした。長野県では民有林の13%、約9万2千haが入会林野である。そして、いわゆる近代化法に基づく入会林野整備事業によって、昭和42年度から昭和61年度までに、そのうちの約4万2千haが整備された。つまり、入会の実態例が全国に比して豊富に存在するのである。

さらに、そうした豊富な事例のなかから、事例調査の対象として駒ヶ根市中山区における入会林野を選定した。この入会地では、現時点で「残存している入会林野」と「消滅した入会林野」の、両者の具体例が存在する。

残存するものとしては、直轄利用形態で義務出役の対象となっている人工林が2箇所、契約利用形態の地籍が1箇所である。一方、消滅した入会林野については、複数の地籍について、それぞれその過程が記録として残されている。

ここで、「入会林野の解体過程に関する歴史的並びに今日的検討」という本章の課題は、こうした具体的事例をとおして、この「残存」している入会林野が、「再編」の方向にあるのか、あるいは「消滅」の方向にあるのかを分析することに具体化されるのである。

## 【2】 対象地域の概況と入会林野の特徴

### (1) 長野県駒ヶ根市の概況<sup>(1)</sup>

まず、対象地域の諸特徴を明確にするために、以下に概況を示す。

#### ① 地理的特徴

##### (ア)位置

駒ヶ根市は長野県南部、伊那谷のほぼ中央、北緯35°44'、東経137°56'(市庁)に位置し、北側は宮田村、南側は飯島町に隣接している。また、東側は火山峠を境として伊那市に、伊那山脈を境に長谷村、大鹿村に、折草峠を境にして中川村に隣接し、西側には中央アルプス(木曾山脈)を境に木曾郡大桑村に隣接している。交通は、天竜川に沿って伊那谷を縦貫するJR飯田線と、国道153号線(旧三州街道)が従来からの幹線として機能しており、一方、主要地方道伊那生田飯田線が竜東(天竜川東岸)地帯を走っている。さらに、中央自動車道西宮線が昭和57年11月に前線開通し、駒ヶ根I.C.から首都圏、中京圏への接近が容易になった。

広域圏としては、上伊那郡10市町村で構成される上伊那広域圏と、宮田村、飯島町、中川村によって構成される伊南広域圏とがあり、また、宮田村と駒ヶ根市とでは駒ヶ根都市計画圏が定められている。

##### (イ)地勢

東西25、南北8.5、周囲75.8、総面積165.92kであり、市域のほぼ中央を北から南に流れる天竜川を軸に東西にそれぞれ平坦地、段丘地、丘陵地、山岳地と続く地形をなしている。

竜西地域は、主峰駒ヶ岳をはじめ宝剣岳、空木岳、南駒ヶ岳などの3,000m級の連山が並ぶ中央アルプスの西端から標高950mまでは急峻な山岳地帯をなしている。そこから標高560mまでは、比較的なだらかな平野部を形成しており、その形状は、大田切川、中田切川の扇状地および段丘からなる洪積台地と、大田切川がこの洪積台地を浸食した560~640m間の沖積扇状地、さらに、560~580m間の天竜川の氾濫原とによって形成されている。

竜東地域は、標高560~570mが天竜川の氾濫原で、その段丘上は、約750m付近を境に新宮川および塩田川などの洪積台地が展開し、しかも、北端と南端に山岳部が突出しているため、平坦部はきわめて限定されている。さらに、東端の高鳥谷山、戸倉山、陣馬形山などの標高1500m前後の山岳地帯は、急峻かつ広大に形成され、谷あいとその中に複雑に入り込んでいる。

(ウ)気象

海岸から遠く、木曾山脈と甲斐山脈に挟まれ、太平洋斜面に属し、標高も高い。そのため、気候区は太平洋気候区中央高地の南端部にあたり、内陸性の特性を有す。

年平均気温は10度前後で、降雪が少なく、比較的温和で晴天の日が多い。しかし、気温の日変化、年変化の較差は著しい。

過去10年間の年平均降水量は1700で、日本全体の平均に等しいが、全国的に降水量の少ない長野県平野部にあつては、多雨地域の一つである。

また、日中は典型的な偏南風地域となっている。

② 駒ヶ根市の産業に関する主な指標

本研究では、行政単位としての駒ヶ根市全体の指標を分析することは重要ではないが、調査地のイメージをより鮮明にするため、下記の数値を掲げておく。

(ア)地目別土地面積の推移 (非課税地区を除く)

	田	畑	宅地	山林	原野	その他	総面積
昭和30年	27%	15%	3%	35%	19%	0.5%	72.71km <sup>2</sup>
45	30%	13%	4%	32%	20%	0.3%	61.28km <sup>2</sup>
60	32%	10%	9%	32%	16%	1.6%	56.89km <sup>2</sup>
平成2	32%	10%	10%	31%	15%	2.0%	56.75km <sup>2</sup>

(イ)専業・兼業別農家数の推移

	専業農家	第一種兼業農家	第二種兼業農家	農家総数
昭和30年	27%	49%	24%	3,072戸
45	8%	43%	49%	2,868戸
60	7%	11%	82%	2,559戸
平成2	8%	7%	85%	2,328戸

(ウ)経営耕地面積の推移

	田	畑	樹園地	総面積
昭和30年	67%	19%	14%	2,593ha
45	76%	14%	10%	2,469ha
60	78%	14%	8%	2,065ha
平成2	80%	14%	6%	1,868ha

(エ)業種別工場数 (平成元年)

総事業所数 305社

電気	24	食料	10	精密	10	機械	9	家具	8	金属	8	印刷	6
木材	5	輸送	5	繊維	3	土石	2	その他	10	(%)			

(オ)年間製造品出荷額 (平成元年)

年間総出荷額 13,683千万円

電気	7,688	金属	356	土石	230	木材	164
機械	1,692	食料	312	繊維	215	印刷	112
輸送	1,113	家具	260	精密	171	その他	1,370 (千万円)

(カ)商店数・年間販売額 (昭和63年)

	総店舗数	649店	年間総販売額	5,559,803万円
小売	450	3,132,448		
卸売	83	278,864		
飲食店	116	2,148,491		

(キ)観光地別入込客数 (平成2年)

総数 14,237百人/年；内、駒ヶ根高原40.9%，光前寺36.1%，中央アルプス23%

③ 駒ヶ根市の山林の概況

駒ヶ根市の森林は、森林法第5条に基づく「地域森林計画」の樹立単位として、「長野県伊那谷森林計画区」に属する。

(ア)所有形態別立木地面積および材積<sup>(2)</sup>

	総数	県	市町村	財産区	部落	団体	その他
面積(ha)	9,097	175	1,024	298	677	447	6,476
材積(m <sup>3</sup> )	1,195,105	21,949	115,224	51,368	93,758	38,639	874,167

(イ)属地的指標<sup>(3)</sup>

林野率	山地率	人工林率	保安林率	国有林野率	耕地率	農家林家率
73%	77%	43%	48%	24%	13%	76%

以上の全体的な特徴をひとことで言うならば、いわゆる典型的な中山間地であり、高度成長期および中央道の全線開通の影響から、工業（電気関係事業）と山岳観光にともなう商業（小売業）が目立つ一方、農業では、農地の減少と第二種兼業農家の割合が高まっている、といった関係が見られるということであろう。

④ 駒ヶ根市の構成集落<sup>(4)</sup>

現在駒ヶ根市の行政区画内における明治維新前の旧村として、以下に挙げる集落が存在した。

(ア)天竜川西岸部 (竜西)

赤須6ヶ村：小町屋、市場割、上赤須、南下平、北下平、赤須町（すべて幕府領、松本藩預かり地）

上穂2ヶ村：古科上穂村（幕府領、旗本千村預り所、北部）、上穂村（旗本近藤領、私領、南部）

→明治8年(1875)合併により赤穂村（後に「町」）を形成（現赤穂地区）。

(イ)天竜川東岸部 (竜東)

中沢10ヶ村：吉瀬、永見山、菅沼、下高見（現下割）、上高見（現中割、上割）、中山、大曾倉、中曾倉、本曾倉、原（すべて高遠藩領）

→明治8年合併により中沢村を形成（現中沢地区）。

東伊那5ヶ村：伊那、栗林、火山、塩田、大久保（すべて高遠藩領）

→明治8年合併により伊那村を形成（現東伊那地区）。昭和29年、以上3町村合併により駒ヶ根市成立。

(2) 駒ヶ根市中沢地区の概況

① 地区別人口と世帯数 (平成2年10月1日)<sup>(5)</sup>

駒ヶ根市	総人口	32,771人	総世帯数	9,516戸
中沢地区		3,569人		889戸
割合		10.9%		9.3%

② 経営耕地の地目別面積と割合<sup>(6)</sup>

中沢地区	田	畑	果樹園	桑園	計
面積(a)	28,030	8,409	1,229	1,088	38,676
割合(%)	72.5	21.7	3.2	2.8	
地区割合(%)	18.9	32.0	17.6	25.7	

③ 林野率<sup>(7)</sup>

旧中沢村86% 旧伊那村70% 旧赤穂町63%

④ 駒ヶ根市林野総面積に占める各地区の林野面積の割合<sup>(8)</sup>

旧中沢村49.4% 旧伊那村10.2% 旧赤穂町40.4%

⑤ 保有山林規模別農家数と保有山林面積<sup>(9)</sup>

中沢地区：合計2,113ha（総面積のうちで中沢地区が占める割合は62%）

保有山林 1ha	1~5	5~10	10~20	20~50	50~100
総農家数	無し	未滿			
594(戸)	138	122	216	51	42
割合(%)	23.2	20.5	36.4	8.6	7.1
				3.5	0.7

以上、①~⑤によれば、現中沢地区は、林野面積においては駒ヶ根市竜東の大半（5/6、83%）の山林を占めるわりに人口が駒ヶ根市全体の1割程度と低くなっている。よって、農家が保有する山林では駒ヶ根市の6割を占めるにいたる。一方、経営耕地面積で中沢地区が駒ヶ根市に占める割合は全般に低く、農業的環境が乏しい。

したがって、これらのことから中沢地区は、山林依存度が高く農家林家の割合が大きい、過疎の様相を帯びた地区であり、竜西と比べると、より山村の性格<sup>(10)</sup>が強くあらわれているといえる。

(3) 中沢地区部落有林野の歴史的概況

①現在の林家以外の林業事業体数（旧中沢村）<sup>(11)</sup>

総数54のうち慣行共有総数 6

会社	社寺	共同(個人含む)	各種団体組合	ムラ・旧市区町村	財産区
-	3	2	-	1	-

林家以外の林業事業体数として、慣行共有（いわゆる入会林野）が6団体で、中沢地区では11%を占めている。

こうした、現時点の入会林野の起源はどのようなものであったろうか。

②中沢地区の部落有林野

上記表一に「共有」とあるが、これは、いわゆる土地官民有区分事業において、それ以前の検地帳に「村持」の記載のあることから民有地第二種として承認され、「〇〇村共有」や「〇〇耕地」共有として地券が発行されたことによる。したがって、現在のわれわれが観念する民法上の共有ではなく、この表の部落有林は入会林野であることを示すものである<sup>(12)</sup>。

このように、中沢地区は、入会林野の事例が、山林・原野、単独入会・数村入会、現存・消滅、等の観点からの検討に耐える実態を有している。

また、表3-1でも分かるとおり、こうした中でも、とりわけ山林・原野、単独・数村入会の例が多い中山集落は、本章の課題である「入会林野の解体に関する今日的検討」に関するもっとも適切な事例研究の対象といえる。

表3-1 明治44年中沢地区の入会林野

部 落	地目	反別(町反畝歩)	備 考
吉 瀬	山林	62,8,4,24	吉瀬 共有
	原野	1,3,24	同 上
菅 沼	山林	75,0,0,00	菅沼・永見山 共有
	山林	2,8,3,03	同 上
高 見	山林	236,7,5,15	高見・本曾倉・中曾倉下割共有
	山林	299,2,7,00	同 上
	山林	185,4,3,01	同 上
	山林	2,0,0,00	高見耕地 共有
	山林	90,0,0,00	高見・菅沼・永見山 共有
	山林	90,0,0,00	同 上
上 割	山林	1,1,16	上割耕地 共有
中 山	山林	200,9,3,00	中山・本曾倉・高見・中曾倉下割 共有
	山林	232,7,4,10	同 上
	山林	57,2,0,00	中山 共有
	原野	8,6,00	中山・本曾倉・中曾倉 共有
	原野	5,00	中山上耕地 共有
	原野	1,4,0,00	中山 共有
	原野	1,2,00	同 上
	原野	1,5,00	同 上
大曾倉	山林	8,3,0,04	南福地との共有
	山林	12,4,5,07	北福地との共有
中曾倉	山林	10,5,0,00	宮脇梅蔵外本曾倉・中曾倉下割 共有
	原野	1,4,10	中曾倉 共有
本曾倉	山林	2,0,27	本曾倉 共有
	原野	4,21	同 上
原	山林	3,0,00	原区 共有
	山林	9,4,5,00	同 上
	山林	6,9,1,00	同 上
	山林	2,0,0,00	同 上

原注：台帳面積。小規模のものは除く。

出所：駒ヶ根市史現代編第4章農林業 第5節山林原野の沿革840頁表13「中沢村における部落有林野所有状況（明治44年7月現在）」より作成。

原出典：中沢村役場文書。

史料-1 「山林林草山慣行成績調」

(4) 中沢地区中山区の概況

①立地

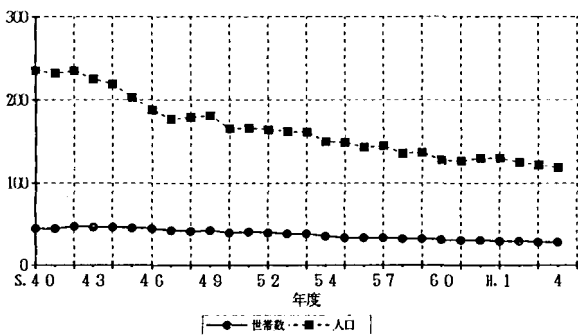
駒ヶ根市竜東方面、南アルプスに連なる伊那山脈の戸倉山(とくらさん、標高1680m)の麓、その登山道の入り口近辺に立地し、現在中心的小部落である上耕地集落と竹の沢集落から構成される。中沢地区の集落の中ではもっとも奥地にあり、大曾倉区とともに駒ヶ根市東部辺地の指定を受けている。

②人口・戸数

平成4年度現在で世帯数28戸、人口119人である。

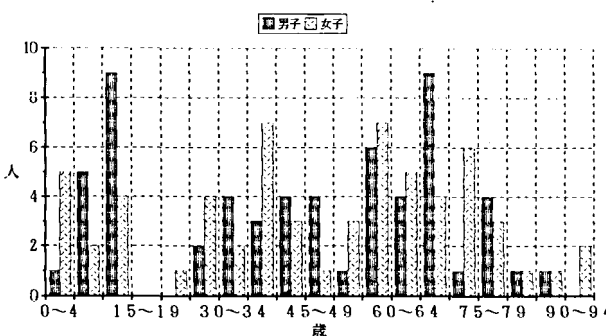
また、図3-1のように近年では人口減少は横這いになっている。

人口構成は、平成2年の時点で図3-2に示したようになっている(65歳以上が全人口の約3割を占める)ので、現在ではより高齢化していることとなるであろう。



(注) 駒ヶ根市企画財政課資料「区別の世帯数と人口(住民基本台帳もとづく)」により作成

図3-1 中山区の人口・戸数の推移



(注) 駒ヶ根市資料「駒ヶ根市の人口」(平成2年国勢調査長野県早期地方集計結果)により作成

図3-2 中山区の人口比率

③入会林野の現況

現在中山区には、以下の入会林野が存在する。

(ア)直轄利用形態の入会林野 約24.5ha

(イ)契約利用形態の入会林野 約24.5ha (森林開発公団との契約)

④中山区入会林野の歴史的特徴—炭焼紛争を例に—

7392番字大洞 伊那郡中沢村の内  
 1 山林反別200町9反3畝歩 地元 中山  
 7393番字大洞 入会 高見,中曾倉下割,本曾倉  
 1 秣山反別232町7反4畝10歩  
 1 此の山の義は、元禄3庚午年検地帳に、4ヶ村入会と記載これあり(中略)高見より米1斗2合7勺9才、本曾倉より米4升9合9勺8才、中曾倉下割より米1升8合3勺6才、何れも地元中山へ、請け取らせ居り候(下略)  
 1 此の山へは、中山耕地は勿論、高見・本曾倉。中曾倉下割いずれも入会薪炭あるいは該山の総収穫を収めることは各平等の権利を有し、自由に仕来たり居り候慣行に御座候。(下略)

原注：中沢中割区有文書。  
 注1：駒ヶ根市史現代編上巻783頁より引用。  
 注2：カタカナ表記等は読みやすく改めた。注3：明治11年。

中山の入会林野において、明治政府の発足および地租改正・官民有地所名称区別事業が契機となった事態について、その顛末がはっきりと理解できるという点で他に類を見ない史料が存在する。また、その記録から、当時の中山入会林野固有の特徴も把握できるので、それを以下に示しておく。

この史料は、当時4ヶ部落(=中山+高見・本曾倉・中曾倉下割)の数村入会地である大洞地籍の山林433町歩に関する、明治16年に生じた「炭焼紛争」についてである。

まず、当時の民法制定をめぐって事前に行われた慣行成績調では、この地籍について史料-1のようであった。つまり、この地籍では、1)中山が納税のとりまとめをしていることから地元中山、他集落が入会方であり、入会権の内容においては、2)物税負担の割合では一括平等とする平等入会ではない差等入会であり、3)実際の使用収益、いわゆる入会稼ぎについては、「薪炭およびその山からの総収穫は平等で、自由である。」と記されているとおり、いわゆる平等入会の古典的共同利用形態である、ということになる。

しかし、史料-2にあるとおり、中山が「中山耕地は往古より旧藩主内藤氏の特許により炭焼し来たりしもの」と主張しているように、藩政時代には、中山産の木炭が御用炭になっていたことからいえば、中山側としては、この「平等」は字義どおりには納得いかなかったのであろう。したがって、この紛争は、後の明治26年の「示談」まで長引くことになる。

この紛争の顛末は、この示談の「契約書」に詳しいので、次に掲げておく。

史料-2 「炭焼示談契約証」

契約書

炭焼事件示談契約証

信濃国上伊那郡中澤村第7392番字大洞

1 山林反別200町9反3畝歩

信濃国上伊那郡中澤村第7393番字大洞

1 山林反別232町2反3畝8歩

持主 中山耕地  
高見耕地  
本曾倉耕地  
中曾倉耕地の内下割

右大洞山2カ所における炭焼き事件につき、今般長野県上伊那郡中沢村の内中山耕地と同県同郡同村の内高見耕地・本曾倉耕地・中曾倉耕地の内下割の3ヶ耕地との間に、明治15年以来、該山炭焼権の有無につき紛争相発し、数年間示談回数試むるも、さらに整結を告ぐるを能わず、互いに権利とする所を主張し、その要領を揚げれば、左に、

1 中山耕地が該山に対し、炭焼の特権なりと主張する要領は、柳も中山耕地は往古より旧藩主内藤氏の特許を得て炭焼仕来たりしものにて、高見外2ヶ耕地、該山においてこれまで炭焼したることなし。故に炭焼権を有するは単に中山に限り然るを、高見耕地外2ヶ耕地は、明治10年上申せし該山に対する慣行成蹟に薪炭株手等の権ある以上は、炭焼権は平等なりしと言ふといえども、その後明治12年6月21日大洞山に対する改正地租を分賦するに当り、共有耕地双方より各総代を出し、従前の納租米の例を廃し、今回の地租金を割賦し、各耕地の負担額を定め、今なおその法に依りて年々地籍元なる中山耕地に受取りたるなり。即ち、その当時の契約書に炭焼は地元限りと明記し、高見外2ヶ耕地より総代として〇〇外7名の記名調印あり。即ち、該山の地元は中山耕地にして他に譲るところ無し。故に、該山の炭焼権は中山耕地限りというにあり。

1 右中山耕地の論旨に対する要領は、中山耕地が旧藩主の特許を得て炭焼権有りと主張するといえども、柳藩主が此の特許を中山耕地に与えたるは、字大洞山に対し許せしものならず、旧村の柄の悪きを以て領内に中山村、大曾倉村に限りこの特許をなせしものならん。その証たるや、我々に対し藩主より大洞山において炭焼停止の命令を下せし書なく、殊に権利同一の山林に対し然るべきはずなし。故に、此の特許有するも旧藩主が布かれし制なれば、維新の改正と共に失消したるものにて、該山に対し我々と権利の平等なるは明らかなり。即ち、明治10年大洞山の慣行成蹟書を調整するに当り、関係耕地より総代者出頭し該山慣例を協議し、薪炭株は従前の通りと明記し、双方異動なく調印し、これを県庁に上申せり。これ即ち、炭焼権利平等たるの証なり。然るを中山耕地全体の責任あるものなりといえども、我々の耕地より〇〇外7名を総代として大洞山の契約をなさしめたる事跡なし。想うに彼らは一己の意見を以て中山耕地と取り結びたる約束ならん。故に3ヶ耕地全体の権利を失脚する

の謂れなし。まさにまた地租分賦云々と主張するとも柳地租分賦法を定めたるは明治15年戸長役場において△△戸長の扱いによりて確定せしものにて定むるに、〇〇等に委任せし事なし。故に、該山に関する契約は、明治10年の慣行書および明治15年戸長の扱いたる地租割賦法により、外三ヶ耕地全体の責任を帯びたるものなし。斯くのごとき理由を以て、大洞山に対する炭焼権は平等なり、というにあり。

右双方の論旨互いに譲る所なく、明治25年に至り一層その度をたかめ終いに訟庭に権利を争うの勢ある折柄、本村□□これが調停を試み、同年8月より種々の考按を具し、双方へ懇篤示談申し入れたるも、その結局を告ぐるを能わず、示談破れんとする折柄、仲裁者より本年11月の初旬上伊那長◎◎殿にその事情を具し、俱に仲裁の労を執られん事を切望せしに、幸いにこれが許諾を得、即ち、▽▽郡書記を派し、さらに中山に就き懇談したる末、関係耕地人民総代を郡衛に招き、郡長より親しく説諭の上、再び▽▽郡書記を派遣せしめ、村長◇◇、仲裁者□□等と協力し、反覆熟談の上、双方の承諾を得、右のごとく示談決定す。

1 炭焼電総数21電

内

11電 中山耕地分とす

9電 高見・本曾倉・中曾倉の内下割分とす

但し、明治10年11月の慣行成蹟書中第2条の炭焼に関する件に限り、自今本契約書を以て有効となす事に決す以下略。

注：中山区有文書（原史料 No. 5）。明治26年。

このように、中山は、中山地元の数村入会地で、地元の特権である炭焼権（差等入会）の単独・排他的継続を求めたのに対し、入会方からは、旧制上の特権であり、新制では無効と主張している点が注目される。いずれにしても、こうした紛争が生じることから見て、中山に炭焼特権があったことは確かであったであろう。

一般に、炭焼は農業的立地条件の悪い山村集落では、家計を支える重要な生活手段であった。しかし、当時の社会状況においてエネルギーとしての木炭需用が高まり、炭焼へ参入するものが増加するようになると、その生産基地が求められるようになる。それゆえ、炭焼をおこなう場を確保するための共同体的行動が生じるのは当然の流れであったといえよう。

したがって、この史料から読みとれることは次のように整理できる。すなわち、(イ)中沢地区の中でも中山は、炭焼を入会慣習とし、それが特権的であったこと、さらに(ロ)外生的要因としての体制の変革と、内生的要因としての生活手段の方策としての炭焼の一般化とが相まって、「藩政時代の特権」という封建的性格を有した中山の炭焼に関する排他的・独占的特権と

しての慣習を、解体・変化させる圧力として作用したこと、の2点である。

こうした特徴を有した中山の入会林野について、その他の場合を含めて、次により詳しく把握してゆくことにする。

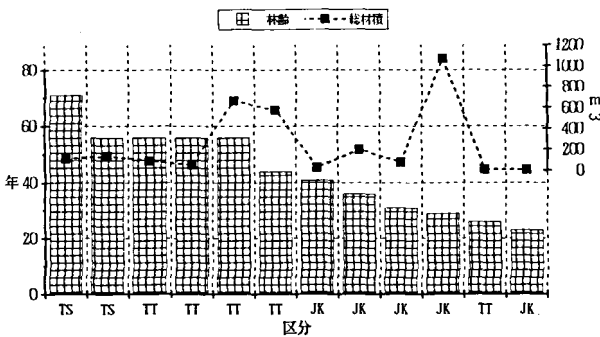
【3】 中山区における入会林野利用の変遷と  
入会林野の解体過程

本章の課題設定に基づき、聞き取り調査、古文書等の史料によって、まず(1)中山の入会林野を①現存するもの(残存入会林野)と②消滅したもの(消滅入会林野)に区分した。次に、(2)それら入会林野の沿革および解体過程について、アンケート調査の結果を含めて、具体的に明らかにする。そして(3)小括する。

(1) 残存入会林野

① 直轄利用形態

中山区の入会林野は、現在、竹の沢(たけのさわ)地籍に約24.5町歩が存在する。所有名義は三名の代表者であるが、完全な部落直轄林で、現在まで義務出役形態での山林管理を行っている。資源状況は、次の図3-3にみられるとおりである。



(注) 駒ヶ根市農林課資料により作成。区分の略号は、それぞれ、  
TS…天然林針葉樹 JK…人工林からまつ  
TT…天然林広葉樹 を表す

図3-3 入会林野林相(竹の沢)

(ア)材積(平成2年度)

人工林からまつ 46% (うち29年生が35%を占める),

天然林針葉樹 8%,

天然林広葉樹 46%

(イ)面積(平成2年度)

人工林からまつ 8.63ha (そのうち要間伐林分面積が約78%の6.69ha),

天然林広葉樹 15.58ha,

天然林針葉樹 0.47ha,

崩壊地 0.1ha

(ウ)管理状況

この他に大洞(おおぼら)地籍に、寺社名義(諏訪社)の中山区直轄林が(客観的な数値は確定できなかったが、長老への聞き取り調査によれば)約9町歩存在する。(齢級構成は竹の沢と同様で、樹種はからまつが大半であるらしい。)

どちらの人工林も区への義務人足(無報酬出役)によって管理され、「竹の沢」、「大洞」とも1人当たり年間1日から2日の人足による間伐、蔓きりを行えばよい程度にまでに維持管理されている。

② 契約利用形態(公団造林地)

さらに、中山区には、上記直轄利用形態の他、契約利用形態として、「竹の沢」に公団分収造林地(昭和41年契約)が24.44haある。

尚、事業請負主体である伊南森林組合への調査によれば、契約内容および植林実績は以下のとおりとなっている。

契約内容:三者契約

土地提供者(土地所有者)…中山区(「中山共有」として銘記)

造林資金出資者(費用負担者)…森林開発公団

事業者(造林者)…伊南森林組合…公団と事業契約を結ぶ

公団は昭和41年から起算して55年間(昭和96年まで、したがって残りは約25年)「中山共有」の土地に地上権を設定する。

植林実績:

昭和41年 からまつ 8.48ha 植栽

昭和42年 からまつ 4.6ha //

あかまつ11.36ha 植栽

昭和43年 あかまつ 8.36ha 植栽

合計 24.44ha:分収歩合:公団が50%,中山が50%

(尚、「大洞」にも公団造林地が約9町歩あることになっているが、これは所有名義が寺社であることを理由として、具体的な数値等は把握し得なかったため、省略する。)

(2) 中山区入会林野の解体過程

ここで、以上の入会林野の解体過程について、中山区の長老への聞き取り調査および中山区有文書等の史料調査をおこなった結果をふまえて、その概要をまとめてここに示しておく。

① 調査結果

本章の課題は、入会林野の解体に関して、その過程を明らかにした上で検討を加えることであった。したがって調査を行うにあたっては、その課題が明確になるようになされねばならない。そこで、整理にあたり、入会林野の解体に関する指標として、(イ)地目(山林、原野)、(ロ)入会の性格(数村入会か単独入会か)、(ハ)共有の主体(より具体的にはどのような集団であるか)を基軸とし、駒ヶ根市博物館保存資料『中澤村村会決議書 明治44年』のうち、「部落有林野整理統一にもとづく調書」の記載事項を基準とした(表3-1、別掲史料-(ア);原史料 No.13)。

また、本研究において使用した史料は、原則として2系統ある。ひとつは、中山区、駒ヶ根市博物館および個人宅に保存されている各種古文書類、そして、中山区の区会(集落の決定機関である総会)の記録帳(大正6年~昭和6年まで、昭和25年~昭和57年まで)である。後者の史料は、駒ヶ根市史作成の際にも使用されなかったものであり、本研究において特別に中山区役員の許可を得て採取した貴重な史料である(章末に別掲史料-(イ)、別掲史料-(ウ)として添付した)。

そこで、このような史料調査の結果を一括してまとめたものが、別掲の表-A と表-B(本章末に添付)である。さらにその内容を、上記(イ)~(ロ)にそって整理したのが、以下のものである。

(ア)主として中山区に保管されている諸古文書を、課題と係わる範囲で収集・整理した。中でも明治期以降の中山区の入会林野の解体過程を知る上で役立つものは、以下のとおりである。(尚、簡明のため地籍・字名は記号化してある。)

表3-2 原史料による中山区の入会地

原史料	明治	史料名	入会地記号				
			数村入会				
			原野				山林
	G1	G2	G3	G4	S1		
No 1	12年	「大洞谷炭焼税」					○
No 2	12	「大洞谷共有山規約書」					○
No 3	15	「山林共有規約書」		○			○
No 4	23	「山法規約書」					○
No 5	26	「炭焼事件示談契約書」					○
No 6	34	「造林契約書」					○
No 7	34	「大洞山法規約」総則					○
No 8	34	「大洞共有山諸稼登記簿」					○
No 9	38	「中山入会山契約書」	○	○	○		
No 10	38	「約定書」					
No 11	44	「大林原野管理状態」	○				

注：○印は、その入会地に関する記載があることを示す。中山区保存史料。

(イ)中山区の集会の記録を整理したものが、下表である。

表3-3 入会地の解体過程(原野)

地目	原野	
入会の性格	数村入会地	単独入会地
共有の主体	3ヶ部落	中山
字名	大林	竹の沢入
年度	入会地記号G 1	入会地記号G 5
大正2年	利用の規制 炭焼を停止	利用の規制 炭焼を停止
3	立木の一部を競売に付す	立木一部を競売に付す
5	ほか2ヶ区の入会権解除契約	炭木を売却する
6	部落有林野整理のため利用を規制	部落有林野整理のため利用を規制
9		一ヶ所を競売に付し、 区の電灯費に充当
10		入会慣行の変更確認
11		植林地の手入れ (希望人足にて)
13	所有の変更： 各個人(戸)へ分割する	個人有名義(代表者)に移転登記
14	利用の規制	利用の規制
現在	消滅	消滅

注：中山区有文書「中山協議録」より作成(史料-(イ)、(ウ)、原史料 No.14,15)。尚、入会地記号は、表3-2と連続・共有している。

表3-4 入会地の解体過程(山林)

地目	山林	
入会の性格	数村入会地	単独入会地
共有の主体	6ヶ部落	中山
字名	大洞	竹の沢
年度	入会地記号S 1	入会地記号S 2
大正8年		利用の規制： 東部を森林地域 西部を農用地域とする
大正13年	所有の変更：共有を解除して、60町歩を村へ提供	
昭和35年		区内の舗装道路敷設のため立木を売却する
36		伐採跡地約30町歩内の一部を自力造林
現在	一部残存	残存

注：中山区有文書。

次に、こうした調査結果から、本章の課題に接近していく。

② 「原野・数村入会地」の解体過程

(ア) 3部落共有(地元中山), 大林・・・[表3-2, 表3-3, 入会地記号G1参照]

「明治44年 大林原野管理状態」(史料-3)にあるとおり、明治16年に個人名義の土地に中山を地元とした入会慣行が存在した(いわゆる地役の性質を有する入会権付きの入会地)のを、金銭の支払いによってこの個人名義を変更した。ここに、貨幣を媒介とした入会林野の使用と名義・権利の確定との関係がみられる。

史料-3 「大林原野管理状態報告書」

中山区, 中曾倉区, 本曾倉区共有  
8297番 字大林 原野  
8298番 字大林 原野  
右2筆の管理状態  
該原野は3区の共有地の名義なるも、往古は〇〇, △△の個人有の名義にして、右3区の入会地なり。しかして、該山につき、その所得権を異にするの別あり。中山区にては、薪炭, 用材, 養草の自由の権あり。外2ヶ区の中曾倉区, 本曾倉区においては炭焼の権なく、薪は伐用するも馬付き限りにて伐倒するは能わず。また、養草を取得するも、苜蓿刈りは中山区にて明け山せし翌日より、夏草刈りは中山区にては立秋前3日より明け山し、中曾倉区, 本曾倉区にては立秋後2日目より入山することが慣行にあり。しこうして、さる明治16年に至り、地主と入会権者と協議の結果、個人有の名義を矯正し、3ヶ区の共有地と定め、明治24年に至り、漸く名義の訂正登記簿となれり。然るといへども、従前どおり中山区にて該山に係る公村税および諸費用として、中曾倉区, 本曾倉区より、金40銭を徴収し、および中山区にては金20銭5厘を出し、故に地主〇〇, △△の2人へ支払い、共有所得等の権利は習慣どおり応行するものなり。右のとおり管理状態の報告を3区の代表者を以て、ここに作成し、本日届け出をなす。下略。  
明治44年8月  
代表者名 捺印

注：中山区有文書(原史料 No.11)。表記は読みやすいように改めた。

その後、大正2年まで炭焼き利用(貨幣経済対応利用)が行われていたが、大正5年には、中山が金銭を支払うことで他の2区(入会方)の入会解除契約を行った(表3-3, 史料-(イ))。

これらは、入会林野が「数村入会」から「一村単独入会」へと解体過程をたどるうえで貨幣が媒介されたという事実を示している。さらにこの入会地は、大正13年に個人に分割され、入会規制がおよばなくなる。したがって、この入会林野は消滅した(表3-3参

照)。

(イ)中山他部落へ入会, 落合入の内の3ヶ所・・・[表3-2 入会地記号G2参照]

(ア)で述べたことと同様のことは、この地籍でも起きている。すなわち、明治15年「山林共有契約書」では「利用は慣例どおり」(史料-4)なのが、明治38年「約定書」では「使用料を支払うこと」(史料-5)と変化している。

史料-4 「山林共有契約書」

1 高見共有山の落合入のうち、字、荆、焼刈、菅の沢の3カ所は、示談の上享保11年以来所得者の権限を致させたる処、今回荆山境界云々に因りて、この双方が示談を遂げ、境界を左の如くす。

略

1 前記の通り荆、焼刈、菅の沢の3カ所とも、所得品を得るは、従前の慣例どおりの事。

略

明治15年1月10日

署名 捺印

注：中山区有文書(原史料 No.3)。表記は改めた。下線は中川による。

史料-5 「約定書」

略

第2条

1 中山区は、使用料額を地租百分の二ヶ半に付き、玄米5升を標準と定め、年々12月20日を限りとし、共有地元高見中割区長へ支払うものとす。使用料の有効期限は、1期10ヶ年と定めて改正するものとす。改正期に至り使用料を定むるは、改正初年の地租による。

略

第5条

1 中山区は、荆、焼刈、菅の沢の3カ所に対し、別添えの境界書および図面に定むる境界線を確守し、決して境界を犯さざる事。もし、境界を犯したるものは、違約金として5円以上20円以内の違約金を徴収するものとす。もし、徴収に應ぜざるものは、1ヶ年以上5ヶ年以内の使用権を停止するものとす。

略

上伊那郡中澤村高見中割

明治38年10月25日 共有者総代 署名・捺印

注：中山区有文書(原史料 No.10)。表記は改めた。下線は中川による。

(ウ)中山の他村への入会, 落合入の内、荆(ばら)・・・[表3-2 整理記号G2参照]

大正9年まで、中山区の直轄によって、夏草用草を入札に付していた。これは、中山区にとっては、明らかに貨幣経済利用目的の利用形態である。

しかし、大正11年に入会地元の5ヶ区にたいして、分割の申し入れを行うこととした。この件に関しては、



この史料中に以後記述が見られないので、中山名義となったかは定かではないが、分割が行われたか、あるいは入会権が解除となったものと推測するに難くない。つまり、「数村入会」から「一村単独入会」への入会権の解体過程がみられる(史料-6, 表-A・B, 史料-(イ), 原史料 No.14)。

史料-6 「中山協議録」

大正2年	荆山, 夏草刈りを入札, 金6円35銭にて○○に売り渡し候。
大正3年	荆山, 夏草刈り入札に付し, 金5円2銭にて△△殿に落札す。
大正5年	荆山, 夏草刈り入札付し, 代金3円5銭にて□□君へ売却。
大正7年	荆山, 養草を競売に付す。金3円にて◎◎高札により落札をなす。
大正8年	荆山の原を入札にて▽▽に売り渡す。この代金3円50銭なり。
大正9年	荆山用草の入札をなす。落札◇◇氏。代金3円50銭なり。
大正11年	荆山名義変更引き受けの件, 荆山の件は, 明日直ちに5ヶ区の事務所に向かい, 該山を分割し, 一部を中山共有の名義に帰する様申し込むことに決す。

注：中山区有文書(表-B, 史料-(イ), 原史料 No.14), 関係箇所摘要。

こうした入会地の分割の意向は、中山区直轄による入札という利用形態および入会地元との各種約束の存在からすれば、内部論理からの必要性・動機があったとは考えにくい。すなわち、他の外的圧力によって、こうした入会地分割への動機が高まったと見るべきである。

一方、この協議録中には、「大正5年 今回公有林野の整理に関し、委員を置き…」、「大正12年 …統一整理に付き、名義を移す箇所を決める件」等、前後にいくつか「整理事業」に関する件が議事となっている(史料-(イ))。つまり、この場合の大正11年の申し入れの件も、この流れの中にあると考えられる。

したがって、いわゆる「公有林野の整理統一事業」が、この当時の入会地分解への外的解体圧力として作用したことが分かる。

「原野・単独入会地」の解体過程

(ア)竹の沢入…… [表3-3, 入会地記号G5参照]

大正2年まで炭焼き利用されていたが、やがて、立木の売却や植林等が行われるようになった。その後、部落有林野対策として個人名義に変更され(形式的に部落有林ではなくするためであるから、おそらく代表者名義になったと考えられる)、さらに個人へ分割さ

れた。したがって、この入会林野は消滅した(史料-(イ))。

(イ)下二越(しもふたごえ)… [別掲表-B, 入会地記号G6参照]

ここは、記載のある史料が他にはみあたらず、経過の詳細は不明ではあるが、大正13年に売却されたことは確認のできる事実である(史料-(イ))。つまり、入会林野の消滅が示されている。

「原野・その他の入会地」の解体過程 [表3-2, 入会地記号G2, G3, G4]

これらの入会地は「小共有入会」とでも呼ぶべき型態である。すなわち、中山という集落を構成しているさらに小さな単位の集落、いわゆる小部落の入会地である。

史料-7 「中山 入会山 契約書 私有 ウツシ」

今回中山区における左記3条に記載する入会原野および共有土地に対する争議に関し、区民相互間に紛々を生じ、その局面穏やかならず、区長および代理者の辞職となり、自治機関の息止まるをきたしたるにより、中澤村会は、これを黙許するに忍びず。明治38年12月18日、村会は仲裁を誠にして、この紛憂を解決せんとするの決議をなし、委員選定したり。村長○○、委員△△、同□□の仲裁判断に従い、区民一同は、以下3項の規定を遵守し、永久に相い犯さざる事を盟い、今回の紛憂を解決せり。

第1条

中澤村7666番=号字竹の沢の原野、1町4反歩の原野は、区民の内25人より、他の13人に対し、金210円を明治38年より同40年に渉る3年の年賦出金をなし、土地台帳名義を25人共有と訂正し、併せてその手続きおよび費用は、悉く皆25人において負担するものとする。

第2条

地番(略)	字 下垣外	宅地	1畝歩
地番	前ヶ入	原野	5反歩
地番	東ノ入	原野	3反歩
地番	松原	原野	8畝歩
地番	松原	原野	4畝5歩
地番	大平川端	原野	20歩
地番	ヒジリクボ	原野	2畝歩
地番	トヨクボ	原野	2反歩

右の土地は、中山区内、上耕地22人より、竹の沢16人へ金16円を提出し、この土地台帳名義を中山上耕地共有と訂正し、併せてその手続き費用および費用は悉く皆上耕地が負担したるものとする。

略

明治38年12月24日

区長一同 記名・捺印

略

注：中山区有文書(原史料 No.9)。表記は改めた。

⑤ 「山林・数村入会」の解体過程

(ア)6ヶ部落共有(地元中山),大洞…[表3-4,入会地記号S1参照]

別掲表-Aによれば,明治時代は,主として「大洞」での炭焼きをめぐる権利関係についての問題が多く生じていたといえる。

この「大洞」は,高遠藩の藩主内藤氏に,中山は租税としての米を納めるのが困難な立地であるため炭でそれをおさめよという理由で与えられたといわれている。そして,この中山の炭焼き特権つきで,中山を入会地元とする6ヶ部落の「数村入会地」として存在した林野である(前掲史料-1参照)。

この入会地では,大正末期の「部落有林野統一」の際に共有を解除して中山分とした60町歩を,そのまま中沢村の基本財産として提供した(表-B,別掲史料-(ア),(イ)参照)。

その後,木材統制法の施行を契機に特権解除を条件に18町歩返還された<sup>(13)</sup>。

このとき,再び中沢村の財産にされるのを防止することを目的に「寺社主義」にしたとされる。

この入会地では,明治12年にはすでに炭焼竈(かま)の使用料の規定が設けられ,さらに,入会部落間の山手米の分担割合が規制されている(史料-8,9)。

史料-8 「大洞谷炭焼税 入会山炭焼規定記」

明治12年 卯年 3月日  
 大洞谷炭焼税  
 入会山炭焼規定記  
 1 炭釜1口持ちの税 金50銭 村へ出金のこと  
 1 炭釜2口持ちの税 金1円50銭 同断  
 1 炭釜3口持ちの税 金3円 同断  
 右のとおり,儀堅く定め仕まつり候処, …略…  
 注:中山区有文書(原史料 No.1)。表記は改めた。

史料-9 「大洞谷共有山契約書」

大洞山契約書  
 1 境界 日向は…略,日陰は…略  
 1 米 3升 中山耕地  
 金 73円15銭4厘  
 略  
 1 米 2升4合8勺8撮 高見耕地  
 金 176円50銭  
 略  
 1 米 3升2合3勺中曾倉耕地  
 金 85円82銭  
 略  
 1 該山に関する施行は,総て従前の慣例どおりの事  
 略  
 明治12年6月26日  
 署名・捺印  
 注:中山区有文書(原史料 No.2)。表記は改めた。

史料-10 「大洞谷山法規約書」

字大洞谷山法規約書  
 7302番 字大洞  
 1 山林200町9反3畝歩 中山・高見・本曾倉・下中曾倉 共有  
 地価金 164円77銭  
 地租金 4円11銭9厘  
 7303番 字大洞 右同 共有  
 1 山林 232町7反4畝10歩  
 地価金 191円27銭  
 地租金 4円78銭2厘  
 1 前記の地所は,往古より共有者において該山に係わる所得を自由仕来たり候ところ,近来共有者にこれ無き者が累々入り込み稼業を営む者これ有り。また,共有者においても雑木・肥料等を他へ輸出する者これ有るにつき,今般共有者一同協議の上,左のとおり該山に関する諸規則を設け,後来,互いに厳重に履行するものとす。もし,違反に渉る者有るときはそれぞれ罪法に行うものとす。  
 第1条  
 雑木諸道具伐木等の義は,自分使用の限り共有内たりとも決して売木することを禁ず。  
 但し,規則を犯し,猥りに他へ出木する者有るときは,荷物を取り上げのうえ,1円以上3円以下の罪法に行うものとす。  
 第2条  
 鍛冶炭焼の義は,共有者限り。稼業を営む者は,1人別1ヶ年山税として金10銭を徴収するものとす。  
 但し,規則を犯し,他人を雇い入れ稼業を行うもの有るときは,金15銭以上30銭以下の罪法に行うものとす。  
 第3条 諸木板等の義 略  
 第4条 夏草刈りの義 略  
 第5条 葛の葉取りの義 略  
 第6条 石灰焼き雑木の義  
 第7条 略  
 右のとおり規約候上は,堅く相守るべき事  
 明治23年5月8日  
 署名・捺印  
 注:中山区有文書(原史料 No.4)。表記は改めた。

史料-11 「大洞山法規約総則」

大洞山法規約  
 山法規約総則  
 長野県上伊那郡中澤村7302番字大洞  
 略  
 第2条 共有者たるものは,土地台帳記載の部落において,共有山租を納める者に限る。  
 第3条 共有者は,中山・高見中割・下割・上割および中曾倉下割区の6ヶ区に限る。  
 略  
 第5条 該山に対する地租諸入費,その所得の賦課法は,明治12年契約書によるものとす。  
 第6条 共有たりといえども,他へ移住または全戸出寄留の者は入会することを得ず。尤も,出寄留中,他より

その戸へ借宅をなし、土地の農業を営むものは、借宅中入会することを得る。もし、他より本籍を携え、移転者これ有るときは1戸を占め、その区民となり、その共有権を請求する場合に至りては加入金として、金10円1時金を差し出さしめ、以て義務を負わさしむ。

略

第14条 本山に係る所得品に付き、山稼ぎをなさんとする者は総て、共有事務所へ入山許可の手形証をもらい、直ちに手形料を納め、事務所幹事は登記簿を製し置き、記載済みの上、手形証と割り印し交付するものとす。

第15条 山稼ぎ収穫左のごとし。

鋤柄取り	手形料	一期分	金2円
下駄木取り	同		金3円
鍛冶炭焼	同		金3円
白木取り	同		金50銭

右の外、稼ぎに付き入山することを得ず。

後略

明治34年 5月  
共有総代署名・捺印

注：中山区有文書（原史料 No.7）。表記は改めた。

史料-12 大洞共有山諸稼ぎ登記簿

明治34年11月日

字大洞共有山諸稼ぎ登記簿 中山事務所

1 下駄木取営業届け 中澤村高見上割区

〇〇（個人名）

右届け出候に付き、営業手形34年11月27日下付け候なり。すなわちこれ金3円受取

以下略

注：中山区有文書（原史料 No.8）。表記は改めた。

その後、入会権者以外のものが入山して稼ぎをするので、規制が設けられる（史料-10）。また、それ以後、その規制がより洗練された形になっていく（史料-11）。とくに、「稼ぎ」に付いては、手形を発行して、完全に権利者と非権利者を識別するようになっている。その稼ぎの例は、史料-12のとおりである。

こうしたことのその背景には、納税が金納に換えられたこと（明治15年「山林共有契約書」）、また当時としては木炭生産の利益率が高かったということも重要な点であろう。

また、明治15年には「山林共有契約書」にて、地券面に共有者すなわち入会主体の各部落名を記入することが取り決められている。つまり、この時代において、この中沢地区では、権利の確立を書面にて表現しようという意識が存在する一方において、その効力は実体的には弱かったといえる。

したがって、この明治期においては、権利関係の近代化と貨幣経済的山林利用の浸透にともなう従来の慣

行の変化との拮抗関係が看取されるのである。

そして、結局この大洞は共有を解除の上、「中澤村基本財産」として中山区によって60町歩の山林が提供される事になる。しかし、利用については提供部落の特権が認められていたので（別掲史料-（ア）参照）、新たに地役の性質を有する入会権が設定された事に等しく、入会林野が消滅したとはいえない<sup>(14)</sup>。つまり、事実上は「中山地元数村入会林野」から「中山単独入会林野」へ入会林野が分解した、ということを示している。このことは、入会林野の解体過程の視点から見れば、「行政村の形成と公有林整備」という法制度を媒介として入会林野が分解・規模の縮小が起きたことを示すもの以外のなにものでもない。

以上、このように、大洞の入会地は、一方に夏草刈りのような自給目的の利用を含み、他方において炭焼等の「山稼ぎ」という貨幣経済的利用を、その内部において経過させながら、それ自体の衰退と外部からの制度圧力を契機として分解する、という入会林野の解体過程をたどった。また、その後、多くの面積において地役の性質を有する入会林野を消滅させ、その補償として共有の性質を有する入会林野を、一部返還という形で得た。そして、さらにそれを直轄利用、契約利用に再編して今日に至っているのである。

以上の経過を、模式的に示したものが図3-4である。

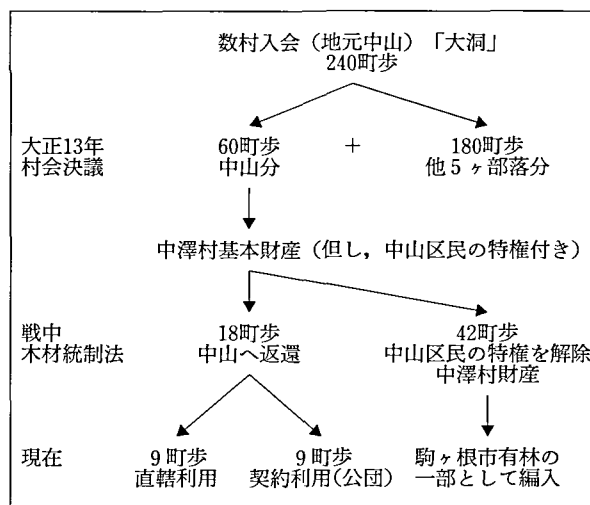


図3-4 入会林野の解体過程（数村入会地）

⑥ 「山林・単独入会地」の解体過程

(ア)中山共有、竹の沢… [表3-4, 入会地記号S2]

別掲表-Bによれば、昭和期における中山の主たる山林利用は、その記事として顕れてくる回数から見て、この「竹の沢」が中心となっていく様子がよくわかる。

この「竹の沢」は、大正末期にひのき、からまつを

3町歩植林した以外、ほとんど約50町歩全部があまつ・ならを主とする雑木林で、冬季には入札によって炭焼きをさせた。また、炭焼きが盛んな時期には、個人を持ち山が少ない家の2~3戸を組にして貸付けたこともある。これらの収益は、区(集落全体)の共益費の6割に充てることができた。

戦後、ガス・電気等の普及という、いわゆるエネルギー革命により、木炭の利用価値が低下した。このため、昭和36年頃には、木炭1俵は1200円で、1人1日2~2.5俵を売るのが精いっぱいであった(したがって、1日2400円から3000円の収入)。

これに対し、この年の「36年災害(台風の影響による中沢地区落合を中心とする大規模な地滑り及び水害)」の復旧作業のための日雇い作業員の日当が4000円程であった。このため、これをきっかけに急速に木炭生産が廃れてゆき、林野利用上では植栽・育林が指向されることになっていった。

この昭和35年当時、中山区で各戸の木戸先までの舗装道を作る計画が持ち上がり、「竹の沢」の約30町歩の雑木を売払ってその費用にあてた(残りの17町歩は崩壊防止のため雑木林のままにされた)。その伐跡地に義務人足(出役)でからまつを約6町歩ほど植栽した。

その後10年ほど管理を続けたが、義務人足にでる人が集まらなくなったのと、植栽・手入れ等にまとまった経費が必要になった。そこで伊南森林組合に相談したところ、公団造林をいれることによって、そこから森林組合へと渡された保証金(造林資金の一部)を、過去10年にさかのぼり、その10年の間、中山が森林組合の代わりに作業を行ったこととして、17万円が支払われる段取りとなった。そのために、伐跡植栽地のうち約25町歩を公団契約した。

したがって、大正末期の植栽地約3町歩と伐跡公団造林地の残約5町歩、崩壊防止の雑木林約17町歩をあわせたものが、現在の「竹の沢」直轄林となっている(以上の面積、樹種等は、駒ヶ根市農林課資料および伊南森林組合資料とも整合する)。

以上から、この「竹の沢」という入会林野の解体過程における基本的なベクトルは、「解体→消滅」ではなく、利用形態における「解体→再編」であったことがわかる。

以上、中山単独入会地(竹の沢)の解体過程は模式的に、図3-5のようになる。

ところで、この入会地では、以上のような入会林野の解体過程において、特に昭和35年の区の共益のため

の約30町歩の伐採と植林(すなわち、資本と労働の投下)という劇的な入会林野の解体契機を経た。しかし、それにもかかわらず、こんにちまで入会林野が消滅するにいたっていないこと理由は、どのようなものが考えられるであろうか。

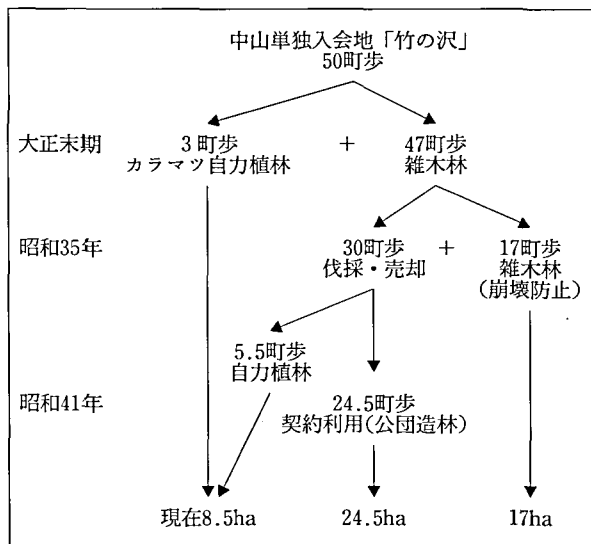


図3-5 入会林野の解体過程(単独入会地)

一般に、現在の労働集約型の育林施業体系および木材市場の現況のもとでは、植林の規模が大きくなって人工林化がすすめばすすむほど、その人員および資材等の生産手段に係る資本の前貸し部分が增大する。これが、入会林野において行われれば、入会林野の使用主体である部落住民の負担は必然的に増大することになる。そして、それが何らの規制も無しに行われ続ければ、いつかはその負担に耐えられない状況が訪れることは想像に難くない。

しかし、ある場合には、事態は異なった展開をするのであろう。それは、入会林野の人工林化に係わった資本の負担が、負担可能な範囲に規制されることである。

中山区の入会地が今日まで消滅することなく残存していることの、主な理由として考えられることは、立地の問題であろう。すなわち、この入会地の解体過程において、林業経営目的の植林に適した箇所は、公団造林の契約をしている。したがって、残されたのは、崩壊防止のための広葉樹林が残されているような箇所である。つまり、他の中山の入会地に比べてより奥地的であり、植林による林業経営目的としての立地条件は悪いといえる。

しかし、この条件の悪さこそが、中山区におけるこの共有の性質を有する入会地「竹の沢」への規制として作用し、植林の速度をゆっくりにしたと考えられるのである。そして、そのように植林の規模が押さえら

れることにより、慣習上の義務出役が無理なく可能となる範囲に留められ、したがって、必要とする労働も規制されるような資源状況が形成されたと考えられる。よって、「竹の沢」入会地は消滅することなく現在まで維持・管理することができたのである。

こうした因果関係の実証のための定量的な把握は、現時点では不可能である。しかし、定性的観点からすれば、資源の造成規模・内容を決する入会慣習が、その入会慣習を継続できる範囲に止まるように、その資源の造成規模・内容を支配し、状況に応じて再編し続けていると見ることができる。あるいは、むしろ、そのような機構を本質的に内蔵しているものを入会林野と呼ぶべきであろう。

このような点で、現時点の中山区の入会林野は、入会慣習が存続する限り、林野資源管理上すぐれた機構であるといえることになるであろう。

したがって、これと同じ理由により、今日の林業をめぐる状況が低位に保たれているという構造的条件のもとでは、経済的環境の変化との関係から入会林野の「解体→消滅」ベクトルを検出することは困難である。

一方、入会林野を「入会」たらしめている根本は、その対象に対する利用・管理等に関する慣習による規制の存在である。そして、この慣習は、決して機械論的な装置ではなく、あくまで生きた人間によって構成されるものである。つまり、この慣習を構成するのは、この慣習の主体であり同時に客体である集落の住民である。

したがって、この中山区の共有の性質を有する入会権に基づく入会林野は、今後、「解体→消滅」のベクトルを有するのかどうかは、まさに今日の中山の慣習の主体であり、客体である住民の考え方のなかに見いだすほかはない。

そこで本研究では、中山区の入会権者に対して、アンケート調査を行った。

⑦ 中山区の入会林野に関するアンケート調査結果  
平成5年(1993)に中山区の入会林野に関するアンケート調査を行った。

(ア)アンケート調査の概要

対象は、中山区の各戸(入会権者)である。以下、その結果等を示す。

まず、中山の区会にて代表者に配布してもらい、その後、中川が各戸へ回収に回った。尚、全戸28戸のうち入会権利世帯は25戸である。そのうち20戸より回答を得た(残り5戸は、調査当時、不在、喪中、病人等による)。

表3-5 中山区のアンケート調査(回答者)

世帯番号	続柄	年齢	世帯番号	続柄	年齢
No.1	世帯主	75歳以上	No.10 a	世帯主	55~64
No.2	世帯主父	65~74	b	世帯主跡取り	35歳以下
No.3	世帯主	同上	No.11	世帯主	55~64
No.4	世帯主跡取り	35~44	No.12	世帯主	75歳以上
No.5 a	世帯主	55~64	No.13	世帯主	65~74
b	世帯主妻	同上	No.14	世帯主	55~64
No.6	世帯主	同上	No.15 a	世帯主	35歳以下
No.7 a	世帯主	45~54	b	世帯主父	65~74
b	世帯主妻	35~44	No.16	世帯主跡取り	35歳以下
c	世帯主父	75歳以上	No.17	世帯主	55~64
d	世帯主母	同上	No.18	世帯主	65~74
e	世帯主跡取り	35歳以下	No.19	世帯主	45~54
No.8	世帯主	55~64	No.20	世帯主	45~54
No.9 a	世帯主	65~74			
b	世帯主父	35~44			

注：1993年7月実施。また、アンケートの項目は、事前調査および聞き取り調査、史料調査により、概況の把握を行った後に作成した。また、各世帯の中で家族の他の意見が記入されている場合も含めた。

表3-6 アンケート調査の設問と回答

- A 竹の沢の共有山へはどの程度足を運ぶか。
- A-1 区人足の召集があったときだけ。
- A-1-1 義務だから  
No.1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9 a, 10, 11, 12, 13, 14, 15 a, 16, 17, 19, 20
- A-2 区人足の召集がなくとも時々足を運ぶ
- A-2-1 山菜や茸を採るため  
No.7 a, 7 c
- A-2-2 散歩をするため  
No.7 b, 7 e, 9 b
- A-2-3 様子を見回るため  
No.18
- 
- B 現在、中山が竹の沢のような共有(区有)林を持っていることについてどのような考えを持っているか。
- B-1 現在は現金収入につながらなくても将来にはきつと役に立つときがくるので、共有林があるのは良いことだ。  
No.1, 2, 3, 5 b, 6, 8, 10, 11, 12, 13, 14, 15b, 16, 17, 18, 19
- B-2 今現金収入に結びつかないのだから、共有林には意味がない。  
No.7
- B-3 共有林があるのは良いことだが、区人足で手入れをするのは止めたほうがよい。  
No.1, 2, 7
- B-4 共有林があるのは良いことであるし、皆のための山なのだから従来どおりに区人足で手入れを続けるべきだ。  
No.3, 4, 5 a, 6, 8, 9, 10, 11, 12, 14, 15 b, 16, 18, 19
- 
- C 竹の沢の共有山は、今後どのように利用・運営されていったら良いと思うか。
- C-1 中山在住の戸数均等割りにして、各戸の自由利用とし、区が利用料を徴収するのがよい。  
No.6, 14, 18
- C-2 山林経営意欲のある人に中山区の住民であるかを問わずに賃貸するのがよい。  
No.7
- C-3 区費を各戸より徴収して、森林組合にまかせるのがよい。

No.1, 19

C-4 共有山のままで残したいが、人が集まらないので、区人足は止めて、区の中で山に詳しい人たちに全面的にまかせるのがよい。

No.2, 7 a

C-5 現在のような区人足を続け、全面的に人工林にするのがよい。

No.5 a, 5 b, 12

C-6 現在のような区人足での手入れを続けるべきだが植林はあまりしないのがよい。

No.3, 4, 9 b, 10, 11, 13, 14, 16, 17, 18

C-7 森林公園などにして市に賃貸するのがよい。

No.1, 7 c, 7 d, 7 e

C-8 リゾート会社に娯楽用施設として賃貸するのがよい。

No.7 b

C-9 オート・キャンプ場にして区で経営するのがよい。

No.4

## D その他

No.2 : 木の無い山は、羽のない鶏と同じ。

No.9 b : 木の大きくなるのを見るのは楽しいものです。

No.11 : 林道が共有林まであれば、山の利用もいろいろと考えられるが。

No.12 : 分割すると権利を失うものが出るので、共有のままがよい。

No.15 b : 私は冬山にて狩をしますので入山します。家の山を問わず、木々の生育は楽しいもの。

注：現在の中山の「区有林」は明らかに入会権に基づく入会林野であるが、この地域では、従来より「共有林」または「区有林」と呼び慣わしているため、本アンケートにおいても、その呼称を用いた。

表3-7 回答者の年齢別構成比

階層	人数	構成比
75歳以上	3 (+1)	12.5%
65~74	6	25.0
55~64	7 (+1)	29.2
45~54	3	12.5
35~44	2 (+1)	8.3
35歳以下	4 (+1)	16.7
合計	24 (+4)人	

注：アンケート調査結果より。( )内は女性、割合では女性の人数は除いて算出。

以上、表3-7による年齢別構成比を参考としながら、表3-6の内容を詳しく見てゆくことにする。

まず、表3-7設問Aについてみると、No.18は、長年にわたり区の山林委員をつとめた関係から、現在も義務出役の区人足以外に該山へ入山する。No.7の世帯は、地元で茸の生産・販売をやっている関係上、時折山を見て回る。

そのような例外を除いて、全ての回答者が「義務」として、入会林へ入山していることが分かる。これは、この中山区における入会慣習が、まさに「生ける法」の如く働いているものといえる。

設問Bでは、回答がB-1とB-4に集中した。つまり、中山区の多数・代表的見解と見なすことができる。

「今現金収入に結びつかないのだから、共有林には意

味がない」という回答肢を選択したのは1戸のみで、他の20戸は理由はどうであれ「共有林があるのはよいことだ」と答えている。また、そのうちの16戸は、その理由として、「現在は現金収入につながらなくても、将来にはきっと役に立つときがくるので」を選択した。

この回答によれば、まさに中山の区有林の存在意義は「みんな」のためであることにある。それゆえに、何時の将来かは不明ではあるが、やがて「みんな」にとって役に立つときがくるまで、「みんな」で、すなわち区人足で手入れを続けよう、ということである。

このような結果となったのは、先述の内容を総合して鑑みるに、その背景として昭和35年以降の経験が、中山区民の記憶において、重きをなしているからであるといえよう。いずれにしても、住民の現存する入会林野への期待感が存在するのは間違いないといえる。

しかし、ここで見逃してはならない点は、B-1の回答者と比較して、B-4の回答には、55歳以上の回答者が数名、このB-4を選択していない点である。中山区において高齢者ほど、生活上の山林との関わりが深かった事から言えば、一見奇妙な回答結果にみえる。

この点に関し、聞取調査をふまえると、そこには、以下のような考えが存在した。すなわち、自分たち(高齢者)は、生活の必要から、子供の時分より山を利用し、山に入った。しかし、現在は、山で暮らす事はほとんど不可能であり、また、必ずしも今の若い衆がそのような意識をもって人足に依拠しているわけでもない。それどころか、ますます山から離れていく現状においては、区の義務出役のようなやり方を何時までも続けるわけにはいかないであろう、ということである。

このような考えについて、次の設問Cの回答結果を見るとさらによく分かる。

設問Cは、通常抱いている気持ちや考えが表れやすい、「将来どうすべきか」について尋ねたものである。

回答結果をみれば、やはりC-6のような代表的・多数の見解はある。しかし、一方では、このほかの場合の回答総計の方が多くなっている。また、この代表的・多数意見と見なすことのできるC-6では、設問Bの回答の流れを受けた「区人足の継続」を含めてあるが、「植林はあまりしない方がよい」という点で、全面的な賛成とはなっていない。これは、つまり「植林」という語が、単なる言葉としてではなく、林業上の作業過程である伐開、地ならし、植栽、夏草刈り、枝打ち、蔓きり、除伐、間伐、等の具体的な労働イメージとして作用し、そのように受け止められたことを意味していると考えられる。したがって、中山区民の、

総論賛成・各論反対的な考えがここに伺えるといえよう。

したがって、以上にみられるような、現存する中山区の入会林野の解体過程は、他の入会地と同様に「解体→消滅」契機を孕んではいるが、一方では、入会林野の立地という条件が、他方では住民の期待感といったことに対応して構成される入会慣習が、それぞれあいまって現時点での入会林野の消滅に歯止めをかけているのだ、という実態が本事例の分析から把握された。

ゆえに、現時点における中山区の共有の性質を有する入会林野では、「解体→消滅」のベクトルがきわめて弱い状態にあるといえる。また、現在と同様の林業の経済環境が続くという条件の下において、この「解体→消滅」ベクトルが強くとすれば、それは、中山区の入会慣習を構成している世帯の相対的または絶対的減少であろう。なぜなら、入会慣習は、人間が構成するものであるからである。

### (3) 小 括

『入会権の解体』等、本研究第1章で扱った内容において述べられているように、資本の投下、労働の投下、政策（施策）、法律などは、入会林野の解体契機の主要因子として作用することが、本章の分析においても確認された。

特に本章であつかった事例においては、いわゆる「部落有林野林野整理統一事業」の影響による「大正

13年 中澤村 村会決議」が、主たる外的圧力として作用したといえる。また、その解体の道筋は、まさにさまざまであるが、基本的な筋は、本研究の第1章にて定義を試みた「入会林野の解体」に示した内容に、当てはまっていると考えられる。すなわち、本章で扱った歴史的史料から、入会林野の解体とは、次のような説明が可能となる。すなわち、入会林野における古典的共同利用形態が、その他の型態に転化すること、その結果、さらに入会林野が消滅する場合も存在することである。したがって、このような入会林野の解体過程では、古典的利用形態の他の利用形態への転化（入会慣習は存続し続けている場合）＝「解体→再編」のベクトルと、入会地の消滅（入会慣習規制が消滅する場合）＝「解体→消滅」のベクトルが見いだされるのである。そして、その入会林野の「消滅」とは、「再編」の究極の姿であるといえよう。また、そのベクトルが、入会林野再編の究極の姿である「消滅」へ向かうかどうかは、最終的には、その入会地を支配する人間＝入会集団の判断にかかっているのである。

本章の事例では、今日の林業をめぐる環境の下で入会地を消滅させることなく継続させているという事実と背景から、そのような土地に居住してきている人々の「自由と責任」、あるいは「義務と権利」の関係のあり方への判断が入会慣習に集約されていることが明らかとなった。この点こそ、本章事例における入会林野の今日的存在意義であるといえよう。

### 注釈及び参考文献

- (1) 以下(1)～は、すべて駒ヶ根市勢要覧1991による。
- (2) 長野県林政課。長野県民有林の状況各年版。
- (3) 世界農林業センサス1990年度版、長野県統計書。
- (4) 駒ヶ根市史、現代編 第2章政治、「1 古い村」47頁。
- (5) 資料、駒ヶ根市の人口、平成2年国勢調査長野県地方集計結果。
- (6) 資料。駒ヶ根市の農業。
- (7) 90年センサス林業地域調査、新旧市町村別 177頁。
- (8) 同上より算出。
- (9) 駒ヶ根市の農業、1990年世界農林業センサス結果。
- (10) 山村に関する定義について。山村を他の地域から区分する公的な定義としては、農林統計と山村振興法の規定がある。両者に共通しているのは、林野の存在とそのもつ意義である。つまり、「他の地域に比べて、支配的な広がりを持つのが林野であり、この林野を軸にして形成される社会、経済構造の存在を重視しているのである」。以上、赤羽武(1984)。資本主義の展開と山村問題。(鈴木尚夫)現代林業経済論 初版、278～279頁。日本林業調査会、東京。
- (11) 資料、前掲センサス90のC25-201。
- (12) 前掲、駒ヶ根市史現代編上 第4章農林業 第5節山林原野の沿革 1 民有林の成立 (1)入会山の官民有区分 766～773頁。
- (13) 前掲、駒ヶ根市誌、現代編 上巻 847頁。
- (14) この点に関しては、この明治44年の村会決議以前にも、この入会地の大洞に対する行政村中澤村の干渉があった。

史料-13 「契約書」  
上伊那郡中澤村7393番字大洞  
1 山林232町7反4畝10歩 中山耕地・高見耕地・中曾倉耕地・  
中曾倉の内下割 共有  
内 造林反別 2町3畝24歩  
右地所借り受け、中澤村村有基本財産として造林致し候につきましては、成木のうえ伐採の節は、村有6分共有者4分の割合を  
もって計算相立て、造林年限中は別に借地料を支出せず。造林に関する費用は、すべて村の負担とする。  
右契約書によりて、件の如し。  
明治34年10月10日  
村長、関係者総代 署名・捺印

注：中山区有文書（原史料 No.6）。表記は改めた。

これも、大洞の入会林野の解体過程における分解の要因を示したものであるといえる。

表一 A 中山区を主体とする入会地の変遷

地目	山林				原野			
	S1		S2		G1		G2	
入会の性格	数村入会地		単独入会地	小共有入会	数村入会地		単独入会地	
共有の主体	六ヶ共有		中山共有	竹の沢共有	3ヶ共有		他村へ入会	
字名	大洞 大洞		竹の沢	家ノ元	大林 大林		落合入のうち	
地番	7392	7393	7666-イ	7761-ロ	8297	8298-イ	荊・焼ヶ入・管ノ沢	
面積	町,反,畝,歩	200,9,3,0	232,7,4,1	57,2,0,0	0,0,4,1	0,1,8,0	0,1,8,0	8298-ロ 8390-ロ
資料名	年度	事項						
大洞谷炭焼税	明治12年	窯使用料規定						
大洞谷共有山契約書	明治12年	山手米分担割合規定 炭焼きは地元中山限り						
山林共有契約書	明治15年	地券面に共有者名を記入 山手米を金納にする 税金分担割合 利用慣行は従前の通り						
山法規規約書	明治23年	禁則規制 炭焼き山税 1人1年10銭 徴収						
炭焼事件示談契約書	明治26年	中山12窯、他区は全部で 9窯 利用規制						
造林契約書	明治34年	造林 2町3畝24歩 中澤村基本財産 として借り受け ：成木伐採は村6分 共有4分 ：借地料は支払わず ：造林費は村負担						
大洞山法規約総則	明治34年	全20ヶ条、利用規則 共有者の範囲規定						
大洞共有山諸稼登記簿	明治34年	下駄木取営業届 鍛冶炭焼営業届 個人手形金支払い、中山 事務所扱い						
中山入会山契約書	明治38年							
約定書	明治38年							
大林原野管理状態	明治44年	明治16年個人名義を3区 共有にする 元地主に中山区20銭五厘 共有者2区40銭を支払う 共有者2区は利用に制限 (権利関係は慣例の通り)						



地目		原野											雑種地			
入会の性格	.....	小共有入会					G4					小共有入会		単独入会地		
共有の主体	.....	上耕地共有										竹の沢共有		中山共有		
字名	.....	寺社平	家ノ元	東ノ入	前ヶ入	松原	松原	大手川端	聖クボ	豊クボ	カトワラノサワ	道合	イナリナン	ケラガクボ	ケラガクボ	
地番	.....	G3 7666-ロ	8099-ロ	8288-ロ	8292-ロ	8573-ロ	8375-ロ	8398-ロ	8415-ロ	8424-ロ	8178-ロ	7501-ロ	7538-ロ	8350-ロ	8350-ハ	
面積	町,反,畝,歩	1,4,0,0	0,0,5,0	0,3,0,0	0,5,0,0	0,0,8,0	0,0,4,05	0,0,0,20	0,0,2,0	0,0,2,0	0,0,1,10	0,0,1,15	0,0,3,0	0,0,0,25	0,0,0,10	
資料名	年度															
大洞谷炭焼税	明治12年															
大洞谷共有山契約書	明治12年															
山林共有契約書	明治15年															
山法規規約書	明治23年															
炭焼事件示談契約書	明治26年															
造林契約書	明治34年															
大洞山法規約総則	明治34年															
大洞共有山諸稼登記簿	明治34年															
中山入会山契約書	明治38年	区民25人共有確定 他の13人へ 210円出金 名義変更		上耕地共有確定：上耕地22人より竹の沢……→の16人へ16円支払い→名義変更												

表一B 中山区を主体とする入会地の変遷（中山区集会記録）

明治44年	地目	山林		原野	G2	G6		
	入会の性格	数村入会地		単独入会地	数村入会地	G1	単独入会地	
	共有の主体	G1 6ヶ共有	G2	G5 中山共有	他村へ入会	3ヶ共有	中山共有	
	字名	大洞		竹の沢	竹の沢入	荊	大林	
	年度	資料名						その他の記載事項
大正2年	中山協議録			利用規制 (炭焼停止)	夏草刈入札	利用規制 (炭焼停止)	入会慣行の確認	
3				一部立木入札	夏草刈入札	一部立木入札	入会慣行の確認	
4								公有林野整理委員選出



32							
33							
34							区日当250円
35			区有林売却 (立木)				道路計画 区有林所得見積もりとにら み合わせ
36			伐採跡値 約30町歩 自営造林 義務人足 各戸5工 奉仕3工, 有給2工 (男500円, 女350円)				区日当300円
37			水源かん養保安林編入 下草刈, 一般区人足で (総人足)				
38							区日当500円
39							
40			代表者名義 (3名) 変更を検討				蚕玉祭りを廃止
41							
42							区日当600円
43			15町歩年々植林すること				区日当700円
44			戸倉公団造林地下草刈作業は一工の範囲内 で行う				区日当男女別格差なし 養蚕部廃止
45							区日当800円
46							林野手持ち金を定期預金化
47							区日当1,000円
48							大曾倉開発 (ゴルフ場)
49							
50							開発協定書
51							区日当2,000円
52			登記→近代化法の適用申請				
53							
54							区日当2,500円
55							区日当3,000円
56							財産目録

## 別掲 史料-(ア)

「村会決議書 中澤村役場 大正13年」

議案第11号

部落有財産整理の件

本村部落有財産は別紙大正12年12月27日協定覚書に依り整理統一するものとす

大正13年2月19日提出

中沢村長名 ○○

覚書

中沢村部落有財産は、左記の条件を付し本村所有に統一し、従来の入会その他の共同使用の慣行は之を廃しす。

左記

第1条 中沢村字大洞7393番山林反別200町9反3畝歩、同村同字7393番ノ1山林反別231町3反10畝歩計432町2反4畝10歩、

此の実測面積543町8反4畝29歩の内183町8反4畝29歩を高見本曾倉中曾倉の内下割より、60町歩を中山より、大正11年12月22日の協定に依り本村所有に提供する。

字落合入7253番イ号の1の地盤接続地に於いて無償にて本村有に提供し、残り300歩は高見本曾倉大曾倉の内下割各縁故部落民に無償譲渡す。

第2条 中沢村字南入5639番の1山林反別89町6反6畝20歩、同村字南入奥野5640番山林反別90町歩、計179町6反6畝20歩、

此の実測面積415町2反2畝25歩の内207町6反1畝13歩は菅沼、永見山の所有に名義を訂正し、同村字岩ヶ入及び栗尾平接続地に於いて無償にて本村所有に提供し、残り207町6反1畝12歩は高縁故部落民に無償譲渡す

第3条 中沢村字岩ヶ入959番の1山林反別74町9反2畝5歩、同村字栗尾平960番の1山林反別2町6反3畝3歩、計77町5反5畝8歩此の実測面積101町6反6畝28歩を、将来土地の散逸を防ぎ部落縁故者の利益を永遠に確保する為所有名義を村に移し、菅沼・永見山部落の内本林野に関係を有する縁故民に貸与し、毎年の使用料を1町歩につき金50銭と定め、其の貸借期間を50ヶ年とし、満期毎本条に依り継承更新す。

但し本村他の全部落が各部落毎に此の土地に比較し、相当の土地を本村へ無償にて提供し、村は借地者菅沼・永見山部落と協議纏まりたる時は借地権を解消す。

第4条 中沢村字荒神山444番原野反別28歩外192筆計63町6反2畝12歩無償にて本村所有に提供す。

但し実測の結果66町歩以上の面積を算出したる時は、其の以上の面積は離権し、縁故部落民の自由処分任し、若し66町歩未満の時は其の不足面積に対し1町歩当たり56円60銭の計算を以て其の金額を本村有林施業案編成認可の翌年に於いて本村基本財産に寄付す。

第5条 第2条、第4条に依り統一したる林野は、其の土地を本村所有に提供したる縁故部落住民に貸与す。

但し、毎年使用料は左の各号通り定め、貸借期限

を50年とし、満期毎に本条に依り継承更新し、借地者より本村へ返地すへり申し出ざる限りは村は之に対し返地を要求せず。

菅沼・永見山両部落は本村有林施業案認可の翌年より、1町歩につき6円の割合を以て、金1245円を村に納付す。

吉瀬部落は本村有林施業案編成認可の翌年より以後10ヶ年間1町5反歩につき金1円の割合を以て、金44円を村に納付す。

吉瀬部落は本村有林施業案編成認可の翌年に於いて、金4966円村に納付し、村は之を10ヶ年間、年5分の重利を以て利殖の上、使用料1町5反歩当たり金9円の元資金とし、第11年目より其の利子を以て使用料に充つ。

但し借地返付の場合は相当元資金を借地者に交付す。

第6条 本協定覚書及び大正11年12月22日の統一協定書により、本村所有に提出したる以外の土地、立木、及び其の他財産は総て縁故部落民に交付す。

第7条 第1条に依り本村有に統一したる林野は、本村制定する所の管理規定に依り、其の土地を提供したる部落が組織する保護組合に保護を委託し、将来造撫育する立木は知事の認可を経たる施業案により伐採し、公売代金の2割を保護組合に報酬として交付す。

但し第2条、第4条に依り貸与したる林野を返地したる場合は、本条を適用す。

第8条 第1条により本村所有に統一したる土地に現存せる立木にして伐採すべき樹齢に達したるものは、監督庁の許可を受けて公売し、其の売却代金10分の7を提供部落縁故民に交付す。

第9条 本協定に依り統一したる村有林施業案を編成し、認可を受けたる翌年に於いて、左の通り本村基本財産に寄付す。

一金 424円	吉瀬部落
一金 169円	中山部落
一金3,900円	原部落
一金2,339円	菅沼、永見山部落

第10条 本協定に依り統一したる村有林施業案を編成し認可を受けたる翌年より起算し11年目に於いて、左の通り本村基本財産に寄付す。

一金7,183円	大曾倉部落
一金3,453円	中曾倉の内上村部落

第11条 第9条、第10条の寄付金納付を怠りたるときは、町村制第104条を適用し、一部に賦課徴収す

第12条 第3条、第5条の使用料、第9条、第10条の寄付金収納期日は本村会の定める所に依る。

第13条 第9条、第10条の寄付金は、本村基本財産に編入し、元金は確実なる方法を以て保管し、他に流用せざるものとす。

右

大正12年12月27日

注：(原史料 No.13)

## 別掲 史料-(イ)

「中山区 協議事由・可否記録帳」；大正2年3月新調  
 摘要 中川恒治 作成

大正二年

・5月24日 山之神祭りに於いて苜敷山ノ口は5月31日と定む

・7月13日 荆山夏草刈りを入札し金六円三十五銭にて竹村佐十に売渡し候事

・大正三年惣集会決議事項

・竹の沢入り及び大林の炭焼きを大正3年5月20日限り停止す

・自今共有山の樹木は時々検分の上小部分に限り競売に附す

・薪は従前の通り一戸当たり1カ年二間を限り伐採することを得、但しウラ木まで親切に集めること(中曾倉と共有の箇所は此の限りにあらず)

・共有山に於いて用材を伐採せんとする場合は其の必要な事由を区長に申し出ること

・大正三年旧三月五日惣集会決議事項

・七月八日荆山夏草刈入札に附し金五円〇二銭にて竹村君太郎殿に落札す

・大正三年十月十四日午後六時より惣会を開く

・該事由 竹の沢入共有山の内日向南は二十五戸共有山を境とし北は日向萱嵐を上へ尾根を大曾倉区土地境へ見通し大林の峯下は平の道を境此の箇所内の立木を競争入札を以て茲に高札売却す

此の売却代金二百三十円五十銭也は買い受け人滝沢武右エ門氏なり

・大正四年

・五月廿五日例の通り苜敷山ノ口を旧四月廿日と定め、

・大正五年

・三月三十日夜惣集会に於いて今回公有林野整理に関し整理委員四名を置き、一日日当金五十銭とす

・五月一日夜惣集会にて決議 公有林野管理実権を村長にうつすことを委員一任する事に決す

・五月十六日夜惣集会を開く。竹の沢入の炭木を売却する事を決議し売却立木の見分し代金を附す事議す。山見分人若しくは区長代理者山惣代に一任す

・七月六日蚕玉祭り際荆山夏竹刈り入札附し代金三円〇五銭にて北澤円蔵君売却・七月七日惣集会の際役員判断金百八十五円を上耕地にて出金なす事を承諾し区内中にて三百十五円を出金し合計金五百円也を整えて内金四百七十円を中曾倉・本曾倉両区へ支払い両区の大林共有権利を解除なきしむ。右は七月十一日相互の挨拶により委員会に於いてこれを決定す

・大正六年十二月廿六日午後一時惣集会を開く。決議事項左の通り

・部落有林野整理のため今日まで字竹の澤入り並びに大林の二カ所共に入山停止の所整理決了に至らざるにつき共有者の希望に依り養草薪材を前記二カ所の養草地域内に於いて伐採することに決す

・薪一毎戸に付き二間迄とし長さ二尺五寸以内にてウラ

木迄親切に伐採すること・境界は 竹の澤入りは流しを境として日向を養竹地とす 大林も同じく流しを境とし日向を養草地とす・右決議事項は整理終了まで

・大正七年

・七月十三日 荆山養竹を競売に附す金三円にて竹村佐十高札により落札をなす

・大正八年

・七月十日 パラ山の原を入札にて竹村長重に売り渡す此の代金三円五十銭也

・十二月十六日 中山共有名義の土地七千六百六十六番イ号字竹の沢山林測反別六十一町三反九畝二十三歩の内管理区分設定の為 左の人名登山をなす

・(区長, 代理者, 山議員, 整理委員, 郡技師 氏名)

・前記の土地の内 森林地と農養地との区域を定む 頭部は三角点を界の起点と定め下は川流私有地境を起点として東部を森林地域と定め西部を農養地域と定め閉山なす

・大正九年

・旧正月二十一日初集会を開く 決議事項左に: 竹の沢入り日向平の萱野南久保一カ所競売に附し代金は電灯費に充当する事: 萱野之義は本家丸ブキを為すものには刈り取る事を許す 丸ブキ無き時は明け山を以て刈り取る事(鉛筆で×)

・七月十日: 荆山用草ノ入札を成す 落札北沢定太郎氏代金三円五十銭

・七月廿七日惣集会決議事項: 竹の沢入り日向平萱野南久保一カ所競売に附す期限大正九年より同十一年十二月迄と定む 価格四百八十円瀧沢作虎氏に売却す 右代金は九年十二月迄に支払うとす

・十一月十六日: 決議: 竹の沢入萱野に関する大正九年初集会の決議を取り消し従来通りとし秋休みの後六日目に山ノ口明ける事と定む

・十一月二十二日決議: 萱野下り峯より三角点に至る迄のかなぎを競する事に決す 同二十五日競売に附す 結果 武右衛門氏に金五十一円五十銭にて落札をなす

・大正十年

・四月廿日惣集会結果: 大日影学林地の南部北向きの地にある立木の濫伐を禁じ之を以て道路の修繕費或いは道路の被損修繕材に充つるものとみぎ決定す (該地域略図を示す): 竹の沢入り夏草採取変更ノ件 従来竹の入共有より秣草はり刈の処大正九年竹村岩(雄) 区長の時惣集会の結果其の期日間採草は刈干なり各自自由に採草するものと決す 右記録帳に記載無き故更に茲に記す

・大正十一年

・七月十七日: 区会: 竹の沢入植林地手入れに関する件 七月十七日人足を以て藪きりを為したる所希望者を集め無償にて切り取ることに決議す

・十二月十八日: 荆山名義変更引き受の件 荆山の件は明日直ちに五ヶ区の事務所向かい該山を分割し一部を中山共有の名義に帰する様申し込む事に決す

・大正十二年

・二月五日: 惣集会: 共有山統一整理に付き委員選挙を行う (五人の人名右日当一日金一円と定む)

・七月十三日: 村集會: 統一整理に付き村の名義を移す

## 箇所を定める件

字竹の沢共有山を整理統一する箇所と定む

- ・大正十三年
  - ・一月廿八日：区会：竹の沢入損木売却期限大正十三年旧三月末日迄延長する事に定め志意金十円を徴収し此の金は区有金に積み立つる事に決定す
  - ：大洞谷水呑場立木売却代金割賦金は大洞谷加入者積立金として保存する事に定む
  - ・大正十三年（時）萱刈は後日の事に移す 事由（統一問題に就き決議未定なれば）
  - ・七月十四日：惣集会：今（春）六ヶ共有部落有林野整理の爲め中山は大洞谷より六十町歩村へ提供せり 残余の部落有財産処分方法に就いて研究す、残余部落有財産土地：協議所宅地：下二越：大林：竹の沢入；協議所宅地は個人有名義に所有権移転登記を為す事に可決す；竹の沢入は個人有名義に移転登記をなす事に可決し此の管理方法は後日に於いて施行案を作成するものなり；大林は全部個人々に割り当てる事に決す；下二越は売却する事に決す；以上 竹の沢入 大林下二越は同時に禁伐とす；林野統一に關し一人に対し宅町五反歩宛まで村へ提供せしも提供の土地無き時は一人分金八十四円八十銭年賦なれば二百二十五円出金すべきものなり 提供土地無き者（3 人名）は合致し貳人分を出金せしむる事に決す 此の三人合致して貳人分を出金する事由は数年間竹村藤介氏不在に付き現住者の列に加わらざるためなり；同會に於いて上耕地總代より大正五年七月七日惣集会の協議及び議決事項中記録にある上耕地より特に出金しある百八十五円に対し大林の割方を如何にするやの質問ありて之を協議に附せしにその出金の理由判明せず物議交々の際その時の区長及委員の方より其理由は其当時に曾倉、本曾倉を解除の際境界の異同に種々の誤謬、相互相一致せざる事等云々の事惹起し之を解決したるため上耕地は百八十五円出金し其界は其儘の姿勢を維持せしめたるものなる事明瞭したるにより上耕地總代より議案取り消しを申し込みありたるに対し之を採用し取り消しと可決したるに付き前大正五年七月七日よりの二件は同時に茲に取り消したるものとす
  - ・七月十九日：大林学林地籍は個人共有名義となし来年十四年度より向こう二十年即ち大正三十三年迄とす（同夜決議）←此の件取り消し 大正十四年一月十二日惣集会
    - ・九月二十六日：総集会：決議：大日影共有山売却代金は共有者に分賦す（但し既往共有山統一整理費及び該山諸雜費は之より除く）；大林は十日区長総出の上見分し処分法を構ず
    - ・十月十九日：大林地籍見分を兼ね竹の沢入共有 大林共有 両地の私有地の境界立てをなす 午後一般区民大林立木を熟見し処分法を講究せり其の決議は大正十三年より禁伐せし箇所の立木は売却し該代金は割分け伐採後地所を割当てる事 其の下部即ち今迄養草地籍は其の際個人々に割り当てる事
    - ・十一月二十五日：秋祭りの際竹の沢入萱入札に付す高札者竹村佐十

## 金八円五十銭落札す

- ・大正十四年
  - ・一月十二日：総集会：決議：林野統一整理に付き生じたる金即ち 大日影売却代金二千三百三十二円三十五銭 大林売却代金の三分金四百十二円〇五銭此の売却の内の保証金八十円 竹の沢入十三年度萱入札にて売却代金八円五十銭 は共有権利者に分賦する事に決す（但し 統一に關する整理費及び諸費は此の金額より引き出す事に決す
  - ・二月四日：大林農林地籍は競売の結果金二百二十五円にて澤（むら）和市氏に落札す（代金支払期日、大正十四年九月三十日）
  - ・二月十三日競争入札す：最初に於いて木炭の入札をす其の結果滝澤作次氏に宅町二百參銭にて宅町四十ヶ契約す
  - ・三月六日：区会：（区會議員氏名）：中山区規定及び細則審議の件 右の件に依り区規定全般に渡り綿密に逐条審議せし惣會を召集し然る上に於いて確定議決する事に決定せり
  - ・三月廿二日：惣集会：中山区規定・細則確定議決；竹の沢入鴨居差し平にある鍛冶炭用枯木競売に附す
  - ・八月十二日：区会：決議事項：竹の沢林野植林費支出の件 大林立木売上代より支出し新加盟者二名より現金にて戸数割りを徴収する事；大林立木売上代金の内大凡二百を分割費として残し残余は全部分割する事
  - ・九月三十日：惣會：大林立木売却金壹千五百九十八円五十銭は既に分割し、残余金一千百六円四十五銭の内百十二円五十銭分 教場基本金として繰入れ差し引き残金 九百九十參円九十五銭の内 二百円を整理費として残し 残余の金額を十月納税の時分割するに決す；竹の沢入林野整理枯木売却代 金五十五円八十銭 内十九円七十七銭の植林費を差し引き 残金三十六円九十五銭区長保管トス；大林岩下立木売却の件 大岩下分割残地に有する立木競売することに決す 期日は追って確定報告す；竹の沢入萱野売却の件 萱野は本年に限り萱野全部を競売に附す事に決す
  - ・十二月三十一日：惣集会：学林地代一戸当金六円 四十戸計二百四十円は去る大正十二年五月決定故 渡し金は先年大洞山立木売却の際割渡したる金約百円 残余は区有金積立金にて出す事にし来る一月一日報告することにせり
- ・大正十五年
  - ・二月二十日：区会：林野管理員より植林の申し込みあるに対し之を容れし 植林費より之を出すことに決す 当萱野の萱売却代金は此の爲植林費に充てる事に決す
  - ・十二月十三日：区会：（林野整理代金、三名に区が定期利子で貸付すること）
- ・昭和二年
  - ・一月十四日：区会：大林剰余地分割に關する件 大正十三年分割せる残余の土地分割を昭和二年春期分割する事に決し分割委員四名選挙の結果（四人氏名）
- ・昭和四年
  - ・一月十四日：惣集会：大洞山に關する件 中山区にて

村に提供せし大洞入林野に付き村理事者は無立木地として村会に提案せしに此の都合の事故あり撤回せんと聞き極力立木地に編入する様運動を起こす事に決し、委員四名選出

・八月二十五日：惣会：大洞谷中山提供地に対する立木地無立木地確定の件 大洞谷当区より本村に提供する提供地中立木地無立木地の区域村再三に渡り接衝の結果去る十日立木地五分無立木地五分とし其の位置は中山区の随意選定の事となり茲に惣会に図りたる処満場意義無く回答する事に決す

・十二月二十一日：惣会：旧大洞入林野内中山区提供地域の立木無立木区画制定の件に付き両者は数回に渡り接衝の結果当中山区は立木地三十町歩を得て事茲に落着せり 此の間に於いて経費金八十二円二十銭の割賦方法は去る一月十四日の惣会の決議に基づき中山区内戸数割当て徴収をなす然る上は大正十二年協定後の新戸と雖も該残に対する総ての義務も亦権利も同等なるものと茲に總會決議す

・昭和五年

・二月七日：集会：(今回より区会を廃止し協議事項は総て惣集会所とす)

・四月八日：惣集会：報告：大林分割地状態報告の件大林分割地は台帳面の反別に図面対照上均衡に不当なりとし伊那税務署に於いて実地要望せられたるに新たに区に於いては塩沢林業技師に依頼し実測の結果 字大林八千二百九十八番〇号は実測反別十二町五畝二十五歩 字大林八千二百九五番は実測反別十五町七反歩ありたり区は今後税務署との対応に村長に一任する事とせり

・昭和六年

・十一月五日：惣集会：竹の沢入共有山林一部炭材売却の件 炭材買い受け希望の者区に申し出ありたるに付き協議に附し左の如く決議す 箇所：日影樽付近 面積：五六丁歩 但し、明後七日区の役員登山の上査定し同日午後現場に於いて希望者の入札に附す

注：山林に関する記述の摘要(原史料 No.14)

別掲 史料-(ウ)

「中山区協議録 昭和二十五年一月以降」摘要

・S/25

・12・25：總會：協議の結果林野に係る予算は今後林野特別会計に於いて取扱うことに決定す。

・S/26

・1・7：竹の沢入共有山売却の時期及び面積、場所は役員一任として売却する事に決定

・2・15：木炭倉庫ニカ所を前提とする条件のもとに設立と決定

・10・8：学有林設置に関する件 関係部落(大曾倉)に於いて学有林設置に賛成する場合は中山も之に同調し山林一町歩を提供する事に決定す。位置は後日決定の事

・11・29：学有林設置に関し位置決定の件 審議の結果大洞入共有山の一部(一町歩)を提供する事に決定

・S/27

・4・10：總會：石見堂橋梁復旧改修工事に関し…工事費

の早急必要な現金は中山区林野会計より融通する

・S/29

・1・5：中山区日当一工二百円と決定する 一人平均三工を中山区の義務人工日数とする

・S/31

・12・12：臨時總會：区規定内規の内 道路に関する規定につき道路改修並びに修理の場合潰地は左の基準に依り買収するものとす

宅地：坪米六升 畑：坪米一升五合 原野：坪米七合  
田：坪米一升五合 畦畔：坪米一升

・S/32

・12・26：總會：区有林売却については三十二年度役員が下検見をし、その状況を總會に報告し決済を受く

・S/34

中山区日当を250円とし1戸平均二工とする事

・S/35

・1・12：中山区有林売却の件 竹の沢入区有林 青木及雑木の売却を決議す 年内中に確信の出来得る白木屋と交渉を当役に一任す 尚道路及造林計画を樹立する事造林計画に就いては後日森林組合より井出さんを招き説明会を開き其の上立って計画を進める事

・2・1：臨時總會：竹村( )氏より提出された道路網診断\_\_, 役員提出の道路計画に基づき尚区有林所得見積もり金額とをにらみ合わせ、戸倉の区有林売却を審議す：売却地、戸倉日向池より山頂まで、それより右日影全部売却：尚右売却地を県行造林とす：右決定す：尚所有者氏名変更の件、良く研究課題とし最も適当な処に変更の事

・3・15：臨時總會：区有財産名義変更の件 諏訪者名義に全部変更することに決定

・S/36

区日当300円に決定

・1・12：總會：竹の沢入共有山伐材跡地植林の件 まだ研究の余地あるに就き今後研究して決定す

・2・14：總會：財産区統合に関する件 協議の結果当面に必要な施設並びに負債を出来得る限り織り込んで交渉を( )ひ均等割りだけ市に移管し県行造林を主として残す様要望する事と決定す：竹の沢入り共有山について竹の沢共有山伐材跡地約三十町歩を自営造林に決定 之に要する人工は義務人足各戸五工とし三工を奉仕とし残り二工は有給とす 尚日当は男500円 女350円とす

・S/37

区日当を400円と決定

・1・13：竹の沢共有山植林に関する件 役員が春登山をして現状をみて植林地を定めて行行事に決定す

・5・24：總會：大林林道に林野区有金定期貯金融資について詳細協議の結果額面の最低のものを融資する事に決定す

・7・13：總會：竹の沢共有山を水源涵養保安林編入について 研究の結果保安林に指定依頼を決定す：加納及び竹の沢共有山下草刈りについて 話し合いの結果加納は八月十日前竹の沢は下見分して人員日時を決定す 竹の沢は七月二十五日前後とす

・7・22：総会：戸倉下草刈り日時決定の件 日時七月二十六日午前七時渡造へ集合 雨天の場合は順延 戸倉の人足は一般区人足に切り替えることに決まる

・7・29：臨時総会：加納、竹の沢入共有山を水源涵養保安林編入の件 細部に渡り研究の結果保安林に申請する事に決定しました

・8・7：臨時総会：議案竹の沢共有山三十八年度植林地の整地を今年度中に総人足で一工宛作業することに決まる；議案竹の沢入延堤建造については道路は竹の沢地籍を通して開設することに竹の沢全員で話が決まり竹の沢代表より区に依頼があり区総会で協議の結果竹の沢の依頼通り決まり森林組合へ申請することに決まる 但し測量については何処を道が通るとも地主は土地（屋敷一切を含む）に関しては一切異議の申し立てはせず測量技師に一切をまかせる事に竹の沢全員で決める

\* S / 38

・1・15：総会：昭和三十八年度区日当を500円とす；竹の沢入林道は区役員にて委員を選出する事に決定す 費用の捻出法は戸数割り6歩 賃貸割り4歩とし潰れ地は農地は区規定により山林原野は提供する事に決定す、流木は役員に一任す、堰堤じきは提供とす

・1・22：臨時総会：竹の沢林道は白紙にかえし新たに竹の沢の申し込みを待って役員を選出する事に決定す；芦大林林道について 芦より林道の費用を竹の沢並戸数割り六歩戴きたいと申し込みありたる件は後で話し合いをする

・4・24：臨時総会：先に決定せる竹の沢農林道は一部変更し戸数六歩受益者三步賃貸一步とし受益者の会合を開く事に決定す；戸倉共有山代表者名義変更の件は今後を考える；戸倉造林小屋不必要に付き竹村源吉氏に話し合いをして之を竹村氏に帰す様にす

・7・13：臨時総会：竹の沢林道工費236万八千円に決定す；戸倉山共有登記を行うことにし代表者は役員にまかせることとすることに決定す

\* S / 39

・1・12：総会：大洞区有林買却の件 役員一任にて買去する事に決定する

・2・15：臨時総会：大洞入り立木売却の件 43万円にて（赤平）良人しに売却の件承認する

\* S / 40

・1・13：総会：戸倉、檜、唐松、最も良き機会に売却する事に決定；竹の沢戸倉に通づる道路区人足にて造る事に決定；大洞入学友林間伐実施と決定；恒例の蚕玉祭りを廃する事に決定；大洞植林の件、役員に一任

・2・25：臨時総会：戸倉山共有地登記に関する件 今迄の三名の登記についての研究は役員に一任し見通しがついたら総会にて決定する；借入金に関する件 造林地担保にて借入金に関しては森林組合と共に研究をして見て借り受けるかどうか決める

\* S / 42

本年度の区日当は600円とす

\* S / 43

本年度の区日当700円と決定

・10・15：戸倉滝上15町歩植林について区の人足に依り年々植林する事に決定す

\* S / 44

役員選出の件 養蚕部を廃して別に部会を作って役員の選出をす

・1・1：集会：本年度の区日当は700円とするが本人が出れない場合は責任を持って代人を出すこと；男女別の賃金格差はしない事に決定す

・1・28：臨時総会：森林組合統合による設立委員の選出、中山、大曾倉で一名

\* \* 「協議録S / 44年2月以降」

・市道竹の沢線の潰れ地の清算は林野より借り入れて支払いする事に決定す

・6・15：臨時総会：戸倉公園造林地下草刈り作業は一工の範囲内で行う事に決定す

\* S / 45

・1・1：初集会：本年度の区日当は800円とする

・1・13：通常総会：林野手持ち金定期預金にすることについて：役員に任せることにするから検討の上定期化する事；財産区管理委員任期満了により大曾倉の人に後任として依頼す

・7・9：代議員会：戸倉下刈について：19日に共同事業の形態で全戸で行う；戸倉林道修理について：13日人足9人出して修理する

・12・26：秋期総会：林野会計：帳尻金額41万9千117円也 外に定期五十万円也；山振法について区長説明（農道について、協議所新築について）

\* S / 46

・1・1：新年会：区日当800円と決定

・1・14：総会：中山区民所有他区賃貸負担の件：他区にある（農）道田畑山林について今年より区の通常経費に賃貸負担をとる事に決定

・12・26：総会：保育園改築の件：大曾倉と合意の上で唐山の材積全部を出して市に陳情し地元負担を出さなくて新築できれば新築することに決定

\* S / 47

1・1：区日当1,000円とする

1・16：通常総会：東部保育園存続の件並びに協議所新築の件、避地指定を受けられた場合協議所新設も同時可能であるが指定不可の場合は山振法による同時建設は不可能である、山振法による巻き換え建設として保育園を優先する、審議に当っては大曾倉・中山両区の当役がこれに当る

・10・10：代議員会：保育園新築経過報告：400万工事費全額補助設立決定；中山公民館新築敷地及び資金について：敷地については総会にはかり決定のこと、資金は唐山林素材の充当研究必要を認め総会にはかること

・12・12：代議員会：保育園建設経過報告：唐山林雑費充当について大曾倉協同伐材人工により資金確保

・12・24：総会：保育園経過報告：唐山林60石余伐材充当；唐山林利用について大曾倉と話し合っって利用する事；大曾倉開発について地区を挙げ研究す 大勢は実施方向である



\* S / 48

- ・1・1：新年会：区日当1,000円
- ・1・15：通常総会：区賦課金割方法の改善の件：現行戸数6分賃貸割4分を戸数、賃貸、所得割を含め三本立位とし役員会にて研究、総会にて決定する事。
- ・3・23：臨時総会：大曾倉開発に伴う委員送別の件、名称を開発対策委員とする区より5名役員7名計12名と決定。
- ・3・28：第一回対策委員会、説明会。浜崎社長以下3名来区、大曾倉担当畑野氏。
- ・6・17：代議員会：大有開発について
- ・7・13：代議員、対策委員合同会：道路改修の件今後の生活面での行政指導のお願い測量は現道路幅員 7メートル50の基本線で進める工事責任は大有会社に置く立ち入り測量は総会を持って決定要望 災害補償の裏付けをする
- ・7・6：臨時総会：西伊那線改修工事の件、大曾倉開発について説明要望あり、委員長より経過報告を行う立ち入り測量については地権者の了解つかず待避所を作ることと結論をだす河川の取り入れ口の改修工事を要望水害補償の件

\* S / 49

- ・2・8：総会：伊那西線の回収について：大有より社長、市より課長、係長課長より伊那西線について説明あり、社長より説明あり、区長より区の内部事情説明する、大有の内部事情の説明説明、ゴルフ場、スケート場式を通じて遊べる場所を作る、道路改修について道筋について調査するよう課長より発言あり。地権者の意見を調整した上で琴を運ぶ。今後の対策として委員会を構成する。
- ・4・10：役員会：保育園の水道修理について、共有木より当てる、森林組合よりのお礼を当てる；大有開発より大曾倉の山を買いたいとの報告；戸倉山林の手入れについて；竹の沢の道路の負担金の支払方法について、唐山共有林を大曾倉と話してみる、出来ない場合は徴収する方法をとる；大有開発の件について四月七日事務所へ話し合いに行く、各役員出席、替え地を出来るだけ用意するので杭をうたせてもらいたい
- ・5・12：総会：開発について：中原道路については条件より除外する、ゴルフ場の山の方向について、5・3委員の人達が事務所へ出向いた際再度芦山の一部を欲しいと話がある。中山ではあくまで市を通しておこなう。5・8市より協力方のはなしあり、中山地籍への開発の是非について、開発についてあらゆる角度より研究する。
- ・7・28：区総会：大曾倉開発について：区長より説明案に基づき協議。協定書に基づき全体会議に入る。第6条事務費として3,000万円協定締結と同時に支払う。第5条の5については会社は水の協力として協定締結と同時に水利組合に2,000万円を支払う。：大有開発より中元に酒二斗もらう：区長より水利組合を作り役員を作することを提案あり。水利については完全に井に水が引水できる様に会社が施設を作った場合金の面はもらわない場合はある

\* S / 50

- ・4・4：総会：ゴルフ場等開発に関する協定書(案)の件

対策委員長報告説明：用水の件については汚染等のように井の心配の有るため会社の示した金額では協力出来ないのでは会社と再協議することに決定。事務協力費の件、500万位要求。道路の件、道路委員会決定事項、待避所設置。

- ・4・21：総会：ゴルフ場建設等開発に関する協定書の件：水利の補償金額800万円、区内に対する協力費300万円と卓球室(四間四方)、契約の時手金をいくらか入れる、七月末日までには全額を入れる、協定書3冊市、大有、区。道路の件：待避所12カ所ぐらい大有が造る、協定書は5月上旬に行う。

- ・7・1：臨時総会：大有開発と協定書の調印の報告
- ・12・25：決算総会：大有協力費200万円のうち利子は一般経常費に充当していく；林野会計報告 貯金通帳、区の経常費に来年度から繰入れる事に決定

\* S / 51

- ・1・1：新年会：区日当2,000円に決定
- ・9・14：総会：開発に伴う県道西伊那線の中山地籍全面拡幅についての大有開発と取り交わす覚え書き原案についての討議；ゴルフ場汚水処理について 風巻下の道路わきにタンクの設置を認める、覚え書きを取り交わした中での条件にかなうこと、一日約30トン(タンクローリー15台分)

\* S / 52

- ・1・16：総会：協議事項：構造改善事業、林道について一作業道、国5割、県2、市1。前向き姿勢で事を進める。：区有林登記の件について、この際関係機関へお願いして行うことに決定。

\* S / 53

- ・区日当2,000円、竹の沢林道区人工にて手入れする

\* S / 54

- ・1・1：総会：区日当2,500円に決定；区費徴収に関する件、区費総額を戸数割りにて全額徴収と決定、尚、徴収方法については年5回の分割徴収方法と決定

- ・3・18：代議員会：駒ヶ根森林組合理事、一名選出について中山大曾倉二部落の申し合わせより滝澤幸雄氏の後任として大曾倉より下平光男氏と決定、中山区としてもこれを承認

\* S / 55

- ・1・1：新年会：区日当3,000円に決定；林業構造改善事業について今後も研究する

\* S / 56

- ・区日当3,000円：
- ・財産目録：279万4,963 農協定期  
4,228 農協定期  
1万3,331 農協定期  
51万7,869 農協定期
- ・人工整理：総人工87.1平均2.5不足人工2.1 6,300円

\* S / 57

- ・区日当3,000円

注：主として山林に関する事項を適用したが、当時の入会林野を巡る開発の状況が分かる点が参考となるので省略せずにしてある。(原史料 No.15)

## 第4章 入会林野の課題と入会林野の解体過程

—長野県下の入会林野と地縁団体法人化—

### 【1】 第4章の課題と方法

第3章では、長野県駒ヶ根市中沢地区の中山区入会林野を対象として、その解体過程を明らかにした。その歴史的な解体契機は、1つには、地方自治法による行政村の設立と、それに伴う公有林野整理統一政策（部落有林野整理統一事業）という外的圧力であった。こうした圧力は、この中山区のみにおいて起きたことではなく、第1章で述べたように、当時の入会林野においては一般的な状況であった。

そして、入会林野の主体たる部落住民は、その圧力に対し、何とか自らの権利を守ろうとして、その所有名義を個人名や数名代表者に替えたり、行政村に対して、「縁故住民の特権」を認めさせるなどの防衛策を講じてきた。

その後、そうした事に加え、地方自治法上の財産区設立や、それに係わる旧慣使用権が法的に認められる時期などを経るなどして、さらに書類上から入会林野であることを判断することが困難となってゆくが増していくことになる。したがって、入会林野の存在証明のための必要条件として、「入会慣習」の存在ということが相対的に高まっていくことになる。

そのような、基本的に入会林野を含む山林原野の「新陳代謝」が盛んであった時期とは社会経済的環境・背景が異なる現代において、地縁集団の法人化を認め、財産登記を可能とする地方自治法260条の2が平成3年に創設された。

長野県下では、平成4年度に認可地縁法人の数が5団体（4市町村）であったのに対し、平成7年4月1日現在では138団体（37市町村）と急速な伸びを見せている。その一方では、形式上の登記名義と実質的な入会権利者が乖離する入会集団が、入会林野整備事業を導入して権利関係を整理することをせずに、地縁法人化を指向することの是非が問題となっている。なぜなら、入会集団は、まさに特定の地域に居住する事が慣習において定まっている、地縁集団であるからである。そして、長野県下では入会集団を母体を含む認可地縁団体法人が現実に存在する。

すなわち、従来の入会林野が経た歴史的経験としての解体過程では「行政的圧力」対「住民の権益」（入

会権公権論対入会権私権論）という対抗関係的な構図がみられたのに対し、現代では、一般にそのような対抗関係はみられない（但し、地役の性質を有する入会林野である公有地上の入会林野や、財産区などでは、いまだにこのような対抗関係が存在する場合もないとはいえない）。

つまり、入会権は民法上の物権としての私的財産権として規定されていることに加え、入会林野の解体過程における「解体→再編」のベクトルが、従来とは質的に異なっている点が新規の現象として観察されるのである。しかし、こうした認可地縁団体法人と入会集団との関係についての実態把握に基づく研究は行われていない。

そこで、「入会林野利用の型態が生産様式や社会関係の変化に伴って変貌する」とする立場から、入会林野の解体過程における「解体→消滅」および「解体→再編」あるいは新たなベクトルを検出し、その歴史的または今日的な意義の検討を行うという本研究の目的に則し、本研究の課題「入会林野の再編に関する今日的動向の把握と検討」は、本章において「地縁団体法人化に関係する入会集団について、長野県林業課経営係の協力を得た実態調査の結果を含めた分析・検討を行うこと」と具体化される。

したがって、第3章では、入会林野の解体過程の把握と検討を、やや歴史的側面に重心をおいて展開したのに対し、本章では、今日的側面に重心をおいて展開するものである。

### 【2】 入会林野の問題と近代化法

#### （1）「入会林野の問題」とは何か

入会林野の近代化をうたった林業基本法制定に前もって、実態論的調査・研究による議論が喚起された<sup>(1)</sup>。その成果は、今日では入会林野に直接的に働きかける法律としては最後のものとなる、1966年（昭和41）施行の「入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律」、いわゆる「近代化法」に反映された<sup>(2)</sup>。そのため今日では、この「近代化法」の作用を無視しては、入会林野を対象とする研究は行えないといっても過言ではない。そして、その制定の経過等については、本研究の第1章で述べた。しかし、本章の課題と

の関わりにおいて重要であるので、入会林野集団と「地方自治法260条の2」<sup>(3)</sup>を法的根拠とする地縁団体の法人化との関わりを論じるにあたり、ここでは主として中尾英俊の整理にならい、「近代化法」制定の背景であった「入会林野の問題」について明らかにしておくことにする。

まず、「近代化法」の出発点は、「入会権であることによって、林野の利用上問題はある」<sup>(4)</sup>という認識であった。すなわち、入会権は、ほかのいわゆる近代的な権利と違った特徴を持つために入会林野に係る権利関係においていくつかの問題を生じ、それが林野の高度利用に障害になっていないとはいえない、ということである。そのような前提となった問題とは、具体的には以下の点が挙げられる。

#### ① 登記名義問題

入会権を登記することができないために入会林野の権利関係に様々な問題が生じている。例えば、入会権そのものの存否が争われたり、また、入会林野の土地所有権が、真実の所有者の入会集団＝部落の名義で登記できないために未登記であったり、登記されていても、登記上の所有者と入会権者が一致しないため、混乱が生じる場合である<sup>(5)</sup>。すなわち、

(ア)ある入会林野が入会地であるかどうか、入会権が存在するかどうか、がしばしば争われる。地役入会地において、地盤所有者と入会集団との間で入会権が存在するかどうか、が争われるだけでなく、共有の性質を有する入会地においてもそれが入会地であるか個人的共有地であるかが争いになる。

(イ)入会林野の土地所有権は、真実の所有者である入会集団＝部落の名義で登記できないため、未登記のものが多く、登記されている場合も登記上の所有者と実質上の共有入会権者とが一致しない場合がきわめて多い。そのため入会権者の範囲や、登記上の所有者が入会林野に権利を有するかどうかについてしばしば問題を生ずる。

(ウ)それだけでなく、このことは入会林野の利用上障害を生じている。つまり、入会権者に育林や開墾の資力が不足する場合、その土地を担保にして融資を受けたり、契約により第三者に分取造林をさせる必要があるが、融資を受ける場合融資者である金融機関はその林野に抵当権の、分取造林の場合はその林野に地上権の設定と登記を要求する。地上権も抵当権もそれを登記(乙区の登記)する前提として土地所有権の登記(甲区の登記)を必要とするから、土地所有権が未登記の入会林野は地上権、抵当権を設定する者(すなわ

ち土地の所有者)と登記上の土地所有権者は同じでなければならぬから、登記上の所有者と共有入会権者とが一致しない場合にも地上権、抵当権を設定し登記することはできない。

したがって、入会林野に分取造林をさせることも融資をうけることもできず、心ならずも入会林野を放っておく、という例が少なくない。すなわち、入会林野における林業生産力の展開が滞るということである<sup>(6)</sup>。

#### ② 慣習規制の問題

入会権は入会集団の統制のもとにおかれる権利であるが、その入会集団の統制が林野利用上の障害になっている場合がある。すなわち、

(ア)入会林野に個人で植林したいと思っても集団の統制のためにそれができなかつたり、また共同造林する場合でも、無償で出役を強制されたり、あるいはその造林からの収益を分けてもらいたいと思ってもいわゆる部落の共益費に使われて個人の経済的な利益にならないことが多い。そのために造林などの意欲がおとろえる。

(イ)入会権は入会集団構成員＝部落住民でなくなれば権利を失うが、人の移動が激しくなった現在、入会権のこのような性格が林野を利用する上に障害となる。

たとえば、自分はいまこの部落に住んでいるがいつ村外に出ていゆくか分からない。また、部落から転出すれば入会林野に対する権利がなくなる(転出失権の原則)ならば、なにも精出して植林したり開墾したりする必要はない、ということになりがちである。

#### (2) 入会林野の問題解決の方向

##### ① 入会権の存在証明(登記)に係わる問題

前述(1)の①のような登記の問題、すなわち入会権の存在証明がどのようになされるのかについては、他の物権と同じく入会権を登記できるようにすればよい。しかし、これには入会権の主体である入会集団を登記上どのように表すか、という困難な問題がある。権利者として登記することのできるのは個人と法人に限るという原則をつらぬくかぎり、実在的総合人である入会集団は法人とはなれないから、権利の主体として登記することはできない。

そこで、個人と法人のほかに実在的総合人である入会集団を権利の主体として登記することを認めればよいわけである。

##### ② 入会権に係わる問題

前述(1)の②については、林野が入会林野であることによって生ずる問題であるから、入会権の存在自

体が問題なのである。つまり林野の権利関係が入会権である限り生ずる矛盾であるから、結局林野における入会権を消滅させて所有権その他の近代的権利に置き換え、入会林野を入会林野でなくし、純然たる個人財産にすることによって初めて解決できることとなる。

そうなれば林野に対する入会集団の共同体的統制が無くなり、全く自分の個人財産として自由に利用することも売買することもでき、またその林野に対する権利はどこに住んでもなくなることはない。そして、林野が個人の財産となれば、生産意欲の上昇による林野の高度利用も可能となることが考えられる。

### (3) 「近代化法」による「入会林野の問題」解決

以上のような「入会林野の問題」を解決する方法としての「近代化」は、その目的または議論の方向性において、1. 登記名義（権利者）と所有者を正確に反映させること（登記・権利の齟齬問題の解決）、2. 土地を流動化し、同時に協業経営をすすめること（林業生産力の停滞問題の解決）の2点に集約されるといえる。

一方、入会林野には入会林野の良さがあり、入会権それ自体が悪であるわけでは決してない。それゆえ、入会慣習の存続によって林野の活用を行わせしめるために、入会権を入会権として保護すること、すなわち入会権の登記ということが考えられてもよいであろう。しかし、「入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律」（S.41.7月施行）は、入会権または入会林野に係わる問題について、この点には全くふれていない。つまり、「近代化法」は入会林野の解体過程における「解体→再編」（入会慣習の存続）ではなく「解体→消滅」（入会慣習の消滅）のベクトルに作用し、さらに場合によっては、入会林野の「消滅後の再編」によって問題に解決を与えようとするものである。

このように、入会林野の権利関係の近代化とは、入会林野を農林業上高度利用するために、入会林野を入会林野ではなくすること<sup>(7)</sup>である。すなわち、

(ア) 共有の入会地にあつては入会権を消滅させて個人的共有地（民法上の共有）にするか、土地を個人ごとに分割して純然たる個人有地にすること。

(イ) 地役の入会地にあつてはその土地の所有権を入会権者にゆずり渡して入会権を消滅させ、権利者の個人的共有地又は純然たる個人有地に分割するか、土地所有権をそのままにして、地役入会権を消滅させるとともに権利者と土地所有者のあいだで地上権、賃借権そ

の他の土地使用契約を結ぶこと。

(ウ) これらは、入会権者全員の意思（地役入会地にあつてはそれに土地所有者の同意）があれば、この法律と無関係にすることができる。また、入会権者全員の意思で自分たちの手だけでやる場合に、権利の登記や土地の分合筆（分割する場合）等に相当の手数や費用などの負担がかかる。しかし、この法律によるときは、これらの登記や土地の分合筆などにつき一定の便宜がはかられ、かつ多少の補助金が交付されることになる。(エ) また、そのためには、単に個別分解するだけではなく、入会林野の協同的管理の側面をうまく継承し、生産森林組合や農事組合といった生産組合による協業経営を選ぶ道も開かれている。

このように、近代化法は、入会林野の解体過程でみられた「解体→再編」や「解体→消滅」という現象にたいする対症的あるいは事後的な受け皿措置を唱ったものではない。少なくとも理念上は、過去の部落有林野整理統一事業と同様に、入会林野の「消滅後の再編」という、入会林野の解体に関する外的圧力としての作用が盛り込まれていることを意味している。しかし、近代化法は「助長法」であるので、入会集団は、権力的強制によるのではなく、自らの意志によって、こうした外部圧力作用を内部化し、入会林野を消滅させることになる。この点は、過去に行われた統一事業とは、大きく異なった政策的特徴が反映されているといえよう。

### (4) 入会林野近代化の問題点<sup>(8)</sup>

このような入会林野の近代化に関して、問題が無いわけではない。そこで、誤解を生じやすい点を挙げておく。

(ア) 入会林野でなくなれば部落住民の財産としての保障がなくなる。

入会権者である部落住民が、入会集団の統制のもとに林野を入会林野として共同で利用し管理している限り、その林野にたいする権利は入会権として入会集団によって保障されるから、住民がその権利を放棄しない以上、住民はその林野を失うことはなく、入会林野は住民の共同所有財産として残る。しかし、「近代化」はこの保障をなくするものである。

また、入会林野が入会林野でなくなって個人的共有地や純然たる個人有地になれば、その土地にたいする各個人の権利は全く自由なものとなり、他人に売することも自由であるし、またどこに住んでも権利を失うことはない。その結果、資力のある者は林野の所有権や

共有持分権を買い集め、逆に資力のない者はこれを手放すという傾向が生まれるのは自然の勢いで、そのために、資力のある者（特に外部の大きな資本）がその林野を買い集めてしまい、部落的林野はすべてその者の所有地になり、部落に山林はあってもみなよそ者のもので部落の住民は全く山林をもたない、ということにならない保障はない。

すなわち、近代化法が目的としている入会林野権利関係の近代化は、入会林野についての権利を入会集団の統制からはずして個人的な権利にし、そのあとは（農地に対する農地法のような規制はなにもなく）全く自由な取引にまかせようとするものというものである。よって、林野の流動化を促進することをこの法律は目的としているといわざるを得ない。そこで、入会林野権利関係の近代化を行うについては十分な配慮が必要である。

(イ)入会林野の高度利用のため共同経営を考える必要がある。

農業でも林業でも、規模の利益を発揮するためには、小さな経営よりも大きな経営が有利であることは言うまでもない。近代化法では、その点も考慮され、入会権者が入会林野権利関係を近代化して農業生産法人又は生産森林組合を設立する場合には、その土地を直接その法人又は組合の所有地にする方法を講じている。(ウ)入会林野権利関係の近代化は入会林野の登記名義がえではない。

入会林野の登記名義人が現在の権利者と違うから、これを現在の権利者とを一致させたい、というだけの目的でこの権利関係の近代化をすることは本来の目的に反するばかりでなく非常に危険である。

なぜなら、この法律によって権利関係を近代化すれば、登記上の所有者と実質上の所有者が一致し、林野に権利を持つ者が登記上正確に反映されるが、そのかわりこの林野は入会林野ではなく純然たる個人的共有地になるからである。そのため、各共有者は自分の共有持分を自由に売ったり譲ったりすることができるようになる。

また、共有者の間で持分を第三者に売ってはならないという約束をしても、買い受け人に対してはその効力はないから、事実上無意味とあなる。さらに、共有者が部落の住民とほぼ一致していても、入会林野ではなく集団の統制下にはないので、共有林からの収益を部落などの共益費に使うため天引きすることもできない（もっとも全共有者の承諾があれば別）。

(エ)入会林野権利関係の近代化は強制されるものでは

ない。

この法律による近代化は、例えば、団体直轄利用や個人分割利用が行われている造林地や開墾地などで、入会集団の統制が弱まり、個人有地や個人共有地とほとんどかわらなくなっている林野や、あるいは個人有地や個人共有地にした方が望ましいと考えられる土地など、すでに高度に利用されていて、入会林野であるために不都合を生ずる等、部落の財産とするよりも個人的な財産にした方がよい、というような林野において、行うべきものである。

#### (5) 入会林野整備後の問題点

入会林野の近代化が行われた場合、その後の利用形態は、その林野への入会慣習が消滅する以前の入会集団の自主的な意向によって、主として個人分割利用型、共同利用型、生産森林組合の設立による協業的利用形態の3種類が可能となる。また、この整備後の各利用・経営形態には、それぞれ長所と短所があり、問題点も存在する。これらは、近代化法の具体化した施策である「近代化整備事業」の成果と密接に関わるので、以下に、その内容を簡潔にまとめておく。

##### ①生産森林組合の長所

(ア)個人分割・共同経営においては、投機的に売買され地元以外の人の手に渡りやすく、また特定の人の手に集中するおそれがあるが、生森はこのような危険が少ない。

地区の山として安定的に発展させるには、もっとも適した経営形態。

(イ)分割私権化により個別林家の経営面積が増加しても経営地が集団化されるのでなければ生産力の増進には結びつかない。

生森の設立は、協業形態で一定規模の経営基盤を保持することにより、林業経営のスケールメリットを発揮することができる。

##### ②生産森林組合の短所

(ア)一般権利者には不慣れた事務・会計処理が必要である。

(イ)収入が皆無に近い生産森林組合にとっては、住民税の均等割り額が大きな負担となっている。

③共有経営（共同利用）＝民法上の共有（共有持分の自由売買が可能）：整備した旧入会地を、権利者の共有地として（記名共有の形で登記）維持経営する形態であり、共同経営の実態を持つため法人類似の組織・規約等を定めるものが多い（任意組合と称している）の長所

(ア)従来の入会地の共同体的性質をかなりうまく承継できると思われること。

(イ)法人化した場合に比べ、法人特有の煩瑣な事務・会計処理の作業が必要でないこと。

(ウ)税金等の公租公課の問題で、生森の負担する法人住民税の均等割りについては支払う必要がないこと。

④共有経営の短所

(ア)管理・運営は、民法252条により「各共有者の持分価格の過半数」（共有物に変更を加える場合（民法251条は除く）によって決せられる。（入会権の本質として全員による合意の原則が法律的に支持されていたのに対し、「共有」に変化してからは法律的支持を失う）

(イ)共有持分権は個人所有権と同様に、他の共有者の同意を要せず誰にも自由に売買・贈与し、あるいは担保権を設定する等の処分行為を行うことができる。

（持分権が地域外の人の手に渡ることも、同一地域の人の手に集中することも考えられるが、この状況を防ぐ法律上の手段はない。）

(ウ)「共有」の持分権は個人所有権と同性質の財産権であるから、当然遺産の一部となり相続人の共同相続の対象になる。（遺産分割の協議によって決まるが、持分権が数名に分割相続される場合も一人が承継する場合もある。また、地元在住者でない相続人が相続することもある。）

(エ)登記については、共有権の場合は所有権の場合と同様に、権利の実体と登記名義を一致させておかないと財産処分行為ができなくなるし、財産の確保も難しくなる。従って、相続・贈与・売買等により権利者に変動が生じた場合は可及的速やかに登記をすることが必要である。

(オ)登記には経費が必要であるので、共同の費用を備蓄するのも一つの方法である。

⑤個別経営（個人分割）の長所

(ア)個人分割地は、完全な個人の私有地化するのであるから、法律上の特別な問題が発生することはなく、もっとも簡明な形態である。

(イ)個人の山林経営に対する意欲が増す。

⑥個別経営の短所

(ア)森林経営には適当な規模が必要である。（零細経営は効率が悪い）

(イ)個人財産化する結果として地元以外の人の手に渡りやすくなる、また特定の人の手に集中するなどの弊害が発生する。（各権利者の自覚判断にまつしかない）

【3】長野県下における入会林野整備事業の展開

「近代化法」は、「入会林野近代化整備事業」に具体化された。そこで、この法律および施策によって、全国的にも入会林野が多く存在する長野県下の場合を事例として、入会林野がどのように整備されていったかについて、具体的な数値をもとに明らかにしておく。

(1) 入会林野整備の実施概況

① 第1期整備計画～第2期整備計画

これらの整備計画における認可実績は、以下の表4-1および表4-2に示すとおりである。

表4-1 長野県の入会林野整備事業

	第1期整備計画 (S.42~51)	第2期整備計画 (S.52~61)	計
認可実績	192集団 26,745ha	123集団 14,908ha	315集団 41,653ha

注：1) 整備対象入会林野(10ha以上) 総数1,201集団(125,517ha)のうち、残数は886集団(83,864ha)。

(但し、世界農林業センサス(1960)の数値を基数とする。)

2) 長野県林業課業務資料より作成。

表4-2 長野県近代化整備事業の実績年表(第3期)

年度	62	63	元	2	3	4	5	6	7(見込み)
集団	1	2	6	4	3	1	3	1	2
面積	15	80	1,038	167	136	53	315	71	2,063(ha)

計 23集団(3,938ha)

注：1) 長野県林業課業務資料より作成。

2) 第3期近代化整備事業進捗率(23/440\*100=5.23%)。

② 第3期整備計画(S.62~H.8)

①の表4-1における残数886集団のうち、約50%である440集団をこの第3期事業の10年で整備する計画であった。しかし、表4-2に示されたとおり、進捗率は低迷しており、このままでは、第3期整備事業の終了年度である平成8年度では、計画量達成のために417集団(38,062ha)をこの年度内で整備しなければならないことになるが、事業の手続きに係る時間・内容からみて、不可能な数字である。

③ 近代化整備後の利用形態

①②のような整備事業を経た入会林野は、整備後は生産森林組合か、個人分割化するケースが多い(表4-3)。これは、長野県内では、先述の「近代化法」の趣旨によく合致して整備が行われているといえよう。

しかし、ここで注目すべきは、生産森林組合の設立割合が48.7%と半数近くを占めていることである。つ

まり、昨今では、林業にとって逆風となっている社会経済的環境下での他の林業事業体（経営体）同様、林業経営組織としての生産森林組合は、資本形成のコストを補ってあまりある収益を上げ得ていない場合が一般化している。また、収益が不十分なうえに、設立の規模によっては、さらに法人住民税の均等割り負担が重責となる場合もある。

表4-3 近代化整備後の利用形態（長野県）

個人分割利用形態	189件	15,174ha	35.0%
共同利用形態	153件	7,067ha	16.2%
生産森林組合	160件	21,216ha	48.7%
累 計	336件	43,528ha	99.9%

- 注：1）平成6年度末までの数値。  
 2）端数切り捨てにより合計は100%にはならない。  
 3）重複もある。  
 4）長野県林業課業務資料より作成。

したがって、近代化法の敷いた軌道に乗ったがゆえに、現状においては、かえって入会林野整備による「林業生産力の展開」の解決にはならない比重が高まっているという矛盾が生じており、ここに長野県の入会林野整備後の経営問題の困難さが示されている。

（2）現在の近代化未整備入会林野

ここで、上記のような近代化をしていない「未整備」入会林野集団の様相について、平成4年度の林野庁調査結果<sup>9)</sup>から見てみる。

長野県内における、入会集団台帳に記載されている近代化整備事業未適用集団では（表4-4）、その登記名義は、表4-5に示されたとおり、個人又は記名共有形式が全体の6割を占めている。また、登記名義と入会権者との関係については表4-6のように、「不一致」の割合が74%と高い割合を占めている。したがって、「近代化法」が制定されても、このような入会林野の「登記名義・権利の齟齬問題」は、依然として存在し続けているといえる。

また、この林野庁調査にともなう行われた、「入会集団アンケート調査」についても触れておく。

表4-4 入会集団・林野面積等

集団数	439集団
入会林野面積	20,861ha（台帳） 27,947（森林簿）
市町村数	72市町村
権利者数	54,193人

- 注：「平成4年度 入会林野等今後のあり方に関する調査 報告書」（林野庁平成5年3月）より作成。

表4-5 登記名義（件数）

市町村	57	11.5%
財産区	14	2.8%
字（区）	78	15.7%
団体	15	3.0%
社寺	23	4.6%
会社	—	0%
個人	24	4.8%
記名共有	代表 192 全員 80	38.6% 16.1%
その他	14	2.8%

- 計 497、内 個人、記名共有296、同左比60%  
 注：「平成4年度 入会林野等今後のあり方に関する調査報告書」（林野庁平成5年3月）より作成。  
 —は該当無しを示す。

表4-6 登記名義と入会権者との関係（集団数）

一 致	112	26%
不 一 致	327	74%
不 明	—	—

- 注：「平成4年度 入会林野等今後のあり方に関する調査報告書」（林野庁平成5年3月）より作成。  
 —は、該当するものが無いことを示す。

このアンケート調査は、長野県では、439集団に配布され、430集団から回収された（回収率98%）<sup>10)</sup>。これによると、入会林野整備が進められていることを知っていたのは188集団で全体の44%を占め、反対に知らなかったのは242集団（56%）と、半数以上の入会集団は、入会林野整備がすすめられていることを知らなかった。また、こうした入会集団の「入会林野整備についての意向」は、次の表4-7のとおりである。

このように「現状でよい」または「止むなし」する集団が365集団と全体の85%を占めている。そして「入会整備を知っていた」集団でも、また「知らなかった」集団でも、「現状でよい」が、積極的整備の意向を示す「整備したい」と消極的意向を示す「現状で止むなし」の両者を合わせた数の80%に達している。すなわち、入会整備を知っていようがいまいが、現状を肯定する割合が一定であって、その違いが認められない。したがって、現段階の近代化整備事業は、「農林業上の利用を増進する」という近代化法の目的に対して、「林業生産力展開の問題」を解決し得ていない。つまり、この施策の時代適合性が失われていることが明らかである。

表4-7 入会林野整備についての意向(集団数, 面積)

	知っていた	知らなかった	
整備したい	41集団( 2,372ha)	24( 1,324)	65(3,696)
現状でよい	84集団( 4,567ha)	109( 5,279)	193(9,846)
現状で止むなし	63集団( 3,477ha)	109( 4,666)	172(8,143)
	188集団(10,416ha)	242(11,269)	

注:「平成4年度 入会林野等今後のあり方に関する調査報告書」  
(林野庁平成5年3月)より作成。

#### 【4】長野県下の地縁法人

以上見てきたように、まず根本的には入会権が登記不可能な「実在的総合人」に属する権利であり、これが「登記名義・権利の齟齬」問題側面と「林業生産力の停滞」問題側面として現象化する場合に、それぞれ入会林野の高度利用を阻害している面があることに対し、「近代化法」は、その両者を同時に解決する策を講じる手段を与えようとするものである。しかし、その本来の機能は働いていない。

一方、当該入会林野集団では、登記問題は早い段階で解決しておきたいが、林業生産力の展開の障害問題の解決策として、近代化整備を経て生産森林組合を設立することを躊躇している。こうした背景において、平成3年創設の「地方自治法260条の2」が、登記問題を危惧する入会集団に魅力的に映ったとしても不思議ではないであろう。実際に、その施行年には、中日本入会研究会の取り上げてほしい課題として、早くもこの法律の適用の可否が挙げられており<sup>(11)</sup>、その翌年には、学識経験者の一定のコメントがなされてる<sup>(12)</sup>。

##### (1) 地縁団体の法人化

まず、地縁団体および認可地縁法人とは何かについて、若干の整理をしておく。

この地縁団体の法人化を可能とした地方自治法260条の2について、市町村業務資料によれば、地縁団体は以下のように説明されている<sup>(13)</sup>。

##### (ア) 背景

町内会、自治会などの住民組織が現に活動しているにも係わらず、こうした住民団体に対しては、戦時中の経緯の反省等からいままでもなんの法制度上の位置づけが何もなされていなかった(一般には、「人格なき社団」とよばれている)。

このように、町内会、自治会等の団体が、これまで法制度上なんらの位置づけがなされないことによって、これらの団体の多くが、地域的共同活動を行う上で、

制約があり、特に、これらの団体に法人格がないことから、当該団体が所有している共同財産の登記を団体名で行うことができず、このため、後になって、この共同財産の所有権の帰属をめぐるトラブルが発生する事例が多かった。

##### (イ) 目的

このことから、平成3年の地方自治法の一部改正において、町内会・自治会等の地域的共同活動を行う団体が、不動産又は不動産に関する権利等を保有するために、当該団体の存立基盤である地域を包括する市町村長に法人格所得のための認可を申請したときは、当該団体の運営が戦前のそのように非民主的なものにならないように配慮しながら、これを当該市町村長の認可法人として位置づけて地縁による団体(以下「地縁団体」という。)とし、その所有不動産又は不動産に関する権利等の保有に関して権利能力を認めることとした。

##### (ウ) 地縁団体の成立要件

1. 地域的共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていること。
2. その区域が住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。
3. その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることのできるものであり、その相当数の者が現に構成員となっていること。
4. 規約を定めていること。
5. 市町村長への認可申請が、地域的共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するためになされたものであること。

##### (2) 地縁団体の設立・認可状況

###### ① 全国の地縁団体

地縁団体の全国的な設立・認可状況は、「地縁団体認可状況等調査結果(平成4年度)」(自治省行政局行政課 平成5年3月)<sup>(14)</sup>によって把握できる。

これによれば、平成4年7月1日現在で、市区町村に認可され、法人格を有している地縁による団体は、841団体であり、認可を行った市区町村数(以下「認可市区町村」という)は355であった。また、認可地縁団体の保有資産目録又は保有予定資産目録に記載されている資産の調べでは、土地の所有権が784団体と最も多く、つづいて、建物の所有権(614団体)、土地の賃借権(29団体)、立木の所有権(24団体)の順になっている。また、この調査では、認可地縁団体に関する調査のみならず、全国の法人化されていない



地縁団体に関する調査も行われた。(表4-8, 表4-9)

この表4-8, 表4-9から、「立木を所有している団体」であって、かつ認可法人となったものこそ少ないが、全国では1万4千あまりもの地縁団体が「立木を所有している」存在となっている。また、実際上は、農山村地域における地縁団体では一般に「部落」や「区」という名称が用いられていることから、こうした山間地域で「区」という名称の組織を有し、かつ立木を所有ないし保有している団体が、必然的に地方自治法260条の2の適用対象として含められるものとなる。

表4-8 全国の地縁団体(未認可)の名称及び数

総数	298,488	割合
自治会	97,770	32.8%
町内会	76,809	25.7%
区	42,864	14.4%
部落会	27,629	9.3%
町会	17,532	5.9%
区会	7,020	2.4%
その他	28,864	9.5%

注:「地縁団体認可状況等調査結果(平成4年度)」自治省行政局行政課(H.5 3月)より。

表4-9 全国の地縁団体の不動産等所有状況等調(今回調査で確認された数)

不動産を所有している団体総数	113,606
土地を所有している団体	67,690
建物を所有している団体	97,146
立木を所有している団体	14,711
所有権以外の権原により不動産を保有している団体	4,519
登録を要する金融資産を保有している団体	1,235

注:「地縁団体認可状況等調査結果(平成4年度)」自治省行政局行政課(H.5 3月)より。

しかし、このような団体が所有しているものに係る権利は、形式上「所有権」ではあっても、実質的には「入会権」であることも多い。したがって、入会林野に対する権利者集団と立木を所有する地縁団体の法人成り認可との関係・重複が問題となるのである。

② 長野県の地縁団体

前掲自治省資料において、長野県の状況は、認可市区町村数4, 認可地縁団体5であった。しかし、その後は急速に認可数がふえ、平成7年4月1日現在では138団体(37市区町村)となっている<sup>(15)</sup>。

そこで、本研究では、こうした地縁団体と入会集団

が重複する場合に、入会林野をどの様に扱っているか、又その際の問題点は何か、の把握を中心とする調査を行った。以下に、その結果・内容についてまとめる。

尚、以下において、認可済みの地縁団体であることを明瞭に示す場合は、特に「地縁法人」と表記する。また、単純に「地縁団体」とするときには「入会集団」との対比がニュアンスとして含まれる場合を示し、さらに認可されていない地縁団体(全国に多数存在する自治的役割を果たす組織のことを指す)は、「認可されていない地縁団体」または「未認可地縁団体」と表記することとする。

【5】 地縁法人と入会集団が重複する場合

(1) 地縁法人と入会林野集団の重複

まず長野県林業課業務資料<sup>(16)</sup>によって、長野県内で認可法人となっている地縁団体で入会林野を保有する入会集団が母体となっている17団体を抽出した。そのうち入会林野近代化整備事業の対象でもある10町歩以上の入会林野を擁する団体を中心に調査対象を設定した。そして1.管轄市町村の担当課に対して調査票<sup>(17)</sup>を配布し、2.当該団体代表者等に聞き取り調査を行った。尚、この調査を進めるに際して、表4-10以外にも同種の団体が存在することが明らかとなった場合には、その林野面積が少ない場合でも調査対象として含めた。

抽出17集団の概況は表4-10のとおりである。

これらの特徴としては、入会林野があるにはあるがその面積は少ない集団(A,B,C,D,E,G,M,O,P,Q)と、入会林野面積が10町歩以上と大きく、規約を設けて管理している入会集団(F,H,I,J,K,L,N)に大別できる点と、どの集団も入会権の解消の予定がない点である。

一方、大規模型(10町歩以上)は、規約等もあり管理面では外見上は問題はないように見える。しかし、入会林野共通の問題である、登記名義・権利の齟齬問題、林業生産力停滞問題について、それらが地縁団体の設立によってどの様に变化したかあるいは変化すると考えられるか、については内部的な実態を調査する必要がある。そこで、面積の大きい集団H, J, K, Lを擁する市町村において配布した調査票の回収結果及び聞き取り調査の結果をつぎに示す。尚、この実態調査をすすめる時点で、表4-10の団体以外にもその管轄市町村内に同様の団体が存在することが判明した場合または地縁法人財産に入会林野を組み入れた事例

が存在することが判明した際には、それらの面積の大小に関わりなく調査対象として含めた。

表4-10 入会林野と地縁法人の概況

団体名 (記号)	入会林野面積 (ha)	入会権規約		入会権解消の予定	
		有	無	有	無
A	1.73		○		○
B	9.32		○		○
C	2.13		○		○
D	4.4		○		○
E	6.5		○		○
F	19.3	○			○
G	0.8		○		○
H	41	○			○
I	75	○			○
J	43	○			○
K	65	○			○
L	136.75	○			○
M	1.77	○			○
N	10	○			○
O	0.3		○		○
P	0.25		○		○
Q	6.2		○		○

注：長野県林業課業務資料より作成。

(2) 調査対象地縁法人の概況

表4-11 地縁法人の規約等 (調査結果)

事例番号	規約の目的に示された活動内容	設立年	当該団体への加入率
No. 1	1, 2, 3, 4, 5, 7	H. 5	98.9%
No. 2	1, 2, 3	H. 6	92.0%
No. 3	1, 2, 3, 4, 5, 7	H. 6	100%
No. 4	1, 2, 3	H. 6	99.2%
No. 5	1, 2, 3, 4, 8	H. 7	99.0%
No. 6	全部	H. 3	93.4%
No. 7	1~12	H. 3	100%
No. 8	全部	H. 6	91.9%
No. 9	1, 2, 3	H. 6	100%
No. 10	1, 2, 3, 4, 7, 8	H. 6	100%

注：1) No. 1~No. 5, No. 6~No. 8, No. 9~No. 10はそれぞれ同一市町村管轄。

- 2) 表4-10の事例のうち、事例記号H, J, K, Lは表4-11のうち、それぞれ、No.1, No.2, No.4, No.6と対応する。以下同様。
- 3) No. 3は、「区」ではなく、下部組織の「常会」単位である。
- 4) 「規約の目的に定められた活動内容」選択肢は以下の通り。
  - 1 住民相互の連絡(回覧板、会報の回付等)
  - 2 区域の環境美化、清掃活動 ; 3 集会施設の維持管理
  - 4 防災、防火 ; 5 スポーツ、レクリエーション活動
  - 6 文化レクリエーション活動
  - 7 道路、街路灯等の整備・修繕等 ; 8 交通安全、防犯
  - 9 お盆祭り、お祭り、敬老会、成人式等の行事の開催
  - 10 行政機関に対する要望、陳情等
  - 11 独居老人訪問等社会福祉活動, 12 慶弔, 13 その他

表4-11は、法人設立申請に際して義務づけられている「規約」に示されている内容を整理したものであるが、項目の1から3がすべての調査対象で選択されている。これは、地縁団体法の目的から言って、その趣旨によく適合しているといえよう。つまり、集会施設等については、例えば公民館やその地盤についての名義を変更しやすくする意味で、この法律が役に立っているといえる。

表4-12では、この表のすべての団体が入会林野を管理している団体であるが、地縁法人名で登記している例が2件存在する。したがって、逆にいえば、この法律が、建造物やその地盤といった固定的な存在を対象に適用されることを意図していることが読みとれる。

表4-13では、表4-12に示されている権利について、個人・記名共有という形式で登記されていたことが分かる。この登記形式の解消という点から考えれば、

表4-12 地縁法人の保有資産または保有予定資産 (調査結果)

事例番号	保有資産または保有予定資産
No. 1	土地の所有権, 建物の所有権
No. 2	土地の所有権
No. 3	土地の所有権, 建物の所有権
No. 4	土地の所有権, 建物の所有権
No. 5	土地の所有権, 建物の所有権, 立木の所有権
No. 6	土地の所有権
No. 7	土地の所有権
No. 8	土地の所有権
No. 9	土地の所有権, 建物の所有権
No. 10	土地の所有権

注：1) 事例No. 7とNo. 8では、すでに入会林野近代化整備事業による生産森林組合を設立している。その他の団体は、すべて入会林野に関係している。

2) 事例No. 5, No. 10は山林を地縁団体名で登記している。

表4-13 当該団体名義の不動産取得原因 (調査結果)

事例番号	当該団体名義の不動産取得原因
No. 1	多数人から認可地縁団体名義に変更
No. 2	個人から認可地縁団体名義に変更
No. 3	多数人から認可地縁団体名義に変更
No. 4	多数人から認可地縁団体名義に変更
No. 5	多数人から認可地縁団体名義に変更
No. 6	個人から認可地縁団体名義に変更 多数人から認可地縁団体名義に変更
No. 7	個人から認可地縁団体名義に変更
No. 8	個人から認可地縁団体名義に変更
No. 9	多数人から認可地縁団体名義に変更
No. 10	入会権の対象である山林等の登記名義を地縁団体名義に変更

集団が、山林等についても地縁法人名義で整理したいと考える方が、むしろ自然な発想であるといえよう。実際に事例 No.10は、そのような考えによって、名義変更をした(表4-13)。

そこで、次に、入会集団の管理対象である山林と地縁法人の資産との関係について調査結果をまとめる。

(3) 調査対象地縁法人と入会林野との関係

① 調査対象地縁法人の資産

当該団体が設立に際して認可申請した書類に記されている保有予定資産は、現時点での当該団体又は当該団体の一部を構成する入会集団の入会権の対象(山林等)と一致するかどうかという観点から得られた結果は表4-14のとおりである。

この表4-14では、入会林野を地縁法人の保有資産に組み込むことで、個人・記名共有の名義の問題を解決したい意向が読みとれる。

表4-14 地縁法人保有予定資産と入会林野(調査結果)

事例番号	回答	事例番号	回答
No. 1	b, c	No. 5	d
No. 2	b, c	No. 6	b, c
No. 3	b	No. 9	b, c
No. 4	b, c	No.10	d

注：回答記号の項目は以下の通り。

- a. 申請書類記載保有予定資産のうち入会権の対象である山林等を含む(調査時点で)。
- b. 書類保有予定資産のうち入会権の対象である山林等は含まない(調査時点で)。
- c. 近い将来には入会権の対象である山林等を含めていきたい意向がある(調査時点で)。
- d. すでに保有資産に入会林野が含まれている。

注：事例 No. 7, 8 では、入会林野は生産森林組へと移行しているのを除外した。

ここで地縁法人の保有資産に入会林野を組み込む際に予想されることは、1つは、地縁団体では一定の区域内に住む住民全員に団体加入資格があるため、入会林野集団がそのまま地縁団体と一致していればよいが、地縁団体構成員の一部が入会林野集団の場合には、この入会集団以外の地縁団体構成員の入会林野に対する権利関係の設定の問題がある点、もう1つは、この手続きによって入会権が消滅するかどうかという点であった。

この後者の点については、後にあらためて述べるが、前者の点について、各団体ごとに行った聞き取り調査結果の概要を整理する。

② 地縁団体と入会林野と区の関係について(調査結果)

<1> 事例 No. 1

(ア)地縁団体の母体(以下同様)

地縁団体は「区」を母体に設定。

(イ)地縁団体設立の理由(以下同様)

地縁法人設立のきっかけは、個人数記名共有名義の建造物と土地があり、その名義人の死亡により、相続登記等を行うに費用がかかることなどから、市町村に相談したところ、地縁団体の件を聞き、設立することとした。

(ウ)地縁団体と林野の関係(以下同様)

事例 No. 1 では、地縁団体の母体である区に、山林に関する団体が2団体ある。

1つは大正に設立された「山林組合」と称される団体で、区の組織とは関係なく存在するものである。もう一つは、戦後において当時の区民全戸に権利を認め直轄利用形態の「財産区」と呼ばれるものである(数名記名共有であり、地方自治上の財産区とは異なる)。

前者の「山林組合」は、古くから地域に居住する世帯を中心とする入会集団であり、集団の慣習である義務人足によって、造林・育林を行っている。この入会集団は財産価値の高い林野を所有しているため、権利意識がつよいので、地縁保有財産にすることは考えられない。すなわち、この地域に居住する非権利者からみれば、民法上の共有として認識されうるものであろう。

後者の「財産区」では、この山林の管理は、当初より完全に森林組合へ委託され、義務等による権利者の直接管理は行われたことはない(契約利用形態)。現在は、さらに戸数が増え、全く山林に関係ない世帯も多数ある。

したがって、この事例では、区の内部にごく少数の入会集団と、区民の半数程度の「財産区」民とが存在している。しかし、「財産区」財産については、地縁団体保有財産とし、新戸にも権利を認めることで登記名義を変更していったとしても現状では問題ないということで、その方向についての話が出ている。すなわち、入会林野の解体過程における地縁団体法人化を媒介とした権利者の拡大をとまらぬ入会林野の再編、という「解体→再編」のベクトルの芽が存在するといえる。

(エ)この事例を模式的に示せば、「地縁団体=区>財産区入会集団」となる。

<2> 事例 No. 2

(ア)地縁団体は「区」を母体に設定。

(イ)地縁法人設立のきっかけは、新しく公民館を建設するに当り、その名義をどうするかが問題となり、市町村へ相談したところ、地縁団体の件を聞き、設立することとした。

(ウ)区には、山林に関する団体が2団体ある。一方は「共有」と呼称されている団体であり、他方は「財産区」と呼称されているものである。

「共有」は、旧来からの入会権者集団である。この登記名義は、3代ほど前の代表者数名記名共有である。この名義人に死亡者があり、登記の相続変更を行いたいが、費用面の合意がえられず、実際には未だに変更されていない。この入会林野は、部分的に個人分割利用形態されている。その毛上のものに対しては、権利者で自由に造林、立木販売ができる規約をもつ。また、権利者の共同によって造林した部分(直轄利用形態)は、ここ10年ほどは、義務人足による手入れなどは行っていない。さらに、契約利用形態部分の官公造林地も存在するが、後10年ほどで期限となる。

「財産区」では、新戸でも区に入れば、同時に「財産区」の会員になる規約を持つ。また、この「財産区」は、ここ20年ほど手入れはしていない。

区の役員と財産区の役員は別個に組織され、規約も別個になっている。最近になって、「財産区」を区に組み入れて、区として一括管理をしていきたい意向が出されている。そしてこの際に、地縁団体の保有財産とすることが話に出ている。ただし、事務面が簡便であることと税金面が考慮されることが条件とされている。新戸では、山人足といった義務をいやがり、区には入っているが、財産区には入っていない戸もあるので、このような人たちの扱いについても考える必要がある。

(エ)以上を、模式的に示せば、「地縁団体=区>財産区入会集団」と表せられる。

入会林野と地縁団体に関する関係は、ほぼ事例No.1と同様である。

#### <3> 事例 No. 3

(ア)地縁団体は「区」の下部組織である「常会」を母体に設定。

(イ)地縁法人設立のきっかけは、常会会所の税金面の問題を解決するため、登記の変更の問題が生じたことであった。

(ウ)山林に対する規約は、上部組織である区の規約の中に含まれている。この区では、山林は区よりの貸し付けとして管理する形式で、3年以上在住等によって、新戸でも権利が生ずる。このため、この事例では、

「常会」として入会林野を地縁法人財産化することは考えられていない。

(エ)この事例は、「区>地縁団体=常会=入会集団」と表せられる。

#### <4> 事例 No. 4

(ア)地縁団体は「区」を母体に設定。

(イ)地縁法人設立のきっかけは、1つには林業構造改善事業による集会施設の建設が認められたため、その名義を簡便なものにしたかったという点、1つには公民館の代表者名義人が死亡のため、相続登記をしようとしたが、相続人が区外に移転していることなどから登記替え費用がかかる問題が生じた点であった。そこで市町村に相談した結果、設立することとなった。

(ウ)区には、新戸である数戸を除く入会林野集団として「山林組合」と呼称される団体がある。この山林組合と区の組織は別個であり、規約もそれぞれ別個にしてある。

しかし、全く関係ないのではなく、区と山林組合が協定書なるものをつくり、金銭等のやりくりでは現実には同一会計として扱われていることが多い。

具体的には、入会林野の義務人足で出不足金が徴収された場合、それを区の会計に計上しているのである。その際には、区の共益費として使用される場合、新戸にも影響がある点で、新戸も山林組合に係わっているといえる。

記名共有名義の山林が多く存在し、この名義を順次団体名義に置き換えていきたい意向が強い。その際には、新戸も半強制的に山林組合に加入させて、地縁団体=区=入会集団とし、入会林野は、地縁法人所有名義として管理していきたい、という構想が練られている。その際の名義変更費用が補助金としていくらかでも出るようになれば、かなり早い速度で実現するであろう。

(エ)この事例は、現時点では「地縁団体=区入会集団(山林組合)」と表せられる。

#### <5> 事例 No. 5

(ア)地縁団体は「区」を母体に設定。

(イ)区の財産としていた土地の所有名義を地域の菩提寺の名称にしてあったが、周辺の土地開発に際して、その寺の住職が権利者として出席し、区の関係者には知らされなかったことから危険を感じたことと、それとは別の区の山が個人名義に登記されており、死亡した場合に困ることの2点から、地縁団体を設立することとした。

(ウ)区の山林は、奥地の山に0.5町歩と僅かである。

また、義務人足によって、育林を行ってきたため、現在は手入れをしなくてもよい状態にある。したがって地縁団体の保有資産として登録申請し、認可を受けている。山林に対する規約はなく、区の役員が適宜見回りをし、必要なことは総会に諮って決定している。また、区へは、酒2升を納めれば加入することができるという慣行があり、区へ入れば、山の権利・義務が生じるようになっている。

現在、宅地を造成して10戸が新戸として加わるため、その新戸に対しては、現時点では酒の代わりに区費2年分を納めれば、区への加入を認めることにしてある。

(エ)この事例は、「地縁団体=区=入会集団」である。

< 6 > 事例 No. 6

(ア)地縁団体は「区」を母体に設定。

(イ)地縁団体設立のきっかけは、実質的管理を区で行ってきた旧来の公民館(市町村名義)を新築する際に、付属する地盤を区に寄付した者がいたため、その名義を含めて問題になり、市町村に相談したところ、地縁団体の件を聞き設立することとなった。

(ウ)入会林野である区有林について、「山林組合」なる組織を区の組織とは別個に設立したうえで、独自の規約に基づいて運営されている。この場合、区民であれば、一定の義務、供出金を支払えば、権利者になることも、また休会することもできる。

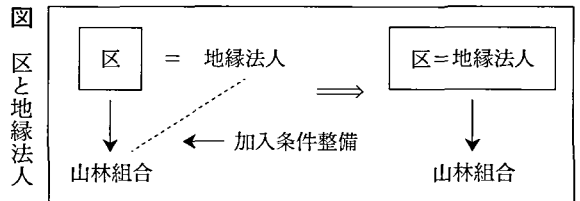
20年近く前に、同一市町村内の他の入会集団が近代化整備事業によって生産森林組合を設立したのに歩調を合わせ、この山林組合を生森に移行しようとしたが、書類の不備から中止した。その後、老人世帯の入会林野に対する義務の免除等が問題となり、昭和35年頃に従来の慣習である「山管理の申し合わせ」を成文化したものをもとに、昨年新たな規約を設けた。

その規約は、基本的には、生森の模範定款例を準用することとし、さらに新戸の加入条件や義務免除、休会等の条件を明確にした。地縁団体の財産にこの山林組合財産を含める意見もあったが、山林組合所有財産に松茸山があり、この収益が営利目的にあたるのではという意見があり、当面は地縁財産にしないこととした。

(エ)地縁団体の規約は、旧来から明文化されていた「区条例」を改正して「区規約」とし、その「区規約」を地縁団体の規約として適用した。その地縁団体規約のなかで、「本規約に定めること以外は、旧来の慣行を重んじる」旨記されてることから、「区」が主体であって、地縁団体は、区の運営の一部分と認識されている。

(オ)この事例の場合でも、区民になることは同時に地縁団体構成員になることなので、山林規約において新戸の加入条件が整備された。また、地縁団体の「慣行重用」規約は山林規約を範疇に含めていることから、地縁団体名義で山林等を保有財産として登記するほうが、より合理的になると考えられる事例である。

つまり、現時点では、地縁団体構成員と区の構成員は同じであるが、山林組合は、区民によって組織されることを前提としつつ、区とは別個の組織である。そして、この入会林野を管理する「山林組合」へは、一定の条件により区民であれば加入することができる。したがって、この「山林組合」への加入条件と地縁団体構成員となることの基準が一致していれば、「区民」であることが認証されると同時に地縁団体の構成員となり、その保有資産への権利・義務を負う「山林組合」の構成員となることが可能となる訳である(下図を参照)。



また、この調査対象事例では、「山林組合財産」を地縁団体保有資産として組み入れることをためらわせた理由として、松茸の収穫・販売が「営利活動」かどうかという点が明確にならないことが挙げられた。この点に関して、この事例の場合では収益を各権利者に個別配分するのではなく、山林組合でプールし、必要に応じて区の会計へ組み入れており、特に、数年に一度の祭りの費用に当てるのが慣行である。よって、十分に「地域の共同活動」の範疇に属すといえ、また、松茸山は古くからの産地であるので、「周辺の農林業活動に影響を与える」ものではないと考えられる。一方、区民である新戸が、その山林の権利者になれるかどうか(地縁団体の構成員=入会権利者として一致することが可能かどうか)という問題であるが、この点も新戸加入の条件が明確であるので、入会権の対象である山林を地縁団体保有財産としても問題はない。したがって、このような団体の場合は、登記名義の整備のために入会林野を地縁団体保有財産とする道が保証されてもよいと考えられる。

(カ)新規移住の区民には、とりたてて、義務を果たして山林権利者になろうとしないものがあり、「地縁団体=区=入会集団」の例である。

< 7 > 事例 No. 7, < 8 > 事例 No. 8

(ア)地縁団体は「区」が母体として設立。

(イ)地縁団体は、公民館等の名義の変更がきっかけで設立された。

(ウ)山林は、昭和54年、55年にそれぞれ生産森林組合を近代化整備事業で設立した。

この2つの事例は、同一市町村に属するので、近代化事業や地縁団体整備など、その市町村の担当者による説明が同一時期に重なるため、どちらも似たような設立経過になっている。そして、このどちらの団体も山林は生森へ、区の建造物等は地縁法人所有へと、言わば「模範的」な団体といえる。それゆえ、これらの事例の場合では、目下の所、生産森林組合の税金問題をふくむ収支バランスという林業経営上の問題があるといえる。

(エ)これらの事例は「地縁団体＝区／入会集団＝生産森林組合」である。

#### < 9 > 事例 No. 9

(ア)地縁団体は、区が母体となって設立。

(イ)公民館の土地所有名義が個人になっていたの、本人死亡の場合の相続登記が困難になることが予想され、地縁団体によって整理することとなった。

(ウ)地縁法人設立に係わる規約を作成するにあたり、従来より用いていた「区条例」を基礎とした。すなわち、「平成6年地縁団体〇〇区設立にあたり、〇〇区規約を定める。但し、〇〇区と地縁団体〇〇区は同一母体であるので、規約に定める項目で重複する部分については、条例の定めるところによる(〇〇区条例より)。」ものである。

この「区条例」には山林に関する規約は含んでいない。山林に関する権限は一括して区長(1年ごとの持ち回り)に付帯されるのが、この区の入会慣習である。

20年ほど前には、入会林野を採草地・薪炭林として区の権利者に貸し付け、その利用料を山林管理のための特別会計として計上し、区総会の議決があった場合は区の一般会計へ繰入れていた(直轄利用形態)。しかし、昭和40年代に入り、薪炭生産が廃れるようになると、地形上造林が困難であるため、放置されるようになり、現在は、保安林指定を受けている。(ただし、部分的には、昭和6年恐慌における失業対策としてスギ・カラマツが植林された箇所もわずかに存在する。また、戦後の国策であった「自作農創設特別措置法」によって、入会地の一部を国が買い上げ必要とする者に売り渡したような開墾地も存在した。しかし、それらは、現在に至るまでに、離村にもなっており、地区が買い戻して今日の区有林に至っている。)

現状において、入会地は特に利用の便に供していな

いので、取り立てて急ぎの問題は存在しない。しかし、将来的には、名義人の死亡や、相続の問題が生じるので、方法を考えたい。近代化法による生産森林組合化を考えたが、現状では林業の利用が主ではない入会地なのでそのメリットが無く、事業の導入はやめた。そこで、地縁団体法人は税制上公益法人として扱われるので原則非課税であり、また、法人税均等割りも減免措置を申請できるうえ、市町村長の認可による手続き上の簡便さがあるので、入会地の「(代表者)△△外何名」名義を地縁団体へ変更していくことを考えていきたいとする。

(エ)この事例は、居住戸数減少により[区＝地縁団体＝入会集団]となっている。

#### < 10 > 事例 No. 10

(ア)地縁団体は区を母体として設立。

(イ)昭和53年頃、同一市町村内の周囲の入会集団と足並みを合わせて、近代化整備事業を導入して生産森林組合を設立しようとしたところ、測量図と公図があわず、森林の現況も異なっていたので調べたところ、過去の住民に、区に無断で入会地の一部を他市町村の居住者へ売却していたことが判明し、整備事業が中止となった。その後、河川改修のために区の土地を建設省に売却した経緯から、国土調査による測量をおこなって、境界等を明確にすることができた。そこで、改めて、入会林野の名義を変更することとなったが、もはや整備事業による生産森林組合の設立による林業経営は困難であると判断し、その他の方法を探しているところへ地縁団体の話があった。

(ウ)明治頃より焼き畑、薪炭に供する割山利用(個人割、組割の分割利用形態)が主たる入会林野の利用形態である。急峻な地形が大半であったため、割地を分家に分け与える慣行はなく、また、従来より「みんなのためにみんなで使う」といういわゆる直轄形態による利用の同機は弱かった。よって、現在も集落にかかわる公共的性格の事業等のためには、入会地からの収益を区の会計に計上するのではなく、そのような必要があれば各戸から徴収すればよいという考え方が支配的である。

割地は、現在では1戸当たり7～8町歩に均等割りされている(割替えはなし)。その後、各戸でのやりとりで面積が多少移動している(従来は5町歩程度であったが、戦後の拡大造林時代に、権利者の間でさらに2町歩ずつが分割・加算されて現在に至る)。

その後、そのような利用がすたれ、植林が奨励されるようになり、急峻でない土地で焼畑をしていた後へ

植林したため、小規模で分散している。さらに、昭和40年ころに、まとまった規模の植林適地は、まとめて公社造林の契約をした（作業は森林組合、契約利用形態）。それ以外は崖などの天然林地である。ただし、山菜取りは区画に関係なく自由に利用できるため、古典的共同利用形態であるといえる（この点は、入会林野の利用形態の重層性が認められる。人工林が主たる林相を占める入会林野と異なり、山菜の種類が豊富である天然林が主となっている入会地の特徴を表している）。

このように、造林適地は契約利用形態へ移行し、直轄造林地は規模が小さく、大半は天然林であり、その残りは分割利用形態となっている。したがって、契約利用形態の入会地を除いては、地縁団体の資産として、名義を書き換えても、林業的な利用による営利活動はなされないのが問題なしとして、地縁団体の設立およびその資産として入会林野の名義を地縁団体へと変更することを含めて、地縁団体法人の認可がなされるに至った。

その際には、旧権利者のみではなく、戦後の移入者や、定住を条件とするものにも区画をきめてその地縁団体名義の入会地に権利を与えることにより、入会集団と区と地縁団体を一致させている。

(エ)したがって、この事例では〔地縁団体=区=入会集団〕である。

#### (4) 地縁法人与入会林野に関する類型

以上の調査結果から、地縁法人（法人なりの認可を受けた地縁団体）と入会集団が重複している場合に、母体となる「区」を媒介として、次のような「地縁法人与入会集団」の類型が認められた。

##### ① 地縁法人与区が一致する団体

(ア)地縁法人から入会集団が完全に分離されている形態。

地縁団体は区と一体化しているのに対し、入会集団は生産森林組合（法人）へと再編されている。これらは、「模範的」な法趣旨適合型ともいえるであろう。

(イ)地縁法人与入会集団が一致する形態。

すなわち、地縁法人与区の構成員条件が等しく、また、入会林野に対する構成員条件もこれに等しい場合である。この場合は、入会林野を地縁団体の保有財産として申請・認可がされているかどうかの問題となる。実際には、申請・認可されている団体と、申請をしていない団体とが存在した。入会林野においては、その権利の主体が自らの権利を「入会権」として登記する

ことが不可能である以上、この入会権が消滅したか存続しているかどうかを外部から判断することに危険がともなう。ゆえに、この件について入会集団内部での合意がなされていない場合は、たとえ入会集団と地縁法人が区を媒介として重複していても、入会林野を地縁団体の財産に含める（入会林野の地盤等の所有権名義を地縁法人名で登記すること）ことが避けられるのである。

したがって、このような形態において問題となるのは、「入会集団プラス地縁団体構成員のうち新たに入会権を得る世帯または個人」という形で、入会権利者の拡大をともなう地役的な入会権が創設されたと思なすことができる場合と、入会林野集団の総会により全体一致で入会権の解消を決定したことを証明する「同意書」や「規約」等が存在するような地縁団体法人化にともなって入会権が消滅する場合の、どちらであるのかということであろう。

つまり、入会権があくまで優先されるのか、あるいは公益法人としての地縁法人の所有権登記が優先されるのか、あるいは時と場合による付帯条件によってケース・バイ・ケースの判断となるのか、といった問題について法律学的に議論されていく必要があると考えられる。

(ウ)地縁法人与入会集団の構成員がほぼ一致する形態

この場合は、区に含まれるごく少数の非入会権者の扱いをどのようにするかによって、考え方を変えるべきものであろう。この非入会権者の権利を認めた場合には、前掲(イ)の形態と同様の方向で捉えることが可能となる。また、認めない場合には、地縁団体の保有財産に入会林野を含めるべきではないであろう。なぜなら、地縁団体の設立要件である、「構成員の資格」としての「一定の地域に居住する住民全員」の規定と齟齬をきたすからである。

(エ)地縁法人の構成員に対して、入会林野の権利を有するものが少数である形態

この形態において今回の調査で認められたものとして2種類がある。1つは「財産区」なる組織が区に併存している場合であり、もう1つは、相当に古くからの居住者で今では地域の少数の入会権利者となっているものである。どれも、過去の歴史的経過の中で、その当時の区（集落）の全戸に権利をあたえた、当初より直轄利用形態が中心の入会林野管理集団である。問題は、その後の戸数の増大等により、非権利者が区内に存在することである。

古くからの権利者少数固定的な入会林野では、長期

間資産形成に携わってきた経験上に形成された私有財産的権利意識が、対権利者外部に向けて存在するため、地縁団体の保有財産に入会林野を含めることは不可能である。また、そのような集団は入会林野管理集団として、別個に活動する方がむしろ合理的であろう。

「財産区」財産の地縁団体保有財産の組み入れの場合は、基本的には前述(ウ)の形態と同様の議論に帰着すると考えられる。

② 地縁法人と区が一致しない団体

「区」の下部組織としての「常会」を単位とする地縁法人設立の場合である。

この場合では、一定の入会林野に対する単独の権利者集団が、「常会」の構成員として存在するかによって問題が分かれる。もしそのような構成員が存在するのであれば、上述①の(ア)～(エ)に準じた考察が可能である。もし、そのようなものではない場合は、入会集団の構成単位と常会の構成単位がずれていることを意味し、そもそもこの常会単位の地縁法人保有財産に入会林野を組み入れているかどうかは、問題とはならない。

(5) 地縁団体と森林管理組織との関係

以上、地縁団体と入会林野との関わりの現象形態について、分類の整理をおこなった。ここで、地縁団体の「法人化」を捨象してみた場合に、集落の自治的機能を有する地縁団体とその森林管理組織との関係は、下図4-1のように区分できる。

すなわち、集落の組織と山林管理組織が一体化しており、山林に関する権利者は集落住民と同一である場合(タイプ1)、集落の組織の内部に別系統の森林管理組織を形成し、それが集落組織から有る程度の自主性・独立性を保っている場合(タイプ2)、そして、集落組織から、森林管理組織が完全に独立分離している場合(管理を森林組合に委託しているもの、さらに生産森林組合等として法人化しているもの等、タイプ3)の3とおりである。

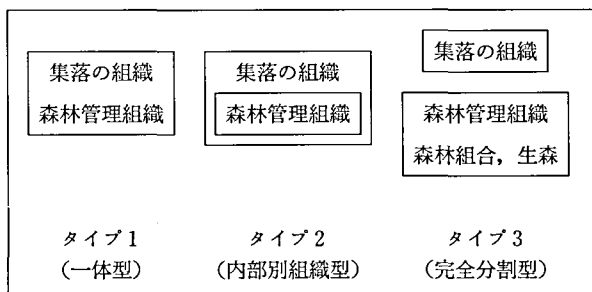


図4-1 地縁団体(集落組織)と森林管理組織との関係(模式図)

上記の調査対象地縁法人と入会集団においても、集落組織である「区」と、入会集団を中心とする山林管理組織との基本関係がこの3とおりのどれかに当てはまっている。そして、この基本関係における集落組織が地縁法人化した場合が、上記の類型区分となって表れているのである。

さらに、このような3とおりの集落組織と森林管理組織との基本関係は、次の図4-2にあるような入会の対象と主体との関係に帰着させることができる。

すなわち図4-2の集落組織=区の内部において、非入会権利者が存在しない場合がタイプ1となり、非入会権利者が存在する場合がタイプ2となり、入会権利者が集落組織から分離するとタイプ3となる。

したがって、今後、地縁団体法人化と入会集団との関係を分析する際には、まずこのような入会の対象と主体をむすぶ「慣習」を把握し、さらに地縁団体である集落の自治的機能を有する区と入会集団を中心とする森林管理組織との基本関係を把握し、そのうえでこのような地縁団体が法人化した場合を考察する必要があるといえよう。

すなわち、あくまで入会林野を入会林野たらしめる根拠であるところの「慣習」を十分に把握することが大切である。

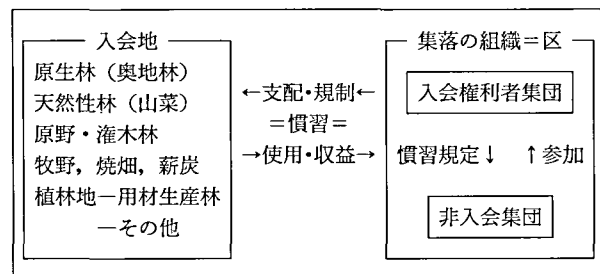


図4-2 入会の対象と主体との関係(模式図)

【6】 入会林野整備事業の課題と地縁団体法人化

明治以降、わが国における西洋化・近代化の波によって入会林野が洗われ、それを消滅させる場合を含む利用形態の再編がなされていくこと、すなわち入会林野の解体過程がみられる。

この従来からの入会林野の解体過程における「解体→消滅」、「解体→再編」というベクトルにたいして、新たに「解体→消滅→再編」というベクトルである生産森林組合の設立を制度的に保障したのが、いわゆる近代化法とその具体化である入会林野整備事業である。

しかし、「解体→消滅→再編」によって制度的に設立された生産森林組合は、旧入会林野として存在した



地域資源を、協業によって林業経営上のスケール・メリットを発揮するという長所よりも、事務・会計処理を森林組合に全面的にまかせてしまう無責任さや、収入が皆無であるにも係わらず諸費用がかさむなどの短所のみが表れているというのが一般的な状況である。

さらに、その制度的保障が設定された理由である「入会林野の問題」、すなわち明治以降の入会林野の解体過程の中で生じてきた「登記名義・権利の齟齬」と「林業生産力の停滞」は、今日では、新たな「解体→再編」のベクトルに作用している。

つまり、入会林野整備事業では、「林業生産力の停滞」を制度的に解決しようとする目的を有するため、今日の林業をめぐる経済構造のもとでは、かえって事業の進展に行き詰まりを与えており、また、その経済構造の変革の力となり得ていないのである。そして、その一方で、入会林野の主体は、現時点では生産森林組合の設立による「林業生産力の停滞」の制度的な解決を必要とはしないが、入会林野における「登記名義・権利の齟齬」は解決したいという動機により、地方自治法上の地縁団体法人化を指向する動向がみられる。

本章では以上の点を、長野県下での事例によって明らかにし得た。

ここで、このような入会林野の解体過程に係る今日の状況について、この整備事業をあく行政（主として林野庁）が、どのような認識をし、あるいは解決策を講じようとしているのかを明らかにした上で、小括を行う。

#### （１） 入会林野整備事業の課題

平成7年（1995）入会資源総合活用コンサルタント中央会議において、林野庁林政部森林組合課によって、今日の入会林野整備をめぐる情勢に関する現状認識が示された。行政の中核が示したものであるので、かなり制度技術的内容を含んでいるが、入会林野の解体過程に係わる今日の状況に関する行政側の認識を知るために有用であるので、以下に示す。

##### ① 林野庁の現状把握

（ア）第3期入会林野整備計画（昭和62年～平成8年）に基づく補助事業も平成8年度をもって完了することに伴い、9年度以降の対策をどうするか、入会林野整備や森林組合の抱える問題をどのように整備するかが当面の課題となっている。

（イ）第3期入会林野整備計画面積40万ヘクタールのうち、整備着手面積が3万5千ヘクタール、完了面積が

4万2千ヘクタール（前期計画の繰り越しを含む）となっている。整備実績が非常に低調なことから、財政局は入会林野整備事業に対し厳しい認識を持っており、現状のままでの延長は非常に困難と思われる。

このため、平成9年度以降も入会林野整備計画の延長を要求する場合には、整備が大幅に進むような改善策を示す必要がある（単年度1万5千～2万ヘクタールの整備ができなければ、理解を得ることはできないと考えられる。6年度実績ベースならば125年を要することになる）。

（ウ）入会林野整備は、慣習による弊害を取り除くため自治体に助成しており、入会林野集団が、一般林家と同様に森林経営が行えるように所有権移転等条件整備のための測量費等に対する助成が行われている。したがって、所有権移転等により権利関係が近代化された後は、入会林野の特殊性はなく一般林家と同様の林業施策の対象とされ、整備後の大幅な促進を図るためには、どのような方法があるのか等の議論が必要である。（エ）近代化を希望しない入会林野集団も多数有り、入会林野として存続させる場合の対応も併せて議論する必要がある。

とする「現状認識」<sup>(18)</sup>を示した。

#### ② 林野庁の対応策

そこで、各都道府県・市町村の関係者からの意見を受け、整備計画延長を要求する場合の条件を挙げた。

##### （ア）整備計画延長のための条件

1. 計画要望面積が妥当であること。
2. 大幅な整備実績の確保が確実であること。
3. 整備の促進のための優遇措置は困難であること。
4. 税制特例の延長は困難であること。
5. 調査測量は林業構造改善事業のメニューにより実施すること。

##### （ウ）延長のための条件に対する現況

1. 計画要望面積が少ないこと。
2. 大幅な整備実績の確保が困難なこと。
3. 一般林家とは別の特別な対策を求めていること。
4. 税制特例無しでは整備できないとする都道府県が多いこと。
5. 林業構造改善事業での実施はできないとする都道府県が多いこと。

##### （エ）対処方針

- ・ 整備要望及び整備実績が極めて低位にある状況では、新たな要求について財政局等の理解を得ることは困難と考えられる。
- ・ 第3期整備計画樹立に当たっては、重点化地域を対

象（整備を希望していない入会集団は対象外）に整備を行い、これ以外は引き続き入会林野として存続することを前提として整理している。

- ・ しかし、今なお未整備の入会林野が多く存在している現時点で明確な理由無しに事業を廃止することは難しい。
- ・ 入会林野の近代化に当っては、
  1. 入会林野の開発の遅れている原因が旧来の慣習規制にあるものについて、法律に基づき近代化の助長措置を講じている（慣習制約に問題ない場合や慣習制約を必要とする場合までも含んでいるものではない）。
  2. 入会権者全員合意により自主的に行われるものであり、支援措置の重要性はあるものの、入会権者が積極的意志を有しない場合には限界がある。
- ・ このような状況をふまえ、考えられる対応等は次のとおりである。
  1. 入会林野のうち、入会集団が積極的な整備の意欲を有するものについては、従来どおり補助事業で対応。
  2. 入会林野が林業行政や一般行政に支障のない条件整備、例えば、入会林野としての登記や慣習の明文化を図ることに因る存続についての検討。
  3. 上記以外の措置として交付金化及び一般財源化での対応の検討も必要。
    1. については、
      - a. 測量経費等の増額は困難であるので、現行メニューである林構事業での対応でも実施する。
      - b. 税制特例がない場合でも実施する（下表網掛け部が該当）。

権利の取得による所得税、贈与税は非課税 (近代化法第28条)	
土地の取得に対する不動産取得税は減額 (地方自治法附則第11条の4第5項)	生産森林組合等の土地取得に対する不動産取得税は非課税（地方税法73条の7）
取得した土地に関する登録免許税は非課税 (登録免許税法第5条の9)	生産森林組合等への出資の登録免許税は軽減 (租税特別措置法第78の2)

#### (オ)未整備入会林野について検討すべき事項

1. 多数の入会集団は、森林として維持する意志を持っているにも係わらず、現実には近代化が進まないのは、林業不振で収入の見通しもなく山林の手入れを要する近代化はしたくないということも原因であると考えられる。

2. しかし、数十年後には権利関係もより複雑になり、現在以上に近代化が困難になることが想定される。このため、将来的なことを考える（一般行政上の将来的弊害も考慮して）と権利関係の整理という観点で近代化を推進することも検討する必要がある（将来の農林業上の利用に支障の内容にするためのものであるから、実質的には入会での山林とかかわらないわけであり、多くの施業は期待できないので整備理由は「天然林育成」とでもする）。

3. 一方、権利関係の整理は、近代化法の趣旨ではないという意見もある。また、入会集団においても「集落のために現状で利用したい」という考え方もあり、未整備入会林野のすべてが近代化されるといことは考えられない。入会林野として継続されることの善し悪し、権利関係等将来的に想定される弊害の排除方法等の検討が必要である。この場合、権利関係等の明確化による入会林野としての登記等の可否の検討が考えられる。

4. また、既に「全員の合意が得られない」、「現況が不明確である」、「慣習が不明である」としている集団もあり、これらの集団に対してはどのような対応とするのか検討する必要がある。

5. 上記の検討と併せて、入会林野近代化施策をどこまで継続すべきか、どのような状態で打ち切るべきか、等についても併せて検討する必要がある。

要するに、整備事業の進捗率が低迷し、このままだと、予算が大幅に縮小されかねないので、整備の延長を認められるような実績の上がる方法はないか、というのが本音であろう。その場合、ひとつには、過去に、整備事業の目玉商品的な扱いと期待感によって設立された生産森林組合が、現時点ではとうてい「農林業の利用の発展」を担っているとは言い難い状況にあること、ひとつには、今までの整備事業において整備意欲が強く整備の障害が少ないものが整備対象として中心を占めていたのに対し、現時点では、そのような集団が少なく、かといって近代化法の趣旨からいえば全く無視することもできないので、この際、何らかの措置を講じることによって整備の対象をひろげ、整備事業の延命を図ることはできないか、ということである。

#### ③ 入会林野中央コンサルタント会議での討議

実際の討議では、上述の林野庁の整理をうけて、各都道府県に設置されているコンサルタントにより、主として以下の点が討議された。

#### (ア)討議事項

1. 近代化整備事業における整備推進阻害要因の軽減・

排除

特に、手続き上「確認書」徴収が困難であることから、この取り扱いの如何について。

## 2. 現存する生産森林組合経営に関する諸障害要素の軽減・排除

特に、①「常時従事義務」の緩和、②税制特例の継続の如何、

について。

## 3. 入会林野整備地の利用に関する「利用範囲」の見直し。

## 4. 未整備入会集団について。

以下、A～Cの諸類型が見られるので、そのそれぞれを考慮する手だてをも含めて、整備計画の延長の如何を考えるべき。

A：整備意欲があり、近代化手続きにともなう困難が少ない集団。

B：現状による利用で十分であるとし、特に近代化は望まない集団。

C：入会権に係る慣習等が明瞭ではない集団。

その中でも、本章の課題との関わりが強い、生産森林組合の問題と、未整備集団の問題についての討議内容を以下に取り上げる。

### (イ) 討議内容

#### 1. 生産森林組合に関する諸問題

森林組合法（昭和53年5月1日、法律第36号、最終改正昭和62年6月12日、法律第76号）の第3章（組合の事業と組合員との関係）第95条において、

「組合員の2分の1以上は、その組合の行う事業に常時従事する者でなければならない。

2 組合の行う事業に常時従事する者の3分の1以上は、その組合の組合員又は、組合員と同一の世帯に属する者でなければならない。」

とされている。

また、農林水産事務次官依命通達（昭和53年9月14日）「森林組合法の施行について」第5「生産森林組合」によれば、その事業に関して「1 事業 生産森林組合（以下、「生産組合」という）の制度は、森林経営の規模の拡大による森林生産力の増進を目的として森林生産の協同化を図るために創設されたものであり、生産組合は、組合員が行う森林等の出資および主として組合員から提供される労働により、組合自身が森林経営を行うものであるが、生産に長期を要し、その生産活動は年々の変動が大きいという森林経営の特殊性を補うため、①環境緑化木又は食用きのこ生産、②森林を利用して行う農業の事業を併せて行うことが

できることとされている」、「同項（3）常時従事義務 生産組合は、既に述べたとおり主として組合員から提供される労働により森林の経営を行うものであり、このように多数の組合員が組合に対し、労働力を提供することとなるのが、生産組合の株式会社等と本質的に異なる点である」と解説が加えられている。

また、このような生森の設立を含めて、入会林野整備をする場合には、各種税法上における税制上の優遇措置が取られることになっている。具体的には、「経済的利益に対する課税」、「登録免許税」、「不動産取得税」のそれぞれの場合がある。

「経済的利益に対する課税」は、整備による権利の取得に伴い生じるとみられる経済的利益に対して通常課税される、所得税、贈与税、住民税等については非課税となり、「登録免許税」では、整備の登記に伴う登記に係る登録免許については非課税、また、整備後、生産森林組合等に対し取得した権利を現物出資したことに伴う登記に係わる登録免許税は、税率を30/1,000（本則では50/1,000）に軽減されること、そして、「不動産取得税」は、入会林野総合活用促進対策事業、林業構造改善事業を導入し整備を行った場合において権利を取得した者が、取得の日から3年以上整備計画に適合した利用を行ったときには、不動産取得税が軽減される、ものとなっている。

このように、入会林野近代化整備事業に伴って、入会林野に対する入会権を消滅させ、協業経営を行うための生産森林組合を設立する場合には、「常時従事義務」と「税制上の緩和措置、税制特例」が、いわば「アメとムチ」のように与えられているのが制度上の特徴となっている。したがって、近代化に伴う生森には、この2点に施策上の実務の問題が集約される。

こうした「生森の従事義務」について、「緩和すべきである」とする意見が示された。すなわち「資本金家、土地所有者、労働力の三位一体が生森の基本精神ではあるが、サラリーマン組合員などは、現実に労働力としての役には立っていないなどの例が見られ、実際は、労働力経営の不整合が現れている。今後は、一部の経営担当者をおき、労働力部分は、賃労働へ委託するといった、think-work と labor-work の分離が林業経営の trend であろうことから、従事義務は緩和し、意欲のある人たちを中核に据える集落経営を中心とする生森にしていくべきである」というような、生産森林組合が森林を対象としていることの独自性に基づいた意見や、「協同組合法のなかで生産組合として位置づけられている生森は、他の農事組合法人などと同様の

扱いであるから、入会的生森のみの従事義務の緩和は難しいであろう」というような生森の「協同組合」としての法的性格に基づいた意見、そして「常時従事義務の規定によって、従事割当において損金算入が可能であるので、自営原則は貫くべきである」とする経営上の有利性の観点からの意見があった。

ところで、生産森林組合には、以上のような制度思想と現実とのギャップが存在するが、それ以前の問題として考えなければならないのが、上記「通達」にあるとおり、必須事業の森林経営における生産過程の「長期性」と「変動」である。

すなわち、森林経営上の収益は、農業等の経営のように単年度単位でバランス・シートに乗せた決算が不可能なことが多く、そのためそれを補う付帯事業における地代収入がどこまで保障されているのかという問題が、「アメとムチ」が有効となる前提として存在する。つまり、生産森林組合の経営において、どこまで「緑化木・キノコ生産、農業」以外の地代収入を得る途を開くかという「農林業上の利用範囲」の見直しに関する問題である。

この点に関して、「林野庁長官の知事あて文書（昭和53年 53林野組第175号）」によれば、「生産森林組合（以下、生産組合）がその所有等に係る森林の施業を他に委託することについては、生産組合が組合員から資本と労働の提供を受けて森林経営の協同化を図るものであるという制度の建前からしても、また、組合員の常時従事義務、員外者の雇用制限等の関係からしても、これらが組合の所有等に係る森林の過半に及ぶことは好ましくない。また、生産組合が土地提供者となるにすぎない分収造林契約により森林経営を行う場合も同様である」としており、また、林地の貸付けから地代収入を得ることは「生産組合がその所有等に係る林地を貸し付けることは、森林経営という生産組合の目的に反することとなるので、事業の遂行に支障を生じないような範囲で資産の管理行為として貸し付けるものであればやむを得ないとしても、森林経営を目的とする林地の貸付けは、原則として行うべきではない」としている。

このような原則論をふまえたうえで、現時点での林野庁の「申し合わせ」としては、「近年、林業生産活動の停滞、森林の保健文化的利用の需要の増大などから、整備対象地に他利用地が含まれたり、あるいは新たに土地の一部が他利用地とされる事例がみられるようになりつつある。このため、整備対象地に含まれる他利用地の利用内容及び限度において、次のような

考え方を整理した」としている。

その内容を示すと、

#### 「1.近代化法との関係

(1)入会林野整備の実施により、入会林野全体としての農林業上の利用が増進されるならば、近代化法の直接目的に合致するものであり、入会林野の整備の対象に他利用を含むことができると解される。

(2)このような他利用は、農林業経営の健全な発展に資する（近代化法の間接目的）利用内容であることが必要である。

#### 2.他利用の内容と限度

##### (1)他利用の内容

農林業上の健全な発展に資する利用形態は、次のようなものが考えられる。

- ① 農林業関連施設……農林道、農林業近代化施設、農林業従事者生活環境施設等の農業関連施設
- ② 農林資源の保健休養機能を活用した施設で、その収益を農林業に還元するもの……林間休憩施設（ログハウス等）、林間アスレチック施設、林間スキー場、林間テニスコート、林間キャンプ場、林間遊歩道、林間駐車場、その他林間レクリエーション施設

##### (2)他利用の限度

- ① 整備面積×1/2 > 他利用面積
- ② 農林業経営と同時平行的に行われる他利用（ログハウス、林間キャンプ場、林間遊歩道等人工的に森林空間を拡大することのない利用形態）は、本来的な農林業上の利用が行われているのでにかかわらず他利用を行うことができる。

##### (3)(1)以外の他利用の扱い

(1)に該当しない他利用（自動車工場、マンション等）については、近代化法の趣旨に合致しないので整備は行えない（従来の扱いと変わらない）。

#### 3.他利用の主体

入会権者が直接の利用主体であることが望ましいが、資金力等の面で直接利用が困難な場合は、土地貸付けによる利用形態もやむを得ない。」

である。

さらに、このような考え方の上に、生産森林組合の附帯事業についても、以下のような考え方を示している。すなわち、

「生産森林組合は、「森林の経営」を主たる事業とするものであるが、最近における林業生産活動の

低下及び森林の保健文化的利用の高まりなどによって生産森林組合の事業に附帯事業が取り込まれている事例が多くみられるところである。

生産森林組合の附帯事業については、これまで森林経営に附帯する範囲のものとして運営されるべきであるとし、具体的には製炭、チップ製造、製材等の事業が認められるものとして示してきたところであるが、近年の林業を巡る諸情勢をふまえ、次の要件を満たす附帯事業であれば、実施できるものとする。

#### 1. 付帯事業の規模

生産森林組合の主たる事業は「森林の経営」であり、附帯事業は従たる事業であることから、生産森林組合の事業規模の面で1/2未満であることが必要であり、具体的には、次の要件によって判断することとする。

(1) 平年ベースの総支出額\*1.5 > 附帯事業による平年ベースの事業収入

(森林経営の円滑化のため、経営費用等の捻出を図るためのものであるから、附帯事業の収入が支出経費を大幅に上回することは好ましくない)

(2) 組合経営山林面積\*1/2 > 附帯事業の利用面積

#### 2. 附帯事業の内容

(1) 附帯事業は、その性格上、主たる事業に必要なものであるか又は附帯事業による収益は主たる事業である森林経営にあてるものであることが必要である。

(2) 附帯事業による森林の転用等によって、主たる事業である森林の経営に支障をきたさないことが必要である。」

要するに、生産森林組合経営の主眼たる森林経営には、他の産業に比して、生産期間の長期性と変動が特徴的であるため、そのような森林経営を維持・継続するには、その間の附帯的な事業が必要となる。そして、林野庁は、この附帯事業を従来のものよりも拡大して認知しようと言っている訳である。

こうした、林野庁の整理・見解に対し、コンサルタントより、次のような意見がだされた。

「レクリエーションとレジャーとは区別すべき。レクリエーション利用であれば、1/2の範囲を超えても良いのではないか」、「運用の妙というものがあり、現場の判断に任せるべきであって、規制にこだわらなくても良いのではないか」、「林業は造林目的と並立するものであるから、造林目的を含まない観光利用などは

林業的とはいえない。あくまで農林業上の利用を失ってはならない。利用範囲を広げる規定には反対である」、「森林として保存することは、社会的に重要であるので、スギ、ヒノキを植えるだけが林業ではないのではないか」、「森林の維持をしつつ、その成長を促しながらのレク利用の促進であるならば、1/2規定を越えることも考えるべきであろう」、「生産森林組合のゴルフ場用地貸付けに関わって、その地代収入によって、森林の造成を行っている例があり、現在の林業を取り巻く状況の中では、このような生森の経営を一概に否定しきれものではないが、現実にかような集団が存在する以上、今後この1/2規定が、どこまで保証されるのか心配である（「農林業利用目的」を、今日のレクリエーション利用需用に歩調を合わせて、拡大解釈を認めたとしても、その目的に対する担保をどの様に確保するか、考えておく必要がある。）」

いずれにしても、現段階の生産森林組合の附帯事業等に関する具体的な活動状況に基づいた議論ではないので、一般論・原則論に終始した。このため、如何に「法律違反とならないか」という観点が目立ち、実際の担い手・当事者の視点が欠如しているといえる。また、このような議論の際に、入会林野整備を導入する場合の目的・内容となる制度と、整備後に必要であれば、附帯事業において転化が容易になる可能性を与える制度および、現時点で生産森林組合である場合に適用する制度といった場合分けをして考える必要性について、必ずしも明確になされているとはいえない。

以上みてきたように、近代化整備と生産森林組合の経営上の問題は、法制度上の規範と実態との調整において、一筋縄ではいかない複雑な内容を孕んでいる。このため、入会集団は、現時点での近代化事業の適用に関して、さらにその中でも生産森林組合の設立は躊躇するものとなっているのである。

つまり、それらの問題は、林業・森林経営に関する「生産期間の長期性」および「生産作業に伴う収支変動幅の大きさ」という一般的な特徴が近代化整備事業を経てデフォルメされた形で表れているといえよう。

#### 2. 未整備入会集団への対応について

次に、近代化整備事業の進捗率が低迷する中で、事業の延長を要求できるだけの整備内容を立案する過程において、照準をあわせるべき整備事業の対象の選択方法あるいは対象の拡充を一考すべき点があるであろう。そして、このような観点から、林野庁では、次のように入会集団（近代化未整備）を区分した。それは、

A：整備意欲があり、近代化手続きにとまらぬ困難が少ない集団。

B：現状による利用で十分であるとし、特に近代化は望まない集団。

C：入会権に係る慣習等が明瞭ではない集団。

これについて林野庁側では、

A集団は、ある意味で自力での整備も可能である。しかし、助成措置は今後もあった方がよい。

B集団は、現状利用で良しとしているが、今後登記名義や入会権者の拡散などで権利関係が混乱することが予想される。

C集団は、慣習規約の成文化等により、B集団に準ずる扱いをすることも可能であろう。

といった認識を示した。これに対して、コンサル側では、次のような意見がだされた。すなわち、

「権利関係のみの整備は近代化法の目的ではないが、将来的な林野利用の障害となる原因である権利関係の混乱を排除する方策を用意し、将来において近代化整備事業が適用可能となる条件を整備することは、林野行政上、地方自治行政上も有効であろう」、「登記名義がどのようなものであろうが、入会権であることが、集団によって確認されている内は、問題はない。問題が生じるとしたら、それは不動産登記法の改正によって、入会権と土地所有権が同等に扱えるようにするのが近道である」、「権利関係の混乱は、登記簿上の名義がその中心であるので、集団の「規約」をしっかりとさせることで、現行のままでも混乱は避けられる」等である。

これらの意見は、基本的に、本章において先に示した「入会林野の問題」である「登記名義・権利の齟齬」および「林業生産力の停滞」の問題を引きずっている。

つまり、上記の意見を、この「入会林野の問題」に即して言い換えるならば、

(イ)入会林野における「林業生産力の停滞」は、「登記名義・権利の齟齬」に由来する。したがって、近代化法の目的である「農林業の健全な発展に資する」ことのためには、まず「登記名義・権利の齟齬」を解消すべきである。

(ロ)「林業生産力の停滞」は、なにも入会林野に限ったことではなく、林業・森林問題の一般的な状況である。したがって、このような状況下にあっては、いかなる方策を個別的な施策において取ったとしても、日本経済の構造そのものが変革されねば事態は変わらない。そこで、現時点にあっては、「林業生産力の停滞」と「登記名義・権利の齟齬」を切り離して考え、後者

に対してはその齟齬を解消する道を制度的に準備して、将来の生産力の展開へとつながる道を用意するべきである。

といったように、原則論あるいは現実論といった違いはあっても「登記名義・権利の齟齬」を解消することを施策として盛り込めば、近代化整備事業につながる対象集団も拡大して事業量も確保できる、とする考え方であるといえる。

これに対し、

(ハ)入会林野の存在根拠は、あくまで「慣習規範」の存在である。つまり、慣習規範が存在することが確認されていること、すなわち、利用の主体たる集団によって、入会林野が「入会林野」であると認識されてさえいけば、登記名義が何であらうと関係ないのが、入会権の特徴であるので、その規範の確認を定期的に行うように指導すれば済む話である。したがって、このこと自体で近代化整備の事業量を増やそうとするのは意味がない。

(ニ)しかし、そのような確認をおこなわせるのは、入会集団の数やその権利者の確認・調整等を考慮すると、労力が膨大となるので、現実的ではない。したがって、「登記名義・権利の齟齬」を解消することを近代化整備の一段階とするのであれば、それよりも、不動産登記法上の扱える権利として入会権を認めさせる方が、解決手段として適切である。

といった考え方であるといえる。

これらの意見・見解について、筆者が数々の入会集団に対する接触を行ってきた経験から言えば、これらのどれかの意見に集約してしまうことはあまり意味がないものと思われる。なぜなら、入会集団には、それぞれ個々の経てきた歴史的経過が個性として存在するためである。

したがって、入会集団によって、以上のような考え方を選択できる方が開かれる方が、前段階的あるいは準備段階的整備といった事業の範囲まで拡大して近代化整備事業を捉える場合には、事業量の拡大が見込めるのではないかという可能性は考えられるものといえる。

#### ④ 「林野保全組合構想」について

以上、入会林野整備事業には、主として生産森林組合に関する課題、そして未整備入会集団に関する課題が存在する。

ところで、このような課題に対して、抜本的にあたる入会林野整備後の受け皿を作ることで解決を与えるような方策を近代化整備事業に加えるべきだとする意

見・主張が存在する。それは、「林野整備保全組合構想」<sup>(19)</sup>称されている考え方である。その主たる内容は、(ア)生産森林組合の制度と森林・林業に関する時代の流れとの間で矛盾が広がり、生森以外の入会林野整備の受け皿を考えるべきである。

(イ)特に、入会林野整備事業は完了したが森林内容がなお未整備という段階の受け皿づくりは、別途の公共的性格の強い法人の形態で管理するのが妥当である。

(ウ)組合は、非営利法人（農業の土地改良区と類似の法人）。

(エ)入会林野整理の結果共有となった林地を対象として設立（知事認可）。

(オ)設立申請時に森林の整備目標を明確にし、森林施業計画を樹立する。

(カ)必要経費は、構成員から金銭、賦役で徴収。

(キ)施業期間中の収益は、一定限度で集落の経常収支に算入してよい。

(ク)経営期間中は、経営の一部または全部を委託・信託できる。

(ケ)法人税、住民税は非課税。固定資産税は減免。

(コ)森林整備目標達成後は、組合を解散し、生森を設立する。

この「構想」は、生産森林組合の現状を鑑みて、生森不振の理由（収支のアンバランス）の中心が森林整備の未熟による収益の低迷にあることとし、そのために、収益の上がるような森林造成を行う中間段階の組織を指定すること、また、個別私権化した林地を現物出資する現行の生森設立手順は煩雑さをともなうことから、整備後共有を対象としている。

模式的には、

「入会林野→（入会権の解消）→個人的共有整備保全組合→（資源の蓄積）→生産森林組合」

と表せる。

要するに、基本的な考え方は、農業の土地改良区の類推である。

また、一般にこのような性格の法人設立に際しては、入会林野のみを対象とすることは難しく、民有林全部を対象の範囲にする必要があるが、この「林野保全組合」は、民有林（私有林）全般に適用範囲を広げることが可能なので、必ずしも近代化整備事業としてだけでなく考えられ得るものである。

ここで十分な説明が与えられていない点は、入会権の解消による個人的共有の設定と「保全組合」の設立が時間的に同時であるのかどうかということである。

つまり、今後新たに入会林野整備をする集団のみを

対象とするのか、それだけではなく、現段階での入会林野整備後の集団でかつ個人的共有の共同経営形態をもその対象に含めるのか、あるいは後者のみを対象としているのかということである。

というのも、仮に「保全組合構想」を実際に適用するとして、その対象選択の行われ方によって、その実績が変わってくるのが予想されるからである。この点は、実行手段の明確な方向性が明確にされなければならないが、あいまいさが残るものである。

一方、この「構想」の新しさを挙げれば、入会林野を近代的協業経営に移行させるにおいて、まずその経営基盤である原資を蓄積させることを先行させようとする点であろう。このことは、現時点の林業・森林経営に係る問題のもっとも根元的な部分を占める「生産期間の長期性」および「生産作業に伴う収支変動幅の大きさ」が入会林野において表れていることに対する方策として、また、登記問題を抱えるが生産森林組合は避けたい未整備集団を取り込むことができる方策として、有用な点を含むといえよう。

## （２）近代化整備事業の課題と地縁法人

旧来の歴史的経過における入会林野の解体過程では、明治43年から始まった「公有林野（部落有林野）整理統一事業」のように、入会林野の主体たる入会集団と解体圧力である行政権力との対抗関係において、入会林野の「解体→消滅」または「解体→再編」がみられた。これに対し近年では、入会林野近代化法によって入会林野の解体過程における「解体→消滅」に作用しつつ、生産森林組合の設立という再編へもつながるあらたな基本軸（ベクトル）が設定された。そして、この基本軸の具体化である入会林野整備事業により、全国の多くの入会林野が整備された。

本章では、昨今の入会集団が近代化整備事業によらずに、行政上の地縁団体の法人設立認可制度によって入会林野を「解体→再編」している例とその動向について、長野県下での事例を調査することで把握した<sup>(20)</sup>。また、その内容と林野庁の現状認識と整備事業への考え方、および入会林野コンサルタントの各意見等について、分析・検討をおこなった。

その結果、本章の調査で把握された事例・動向の背景には、第1に「入会林野の問題」である「登記名義・権利の齟齬」と「林業生産力の停滞」が依然として問題として残っていること、また、第2に、林業・森林経営の根元的な特徴である「生産過程の長期性」と「生産作業に伴う収支の変動幅の大きさ」が入会林

野においても存在しているが、それが近代化整備を経ることによって生産森林組合の活動の停滞等として表れていること、が明らかになった。この点に、現段階での入会林野整備事業の課題が存在するといえる。

そして、これらの近代化整備事業の課題により、入会林野集団と地縁団体が重複する場合の当事者は、現行制度の中では近代化整備事業よりも「地縁団体法人化」による登記問題の解決を望んでいるのである。特に、そのような考え方をする理由には、上記の2点に加え、さらに昨今の入会集団の構成員を巡る現状として、ひとつには入会集団構成員の絶対的減少というべき現象と、ひとつには入会集団構成員の相対的減少というべき現象がみられることが挙げられる。すなわち、入会集団構成員の絶対的減少とは、道路改良、交通問題の解消、居住利便性の追求、高齢化に伴う死亡者の増加などにより、入会集団構成員が入会権の根拠を構成する「集落」的集団から離脱、転居・転出することであり、また、入会集団の相対的減少とは、集落において入会権に無関心な新世代入会権利者の増加、新戸の増加などの場合である。

この絶対的減少の場合には、入会林野の形式上の所有名義が、記名代表者であった場合に、その代表者に死亡されたり、その相続人が転出していたりすることで混乱が生ずる可能性が高くなる。したがって、これを簡便に処理したいのである。しかし、このような処理を行ったとしても、その権利の目的たる入会林野に対する実質上の権利者の減少であるため、本質的な意味で入会権の消滅になってゆくことが予想される。すなわち、ここでいかに法人化等を指向したところで、対象林野は無所有物になっていかざるを得ない。よってこの場合は、最終的に「公有林化」で対処することが適当であろう。

また、入会集団構成員の相対的減少の場合には、集落内部において入会権利者が相対的に減少するため、その入会林野は、外見上は特定の人間による利用として民法上の共有地的様相を帯びることになる。特に権利関係に無関心な新世代が優勢になった場合に、登記名義の確認作業が無い場合は、入会権は自然消滅してゆくであろう。また、新戸の権利を排除するかどうか問題としてのこる。したがって、これらの将来的に発生することが予想される問題を回避するために、地縁団体の所有名義化により、入会林野を保存することが指向されるのである。

このように、入会集団の地縁法人化の指向は、入会林野の存在そのものに付随する問題と、それを解決し

ようとする近代化整備事業に付随する問題と、そして入会集団の構成員に付随する問題の累積・延長上において表れている現象であるといえよう。

このような問題に対して、今までにない考え方により解決しようとする「林野整備保全組合構想」について先に述べたが、これは、林野庁での会議において知られている程度であって、現場では全く知られていないに等しいものである。したがって、現時点での入会林野の解体過程における再編の動向について把握・検討するという本章の目的に対して、実態例が存在しないので、本章においては、地縁法人化の動向について得られた結果および分析についてのみ、以下にまとめる。

#### ① 登記名義問題と入会集団・地縁法人

入会集団が、目下現実に直面している地縁団体設立による「入会林野登記名義の変更」（入会林野を地縁団体保有財産<地縁法人の所有名義>とする場合）は、次のような点が明確であれば可能であり、当事者の意向に沿うものであると考えられる。すなわち、入会集団を含む地縁法人の設立の条件として、

(ア)入会林野が区有財産とみなされていること。

(イ)地縁団体を「区」と一致させて設立すること。

(ウ)地縁団体の成立要件である構成員条件に適合させるために、区と入会林野集団を一致させること（規約を設けるのが望ましい）。

(エ)この場合は、新たに区＝入会集団という形で地縁法人所有財産に地役的入会権が設定されたと見なすべきであること（または、入会権を解消し、完全に法人所有に帰すること）。

(オ)このように整理された集団の林野に林業等の補助策が適用されること。

が挙げられる。

#### ② 林業生産力の展開と入会集団・地縁法人

##### (ア)外部資金の導入等

林業生産力の向上のための外部資金の導入等に際して、入会権の客体たる登記名義の混乱がその阻害要因であった点を考慮すれば、地縁団体設立にともなう上記のような入会林野名義の整理によって、この阻害要因は解消できると考えられる。

すなわち、入会権の解体要因の一つといわれる資本の投下が促される原因を生じさせる意味で、間接的ではあるが「林業生産力の展開」に貢献するといえる<sup>(21)</sup>。

##### (イ)協業経営の推進（近代化整備等で推奨される）

入会権は、その権利獲得の歴史から見て、外的圧力



によって解消させることが容易なものとは考えにくい。本来ならば、入会林野であることによって生じる問題を解消するには、解体の要因である資本・労働の投下等を促進しつつ、その解体が自発的に行われるように誘導すべきものであろう。

一方、現行の近代化整備による生産森林組合の設立では、まず入会権を個別的権利に分解し（所有権と客体である林野を1対1に対応させる）、それを出資すること等により設立する。つまり、権利関係を近代化することと近代的協業経営を進めることが平行しておこなわれる様になっている。このプロセスは、先に述べたようなさまざまな問題のある整備事業であればあるほど、近代化事業導入が各種複雑な問題への直結を意味することになる。今回の第3期整備事業の進捗率の低迷は、そのような整備事業に対する、生森に移行していない入会集団の無言の抵抗であるとも読みとれる。

他方において、入会権の消滅（入会林野の「解体→消滅」）ということそのものが林業生産力の展開の要因であるとするならば、地縁団体設立にもなう入会林野の登記名義の整理において、入会権が消滅しないのであれば、その点は不十分となるといえる。つまり、「個人的所有権の設定に基づく林業生産力の展開」にはつながらない。

しかし、上記①(ア)～(オ)で示した条件のもとに入会集団・地縁法人が落ち着けば、その後において、さらに協業経営等に移行したい場合には近代化整備事業を適用することも可能となる（入会権が存続しているとして）。

また、このことに加えて、生森の収支アンバランスが生森設立の忌避理由である現状から言えば、現在の整備事業のように、入会権の消滅（近代的所有権として、権利の主体たる個人名での登記への転化）と平行して生森を設立しようとすることに對し、入会林野を、登記名義を整理しつつ地縁法人所有財産という形にもっていけば、それは地域の共同活動の場を再設定するという側面をもつ、将来的な林業生産力展開のための潜在力を有する中間段階的な組織と見なすことも可能であろう。そして、その公益性の発揮の観点から、税制等の優遇措置も可能（林野からの収益があった場合には、共益的に消費されるとして）となると考えられる。

これらは、本研究の調査対象団体の意向として直接聞かれた声であり、入会林野整備事業の進捗率が低迷している中、このような入会林野整備につながる方向

で、あらたに近代化の前段階的な入会林野の調整が一般的にとられるのも、入会林野の問題を解消していく方法であろう。つまり、近代化法の趣旨に即していいかえれば、最終的に入会林野における「林業生産力の展開」（昨今では公益的機能の生産という視点も含める必要はある）が計られればよいので、拙速に入会権を解消（入会林野の解体過程における「解体→消滅」）させる必然性は、今日では乏しいのである。

そこで、現場からの要望があるように、入会林野の地縁団体への組入れを促進し（そのためには「規約」を重視すべきであるが）、地縁団体法人化にもなう入会林野の地縁法人所有形式での名義変更を行い、入会集団＝「区」（集落）＝地縁団体を地域資源管理の担い手として指定し、次にそのように登記名義が整理された入会林野＝地縁団体に対して林業生産力向上策を与える（地縁法人所有の林野資産運営計画の樹立を義務づけることも可能）、という段階策をとることにより、地縁法人保有形式の入会林野では、入会権を解体しないままで、先の「保全組合」のような資源の蓄積をめざすことも可能となるのである。すなわち、

「入会林野→地縁法人保有→（資源の蓄積）→地縁団体による林野運営」

という手だてを、林野庁、自治省の協議によって推進するべきであろうということである。

その一方では「入会林野等に係る権利関係等の近代化の助長に関する法律」という名が示しているとおおり、近代化整備は、あくまで入会集団の自主的な判断を「助長」するものでしかない。また、先の林野庁の現状認識にもあるように、必ずしもすべての入会集団が近代化整備を望んでいるわけではない。しかし、入会林野について、その実績の効率如何に関わらずに、近代化助長策を講ずる手段（農林業の健全な発展に対して、障害を取り除くための）を残すことも必要であろう。

以上のことから、登記名義問題の解消という点を含めた入会林野の林業生産力の展開という目的のためには、地縁法人を媒介とする段階策がとられることの方が、現行の近代化整備事業のような入会権の解消に基づく協業経営の推進あるいは「保全組合」のような中間段階組織をわざわざあらたに指定するという方法がとられるよりも、より現実的な方策と考えられるということが、本章の結論のひとつである。

また、「財政当局」の示している、「入会林野整備の一般財源化」と「機関委任事務を廃止して団体委任事務」にするという形態での支援策が講じられることは、

妥当であると考えられる。なぜなら、これらが入会林野整備を各地方公共団体の意志に任せるといふ意味ととらえられるからである。つまり、入会林野は、非常に地域的特性が顕著であるので、必然的に従来の一律の方法では無理が多くなる。そこで、各地方の個性・特徴に通じている各地方公共団体の判断が生かせる方法が取られるのは妥当であると思われる。そのなかでもとくに注意すべき点は、入会集団への働きかけのあり方を見直すことである。したがって、まず市町村の振興計画の中で、地域資源管理の方法について、きちんと議論を詰め、入会林野に対する市町村レベルでの捉え方を確固とする体制づくりが必要であろう。

そして、「入会林野の解体過程」をどのようにコントロールしていくべきかということについては、林野

庁資料にも述べられているとおり、入会林野の解体過程の歴史的現実から今後権利関係の複雑化は不可逆的に進行することが予想される。したがって、地域森林資源管理の担い手として、入会林野集団(集落ベース)に積極的評価・意味づけを行うかどうかのポイントとなる。

すなわち、積極的な意味合いを入会林野集団にもたせるのであれば、権利関係の混乱を解消することを目的とする(中心に据える)方策が必要となるし、積極的な意味合いを持たせないのであれば、このまま、時代の進行とともに、消えゆく入会権を見守り、問題が生じるならば、将来の政策担当者のその時点での判断にゆだねるのが得策となろう。しかし、この後者の場合は、その無責任さにおいて避けるべき姿勢である。

### 注釈及び参考文献

- (1) 多くの論者の見解を概観するのに適したものとして、横尾正之(1962)。林野入会権の法的構造 初版。農林協会、東京。がある。
- (2) 入会林野に関する実態調査・研究には林野庁調査結果等種々あるが、特にまとまったものは、公有林野調査会編(1959)。公有林野の実態とその問題点 初版。林野弘済会、東京。であろう。他には、川島武宣・潮見俊隆・渡辺洋三編(1959~1968)。入会権の解体(〜)。岩波書店、東京。が挙げられよう。
- (3) 地方自治法260条の2(平成3年4月2日地方自治法の一部改正にともなう創設)の摘要。  
第1項「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体(略)は、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う」以下略。
- (4) 中尾英俊(1969)。入会林野の法律問題 初版、316~324頁。勁草書房、東京。
- (5) 中尾、同前。
- (6) 中尾、同前。
- (7) 中尾、同前。
- (8) 中尾、同前。
- (9) 資料：林野庁(1993)。平成4年度 入会林野の今後のあり方に関する調査 報告書。調査項目は、①入会林野分布図の作成、②入会林野集団台帳の作成、③入会集団アンケート調査、④生産森林組合アンケート調査、⑤現地(事例)調査、であり、公有林野全国協議会への委託調査である。この報告書には、東日本地域を除く残地域が調査対象とされた結果が載せられている。
- (10) 資料、同前。19頁の表-8を参照。
- (11) 中日本入会林野研究会(1992)。中日本入会林野研究会報 No.12, 31頁を参照。具体的には、兵庫県林政課 岩村裕氏が、大会感想として、次のように述べている。「⑤地方自治法に基づく地縁団体と入会集団との関連性…中略…しかし、過疎化が進展し新住民の転入がない山村の町内会で、入会集団の構成員が地区住民と一致するところでは、地縁団体として認められることも考えられ、権利の範囲の合意が必要となってくるが、それに対する研究要望がでている」。
- (12) 武井正臣(1993)。地縁団体(自治会等)と入会権。中日本入会林野研究会報 No.13, 10頁~13頁。この中で氏は、現行の地縁法人法の行政解釈では、その保有資産に慣習法上の物権は含めないとするを指摘され、また、従来の入会林野を自治会(法人)有とすることは、入会権を廃絶すると解釈されることから、入会林野の地縁法人による保有は軽率にせずにいるのがよいとしている。しかし、地縁法人=入会集団である場合に、入会林野を地縁法人所有とすることは、その入会集団の決定如何によっては(収益の公共目的使用等)、法人所有権権利の客体たる林野に形式上の地役的入会権に係ると考えることは可能であり、このことによって、法律の硬直した解釈によって地縁法人と入会団体を分別し、単一集団に二重の性格を与えることの現実生活上の煩雑さから当事者が解放されるべき意味合いからすれば、あくまで行政解釈を変更することが、現実適合的なのではないであろうか。
- (13) 自治省行政局内地方自治関係実務研究会編著(1979)。地方自治法関係実務辞典第2巻, 3366頁。第一法規、東京。参照。

- (14) 資料：自治省行政局行政課(1993)。地縁団体認可状況等調査結果(平成4年度)。この調査は、「認可事務等の実態を把握」するべく行われたもので、「都道府県の担当課を通じて全市区町村に調査票を送付し、回答を求める方法により行った」ものである。(総計が主で、都道府県別集計は掲載されていない。)
- (15) 資料：長野県総務部地方課業務資料による。
- (16) 資料：長野県林業課業務資料による。
- (17) 基本的な項目は、前掲注(14)の調査項目をそのまま用いて調査票を作成した。
- (18) 平成7年度 入会林野資源総合活用コンサルタント会議資料(林野庁林政部森林組合課)。入会林野整備をめぐる情勢。参照。
- (19) 半田良一(1993)。入会林野整備の新しい受け皿を求めて。中日本入会林野研究会報 No.15, 9~14頁。を参照。
- (20) 中川恒治(1996)。入会林野集団の地縁団体法人化に関する長野県内の動向。林業経済研究 No.129, 177~182頁。を参照。
- (21) 中川恒治(1994)。入会林野の残存過程と入会権の解体に関する研究—長野県駒ヶ根市中山区の入会地を事例として。林業経済研究 No.126, 72~75頁。を参照。

## 第5章 研究の総括

本研究は、入会権に基づく森林の所有や保有および管理などの主体である入会集団と、その入会権のかかわる林野について、可能な限り現状を把握し、その現状と制度的側面との関わりを中心に分析し、その今日的役割や意義の一端を明らかにすることを研究のテーマとして、わが国の入会林野利用及びその変遷を研究対象とした。そして、法社会学上の「入会権の解体」概念を批判的に継承した「入会林野利用の解体過程」について、理論的並びに実証的に明らかにすることを目的とした。

本研究を展開する背景として、まず1960年農林業センサスにおいて、地盤所有名義からだけではなく慣習の存在を根拠として入会林野の認定が行われたこと、それからほどなく林業基本法が制定され、またさらにいわゆる入会林野近代化法が公布されたこと、そしてそれらを受けた施策である入会林野近代化整備事業の開始などがあり、このような法制的展開に伴った様々な研究者による活発な調査研究活動が存在したが、しかしそれ以降近年まで研究の展開がみられないまま30年以上が経過していること、また昨今近代化整備事業の実績も低迷してその役割が疑問視されるようになった折、1991年から3年間にわたり林野庁委託調査として公有林野全国協議会による「近代化整備をしていない」入会林野集団に対する、ほぼ悉皆に近い調査が行われたこと、そしてそれまでは全国の入会集団に関する基礎データは1960年センサスを基礎としていたことから比べると、最新の状況が全国的に把握できる機会を得たことになり、それまでは不可能であった近代化されていない入会集団の全国的かつ総合的な把握と分析ができるようになったこと。さらにそれら60年代

中葉までの活発な調査研究活動の成果で言われていた「入会権の解体」といわれる概念について、現時点での統計的な手法による検討を行うことも可能となったことが挙げられる。

したがって、本研究では主として以下の3点の課題についてアプローチした。

第1は、現時点における入会林野の全国的な空間分布の把握とその特性の分析についてである。この中には、入会集団の類型に関する統計的な分析も含む。

第2は、入会権の解体という概念の今日的当てはめと検討および概念の再構成についての具体的対象設定による実態分析である。

そして第3は、入会林野の再編に関する今日的動向の把握と検討を入会林野整備事業の展開との関連で行うことである。

これらの課題に取り組む際に、諸先行研究の成果から「入会林野の利用形態が生産様式および社会関係に伴って変貌する」という実態認識を抽出した。その「利用形態の変貌」の指標は、法社会学研究において整理された「入会権の解体」の内容において整理されたものに依拠する。ただし、この概念は、この概念を導き出すもとなった実態における入会林野の消滅が捕捉しきれていない。したがって本研究では、この旧来の入会権の解体という概念を新たに「入会林野利用形態の変貌(入会林野の解体)→消滅」と「入会林野利用形態の変貌(入会林野の解体)→存続=再編」の両者をふくめたものとしての「入会林野の解体過程」と捉え直し、つぎのような定義を行った。

「入会林野の解体過程」(定義)

「林野入会」とは、集団として林野を保有ないし所

有し、その所有・保有および利用のしかたを規定する前提として、何らかの地縁結合的集団による規制が過去から継続して存在する現象を意味する。

その利用形態は、自給経済の対応目的の古典的共同利用形態を原型とし、その変化形態として貨幣経済対応目的の直轄利用形態、個人分割利用形態、契約利用形態に区分される。

そして、それらの利用形態は、その林野に対する資本と労働の投下あるいは法律や政策（施策）の作用を契機として原型から展開する。この利用形態の原型からの展開を「解体」とよぶ。この利用形態は原型から展開して「解体」したが入会慣習は存続している場合を「入会林野の解体過程」における「解体→再編」のベクトルと呼ぶ。また、そのような利用形態の原型からの展開により、入会権が他の権利形態に完全に転化して入会林野が消滅する（入会林野から入会権が排除される）場合を、「入会林野の解体過程」における「解体→消滅」のベクトルと呼ぶ。（したがって、この「消滅」は「再編」の究極の表現とみなすこともできる。）

このような分析視角・分析装置に基づき、各課題について各章にて述べた。

ここでは、本文中各章において、論旨の混濁を招くと考えられたために省略した点および十分に触れていない点がいくつか存在するが、これらの点とさらに今後の課題をも含めて本研究を総括することにする。

本研究では、戦後の入会林野を扱った既存の諸研究の中では組織的かつ圧倒的ともいえる調査の集積から入会林野慣習の実態を浮き彫りにした法社会学上の研究をガイドとして、諸先行研究の概要と論点の抽出と一定の整理を行い、各学問分野において見いだされるある程度の共通的な枠組みをあらかじめ抽出・検証した。そしてその枠組みに基づく研究課題の設定により研究を進めるという、過去の研究にはない方法論をとった。

まず諸研究の共通的な枠組みとなるのは、法社会学でいわれた「入会権の解体」なる概念である。それは単なる法律上の権利論としてだけでなく、入会林野に関する利用形態の変化を指標とする構造的変化を示すために適した表現であるという点で、現存する入会林野を対象として分析する場合に、一定の尺度を与えるものであるといえる。つまり、入会林野という現象における変化を一定のタイム・スパンで捉え、その変化には不可逆的ともいべきある一定の方向性が存在することを示した。ただし、この「入会権の解体」

が示されてから今日まで30年を経過しており、その間に何らの批判・検討・対論の提置等も成されていないのみならず、以後の公的調査や研究において暗黙の前提となっているものである。

したがって本研究では、入会林野に関する今までの研究のなかで必ずしもその意義が明確化されていなかった「入会権の解体」について再検討をおこなった。その結果、当時の時代状況下で法社会学者が入会林野の存在認定をするための権理論（入会私権論）として展開させたというコンテクストにおいてではなく、そのような説明を可能にした現象が存在するという意味において、入会林野で生じた現象に関する理論的説明の根拠とするものとした。また、このことから入会研究を扱う場合には、その現象を理解する上で、多かれ少なかれ対象とする入会林野の歴史的経過を辿ることが研究の方法として必要であるということがいえる。また、このような可能な限りその歴史的経過（現実的な背景・状況）を明らかにすることを通じて、過去の研究の論点に隠れて存在したと言える「入会は本質的に団体的原理と個人的原理の矛盾が止揚されている」とする見解と「その両者が止揚され得ない桎梏をかかえる」とする見解に対して、現段階的な把握が可能となるといえる。

先行研究における個別の論点は、具体的には以下のものが挙げられる。

まず、「入会権の解体」である。これは、社会科学的分析に不可欠な研究対象のグルーピングの指標を設定する際のたたき台として、本文中で重ねて検討しているように、重要である。そこで、入会権ではなく入会集団および入会林野そのものを中心的な研究対象とする、入会林野の即時的規定因子の「共同体的慣習規範」が存在するという視点が一貫している、林野は所有と利用に特質が現れる、一定の時間的長さの中で動態的に変化を把握できる、の4点を理由として、利用形態を指標とする入会林野の区分を主として用いるものとした。

ただし、社会経済的説明も加えた「入会権の解体」論は、現実の実態に関するデータ（人工林率と利用形態）を多量に積み重ねた場合には、その説明力が不足する点が存在するため、統計的に扱う際には、人工林率と利用形態の関連による入会林野集団のグループ化以外の方法を取る必要があることがわかった。この点は、研究の課題の第1番目に関わり、統計的概観において別の解析を試みた。

次に、入会林野の森林保有体としてだけでなく、経

営体としての評価や検討という点に関して、近代化したもの・しないものそれぞれについて、公的資料等の利用と具体的な対象設定により、可能な限りの接近を試みた。この場合には、入会的活動の肯定的側面の今日的表現形態の発見・評価、たとえば、現代の林業をめぐる経済的環境・採算性が悪化している状況下にもかかわらず、育林活動が継続して行われている事例を対象とした。これらは研究の課題の第2番目に関わり、長野県下の実態調査において敷衍して述べた。

そして、入会権公権論と私権論である。一般に、物質生産のあり方が歴史的に進化または変遷するということの中で人間の社会構造が規定され、入会林野利用を構成する入会集団に帰属する入会権も、そのような下部構造に規定されるところのものであるとするならば、この意味において入会権が公権か私権かという議論は意味をなさないということも考えられるものである。すなわち、入会林野利用の変遷を歴史的に把握する場合には、そのような変遷が集落の存在形態の反映であるにとらえ、その集落構造の変化に対するインパクトを公的政策（施策）あるいは私経済的活動に求めることこそ意味があったといえる。すなわち、本研究が主張するところの入会林野の解体過程すなわち解体・消滅ベクトル、解体・再編ベクトルは、まさにこの意味で、入会権の解体で言われたところの内容を捉えなおしているものでもある。そして、それゆえ入会林野を国家的土地政策の一環として把握する場合には、その「公権性」すなわち、ここでその意味するところを現代の言葉で言い直せば、「公共性」あるいは「公益性」に相当するであろう側面を有していることは、忘れてはならない視点である。すなわち、居住するものの自由と責任の問題が、私有財産としての入会林野（所有・保有および管理・処分等の自由）と公共の福祉の実現としての森林環境の整備（育林作業の継続等の責任）として存在する、ということである。したがって、入会林野の解体過程における解体・存続ベクトルの作用の結果としての入会林野は、地域資源としての共同財産として、新たな近代的集落組織の結合の靱帯として機能し、自由と責任をともなった民主的管理・運営がなされるものとして存在しうるといえる。

また、この論点の延長線上に存在する問題として、入会集団と地縁団体・部落会等の関係における両者の性格の違いと本来の姿との不整合についてが挙げられる。「部落会」等の集落の自治組織の法人化は、戦後マッカーサー令により禁止となったが、1991年に「再び」法的に可能となったのである。このような「部落

法人化問題」は、本研究の目的である入会集団の今日の存在意義を考察する上で欠くべからざる要件であると考え、研究の課題の第3番目に関わり、実態分析により敷衍した。

そして本研究では、入会林野及び入会林野集団の概況について述べた。現時点での統計的把握の基礎となるのは1960年世界農林業センサスであり、法社会学的な成果を十分理解した画期的な調査が行われた。しかし、ここでも国有地上の入会林野や公有地上の入会林野については、入会権公権論的立場の自治省系統の反対等から、実数の把握ができていないものであり、その立場の違いはいわゆる近代化法にも映しだされている。したがって上述したような下部構造と上部構造との関係における入会林野利用とその解体過程ととらえる立場からは、この近代化法もじつはカッコつきの近代化であって、外観上は本文中で示したような「解体→消滅」→再編というベクトルとして作用するように見えるが、実質は単なるラベルの張り替えでしかないと見なせるものである。また、この近代化法以後は、かなりの入会林野集団が「整備」されたが、一方、今日ではあらたな問題を生んでいる。すなわち、整備によって設立された生産森林組合の経営不振の問題である。また、現時点での「未整備」集団は、現状維持的意思が強く、整備事業の不振を生じさせる原因となっている。今後は、整備事業を必要とする集団も存在することから、事業そのものは続けるべきであると考えられるが、その内容は変更あるいは工夫の余地が大いにあると言えよう。

また、各都道府県における入会林野「未整備」集団の相互関係を統計的処理により把握を試みた。その際には、「入会権の解体」で述べられているような利用形態の古典性の度合いだけでなく、入会権そのものの解体度（総手的利用の解体）および、登記名義と入会権者とが一致する度合いの3指標で捉えることが比較的有效であることがわかった。すなわち、入会集団によっては、利用形態が「解体」しているからといって、「入会権」の態様までもが「解体」しているとはいえないもの、つまり「未分化」的色彩の濃い入会集団が存在することが明らかになったと考えられる。これは、従来の研究では指摘されていなかった点である。

さらに本研究では、事前調査の結果から入会林野の解体過程に関する事例対象入会集団および入会地として、長野県駒ヶ根市中山区を設定した。その入会林野利用の変遷と入会権の解体過程について、可能な限りの歴史的史料を駆使して、位置の確定と歴史的な展開

を追求した。そのことを通じて、やはり、「入会権の解体」では、入会林野において入会権が入会集団の自主的な決定・判断により解除され、消滅する場合が存在することについての説明が不十分であることの裏付けがなされたと言える。したがって、この場合を含めて実態認識をすべきとの立場からは、本研究における「入会林野の解体過程」という捉え方が適切であることの実証がなされたと考えられる。また、中山区の入会林野は、入会権者の共同賦役により人工林の手入れが続いている例であり、この点で地域資源管理の担い手としての入会林野および入会集団の存在についてアンケート調査を行い、その今日的な存在意義について考察をおこなった。その結果、共同賦役が続けられている理由として、過去に入会林野の存在によって集落の共同生活の向上が経済的に支えられた経験があげられた。すなわち、このような事例からすると、入会集団の入会林野に対する自由と責任に関する自覚がある場合には、地域資源管理の担い手としての今日的な存在意義があり、短絡的に「入会＝封建の遺制」とすることの誤りが理解されるものである。

このように、集落的結合の韌帯として入会林野が機能している例が中山であった。

さらに、この中山では、入会林野にブナを植林するイベントを催し、その参加者は近隣の他の集落や、口コミで聞きつけ遠方より訪れるものであり、活発な集落活動を行っている。すなわち、入会林野が集落内部の結合の韌帯として機能しているのみならず、他区域住民をも取り込む自律的な活動の基盤としても機能していることになる。この意味において入会林野の現代的な存在意義が見いだされるのである。

また本研究では、入会権公権論・私権論の対立の現代的な現れと見なすことのできる入会集団と地縁団体法人化の関係に関する問題を、長野県下での実態調査により論じた。ここで重要なのは、表面的なそのような対立の現れと、実際上の現行法が適用可能か不可能かという法解釈論が法律学的に正当になされるかどうかではない。法社会学においては、入会慣習が「生ける法」として働いている事実をさして、入会権の法源とすることを主張し、実態を明らかにしたものであった。この論点を延長すれば、入会集団が慣習として入会林野を地縁法人の財産として登記したとしても、そもそも入会権は登記不要の権利なのであるから、なんら問題が存在しないことになる。しかし、本文第2章でふれたとおり、入会林野整備事業が低迷する一方で、登記名義と実質入会権者が一致せず、慣習についての

「規約書」も有せず、「寄合」もない入会集団が多数存在し、それらの集団またはそこまででない入会集団であっても、今後世代交代等進行する場合を想定するべきであろう。すなわち、1996年度林野庁入会林野等整備コンサルタント中央会議(1996, 11月)にて、林野庁森林組合課が示した、第4期整備事業に関する報告資料に「昭和41年当時、185万ha存在した入会林野等については、入会林野等近代化法に基づき整備に取り組んできた結果、自主整備を含めると約84万haが整備され一定の成果を上げているところであるが、今なお79万haの入会林野等が存在している。近年の入会林野等の整備は、入会林野等の整備を行っていることを知らない入会等集団が増加していること、市町村の執行体制が脆弱なことなどから低調となっているが、入会林野等を放置することは、入会林野等自体の農林業上の有効利用が図られていないだけでなく、放置された入会林野等の境界が不分明化すること等を通じて地域における森林の適正な管理自体が十全に行えなくなるおそれがあることから、入会林野等の整備は、森林の公益的機能の発揮を確保する上でも喫緊の課題である。このため、個別の入会林野等ごとに今後の取り扱いについて明確にするとともに、入会等集団に対する指導体制の強を図ることにより入会林野等の整備を推進する。」とある点がまさに重要なのである。すなわち、この資料で指摘されているとおり、整備事業を低迷させている背景が、入会集団をして地縁法人化という出口を求めさせている点が重要なのである。したがって、このような林野庁の方針が出される以前に論じた第4章の内容において、結論的に述べた「入会集団と地縁法人の一体化が目指されるべき」という部分は、以下の入会林野に関する新事業が実施され一定の結果を生むまで保留されるべきであるかもしれない。すなわち、林野庁は、従来の事業に対し、新規項目として「入会林野等活用協議会」(入会林野等を有する当該市町村は、入会集団、森林組合、学識経験者等で構成する協議会を設置し、入会林野等集団や市町村の意志として個別の入会林野等ごとに今後の取り扱いについて明確にする)を導入する。

このように、今後に向けて、入会林野の解体過程における今日的現れのあらたな展開の芽が看取されるのである。

以上に加えて、本研究における論点として、1990年の前後以来、入会林野に関するいくつかの研究書が発表されるにおよんでいることは、今後の入会研究の課題を考える際には無視できないことがあげられる。第

1章にて述べたとおり、1つは、社会学的視点から「集落」に関する今日的展開を解明しようとするもの、1つは、経済学的視点から「コモンズ」の意義を再確認しようとするものである。また、その中で、わが国内部を対象とする研究に加えて、視野を日本国内にとどめていない研究も存在する。このようなことから鑑みると、「入会林野」研究は、国際比較の実証研究を射程とする可能性を有しているといえよう。そして、それらを可能とするには、森林資源の所有・保有と利用および政策（施策）の関連と変化を、一定のタイム・スパンで実態的に把握するような分析装置を基軸として据えることが特に重要であるといえる。本研究で示した「入会林野の解体過程」の定義及び、統計的分析で示した様な手法等は、従来の分析手法・分析装置に加えて、そのような基軸になりうると思われる。また、今後の入会研究の目的が、環境問題の本質である世界のグローバル化の進展とその経済学的諸問題（いわゆる貧・病・争）の深刻化との関係におけるわが国の入会林野の位置づけ・評価にあることは明白であって、これを避けて通ることはできないであろう。したがって、この場合に、わが国入会林野を歴史的・世界史的に特殊なものとして切り離して論じるのではなく、いわゆるコモンズとの関連から、すなわち、日本の入会のもつ実態をより一層コモンズ概念に関連させることを指向しつつ、その目的に接近することが試行されるべきと思われる。特に、入会林野の解体過程における解体・消滅ベクトルおよび解体・再編ベクトルにたいしてインパクトを与えるものとして、先述したような外的圧力としての法制度的要因以外に、資本による開発圧力要因が存在する点で、現代の発展途上国におけるコモンズとの関連が追及されるべきであろう。すなわち、わが国においては、幾度となく訪れた土地開発ブーム、観光開発ブームによって、多くの入会林野が解体過程の進行を速めたのである。例えば、長野県では「村むらのもと共有林および現共有林を、もっとも激しく襲ったのである」（橋本玲子（1978）。山村進出資本の動向。（林業構造研究会）日本経済と林業山村問題 初版 362頁。東大出版会。ここで言う共有林とは入会林野のことである）という指摘がなされているように、入会林野は地域住民の自律的かつ民主的結合の韌帯として機能し展開しうる一方、巨大資本による他律的な支配の対象となり、歴史的に受け継がれてきた地域資源管理のシステムが破壊される場合との両刃の剣的側面を有するといえるのである。

一方、1991年に森林法が改正され、新たに「流域管

理システム」が林業政策としてスタートしたが、その実態的な動きがあまり認識され得ない感のあるなかで、1996年度に「林野3法」が成立した。こられの評価は、学問的な評価が定まっているとはいいがたいものである。さらに、入会林野整備事業とこうした林政との関わりは十分でなく、また実態も把握し難い。しかし、本研究にてみたように、入会林野の解体過程と林業上の法律や政策・施策は密接な関わりがある。また、世界の経済はIMF・GATT体制からWTO体制に移行し、枠組みが先進国と近年対抗的勢力として力をつけてきているアジア各国等の思惑のなかで選択され、そのもとにわが国の諸政策が対応しているという関係がみられるが、さらにその諸政策に新林業法制がしかれている。したがって、入会林野に関する研究の今後の課題の1つは、実態の進展をみながら、このような枠組みをふまえたものとしてゆく必要があるであろう。

さらに、過去の研究の論点としてみられた見解に「入会とは封建的である」と「入会は歴史的矛盾を止揚した存在」といったものが存在したが、「入会林野の解体過程」という観点による本研究においては、どちらか一方を真なる命題かつ他方を偽なる命題とすることは不可能である。なぜなら、第2章でみたように、あるいは第3章の実態の過程にみたように、入会という型態は、ある社会経済的背景のもとでの局面では、近代的ともいえる合理性を発揮しているように解釈できる場合がみられる一方、まさに「遺制」というべき様相をみせるものでもあるからである。したがって、ある特定の入会集団自体から何らかの理念を引っぱり出すよりも、全体の状況や背景との関係において、個々のケースに応じてその性格を時々判断すべきと考えられる。そしてさらに、以上までに述べたことから、入会林野が地域資源として地域社会の近代的組織の結合の要となっている実態を把握し、描き出し、その要因を分析することが今後の課題の中心となるといえよう。そして、本研究はそのような入会林野の現代的存在意義についての分析をより明瞭にする分析装置・分析視角である「入会林野の解体過程」を明らかにした。そしてこのような観点から諸外国の入会的利用形態のケースを比較していくことが、重要であろう。

以上、本研究は歴史的な資料に基づく調査・分析、集落単位のアンケート調査、聞き取り調査、統計的分析、等及び、施策に関する最新の情報をふくめ、ありとあらゆる手だてを用いて研究の目的および課題に接近した。そして、そのすべてを統合する視角が「入会林野の解体過程」である。

## 参 考 文 献 一 覧

著 者 名	単編	発行年	書 名	第何版	発 行 所	発行地
1 赤羽 武		1969	山村経済の解体と再編	初	日本林業調査会	東京
2 安達生恒	編	1979	農林業生産力論	初	お茶の水書房	東京
3 赤井英夫		1984	新日本林業論	初	日本林業調査会	東京
4 有馬 哲	編	1987	多変量解析のはなし	初	東京図書	東京
5 有永明人・笠原義	編	1988	戦後日本林業の展開過程	初	筑波書房	東京
6 淡路剛久	編	1991	民法II 物権	初	有斐閣	東京
7 赤羽 武	編	1992	日本林業の生産構造	初	(財)農林統計協会	東京
8 荒井直樹		1995	環境マネージメント・監査入門	初	日本規格協会	東京
9 青木昌彦	編	1996	経済システムの比較制度分析	初	東大出版会	東京
10 朝野熙彦		1996	入門 多変量解析の実際	初	講談社	東京
11 井上幸治	編	1967	東洋経済史学入門	初	廣文社	東京
12 岩井万亀		1976	入会権その債権性と近代化	初	法律文化社	東京
13 五十嵐 清		1979	法学入門	初	一粒社	東京
14 (植村)公有調会	編	1959	共同林と森林組合の研究	初	財団法人 林野弘済会	東京
15 ウェストビー		1990	森と人間の歴史	初	築地書館	東京
16 宇沢弘文	編	1994	社会的共通資本	初	東大出版会	東京
17 遠藤治一郎		1957	日本林野入会権論	改訂版	公有林野調査会, 林野共済会	東京
18 遠藤 浩	編	1992	民法(1) 総則	第3版	有斐閣	東京
19 遠藤 浩	編	1992	民法(2) 物権	第3版	有斐閣	東京
20 仰木重蔵		1968	保安林政策100年の変遷	初	日本林業技術協会	東京
21 大崎正治		1981	「鎖国」の経済学	初	J I C C 出版局	東京
22 岡田秀二		1988	地域開発と山村・林業の再生	初	社陵高速印刷株式会社出版部	岩手県
23 大淵英雄		1993	地方制度と生活意識	再版	慶應通信株式会社	東京
24 荻野敏雄		1993	日本現代林政の激動過程	初	日本林業調査会	東京
25 川瀬善太郎		1903	林政要論 全	初	有斐閣書房, 成美堂	東京
26 川瀬善太郎		1912	公有林及共同林役	初	三浦書店	東京
27 戒能通孝		1943	入会の研究	初	日本評論社	東京
28 甲斐原一郎		1955	林業政策論	初	(財)林野弘済会	東京
29 川島武直	編	1959	入会権の解体I	初	岩波書店	東京
30 川島武直	編	1961	入会権の解体II	初	岩波	東京
31 梶 豊	編	1962	日本林業八十年史	初	(社)大日本山林会	東京
32 カー, E. H.		1962	歴史とは何か	初	岩波書店	東京
33 川島武直		1967	日本人の法意識	初	岩波書店	東京
34 川島武直	編	1969	入会権の解体III	初	岩波	東京
35 金丸平八		1969	日本林政の史的研究	初	三弥井書店	東京
36 川島武直		1983	川島武直著作集 第8巻	初	岩波書店	東京
37 川島武直		1986	川島武直著作集 第9巻	初	岩波書店	東京
38 川島武直		1987	新版 所有権法の理論	新版	岩波書店	東京
39 加藤一郎	編	1992	現代法学入門	第3版	有斐閣	東京
40 嘉田良平		1996	農政の転換	初	有斐閣	東京
41 桐山良賢		1991	入会権の評価と補償	初	東京出版	東京
42 黒田迪夫	編	1979	農山村振興と小規模林業経営	初	日本林業技術協会	東京
43 黒木・中尾・半田	編	1989	林野入会権(その整備と課題)	初	一粒社	東京
44 小出房吉		1908	森林政策	初	内田老鶴圃	東京
45 近藤康夫	編	1955	村の構造	初	東京大学出版会	東京
46 公有林野調査会		1959	公有林野の実態とその問題点	初	財団法人 林野弘済会	東京
47 小林良政		1970	アジア的生産様式研究	初	大月書店	東京



48	公有林野全協会	編	1987	入会事業通達集	初	日本林業調査会	東京
49	山村振興調査会	編	1967	日本の山村問題	初	東京大学出版会	東京
50	山村振興調査会	編	1969	日本の山村問題II	初	東京大学出版会	東京
51	山村振興調査会	編	1970	過疎問題と山村振興	再版	古今書院	東京
52	山村振興調査会	編	1971	山村の変貌と開発	初	古今書院	東京
53	斉藤春造	編	1976	過疎の実証分析	初	(財)法政大学出版局	東京
54	佐藤百喜		1978	入会権公権論	復刻版	お茶の水書房	東京
55	島田錦蔵		1941	森林組合論	初	岩波書店	東京
56	島田錦蔵		1943	森林組合通義	初	秋豊園出版部	東京
57	潮見俊隆	編	1962	日本林業の分析 山村社会の構造	初	林野庁調査課図書	東京
58	塩谷 勉	編	1972	林業の展開と山村経済	初	お茶の水書房	東京
59	椎名重明	編	1978	土地公有の史的研究	初	お茶の水書房	東京
60	森林開発公団委	編	1987	森林開発公団三十年史	初	森林開発公団	東京
61	末広厳太郎		1925	農村法律問題	初	改造社	東京
62	鈴木尚夫		1971	林業経済論序説	復刊	東京大学出版会	東京
63	末広厳太郎		1977	農村法律問題	初	農山漁村文化協会	東京
64	鈴木尚夫	編	1984	現代林業経済論	初	日本林業調査会	東京
65	鈴木 茂	編	1991	リゾートの総合的研究	初	晃洋書房	京都
66	杉山道雄	編	1993	環境保全と山村農業	初	日本経済評論社	東京
67	全森連	編	1979	森林組合法の解説	初	地球社	東京
68	全森連	編	1987	林業を担う主体の動向	初	(社)全国農林統計協会連合会	東京
69	園部一郎		1940	林業政策 上巻	初	(合)西ヶ原刊行社	東京
70	高橋七五三		1956	林業経済の基礎理論	初	理論社	東京
71	高須徹明	編	1966	入会林野近代化の指標	初	日本林材新聞社	東京
72	高須徹明	編	1967	入会林野近代化法の解説	初	日本林業調査会	東京
73	瀧川政次郎		1985	日本法制史(上・下)	初	講談社	東京
74	多辺田政弘		1990	コモンズの経済学	初	学陽書房	東京
75	筒井迪夫	編	1982	森林保全詳説	初	農林出版株式会社	東京
76	テンニエス		1957	ゲマイン。とゲゼル。(上,下)	初	岩波書店	東京
77	帝国森林会	編	1978	森林学	初	共立出版	東京
78	寺西俊一	共著	1991	環境経済学(有斐閣ボックス)	初	有斐閣	東京
79	ジョン・ディクソン	編	1991	環境はいくらか	初	築地書館	東京
80	ジョン・ディクソン	編	1993	環境の経済評価テクニック	初	築地書館	東京
81	所 三男		1980	近世林業史の研究	第2版	吉川弘文館	東京
82	奈良正路		1931	入会権論	第4版	萬里閣	東京
83	中尾英俊		1965	林野法の研究	初	勁草書房	東京
84	中尾英俊		1969	入会林野の法律問題	初	勁草書房	東京
85	奈良正路		1981	入会権論	初	農山漁村文化協会	東京
86	永田恵十郎		1988	地域資源の国民的利用	初	(社)農山漁村文化協会	東京
87	永田恵十郎	編	1989	過疎山村の再生	初	お茶の水書房	東京
88	成瀬龍夫		1989	生活様式の経済理論	初	お茶の水書房	東京
89	西川善介		1957	林野所有の形成と村の構造	初	お茶の水書房	東京
90	日本林材新聞社	編	1964	林業基本法の国会記録と解説	初	日本林材新聞社	東京
91	日本の農業 57	誌	1968	林野利用(東北地方)	初	不二出版株式会社	東京
92	日本の農業 65	誌	1969	入会林野の畜産利用	初	不二出版株式会社	東京
93	日本の農業 75	誌	1971	農村地域開発と集落再編成	初	不二出版株式会社	東京
94	日弁連委員会	編	1991	森林の明日を考える	初	有斐閣	東京
95	野口俊邦	論	1987	山村経済構造の変貌と農林家の存在形態に関する研究			信州大
96	長谷川宏二		1972	山村集落の構造変化過程	初	(財)山村振興調査会	東京
97	長谷川昭彦		1987	地域の社会学	初	日本経済評論社	東京
98	長谷川昭彦		1987	地域の社会学	初	日本経済評論社	東京
99	ジョン・パーリン		1994	森と文明	初	晶文社	東京
100	日出英輔	共著	1973	森林法(特別法コンメンタール)	初	第一法規出版	東京

101	平松 紘		1995	イギリス環境法の基礎研究	初	敬文堂	東京
102	ヴィノグラドフ		1972	法における常識	初	岩波書店	東京
103	古島敏雄	編	1949	山村の構造	初	日本評論社	東京
104	古島敏雄	編	1955	日本林野制度の研究	初	財団法人 東京大学出版会	東京
105	古島敏雄	編	1958	日本地主制史研究	初	岩波書店	東京
106	福島正夫		1962	地租改正の研究	初	有斐閣	東京
107	福島正夫	編	1966	林野入会権の本質と様相	初	(財)東京大学出版会	東京
108	藤本 猛		1982	林業経営の法律実務	初	清文社	東京
109	藤田 勇		1989	近代の所有観と現代の所有問題	初	日本評論社	東京
110	分収林制度研究会	編	1984	分収林特別措置法の解説	初	創造書房	東京
111	北条 浩		1965	入会権学説集(私法編上)	初	徳川林政史研究所	東京
112	北条 浩		1966	入会権学説集(私法編下)	初	徳川林政史研究所	東京
113	北条 浩		1975	公有林野政策と入会の変容	初	徳川林政史研究所	東京
114	北条 浩		1977	林野入会の史的研究(上)	初	お茶の水書房	東京
115	北条 浩		1979	近世における林野入会の諸形態	初	お茶の水書房	東京
116	北条 浩		1979	林野法制の展開と村落構造	初	お茶の水書房	東京
117	北条 浩		1983	明治国家の林野所有と村落構造	初	お茶の水書房	東京
118	細田衛士	編	1996	持続可能性の経済学	初	慶應大学出版会	東京
119	松波秀実		1925	明治林業使用後	初	大日本山林会	東京
120	松木洋一		1992	日本農林業の事業体分析	初	日本経済評論社	東京
121	宮本憲一		1967	社会資本論	初	有斐閣	東京
122	宮本憲一	編	1989	公共性の政治経済学	初	自治体研究社	東京
123	宮本憲一		1989	環境経済学	初	岩波書店	東京
124	宮本憲一	編	1990	地域経済学(有斐閣ボックス)	初	有斐閣	東京
125	宮本憲一		1992	環境と開発	初	岩波書店	東京
126	メイサー, アルフレッド		1992	世界の森林資源	初	築地書館	東京
127	森 巖夫		1973	山村経済論	初	農林出版株式会社	東京
128	森 巖夫		1980	「山」の政治と経済	初	清文社	東京
129	森・熊崎	共著	1982	センサスにみる日本の林業	初	(財)農林統計協会	東京
130	森 巖		1982	日本林業の構造	初	(財)農林統計協会	東京
131	森 巖	編	1983	林業経済論	初	(財)農文協	東京
132	山田良治	編	1989	戦後日本の土地問題	初	ミネルヴァ書房	京都
133	八尋宣子	論	1989	入会林野利用と集落構造に関する理論的並びに実証的研究			九州大
134	山田良治		1992	開発利益の経済学	初	日本経済評論社	東京
135	横尾正之		1952	林野入会権の法的構造	初	財団法人 農林協会	東京
136	林野庁監修		1958	分収造林の詳解	初	官庁新聞社	東京
137	林野庁	編	1959	日本林業発達史(上)	初	林野庁	東京
138	林野庁監修		1962	公団造林の解説	初	(社)日本林業協会	東京
139	林業構造研究会	編	1978	日本経済と林業・山村問題	初	東京大学出版会	東京
140	林政総合協議会	編	1980	日本の造林百年史	初	日本林業調査会	東京
141	林政総研レポ27	誌	1985	入会林野整備と生産森林組合	初	林政総合調査研究所	東京
142	林政総研レポ28	誌	1985	林地移動と森林管理	初	林政総合調査研究所	東京
143	林政総研レポ29	誌	1985	国有林野と地域経済	初	林政総合調査研究所	東京
144	林政総研レポ30	誌	1986	森林・林業の評価手法	初	林政総合調査研究所	東京
145	林政総研レポ33		1987	森林の適正管理	初	林政総合調査研究所	東京
146	林政総研レポ34		1987	都市近郊林の整備及び利用	初	林政総合調査研究所	東京
147	林政総研レポ37	誌	1989	林地所有の利用管理の適正化	初	林政総合調査研究所	東京
148	林政総研レポ38	誌	1990	林業法人の実態と課題	初	林政総合調査研究所	東京
149	林政総研レポ42	誌	1992	林業の労働条件—現状と課題—	初	林政総合調査研究所	東京
150	渡辺洋三		1972	入会と法	初	東大出版会	東京
151	渡辺洋三	編	1974	入会と財産区	初	勁草書房	東京
152	渡辺洋三		1985	財産権論	初	一粒社	東京
153	ワイゼッカー		1994	地球環境政策	初	有斐閣	東京

## あ　と　が　き

信州大学農学部学部生のとき、1989年林業経済学会秋季大会シンポジウムの統一テーマとして「入会林野」が取り上げられた。それへの参加を機会として抱いた漠たる内的疑問は、その後の私の学生・院生生活における研究上の中心的関心として在り続けた。

本研究論文で述べたように、入会林野は複雑で捉えがたく、含まれている問題も多様である。当然のことながら本研究でそのすべてを解き明かしたわけではないが、その結果の一部が本研究論文に結実したことは、幸運であった。これも多くの方々のご協力のあればこそである。

特に、恩師野口俊邦教授には、公私にわたり、さまざまなご面倒をおかけしながらも、あたたかく自主性を尊重しながら研究活動を見守ってくださり、また終始適切なお指導を賜った。心より御礼申し上げます。

また、九州大学農学部林政学教室の佐藤（八尋）宣子先生には、お忙しい中、論文や資料を提供していただき、お世話になった。この場を借りて御礼申し上げます。

そして、連合大学院構成大学教職員のみなさま、図書館職員のみなさまには、目に見えないところで研究活動を円滑に進める力になっていただいていたことに感謝申し上げます。

Summary作成では、岐阜大学連合大学院院生として同じ研究室で約1年を共に過ごしたMd. Abudas Salam (バングラデシュ) 氏に御協力をいただいた。この場を借りて感謝いたします。

最後に、本研究論文は、実態調査等でお世話になった方々をはじめ、多くの方々のご協力の結果によって成り立っているものであり、あらためて研究の途上で出会ったすべての方々に感謝申し上げたい。

## Studies on the Process of Dissolving in Communal Forest

By NAKAGAWA Koji

The Graduate School of Agricultural Science , Gifu University

Science of Biological Production

( Laboratory of Forest Economics Fac.Agri.,Shinshu Univ.)

### Summary

The theme of this study is to investigate and to reevaluate the present and historical situation of 'Iriai Party' and 'Iriai Forest' the Japanese communal forest that has concerned about unwritten common rights by law. Based on the theme, I surveyed a lot of previous studies on 'Iriai' and reconstructed the concept 'the dissolving of common rights in forest' which was mentioned by Social-Law research workers into 'the process of dissolving in communal forest'. So, the purpose of this study is to investigate the situation in more detail through theoretical and positive approach. Thus, concrete assignments are four points as follows : 1) to understand and analyze the distribution of Iriai Forest in all over Japan, 2) to examine the historical trend and present situation of 'the process of dissolving in communal forest', 3) to investigate the tendency about 'the process of dissolving in communal forest', and 4) to analyze the types of Iriai Forest in Japan.

In order to clarify these assignments, the first work was to arrange the general recognition of the fact from previous studies on Iriai in Japan. What these studies said is as follows : form of utilization in communal forest has changed, and has correlated with changing of production style at its place and socioeconomic environment. This recognition includes an index ,mainly based on Social-Law studies, especially in 1960's , for

classifying the transformation in communal forest. But this understanding is not enough to identify the fact that Iriai forest has dissolved.

So, the concept that differentiate the form of transformation of utilization and lapse from exiting form in communal forest is needed. It is described in chapter one.

Based on former concept, it is difficult to explain the actual reasons of not adjusting the real situations because of lack of data about the rate of afforested area and the form of utilization in it. To perform statistical analysis, one must be selected another method. Therefore, this study chose Principal Component Analysis and results are described in chapter two ,in order to make clear about the former assignment 1) and 4).

There are two groups of Iriai Party, one is the modernized and the other is the un-modernized. Then, this study tries to evaluate them as manager by means of many official data and model study. And the model was chosen as because of keeping positive forestry activities in communal forest. It concerns about former assignment 2),it is described in chapter three, as special cases in Nagano prefecture .So, it appears about the problem that 'freedom to live and responsibility to management of Iriai Forest,the communal forest' is the major problem.

In 1991,it is possible to find a legal person of communal party as Iriai Party. This is an important point for former assignment 3), and it is described in chapter four.

In chapter two, general conditions about Iriai Forest and Party were explained. There are big troubles in its economical situation for legal person as forestry manager which was established by forestry policies of modernization on communal forest. The other problems for un-modernized group of Iriai Party are: they don't accept the policies and make one of the obstacles.

Basically the policies are beneficial,but there should be a lot of improvements in it. Then, according to the result of Principal Component Analysis,it is clear that the types of Iriai Forest had 3 indices: contents of rights,ways of utilization for forest and forms of possession on papers. In Nagano, communal forests are not different types than others.

In chapter three, results of investigation of actual situation of Iriai Party and Forest: Nakayama community in Komagane city of Nagano prefecture are described. It was cleared about historical place and use for communal forest by using existent communal records. And there has been controlled forestry activities for a long time based on communal customs. Results of the questionnaire survey indicate that, as a result of the activities that have been continued seems that Iriai Party have an experience that have brought big economical benefits for themselves. In this case, it is concluded that Iriai has an important role in regional area as a protector of nature and resource manager,if it could be conscious about self-responsibility and free activities.

In chapter four, new trend about legal person and Iriai Party is clarified. It has relationship between forestry policies and the process of dissolving in communal forest.

This study tries to meet the purposes and assignments by using many possible ways : historical but existent communal records, questionnaire survey, hearing research, statistical methods, official data, the most newest information of forestry policies, and so on.

Consequently,considering all the factors,it is concluded that 'the process of dissolving in communal forest' is useful concept for investigating actual or historical conditions on all around about 'Iriai'.

The next important thing is to compare the Japanese Iriai with the other countries Iriai.